

平成二三年には特許法等の半世紀に一度ともいわれるような大改正（通常実施権等の登録対抗制度の見直し、冒認出願等に関する救済措置の整備、再審の訴え等における主張の制限、審決の確定の範囲等に係る規定の整備等）が行われ、また、平成二四年には著作権法の大きな改正（「権利制限の一般規定」（日本版フェアユース）ともいわれる、いわゆる「映り込み」等に係る規定の整備、技術的保護手段に係る規定の整備等）も行われ、知的財産法制度は大きな変革期を迎えている。

知的財産法については、実務上も学習上も、まず法文の構造と内容を正確に理解することが重要である。そして、近年においては、法令の内容を理解するためには、裁判所が具体的事案のなかで法令を解釈適用した結果である判例の理解が欠かせないものとなっている。

有斐閣では、総合法令集として六法全書及びポケット六法を刊行しているが、これらは単純な法令集ではなく、参照条文など法令の内容や構造を体系的に理解させるための工夫が施され、それにより確固たる地位を築いている。また、平成元年より判例付きの判例六法を刊行し、条文と判例の一体的理解に役立つものとして圧倒的な支持を得てきた。このように、法令集に対するニーズも、法令を体系的に整序し、製本して提供するにとどまらず、法令に関連する周辺の情報を併せて取り込むことにより、法令の内容を有機的効率的かつわかりやすく理解することができるものに重点が移っていると思われる。

そこで、近年の知的財産法の社会的なニーズが高まるなかで、六法の編集で培われてきた様々なノウハウを生かし、知的財産法に特化した判例付きの法令集を作るというのが本書の趣旨である。

平成二三年には特許法等の半世紀に一度ともいわれるような大改正（通常実施権等の登録対抗制度の見直し、冒認出願等に関する救済措置の整備、再審の訴え等における主張の制限、審決の確定の範囲等に係る規定の整備等）が行われ、また、平成二四年には著作権法の大きな改正（「権利制限の一般規定」（日本版フェアユース）ともいわれる、いわゆる「映り込み」等に係る規定の整備、技術的保護手段に係る規定の整備等）も行われ、知的財産法制度は大きな変革期を迎えている。

知的財産法については、実務上も学習上も、まず法文の構造と内容を正確に理解することが重要である。そして、近年においては、法令の内容を理解するためには、裁判所が具体的事案のなかで法令を解釈適用した結果である判例の理解が欠かせないものとなっている。

有斐閣では、総合法令集として六法全書及びポケット六法を刊行しているが、これらは単純な法令集ではなく、参照条文など法令の内容や構造を体系的に理解させるための工夫が施され、それにより確固たる地位を築いている。また、平成元年より判例付きの判例六法を刊行し、条文と判例の一体的理解に役立つものとして圧倒的な支持を得てきた。このように、法令集に対するニーズも、法令を体系的に整序し、製本して提供するにとどまらず、法令に関連する周辺の情報を併せて取り込むことにより、法令の内容を有機的効率的かつわかりやすく理解することができるものに重点が移っていると思われる。

そこで、近年の知的財産法の社会的なニーズが高まるなかで、六法の編集で培われてきた様々なノウハウを生かし、知的財産法に特化した判例付きの法令集を作るというのが本書の趣旨である。

平成二三年には特許法等の半世紀に一度ともいわれるような大改正（通常実施権等の登録対抗制度の見直し、冒認出願等に関する救済措置の整備、再審の訴え等における主張の制限、審決の確定の範囲等に係る規定の整備等）が行われ、また、平成二四年には著作権法の大きな改正（「権利制限の一般規定」（日本版フェアユース）ともいわれる、いわゆる「映り込み」等に係る規定の整備、技術的保護手段に係る規定の整備等）も行われ、知的財産法制度は大きな変革期を迎えている。

知的財産法については、実務上も学習上も、まず法文の構造と内容を正確に理解することが重要である。そして、近年においては、法令の内容を理解するためには、裁判所が具体的事案のなかで法令を解釈適用した結果である判例の理解が欠かせないものとなっている。

有斐閣では、総合法令集として六法全書及びポケット六法を刊行しているが、これらは単純な法令集ではなく、参照条文など法令の内容や構造を体系的に理解させるための工夫が施され、それにより確固たる地位を築いている。また、平成元年より判例付きの判例六法を刊行し、条文と判例の一体的理解に役立つものとして圧倒的な支持を得てきた。このように、法令集に対するニーズも、法令を体系的に整序し、製本して提供するにとどまらず、法令に関連する周辺の情報を併せて取り込むことにより、法令の内容を有機的効率的かつわかりやすく理解することができるものに重点が移っていると思われる。

そこで、近年の知的財産法の社会的なニーズが高まるなかで、六法の編集で培われてきた様々なノウハウを生かし、知的財産法に特化した判例付きの法令集を作るというのが本書の趣旨である。

はしがき

本書では、工業所有権法（産業財産権法）四法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）、不正競争防止法、著作権法を中心とし、実務上学習上参照頻度の高い法令を中心に収録した。

上記基本六法令については、以下のような工夫を行った。

第一に、判例を該当する条文に添付する形で付加した。判例付き六法として、条文に関連判例を添付させる類書は存在するが、知的財産法の法令集としては初めての試みである。

第二に、参照条文を付した。さらに、特許法において、他の産業財産権法との対照関係を示す参照条文を別建てとして設け、四法等対照で理解する学習・実務ニーズに応じられるものとした。

第三に、最新改正の箇所を明示し、重要な旧規定を併記した。

第四に、準用読替条文の読替を織り込んだ結果の内容を示した。

第五に、条文中で他の条文を準用・引用する場合にその条文の内容を簡潔に注記した。

本書の編集に当たっては、判例六法における編集協力者である平嶋竜太筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授にご協力いただいた。記してお礼申し上げます。

二〇一三年一月

大淵哲也

目次

◇ 産業財産権法

○ 知的財産基本法（平成一四法一二二）	9
● 特許法（昭和三四法一二一）	13
○ 特許法施行令（昭和三五政一六）	100
○ 特許法施行規則（昭和三五通産一〇）（抄）	103
○ 特許登録令（昭和三五政三九）	125
○ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律 （昭和五三法三〇）	132
● 実用新案法（昭和三四法一二三）	136
○ 実用新案法施行令（昭和三五政一七）	165
○ 実用新案法施行規則（昭和三五通産一二）（抜粋）	167
○ 実用新案登録令（昭和三五政四〇）	168
● 意匠法（昭和三四法一二五）	170
○ 意匠法施行令（昭和三五政一八）	195
○ 意匠法施行規則（昭和三五通産一二）（抜粋）	195
○ 意匠登録令（昭和三五政四一）	196

目次

● 商標法（昭和三四法一二七）	198
○ 商標法施行令（昭和三五政一九）	250
○ 商標法施行規則（昭和三五通産一三）（抜粋）	252
○ 商標登録令（昭和三五政四二）	254
○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 （平成二法三〇）（抄）	257
○ 弁理士法（平成一二法四九）（抄）	262
○ 種苗法（平成一〇法八三）	272
○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律 （昭和六〇法四三）（抄）	283
◇ 不正競争防止法	
● 不正競争防止法（平成五法四七）	288
○ 不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事 件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則 （平成二三最高裁規四）	310
◇ 著作権法	
● 著作権法（昭和四五法四八）	313
○ 著作権法施行令（昭和四五政三三五）（抄）	388

○映画の盗撮の防止に関する法律（平成一九法六五）	399
○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六二法六五）（抄）	400
○著作権等管理事業法（平成一二法一三二）（抄）	400
◆条約	
○工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（昭和五〇条二）（抄）	404
○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（昭和五三条一三）（抄）	410
○知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C）（平成六条一五）（抄）	422
○標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（平成一一条一八）（抄）	434
○文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（昭和五〇条四）（抄）	439

判例索引	457
事項索引	460
略称解	462

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

●特許法

(昭和三四・四・一三)
法 一一二

施行 昭和三五・四・一

- 改正 昭和三七法一四〇・法一六一、昭和三九法一四八、昭和四〇法八一、昭和四一法九八・法一一一、昭和四五法九一、昭和四六法四二・法九六、昭和四八法一〇〇、昭和五〇法四六、昭和五三法二七・法三〇、昭和五六法四五、昭和五七法八三、昭和五八法七八、昭和五九法二三・法四四、昭和六〇法四一、昭和六二法二七、昭和六三法九一、平成二法三〇、平成五法二六・法八九、平成六法一一六、平成七法九一、平成八法六八・法二〇、平成一〇法五一、平成一一法四一、法四三・法五一・法一六〇・法二二〇、平成一三法九六、平成一四法三四・法一〇〇、平成一五法四七・法六一・法一〇八、平成一六法七六・法七九・法八四・法一二〇・法一四七、平成一七法七五・法一〇二、平成一八法五五・法一〇九、平成二〇法一六、平成二二法六三、平成二四法三〇

目次

- 第一章 総則(一条―二八条)
 - 第二章 特許及び特許出願(二九条―四六条の二)
 - 第三章 審査(四七条―六三条)
 - 第三章の二 出願公開(六四条―六五条)
 - 第四章 特許権
 - 第一節 特許権(六六条―七六条・◆〔実施権〕・七七条―九九条)
 - 第二節 権利侵害(◆〔I〕 国際裁判管轄・◆〔II〕 外国特許権に係る準拠法・◆〔III〕 特許侵害物品の水際規制・一〇〇条―一〇六条)
 - 第三節 特許料(一〇七条―一一二条の三)
 - 第五章 削除(一二三条―一二〇条)
 - 第六章 審判(一二一条―一七〇条)
 - 第七章 再審(一二七条―一七七条)
 - 第八章 訴訟(一二八条―一八七条の二)
 - 第九章 特許協力量約に基づく国際出願に係る特例(一八四条の三―一八四条の二)
 - 第十章 雑則(一八五条―一九五条の四)
- 特許法 (一条―二条) 第一章 総則

第十一章 罰則(一九六条―二〇四条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

▽〔対応規定〕新案一、意匠一、商標一、不正競争一、著作一

(定義)

第二条① この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

② この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

③ この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
一 物(プログラム等を含む。以下同じ)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ)をすする行為

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をすする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をすする行為

④ この法律で「プログラム等」とは、プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ)その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

▼〔実施〕TRIPS協定二八、六八、六八の二(排他的権利の内容)・六五①、一八四の二①(補償金請求権)・TRIPS協定二八、七七、七八(実施許諾)・七九、一七六(先使用による実施権)・三五①、八〇―八三、九二、九三(他の法定実施権)・六九①(試験研究のための実施)・四八の六(優先審査)・一二三(物についての対照規定)・民八五(有体物、不正競争)⑩(プログラムを含む)〔物についての対照規定〕新案二・七②、意匠三七②(プログラム等を含む) ④(プログラム等)についての対照規定・新案二・七②、意匠三七②(プログラム)についての対照規定・不正競争二

⑧(プログラム)についての対照規定・著作二①十の二

▽〔対応規定〕新案二、意匠二、商標二

① 発明

特許に値すべき発明の本体は自然法則の利用によって一定の文化目的を達するに適する技術的考案ということにあり、何ら装置を用いず、また、自然力を利用した手段を施していない発明については、特許に値する工業的発明であるとはいえない。(旧法事件)【最判昭28・4・30民集七・四・四六一(欧文字単一電報機語作成方法事件)特許百選(三版)一】

② 電柱及び広告板を数個の組として電柱に付した拘止具によって、一定期間ずつ移動順回して掲示させることによって広告効果を高めようとする電柱広告方法なる特許出願について、広告板の移動順回には少しも自然力を利用するものではなく、工業的発明を構成するものということができない。(旧法事件)【東京高判昭31・12・25行裁七・二二・三二五七(電柱広告方法事件)特許百選(三版)二】

③ 特定の飼料を給餌することによって、斑文あるいは色調の色揚げ効果高めることを特徴とした錦鯉及び金魚の飼育方法なる発明の特許について、単なる自然法則の「発見」を超えて、自然法則を利用した技術的思想の創作といふ得る要素が含まれており、産業上利用できるものであるから、単なる「発見」に対してなされたものではない。(東京高判平2・2・13判時一三四八・一三九(錦鯉飼育法事件)特許百選(四版)四)

④ 本条一項における「発明」という技術的思想の技術内容としては、当該技術分野における通常の知識を有する者が反復実施して目的とする技術効果を上げることができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成されていないけれども完成のものであって、その程度にまで構成されていないものは発明として未完成のものであって、本条一項における「発明」とはいえない。(最判昭52・10・13民集三・六・八〇五(薬物製品事件)特許百選(四版)六)

⑤ 原子核分裂現象を利用するエネルギー発生装置を得ることを目的とする発明については、少なくとも定常的かつ安全にそのエネルギーを取り出せるよう作動するまでに技術的に完成したものでなければならぬのであり、発明の技術内容は、その技術分野における通常の知識・経験を持つ者であれば何人でもこれを反復実施してその目的とする技術効果を上げることができる程度にまで具体化され、客観化されていなければならないのであって、その技術内容がこの程度に構成されていないものは、発明としては未完成である。(旧法事件)【最判昭44・1・28民集三・一・五四(原子力エネルギー発生装置事件)特許百選(四版)五】

⑥ 本条一項にいう「自然法則を利用した」発明とは、当業者がそれを反復実施することにより同一結果を得られること、すなわち、反復可能性のあることが必要であるが、この反復可能性とは、「桃の新品種黄桃の育種増殖法」

という「植物の新品種を育種し増殖する方法」に係る発明の育種過程に關しては、その特性にかんがみ、科学的にその植物を再現することが当業者において可能であれば足り、その確率が高いことを要しない。(最判平12・2・29民集五四・二・七〇九(倉方黄桃事件)特許百選(四版)七)

⑦ 回路の特性を表す非線形連立方程式についての「連立方程式解法」なる発明について、数学的課題の解析方法自体や数学的な計算手順を示したにすぎないものは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するものでなく、特許を受けることができないと判断した事例(東京高判平16・12・21判時一八九・一三九(回路シミュレーション方法事件)特許百選(四版)一)

⑧ 特許請求の範囲に何らかの技術的手段が提示されているとしても、記載内容を全体として考察した結果、発明の本質が、精神活動それ自体に向けられている場合は、本条一項に規定する「発明」に該当しないもの、人の精神活動による行為が含まれている、又は精神活動に關連する場合であっても、発明の本質が、人の精神活動を支援する、又はこれに置き換わる技術的手段を提供するものである場合は、「発明」に当たらないとしてこれを特許の対象から排除すべきではないとして、「双方向歯科治療ネットワーク」なる発明みると、コンピュータに基づいて機能する、歯科治療を支援するための技術的手段を提供するものと理解できることから、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に当たる。(知財高判平20・6・24判時二〇二六・一三三(双方向歯科治療ネットワーク事件)特許百選(四版)二)

⑨ 技術的思想の創作が、その構成中に、人の精神活動、意思決定又は行動態様を含んでいたり、人の精神活動等と密接な関連性があったりする場合において、そのことのみを理由として、本条一項所定の「発明」であることを否定すべきではなく、特許請求の範囲の記載全体を考察し、かつ、明細書等の記載を参酌して、自然法則の利用されている技術的思想の創作が、課題解決の主要な手段として示されていると解される場合には、同項所定の「発明」に該当する。(知財高判平20・8・26判時二〇四一・一二四(対訳辞書事件)特許百選(四版)三)

⑩ 「使用」とは、発明の目的を達するような方法で当該発明に係る物を用いることをいう。(大阪地判平18・7・20判時一九六八・一六四(台車固定装置事件)一六八条)

第三條 (期間の計算)

第三条① この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、

次の規定による。

一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、曆に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

② 特許出願、請求その他特許に関する手続（以下単に「手続」という。）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、一月二十九日から翌年の一月三日までの日）に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

▼①「二」同旨規定→民一四〇 ②「二」同旨規定→民一四三
▼準用規定→新案二の五①、意匠六八①、商標七七①

（期間の延長等〔法定期間の延長〕）

第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第四十六条の二第二項第三号（実用新案登録に基づく特許出願ができる期間）、第百八条第一項（特許料の納付期限）、第百二十一条第一項（拒絶査定不服審判の請求期間）又は第百七十三条第一項（再審の請求期間）に規定する期間を延長することができる。

▼①分割出願の期間延長→四四⑤⑥ ⑥類似規定→一七八⑤
▼準用規定→新案一四の二⑤、三九の二④、四五②、五四の二⑤、意匠六八①、商標七七①

【前七―指定期間の延長、指定期日の変更】

第五条① 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続すべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

② 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

▼「審判長→一三八」審査官→四七 ①類似規定→民訴九六① ②対照規定→民訴九三③④ ③「請求による期日変更の事由→特許則四の二③④」
▼準用規定→新案二の五①、意匠六八①、商標七七①

（法人でない社団等の手続をする能力）

第六条① 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めが

あるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一 出願審査の請求をすること。

二 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。
第百七十一条第一項（再審の請求）の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。
② 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることができない。

▼①「同旨規定→行審一〇、民訴二九」法人→民三三 ①「二」出願審査の請求→四八の二
▼「対照規定→新案二の四」準用規定→意匠六八②、商標七七②

（未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）

第七条① 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

② 被保佐人が手続するには、保佐人の同意を得なければならない。

③ 法定代理人が手続するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

④ 被保佐人又は法定代理人が、相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

▼「手続→三」本条違反の効果→一七③②「手続補正命令→一八①」手続却下→「追認→一六」同旨規定→民訴三一「未成年者→民四〇、七五三」成年被後見人→民七八「法定代理人→民八八、八三二」未成年者→民八三二「成年被後見人→但」民五〇但③、六①、七五三 ①「同旨規定→民三三①」被保佐人→民一一、一二「保佐人→民八七六の二」後見監督人→民八四八―八五二 ①「同旨規定→民訴三二①」審判→二二三、一二五の二「再審→一七一」
▼準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（在外者の特許管理人）

第八条① 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。

② 特許管理人は、一切の手續及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

▼⁺本条の特例→一八四の一（在外者に関する送達→一九二（在外者に関する管轄）→一五（在外者に関する期間制限の特例→一二の二①、一二の二②、一七三②）【条約の規定→パリ約三③】）【⁺手続→三②（住所→民三二）（居所→民三三）（営業所→パリ約三）【政令で定める場合→特許令（日本に滞在しているとき）】

（代理権の範囲）

第九条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手續をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項（特許出願等に基づく優先権主張）の優先権の主張若しくはその取下げ、第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の委任をすることができない。

▼⁺一般規定→民一〇三【類似規定→民訴五五②】【代理権の証明→特許則四の三】【⁺手続→三②（本条違反の効果→一七③）（⁺手続補正命令→一八①）（⁺手続却下）（追認→一六②）（⁺営業所→パリ約三）（復代理人→民一〇四、一〇七）

第一〇条 削除

（代理権の不消滅）

第一条 手續をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。

▼⁺一般規定→民二一【類似規定→民訴五八①】【⁺手続→三②】

（代理人の個別代理）

第二条 手續をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。

▼⁺類似規定→民訴五六【⁺手続→三②】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（代理人の改任等）

第一三条① 特許庁長官又は審判長は、手續をする者がその手續をするに適當でないと認めるときは、代理人により手續をすべきことを命ずることができ。

② 特許庁長官又は審判長は、手續をする者の代理人がその手續をするに適當でないと認めるときは、その改任を命ずることができる。

③ 特許庁長官又は審判長は、前二項の場合において、弁理士を代理人とすべきことを命ずることができる。

④ 特許庁長官又は審判長は、第一項又は第二項の規定による命令をした後に第一項の手續をする者又は第二項の代理人が特許庁に対してした手續を却下することができる。

▼⁺類似規定→民訴一五五【⁺手続→三②】⑤【弁理士→弁理士四】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（複数当事者の相互代表）

第一条 二人以上が共同して手續をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項（特許出願等に基づく優先権主張）の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手續については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

▼⁺類似規定→民訴四〇【⁺対比規定→三八（共同出願）→一三二（共同審判）【⁺手続→三②】②】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（在外者の裁判籍）

第一条 在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許管理人があるときはその住所又は居所をもつて、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもつて民事訴訟法（平成八年法律第九号）第五条第四号（日本国内に住所がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴えの管轄）の財産の所在地とみなす。

▼⁺在外者・特許管理人→八【住所→民三二】（居所→民三三）

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（手續をする能力がない場合の追認）

第一六条① 未成年者（独立して法律行為をすることができる者を除く。）又は成年被後見人がした手続は、法定代理人（本人が手続をする能力を取得したときは、本人）が追認することができる。

② 代理権がない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人が追認することができる。

③ 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、被保佐人が保佐人の同意を得て追認することができる。

④ 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

▼⁺「手続」三① ①未成年者・成年被後見人の手続能力→七① ②委任による代理の代理権の範囲→九 ③被保佐人の手続能力→七② ④法定代理人の手続と後見監督人の同意→七③

▽⁺「準用規定」新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（手続の補正）

第一七条① 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書又は第三百二十四条の二第一項（特許無効審判における訂正の請求）の訂正若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。

② 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人は、前項本文の規定にかかわらず、同条第一項の外国語書面及び外国語要約書面について補正をすることができない。

③ 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第七条第一項から第三項まで（手続能力）又は第九条（代理権の範囲）の規定に違反しているとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第九十五条第一項から第三項まで（手数料）の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

④ 手続の補正（手数料の納付を除く。）をするには、次条第二項に規定

する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。

▼⁺「手続」三① ①「特許出願・願書・明細書・特許請求の範囲・図面等」→三六「補正の時期の特例」→一八四の二① ②「類似規定」→二三②「本項の特例」→一八四の五② ③「手続補正書の様式等」→特許則一

▽⁺「対応規定」新案二の二①、意匠六〇の三、商標六八の四〇 ②「対比」→新案六の二（実体的要件についての補正命令） ③「準用規定」→意匠六八②、商標七七② ④「対応規定」→新案二の二⑤

（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）

第一七条の二① 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条（拒絶理由の通知）の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第五十条（第五十九條第二項（拒絶査定不服審判）（第七十四条第一項）において準用する場合を含む。）及び第六十三條第二項（前置審査）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

二 拒絶理由通知を受けた後第四十八條の七（文獻公知発明に係る情報の記載についての通知）の規定による通知を受けた場合において、同条の規定により指定された期間内にするとき。

三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき。

② 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。

③ 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第六項の規定により明細書、特許請求の範囲

及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)。第三十四条の二第一項(仮専用実施権)及び第三十四条の三第一項(仮通常実施権)において同じ。)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

④ 前項に規定するもののほか、第一項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第三十七条の特許発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。

⑤ 前二項に規定するもののほか、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第五十条の二(既に通知された拒絶理由と同である旨の通知)の規定による通知を受けた場合に限る。)において特許請求の範囲について補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 第三十六条第五項(特許請求の範囲の記載)に規定する請求項の削除
二 特許請求の範囲の減縮(第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。)

三 誤記の訂正
四 明りやうでない記載の釈明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)

⑥ 第二百二十六条第七項(独立特許要件)の規定は、前項第二号の場合に準用する。

▼①特許出願→三六「特許査定→五一「査定の送達→五二②、一九〇→一九二「本項による補正とみなされる場合→一八四の七②、一八四の八②、二二「違反の場合の措置→五三(五〇条の二の通知を受けた場合のみ)「補正却下の場合の拒絶理由通知→五四②、二三「違反の場合の措置→五三、四四「補正後の手続→六一―一六四(前置審査)②、特則一、一八四の二②、二「誤訳訂正書の様式→特許則一の一の二「誤訳訂正の他の機会→二六①②、一三四の①②③「特許公報掲載の特則→一九三②③③④「違反の効果→四九①②、五三、一三三①②③④「違反の効果→四九①②③④

五三⑤「特許請求の範囲→三六⑤「既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知→五〇の二⑤⑥「違反の効果→五三
▼③「対応規定→新案二の二②

① 発明のカテゴリーを「物の発明」から「方法の発明」に変更する補正について、「物の発明」として請求していた権利とは異なる効果を有する別の権利を請求することにはならないことから、特許請求の範囲を変更するものであり、平成一八年法律第五五号による改正前の本条第四項「現五項」各号のいずれにも該当しないと判断した事例(知財高判平19・9・20「平18行ケ一〇四九四(ホログラフィック・グレーティング事件)「

(要約書の補正)

第一七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項(特許出願等に基づく優先権主張)の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項(パリ条約による優先権主張の手続)又は第四十三条の二第一項若しくは第二項(パリ条約の例による優先権主張)の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にハーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)(第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあっては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第三十六条の二第二項本文(外国語書面出願の翻訳文提出)及び第六十四条第一項(出願公開)において同じ。)(から一年三月以内(出願公開の請求があつた後を除く。))に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

▼④本条の特則→一八四の二③

第一(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第一七条の四① 特許無効審判の被請求人は、第三百三十四条第一項若しく

は第二項（答弁書の提出）、第三百三十四條の二第五項（特許無効審判における訂正の請求）、第三百三十四條の三（取消しの判決があった場合における訂正の請求、第三百五十三條第二項（職権による審理）又は第三百六十四條の二第二項（特許無効審判における審判の予告）の規定により指定された期間内に限り、第三百三十四條の二第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

② 訂正審判の請求人は、第五百五十六條第一項（審理の終結の通知）の規定による通知がある前（同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

（手続の却下）

第一八条① 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第八八条第一項（特許料の納付期限）に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を却下することができる。

② 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により第九十五条第三項（第三者が出願審査を請求した場合の出願人の手数料納付義務）の規定による手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が第十七条第三項の規定により指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を却下することができる。

▼⁺同旨規定→二三三③【本条の特則→一八四の五③【却下処分の記載事項→特許則一〇一の三【却下処分の謄本の送達→一八九、特許則一六【不服申立前置主義→一八四の二

▼⁺対応規定→新案二の三【準用規定→意匠六八②、商標七七②

（不適法な手続の却下）

第一八条の二① 特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする。

② 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出する機会を与えなければならない。

▼⁺類似規定→一三三の二【審判の場合、民訴一四〇【訴訟の場合 ①【却下処分の記載事項→特許則一〇一の三【却下処分の謄本の送達→一八九、特許則一六 ②【弁明書

の様式→特許則一〇一の四

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（願書等の提出の効力発生時期）

第一九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。）第二十六条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を日本郵便株式会社（郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。

▼⁺一般規定→民九七①【電子情報処理組織による手続の特則→工業所有権手続特三②

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（手続の効力の承継）

第二〇条 特許権その他の特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他の特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

▼⁺特許に関する権利→一三三、三四（特許を受ける権利）、七七（専用実施権）、一三五①、七七八—八三（通常実施権）、九五（質権）

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（手続の続行）

第二一条 特許庁長官又は審判長は、特許庁に事件が係属している場合において、特許権その他の特許に関する権利の移転があつたときは、特許権その他特許に関する権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。

▼⁺類似規定→民訴四九、五〇、一二九【手続続行の通知→特許則一七

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

(手続の中断又は中止)

第二条① 特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立について、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。

② 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

▼^ヤ類似規定→民訴一・二八②
▼^ハ準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

【前同一受継命令】

第三条① 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

② 特許庁長官又は審判官は、前項の規定により指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があつたものとみなすことができる。

③ 特許庁長官又は審判官は、前項の規定により受継があつたものとみなしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

▼^イ類似規定→民訴二一九
▼^ロ準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

【前同一民事訴訟法の準用】

第四条 民事訴訟法第二百二十四条(第一項第六号を除く。)、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第三百十条、第三百十一条及び第三百十二条第二項(訴訟手続の中断及び中止)の規定は、審査、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百二十四条第二項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、審判又は再審の委任による代理人」と、同法第二百七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判長」と、同法第二百八条第一項及び第三百十一条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第三百十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

民事訴訟法の準用語替後の規定

(審査、審判又は再審の手続の中断及び受継)

第一二四條。前項の規定は、審査、審判又は再審の委任による代理人がある間は、適用しない。

(受継の通知)

第二七条 審査、審判又は再審の手続の受継の申立てがあつた場合には、特許庁長官又は審判長は、相手方に通知しなければならない。

第二八条① 審査、審判又は再審の手続の受継の申立てがあつた場合には、特許庁長官又は審判官は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

(特許庁の職務執行不能による中止)

第三〇条 天災その他の事由によつて特許庁が職務を行うことができないときは、審査、審判又は再審の手続は、その事由が消滅するまで中止する。

(当事者の故障による中止)

第三一条① 当事者が不定期間の故障により審査、審判又は再審の手続を行うことができないときは、特許庁長官又は審判官は、決定で、その中止を命ずることができる。

② 特許庁長官又は審判官は、前項の決定を取り消すことができる。

(外国人の権利の享有)

第二五条 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。

二 その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているとき。

三 条約に別段の定があるとき。

▼^イ一般規定→民三②(住所→民二二)〔居所→民二三〕〔営業所→パリ約三三〕〔条約の定め例→パリ約二三〕、TRIPS協定一三三、三(内国民待遇)
▼^ロ準用規定→新案二の五③、意匠六八③、商標七七③

特許法における相互主義と未承認国

① 特許法が外国人の権利の享有について定めた規定における「その者の属する国」とは、外交上承認された国家に限られるのではなく、また外交上の未承認国に対し相互主義の適用を認めるに当たつて政府による決定及び宣明を要するものではないとした原審判断を正当とした事例(最判昭52・2・14判時八四一・二六、特許百選(四版)九八)

(条約の効力)

第二六条 特許に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

▼^ナ一般的最恵国待遇・TRIPS協定四

▽^ナ準用規定→新案二の五④、意匠六八④、商標七七④

(特許原簿への登録)

第二七条① 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

制限

② 特許原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

③ この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

▼^ナ特許原簿→特許登九「四」仮専用実施権→三四の二

② 磁気テープによる調製

↓特許登二〇①(特許登録原簿) ⑤(政令)特許登

▽^ナ対応規定→新案四九、意匠六一、商標七二

(特許証の交付)

第二八条① 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、第七十四条第一項（特許を受ける権利を有する者による特許権の移転の請求）の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

② 特許証の再交付については、経済産業省令で定める。

特許法（二六条―二九条）第二章 特許及び特許出願

第二章 特許及び特許出願

(特許の要件)

第二九条① 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明

二 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

三 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

②

▼^ナ条約の規定→TRIPS協定二七【発明→二〇】特許出願→三六【本条の例外→三〇、四一】パリ約四【要件不充足の効果→四九二、一三三〇】

▽^ナ対応規定→新案三、意匠三、商標二

一 発明者

① 発明者とは、自然法則を利用した高度な技術的思想の創作に参与した者、すなわち、当該技術的思想を当業者が実施できる程度にまで具体的な・客観的なものとして構成する創作活動に参与した者を指すものであり、例えば、管理者として、部下の研究者に対して一般的管理をした者や、一般的な助言・指導を与えた者や、補助者として、研究者の指示に従い、単にデータを取りまとめたり又は実験を行った者や、発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより、発明の完成を援助した者又は委託した者等は、発明者には当たらない。もとより、発明者となるためには、一人の者がすべての過程に参与することが必要ではなく、複数の者が共同で参与することも足りるが、課題を解決するための着想及びその具体化の過程において、一体的・連続的な協力関係の下に、それぞれが重要な貢献をなすことを要する。（知財高判平20・5・29判時二〇一八・一四六（ガラス多孔体事件）特許百選（四版）二八）

- ② 我が国の実用新案法においては外国の立法例中に存するような出願者主義を採っていないと同時に、実用新案の登録を受けることができるものは考案という事実行為をしたものに限定していることは明らかであり、代理人による考案、機関による考案の観念を入れて、法人の考案を認めることはできない。（東京地判昭30・3・16下民六・三・四七九、特許百選二版一頁）
- ③ 産業上の利用可能性
一般的なにいえば、本条一項柱書における「産業」の意味を狭く解さなければならぬ理由は本来的にはないというべきであり、医療行為そのものについても特許性が認められるべきであるとする原告主張は、立法論としては傾聴すべきものを有しているものの、医師が自らの医療行為について特許権の効力が及ぶものか否かという点について懸念することを防ぐために必要な措置を講じていない現行特許法の解釈としては、医療行為そのものに対しては特許性を認めないと考えられる以外にないというべきであつて、「産業上利用することができる発明」とはしなないものとしていと解する以外にない。（東京高判平14・4・11判時一八二八・九九九（医療行為事件）特許百選四版八頁）
- ④ 新規性
調査研究委託契約に基づく協力関係の終了とともに、秘密を守る義務も消滅したと認められることから、「壁式建造物の構築装置」に関する発明を實施した住宅を引き渡し、所有権を譲渡し、使用を開始したことによつて、当該発明は公然實施されたと判断した事例（東京高判昭49・6・18無体六・一・一七〇、特許百選三版一頁）
- ⑤ 本条一項三号にいう「頒布された刊行物」とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体で頒布されたものを指すものであり、「公衆に対し頒布を期して公開することを目的として複製されたもの」とは、必ずしも公衆の閲覧を期待しあらかじめ公衆の要求を満たすことができるとみられる相当程度の部数があるから複製されて広く公衆に提供されているようなものに限られるものではなく、原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整っているならば、公衆からの要求を待つてその都度原本から複写して交付されるものであつても差し支えない。（最判昭55・7・4民集三四・四・五七〇（一眼レフカメラ事件）特許百選二版二二二）
- ⑥ オーストラリア国における特許出願に係る明細書の原本を複製したマイクロフィルムが、同国特許庁の本庁及び支所に備え付けられ、いつでも公衆がディスプレイスクリーンを使用しその内容を閲覧し、普通紙に複写してその複写物の交付を受けることができる状態に置かれたときは、当該マイクロフィルムは、実用新案法三条一項三号にいう「外国において頒布された刊行物」に該当する。（最判昭61・7・17民集四〇・五・九六一（第二次箱尺事件）特許百選四版一一二）
- ⑦ 本条一項三号にいう「刊行物に記載された」というためには、特許出願当時の技術水準を基礎として、当業者が刊行物を見るならば、特別の思考を要することなく容易にその技術的思想を實施し得る程度に技術的思想の内容が開示されていることが必要である。（東京高判平3・10・1判時一四〇三・一〇四、特許百選三版一一三）
- ⑧ 公然實施については、不特定多数の者の前で實施をしたことにより当該発明の内容を知り得る状況となつたことを要するものであり、単に当該発明の実施品が存在したというだけでは、特許取得の妨げとはならないと解するのが相当であつて、当該発明が物の発明である場合には、当業者が利用可能な分析技術を用いて当該発明の実施品を分析することにより、当該発明の実施品が特許請求の範囲に記載されている物に該当するかどうかの判断が可能な状態にあることを要するとして、特許権者の製剤については、このような判断は極めて困難というべきであるとして、被告製剤が市販されていたことをもつて、公然實施に該当する事由があるといふことはできないと判断した事例（東京地判平17・2・10判時一九〇六・一四四（ラニニュート顆粒事件）特許百選四版一一二）
- ⑨ 五 進歩性
ある技術につき一見構成の変更が公知技術から容易であるとき感がある場合であつても、当該構成の変更が公知技術から予測される範囲を超えた顕著な作用効果をもたらすのであれば、産業の発達に寄与するものであるから、最初にそのことに気付き作用効果の顕著性を立証し、発明として当該構成の変更を特許出願した場合に、公知技術から推考が容易でない発明として進歩性を認め特許するものが相当である。（東京高判昭63・12・13判時一三一一・一一二、特許百選三版一九九）
- ⑩ 「紙葉類識別装置」に係る発明の進歩性判断につき、引用発明は、発明の課題及び目的が相違する紙葉類の積層状態検知用装置に係る技術であることから、両者は近接した技術分野としても、その差異を無視し得るものではなく、構成において、紙葉類の積層状態検知装置を紙葉類識別装置に置き換えるのが容易というためには、それなりの動機付けを要し、単なる設計変更として済ませられるものではないとして、進歩性を否定した審決を取り消した事例（知財高判平18・6・29判タ二二九九・三〇六（紙葉類識別装置事件））
- ⑪ 本条二項が定める要件の充足性は、先行技術から出発して、出願に係る発明の先行技術に対する特徴点に到達することが容易であつたか否かを基準として判断されるものであるから、容易想到性の有無を客観的に判断するためには、当該発明の特徴点を的確に把握すること、すなわち、当該発明が目的

とする課題を的確に把握することが必要不可欠である。そして、容易想到性の判断の過程においては、事後分析的かつ非論理的思考を排除するために、当該発明が目的とする「課題」の中に無意識的に「解決手段」ないし「解決結果」の要素が入り込むことがないよう留意することが必要となる。「さらには、当該発明が容易想到であると判断するためには、先行技術の内容の検討に当たって、当該発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという示唆等が存在することが必要である。(知財高判平21・1・28判時二〇四三・一一七(回路用接続部材事件)特許百選四版一六)

12 本条二項が定める要件の判断について、当該発明が目的とした解決課題(作用・効果等)を的確に把握した上で、「解決課題の設定が容易であったか」及び「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であったか否か」を総合的に判断することが必要と不可欠となるが、当該発明が容易であったとするためには、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」ことのみでは十分ではなく、「解決課題の設定が容易であった」ことも必要となる場合がある。たとえば、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」としても、「解決課題の設定・着眼がユニークであった場合」には、当然には、当該発明が容易想到であるということとはできない。(知財高判平23・1・31判時二〇〇七・一三二(換気扇フィルター事件))

13 審決取消訴訟における進歩性要件充足の判断において、主たる引用発明と従たる引用発明を入れ換えた予備的主張をすることにつき、直ちに審判で審理判断された公知事実との対比の枠を超えるということではできないから、取消訴訟において常に許されないとすることはできないとして、当該予備的主張による進歩性要件充足についての判断を示した事例(知財高判平18・7・11判時二〇一七・一四一(増毛装具事件))

14 実用新案登録出願に係る考案の進歩性要件の判断に際して、当該出願当時の技術水準の認定のために、当該出願後に頒布された先行物を資料とすることは差し支えない。(最判昭51・4・30判タ三六〇・一四八、特許百選三版二二〇)

15 進歩性要件充足性の判断に当たり、「発明の効果」について、当初明細書に何らの記載がないにもかかわらず、出願後に実験結果等を提出して主張又は立証することは、特段の事情のない限りは許されないとしつつ、「発明の効果」に関し、当初明細書に当業者において「発明の効果」を認識できる程度の記載がある場合やこれを推論できる記載がある場合には、記載の範囲を超えない限り、出願の後に補充した実験結果等を参照することは許されるというべきであり、許されるか否かは、公平の観点に立つて判断すべきであるとして、審判請求理由補充書の実験結果を参照することが許され、引用発明と比較して当業者が予期し得ない格別予想外の顕著な効果を奏するものであると認められることができるとした事例(知財高判平22・7・15判時二〇八八・一二

四(日焼け止め剤組成物事件)特許百選四版一七)

【同前—公知の擬制】

第二九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項(特許権設定の登録の特許公報への掲載)の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報(以下「特許掲載公報」という。)の発行若しくは出願公開又は実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第十四条第三項(実用新案権設定の登録の実用新案公報への掲載)の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報(以下「実用新案掲載公報」という。)の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の範囲又は語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された発明又は考案(その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同じの者である場合におけるその発明又は考案を除く。)と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができる。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

▼先願—三九「出願公開」六四—六五「願書・明細書・特許請求の範囲・実用新案登録請求の範囲・図面」三六、新案五「国際出願」についての特則—一八四—一三三
▽対応規定—新案三の二、意匠三の二

① 本条における「出願公開」という要件は、後願の出願後に先願についての「出願公開」がいれば足りるのであり、後願の査定時にいまだ先願の出願公開がされてない場合には、担当の審査官が先願の存在をたまたま知り得たとしても、その時点で査定をする限り、特許査定をしなければならぬが、その後にもその先願の出願公開がされたときは、本条所定の「出願公開」の要件を満たし、特許法一二三条一項二号に該当するものとして特許無効審判を請求することができる。(知財高判平18・1・25「平17行ケ一〇四三七」画像撮影装置事件)

第三〇条(発明の新規性の喪失の例外)

第三〇条① 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日か

ら六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

② 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明(発明、実用新案、意匠又は商標)に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

③ 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

(発明の新規性の喪失の例外)

第三〇条① 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

② 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。(現①)

③ 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開催する博覧会若しくは政府等若しくは博覧会若しくは世界貿易機関の加盟国若しくはパリ条約の同盟国若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出展することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。(現②)

④ 第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号の一に該当

特許

するに至つた発明が第一項又は前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。(現③)

▼⁺特許を受ける権利を有する者(二九①、三三、三五②)【特許出願】三六②書面の様式・特許則二七の三の二【書面提出の省略】特許則二七の四①【国際出願についての本項の期間の特例】一八四の一四
▽⁺準用規定↓新案四、一①【対応規定】意匠四

第三二条 削除

第三三条 (特許を受けることができない発明)

第三二条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明にすることができない。

▼⁺条約の規定↓TRIPS協定二七二【公序良俗】民九〇(一般)、六四②【特許公報への不掲載】一八六①五【証明書の不交付】
▽⁺対応規定↓新案四、意匠五二、商標四〇①七

① 公の秩序を害するおそれがある考案とは、考案の本来の目的が公の秩序を害するおそれがあり、したがってその目的に沿う実施が必然的に公の秩序を害するおそれのある考案をいうとした上で、パンチ孔を穿設したことを特徴とする紙幣なる実用新案登録出願に係る考案について、実施不能であることと公序違反となることは直接結び付くものでなく、本願考案が国によって実施される可能性が将来において全くないとはいひ難いし、仮に、本願考案がヒントになって、パンチ孔の穿設していない紙幣に孔を穿つ者があるとしても、そのことと本願考案が公序に反するか否かとは全く別問題であるとして公序に反するものではないと判断した事例(東京高判昭61・12・25無休一八・三・五七九(紙幣事件)特許百選 四版二〇)

(特許を受ける権利)

第三三条① 特許を受ける権利は、移転することができる。

② 特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない。

③ 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。

④ 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、仮専用実施権を設定し、又は他人に仮通常実施権を許諾するこ

とができない。

- ▼「特許を受ける権利の原始的帰属」二九〇②「質権」民三四二―三五一・三六一―三六六「関係規定」民執一三二―三二二(差押禁止動産) 共有↓民二六四「同旨規定」七三「共同出願」三八「共同の審判請求」三三③ ④「仮専ら実施権」三四④
 二「返通常実施権」三四の三 ④「準用規定」三四の二②(仮専ら実施権) ②③
 ▼「準用規定」新案一②、意匠一五② ①②③「準用規定」商標一三② ②③「準用規定」新案四の二③、意匠五の二③

一 冒認出願等の場合の移転登録請求

- ① 共同してなされた特許出願につき、特許を受ける権利の持分を有さない無権利者が、共同出願人の一人の承諾なしに、当該共同出願人の特許を受ける権利の持分を承継した旨の譲渡証書を添付し、出願人名義変更届を特許庁長官に提出したことによって、当該無権利者を共有者とする特許権の設定の登録がされた場合、当該共同出願人が特許権の設定の登録に先立って、自らの特許を受ける権利の持分を有することの確認を求め訴訟を提起しており、当該特許を受ける権利と設定登録された特許権とが同一の発明であることにつき争いが無いといった事情の下においては、当該共同出願人は、当該無権利者に対し、既に設定登録がなされた当該特許権についての持分につき移転登録手続を請求することができる。平成三三法六三による改正前の事件(最判平13・6・12民集五五・四・七九三(生ゴミ処理装置事件) 特許百選(四版)一三三)
- ② いわゆる冒認出願に係る特許発明についての発明者は原告であることを認定しつつも、特許法は、冒認出願をして特許権の設定登録を受けた場合に、当然には、発明者等から冒認出願者に対する特許権の移転登録手続を求める権利を認めているわけではなく、移転登録請求を認めたと出願人と比べても、原告自ら特許出願していない点、私人間の権利変動ではなく、真の発明者が誰かという正に特許庁の専門分野に属する事項が争点とされている点、冒認出願後、原告自ら特許出願をすることによって特許権を取得する機会があった点で事実を異にするとして、移転登録請求を認めなかった事例(平成二三法六三による改正前の事件(東京地判平14・7・17判時一七九九・一五五(ブラジャー事件) 特許百選(四版)二四)
- ③ 一「冒認出願による無効審判請求における主張立証責任」
 「発明者主義」を採用する特許制度の下においては、冒認出願を理由として請求された特許無効審判における主張立証責任は、特許権者が負担すると解すべきものの、特許権者の行うべき主張、立証の内容、程度は、事実上の個別の事情により異なる。(知財高判平21・6・29判時二〇四・一〇一(基板処理装置等事件) 特許百選(四版)四一)

特許法(三四条) 第二章 特許及び特許出願

三 発明者名譽権の侵害と法的救済

- ④ 発明者は、発明完成と同時に、特許を受ける権利を取得するとともに、人格権としての発明者名譽権(発明者物載権)を取得し、発明者名譽権とは発明者の名譽を保護するものであって、物載権の場合と同様に排他性を有する権利である。真実は当該発明の発明者でありながら、出願人が特許出願の願書に発明者としてその氏名を記載しなかったために、特許公報や特許証にその氏名が記載されない場合には、真の発明者の発明者名譽権は侵害されたこととなり、真の発明者は、侵害者に対し、人格権たる発明者名譽権に基づいた侵害の差止めを求めることができる。(大阪地判平14・5・23判時一八二五・一六、特許百選(四版)二七)

【前同―特許を受ける権利の承継】

第三四条① 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができない。

- ② 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた者以外の者の承継は、第三者に対抗することができない。
- ③ 同一の者から承継した同一の発明及び考案についての特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利について同日に特許出願及び実用新案登録出願があつたときも、前項と同様とする。
- ④ 特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。
- ⑤ 特許を受ける権利の相続その他の一般承継があつたときは、承継人は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。
- ⑥ 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利の承継について同日に二以上の届出があつたときは、届出をした者の協議により定めた者以外の者の届出は、その効力を生じない。

⑦ 第三十九条第六項及び第七項(同日出願の場合の協議)の規定は、第二項、第三項及び前項の場合に準用する。

- ▼「権利の承継を証明する書面提出の命令」特許則五② ②③「同日出願」三九②④
 ④「対抗不能の効果」四九(七)一三三①(二)「拒絶、無効の事由」④⑤「届出」行手二七(七)三七「名義人変更届の様式」特許則二二「権利の承継を証明する書面の提出」特許則五①「届出書への持分等の記載」特許則二七①「対応規定」種苗七②③④
 ▼「協議不成立の効果」四九(七)一三三①(六)「拒絶・無効の事由」

- ①②③④⑤「準用規定」新案一②、意匠一五② ④⑦「準用規定」商標一三②

特許を受ける権利の對抗要件

① 特許庁において審査中の被告による特許出願に係る発明につき、原告が被告に対し、原告の従業者等のした職務発明として特許を受ける権利の承継を受けたと主張し、当該特許を受ける権利を有することの確認を求めた事案において、当該特許を受ける権利の對抗要件具備につき、被告は背信的悪意者に当たり、被告行為は信義誠実の原則に反することから、原告は当該特許を受ける権利の承継を對抗できると判断した事例(知財高判平22・2・24判時二一〇二・九八(ハリ取りホルダー事件控訴審)特許百選「四版」二六……背信的悪意者ではないと判断した原審判決(東京地判平21・1・29判時二〇二・一一二)を取消し)

第三四条の二(仮専用実施権)

第三四条の二① 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、仮専用実施権を設定することができる。

② 仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、その特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、専用実施権が設定されたものとみなす。

③ 仮専用実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

④ 仮専用実施権者は、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

⑤ 仮専用実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮専用実施権が設定されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

⑥ 仮専用実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

⑦ 仮専用実施権者は、第四項又は次条第七項本文の規定による仮通常実施権があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権を放棄することができる。

⑧ 第三十三条第二項から第四項まで(特許を受ける権利)の規定は、仮専用実施権に準用する。

▼①②「特許権の設定の登録」六六「特許権」六六・九九 ③④「特許を受ける権利」三三 ⑤⑥「特許出願」三六 ⑦「専用実施権」七七 ⑧「仮通常実施権」三四の三

第三四条の三(仮通常実施権)

第三四条の三① 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

② 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

③ 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権についての仮通常実施権があつたときは、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

④ 仮通常実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者(仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあつては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

⑤ 第一項若しくは前条第四項又は実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る第四十一条第一項(特許出願等に基づく優先権主張)の先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に

記載された発明に基づいて第四十一条第一項の規定による優先権の主張があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該優先権の主張を伴う特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(平成三三法六三本項追加)

⑥ 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

⑦ 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。)が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るものとの特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

⑧ 実用新案法第四条の第二十六項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六條第一項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(平成三三法六三本項追加)

⑨ 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第五条の第二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六條第二項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

特許法(三四条の三) 第二章 特許及び特許出願

内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(平成三三法六三本項追加)

⑩ 仮通常実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

⑪ 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第七項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

⑫ 第三十三條第二項及び第三項(特許を受ける権利)の規定は、仮通常実施権に準用する。

第三四條の三(略)

第三四條の三(略)

② 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

③ 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

(略)

④ 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許出願に係る特許を受ける権利を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(現⑥)

⑥ 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。)が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るものとの特許出願に係る特許を受ける権

⑨ 前に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「もとの特許出願に係る仮専用実施権」という。)に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(現⑦)

⑩ (略。現⑩)

⑪ 前項に定められる場合のほか、前条第四項の規定又は第六項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。(現⑪)

⑫ (略。現⑫)

- ▼④―⑨ 特許を受ける権利―③③ ② 通常実施権―⑦八 ④ ⑦ 仮専用実施権―③④の二 ⑥ ⑦ 特許権―⑥六―⑥九 ⑥ ⑩ 特許出願―③六 ⑦ 専用実施権―⑦七 ⑧ 拒絶をすべき旨の査定―④九九 ⑨ 拒絶をすべき旨の審決―①二二―①五七 ⑩ 特許権の設定の登録―⑥六六
- ▼①―③ 対応規定―新案四の二①②、意匠五の二①② ④―⑥ ⑧―⑩ 準用規定―新案四の二③ ④ ⑥ ⑧―⑩ 準用規定―意匠五の二③

(登録の効果)

第三四条の四① 仮専用実施権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は第三十四条の二第六項の規定によるものを除く)。又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

② 前項の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならぬ。

- ▼① 仮専用実施権―③④の二 ① 登録―①七①④①

(仮通常実施権の対抗力)

第三四条の五 仮通常実施権は、その許諾後に当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する。

第三四条の五① 仮通常実施権は、その登録をしたときは、当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

② 仮通常実施権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

- ▼① 仮通常実施権―③④の三 ② 仮専用実施権―③④の二 ③ 特許を受ける権利―③③ ④ ⑦ 準用規定―新案四の二③、意匠五の二③

(職務発明)

第三五条① 使用者、法人、国又は地方公共団体(以下「使用者等」という。)は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下「従業者等」という。)がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明に至つた行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明(以下「職務発明」という。)について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

② 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

③ 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

④ 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めるところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。

⑤ 前項の対価についての定めがない場合又はその定めるところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の

●商標法

(昭和三四・四・一三)
法 一 二 七

施行 昭和三五・四・一

改正 昭和三七法一四〇・法一六一、昭和三九法一四八、昭和四〇法八一、昭和四五法九一、昭和五〇法四六、昭和五三法二七・法八九、昭和五六法四五、昭和五九法二三・法二四、昭和六〇法四一、昭和六二

法二七、平成二法三〇、平成三法六五、平成五法二六・法八九、平成六法二六、平成八法六八・法一一〇、平成一〇法五一・法八三、平成一一法四一・法四三・法二六〇・法二二〇、平成一四法二四、平成一五法四七・法六一、平成一六法一一二・法二二〇・法一四七、平成一七法五六・法七五、平成一八法五〇・法五五、平成二〇法一六、平成二三法六三

目次

第一章 総則 (一条・二条)

第二章 商標登録及び商標登録出願 (三条―二三条の二)

第三章 審査 (一四条―一七条の二)

第四章 商標権

第一節 商標権 (一八条―三五条)

第二節 権利侵害 (三六条―三九条)

第三節 登録料 (四〇条―四三条)

第四章の二 登録異議の申立て (四三条の二―四三条の一五)

第五章 審判 (四四条―五六条の二)

第六章 再審及び訴訟 (五七条―六三条の二)

第七章 防護標章 (六四条―六八条)

第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく特例

第一節 国際登録出願 (六八条の二―六八条の八)

第二節 国際商標登録出願に係る特例 (六八条の九―六八条の三二)

第三節 商標登録出願等の特例 (六八条の三三―六八条の三九)

第九章 罰則 (七八条―八五条)

注 立体商標に関する判例は三条に、商標の類似に関する判例は四条に、商標の使用、権利濫用に関する判例は四章二節に掲載した。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

▼「対応規定」特許一

(定義等)

第二条① この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの(前号に掲げるものを除く。)

② 前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

③ この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 商品又は商品の包装に標章を付する行為

二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

三 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。)に標章を付する行為

四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものを利用して役務を提供する行為

五 役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

五 役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

五 役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

五 役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

五 役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

五 役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為

七 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識する事ができない方法をいう。次号において同じ。）により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為

八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを含める内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

④ 前項において、商品その他の物に標章を付することには、商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすることが含まれるものとする。

⑤ この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。
⑥ この法律において、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする。

▼【対応規定】特許二

一 「商品」

① 商標権者以外の者が正当な事由なくしてある物品に登録商標又は類似商標を使用している場合に、それが商標権の侵害行為となるか否かは、その物品が登録商標の指定商品と同一又は類似の商品であるか否かに関わり、その物品が登録商標の指定商品と同一又は類似ではない商品の包装物又は広告媒体等であるにすぎない場合には、商標権の侵害行為とはならない。そして、ある物品がそれ自体独立の商品であるか他の商品の包装物又は広告媒体等であるにすぎないか否かは、その物品がそれ自体交換価値を有し独立の商取引の目的物とされているものであるか否かによつて判定すべきものである。電子楽器等の製造・販売業者Yが、その宣伝、広告及び販売促進のため、電子楽器に使用している商標をTシャツ等に付して顧客に無償で配付する行為は、楽器に比すれば格段に低価格のものや右楽器の宣伝広告及び販売促進用の物品（バルティ）としてYの楽器購入者に限り一定の条件で無償配付しているにすぎず、Tシャツ等はそれ自体独立の商取引の目的物たる商品ではなく、商品たる電子楽器の単なる広告媒体にすぎないと認められるのが相当である。（大阪地判昭62・8・26無体一九・二・二六八（BOS事件）商標百選一）

二 「役務」

② 商標法にいう「役務」とは、他人のためにする労務又は便益であつて、付随的ではなく独立して取引の対象となり得るものと解すべきであり、カタログ通信販売業におけるカタログを利用したサービス業務は、商品の売上に伴い、付随的に行われる労務又は便益にすぎないとして、「役務」に該当しないとされた事例（東京高判平12・8・29判時一七三七・一二四（シャディ事件）商標百選二）

三 小売等役務商標

③ 「Blue note」の文字の間に「音符の図形」を有する商標について、指定役務を「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」とする登録商標の商標権者Yに対し、Xがジャズレールとして有名な「Blue note」の商標を引用して商標登録の無効を求めた事案。本件商標に係る指定役務は総合小売等役務と特定小売等役務からなり、特定小売等役務について有する専有権の範囲は、小売等の業務において行われる全ての役務のうち、合理的な取引通念に照らし、特定された取扱商品に係る小売等の業務との間で、目的と手段等の関係にあることが認められる役務態様に限定され、総合小売等役務について有する専有権の範囲は、小売等の業務において行われる全ての役務のうち、合理的な取引通念に照らし、「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う」小売等の業務との間で、目的と手段等の関係にあることが認められる役務態様に限定される。Xの引用商標の使用態様は、商品「レコード（CDを含む）」の販売等又は同商品を販売等する過程で行われる便益の提供に限られるものであり、本件総合小売等役務を指定役務とする本件商標をYが有することによつて保護される独占権の範囲に含まれるものではないから、Yが同商標を使用したとしても、需要者、取引者において、その役務の出所がXであると混同するおそれがあると解することはできない。（知財高判平23・9・14判時二二八・一三六（Blue Note事件）重判平23知財五）

第二章 商標登録及び商標登録出願

（商標登録の要件）

第三条① 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品又は役務について慣用されている商標

録を受けた場合を除く。又は商標登録が第四十六条第一項第三号に該当するときは、その商標登録についての同項の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

② 商標登録が第七条の二第一項（団体商標）の規定に違反した場合は（商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものでなかつた場合に限る。）であつて、商標権の設定の登録の日から五年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第四十六条第一項の審判は、請求することができない。

① 商標法四六条は商標無効理由を列挙して定め、五六条が準用する特許法一六七条は、無効の請求を排斥した確定審決の登録があつたときは、同一事実・同一証拠に基づいて無効審判を請求することができない旨を定めているのであつて、これらの規定によれば、各無効理由ごとに一個の請求があるものと解すべきであり、無効審判請求後に新たな無効理由を追加主張することは、新たな無効審判の請求を追加することになるものと解されるから、除斥期間経過後は、無効審判手続において、新たな無効理由を追加主張することは不合法である。（最判昭58・2・17判時一〇八二・一二五（盛光事件）商標百選三九）

② 商標法四一条一五号違反を理由とする商標登録の無効審判請求の除斥期間を定めた趣旨は、除斥期間経過後は商標登録がされたことにより生じた既存の継続的な状態を保護するために商標登録の有効性を争い得ないものとしたことにある、本来は商標登録を受けられなかつた商標についてその有効性を早期に確定させて商標権者を保護すべき強い要請があるわけではないから、除斥期間内に商標登録の無効の審判が請求され、審判請求者に当該商標登録が同号の規定に違反する旨の記載がありさえすれば、既存の継続的な状態は覆されたこととみることができるとして、本条所定の除斥期間を遵守したものであるというためには、除斥期間内に提出された審判請求書に、請求の理由として、当該商標登録が四一条一五号の規定に違反するものである旨の主張が記載されていることをもって足りる。（最判平17・7・11判時一九〇七・一二五（RUDOLPH VALENTINO事件）商標百選四〇）

第四八条及び第四九条 削除

商標法（四八条―五〇条） 第五章 審判

（商標登録の取消しの審判〔登録商標の不使用〕）

第五〇条① 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかが各指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。）の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができ、この限りでない。

② 前項の審判の請求があつた場合においては、その審判の登録前三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務のいずれかについての登録商標の使用をしていることを被請求人が証明しない限り、商標権者は、その指定商品又は指定役務に係る商標登録の取消しを免れない。ただし、その指定商品又は指定役務についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

③ 第一項の審判の請求前三月からその審判の登録の日までの間に、日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をした場合であつて、その登録商標の使用がその審判の請求がされることを知つた後であることを請求人が証明したときは、その登録商標の使用は、第一項に規定する登録商標の使用に該当しないものとする。ただし、その登録商標の使用をしたことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

① 本条の適用上、「商品」というためには、市場において独立して商取引の対象として流通に供される物でなければならぬところ、専ら教育講座の教材としてのみ用いられることを予定した印刷物は、同講座を離れ独立して取引の対象とされているものではなく、商標法上の商品ということではできない。

② 本条の適用上、「商品」というためには、市場において独立して商取引の対象として流通に供される物でなければならぬところ、専ら教育講座の教材としてのみ用いられることを予定した印刷物は、同講座を離れ独立して取引の対象とされているものではなく、商標法上の商品ということではできない。

講座の教材であることを示す記載の一部分にすぎず、題号としての使用にとどまるか、役務の出所又は役務の内容を表示するものであり、当該印刷物自体の識別表示と解することはできないから、当該印刷物について商標の使用がされたということはできない。(東京高判平13・2・28判時一七四九・一三八(DALE CANNIBER事件) 商標百選四)

② Xは「Magic」という欧文字を横書きしてなり、化粧品等を指定商品とする商標の商標権者であり、Yが、本件商標に対し不使用による登録取消しの審判を請求し登録取消しの審決がなされたため、Xがスキンケアクリームに「ALOÉ MAGIC」という文字商標を付して販売している」とを理由に商標使用を主張し、審決の取消しを求めた事案。本件商標は、原材料に由来する「ALOÉ」の語と「魔法」を意味する「MAGIC」の語とを組み合せた「ALOÉ MAGIC」との造語によつて表されたものであって、全体として一個の商標を構成するものと認められ、使用商標が本件商標と社会通念上同一と認められる商標であるとはいえないから、本件商標の指定商品に使用商標を用いたとしても、指定商品についての本件商標の使用をしたことに当たるといふことはできない。(東京高判平13・6・27・平12行ケ四二二(MAGIC事件) 商標百選四一)

③ Yが「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とする本件商標「le d'été le」と社会通念上同一の本件表示の下に、指定商品に含まれる婦人用下着を陳列販売し、婦人用下着の広告について本件表示をしたことは、少なくとも、商標法二条三項八号にいう「商品……に関する広告……に標章を付して展示し、若しくは頒布……する行為」に該当し、Yは、指定商品に含まれる婦人用下着について、本件商標を使用したと認められる。平成一九年四月一日に小売等役務商標制度が新たに施行され、商品に係る商標と小売等役務に係る商標とが区別されているが、商標を小売等役務について使用した場合に、商品についての使用とは一切みなされないことではいえない。(知財高判平21・11・26判時二〇八六・一〇九(せきぎん事件) 重判平22知財二)

④ 商標登録の不使用取消審決の取消訴訟における当該登録商標の使用の事実の立証は、事実審の口頭弁論終結時に至るまで許される。本条二項本文は、商標登録の不使用取消審判の請求があった場合において、被請求人である商標権者が登録商標の使用の事実を証明しなければ、商標登録は取消しを免れない旨規定しているが、これは、登録商標の使用の事実をもって商標登録の取消しを免れるための要件とし、その存否の判断資料の収集につき商標権者にその責任の一端を分担させ、もつて右審判における審判官の職権による証拠調べの負担を軽減させたものであり、商標権者が審決時において右使用の事実を証明したことから、右条項の規定をもつてしても、前記判断を左右するものではない。(最判平3・4・23民集四五・四・五三八(シエトア事件) 商標百選四四)

⑤ 本条二項ただし書の「正当な理由」があるというためには、商標権者において登録商標を使用できなかったことが真にやむを得ないと認められる特別な事情が具体的に主張立証された必要があるところ、商標権者の本件商標について真摯なる使用の意思があったとする審決の認定事実によつては商標権者の責めに帰することのできない特別な事情があったと認められることはできず、また、他に上記特別の事情が存したことを認めるに足りる証拠もないとして、商標を日本において使用していないことについて本条二項ただし書の「正当な理由」があるといふことはできないとして、本条一項に基づく不使用による商標登録取消審判請求を不成立とした審決が取り消された事例(知財高判平17・12・20判時一九三・一三〇(CARP JONES事件) 商標百選四三)

【前記一商標権者による誤認混同を招来させる類似商標の使用】

第五一条① 商標権者が故意に指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

② 商標権者であつた者は、前項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができる。

▼違反の効果一五二一、四三(二)一、四六①一

① 本条一項が必要者一般を保護するという公益的性格を有するものであることはいふまでもないが、商標法四七条、一九条二項ただし書、二一条の規定においては登録を受けた商標権者の利益の方を保護すべきものとし、出所の混同の被害者である営業者や一般公衆の利益の後退させておき、このような出所の混同を生ずる商標に関する商標法の規定の趣旨をも勘案すると、商標権者Yのした自己の登録商標に類似する商標の使用がXの業務に係る商品と混同を生ずるものであつても、右使用商標がXとY間の裁判上の和解においてXがYにその使用を認めたものであり、しかも、右和解において、XがYの登録商標に対する登録異議の申立てを取り下げてそれが登録されることを認め、その対価としてYから和解金を受領し、その結果Yが右使用商標を継続

して使用したという事実がある場合は、Xが本条一項に基づき登録商標の登録を取り消すことについて審判を請求することは、信義則に反するものとして許されない。(最判昭61・4・22判時二〇七・二一四(ユーハイム事件)商標百選A6)

② 指定商品を被服・寝具類とする登録商標を有するXによる当該登録商標に類似する商標(甲商標)の使用につき、甲商標は、その使用開始時点において生活雑貨の商標として若い女性層を中心に周知となっていたYの商標(乙商標)に形態が極めて近似するものであるところ、前記商標権者が甲商標を若い女性向けの衣服等に使用すれば、その商品がX及びこれと経済的又は組織的に何らかの関係がある者の業務に係る商品ではないかとその出所について誤認混同されるおそれがあるものと認められ、Yの担当者も乙商標が若い女性層を中心に周知であることを当然知っていたものと推認できるから、同担当者は甲商標を前記商標権者の販売する被服に使用すれば、その出所について誤認混同されるおそれがあることを認識していたものと認められるとして、甲商標の使用は本条一項所定の商標登録取消事由に当たるとされた事例(東京高判平10・6・30知的裁三〇・二・三九六(アフタヌーンティー事件)商標百選四五)

【同一取消審判についての除外期間】

第五二条 前条第一項の審判は、商標権者の同項に規定する商標の使用の事実がなくなつた日から五年を経過した後は、請求することができない。

【同一商標権の移転当事者による混同を招来させる類似商標の使用】

第五二条の二 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは役務について使用する類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品又は指定役務についての登録商標の使用であつて他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

② 第五十一条第二項及び前条の規定は、前項の審判に準用する。

【同一使用権者による誤認混同を招来させる類似商標の使用】

第五三条 ① 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についての登録商標又はこれに

類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、当該商標権者がその事実を知らなかつた場合において、相当の注意をしていたときは、この限りでない。

② 当該商標権者であつた者又は専用使用権者若しくは通常使用権者であつた者であつて前項に規定する使用をしたものは、同項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審判が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

③ 第五二条の規定は、第一項の審判に準用する。

▼②違反の効果(一五二・四三の二二・四六①)二

① 本条一項の規定が、被使用許諾者が登録商標(又はこれに類似する商標)を「指定商品又はこれに類似する商品」に使用する場合において、商品の品質の誤認、あるいは他人の業務に係る商品との混同を生ずるような態様の使用をしたときは、被使用許諾者が登録商標を「不当に変更」して使用した場合のみ適用されるものと限定する根拠はない。登録商標の被使用許諾者はミネフード、みねふと、MINERODの文字を三段に横書きしてなる登録商標のうち、その一段目のミネフードの片仮名五文字を横書きして使用しているものであり、これはMINEROD及びミネフードの文字を二段に横書きしてなる引用商標と称呼全体において紛らわしく類似の商標であり、本条一項により取り消されるべきものである。(東京高判平元・7・11判時三三三・一三八(ミネフード事件)商標百選四六)

【同一代理人等による不当登録】

第五三条の二 登録商標がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国において商標に関する権利(商標権に相当する権利に限る)を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務を指定商品又は指定役務とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の

日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

【同前―取消審判についての除外期間】

第五三三條の三 前条の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

【同前―取消審判確定の効果】

第五四條① 商標登録を取り消すべき旨の審判が確定したときは、商標権は、その後消滅する。

② 前項の規定にかかわらず、第五十條第一項の審判により商標登録を取り消すべき旨の審判が確定したときは、商標権は、同項の審判の請求の登録の日以降消滅したものとみなす。

【同前―取消審判請求の通知】

第五五條 第四十六條第三項（商標登録無効の審判の請求があつた場合の専用使用権者等への通知）の規定は、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の第二項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判の請求があつた場合に準用する。

（拒絶査定に対する審判における特則）

第五五條の二① 第十五條の二及び第十五條の三の規定（拒絶理由の通知）は、第四四條第一項（拒絶査定に対する審判）の審判において査定理由と異なる拒絶理由を発見した場合に準用する。

② 第十六條（商標登録の査定）の規定は、第四四條第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十六條第一項において準用する特許法第六十條第一項（審査への差戻し）の規定によりさらに審査に付すべき旨の審判をするときは、この限りでない。

③ 第十六條の二（補正の却下）及び意匠法第七條の三（補正後の意匠についての新出願）の規定は、第四四條第一項の審判に準用する。この場合において、第十六條の二第三項及び同法第十七條の三第一項中「三月」とあるのは「三十日」と、第十六條の二第四項中「第四十五條第一項の審判を請求したとき」とあるのは「第六十三條第一項の訴えを提起したとき」と読み替へるものとする。

準用読替後の規定

（補正の却下）

第一六條の二③ 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達

があつた日から三十日を経過するまでは、当該拒絶査定に対する審判について審判をしてはならない。

④ 審判官は、商標登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第六十三條第一項の訴えを提起したときは、その訴訟の判決が確定するまでその拒絶査定に対する審判の審理を中止しなければならない。

意匠法の準用読替後の規定

（補正後の商標についての新出願）

第一七條の三① 商標登録出願人が前条（商標法第一六條の二）第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三十日以内にその補正後の商標について新たな商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

（審判の確定範囲）

第五五條の三 審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに請求された第四十六條第一項（商標登録の無効の審判）の審判の審決は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。（平成三三法六三本条追加）

▼*対応規定↓特許一六七の二

（特許法の準用）

第五六條① 特許法第三百一十一條第一項、第三百三十一條の二第一項（第二号及び第三号を除く）、第三百三十二條から第三百三十三條の二まで、第三百三十四條第一項、第三項及び第四項、第三百三十五條から第三百五十四條まで、第三百五十五條第一項及び第二項、第三百五十六條第一項、第三項及び第四項、第三百五十七條、第三百五十八條、第三百六十條第一項及び第二項、第三百六十一條、第三百六十七條並びに第三百六十八條から第三百七十條まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百三十一條の二第二項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは「商標法第四十六條第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六條第一項において準用する特許法第三百三十一條第一項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第三百三十二條第一項及び第三百六十七條中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第三百四十五條第一項及び第三百六十九條第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審

判」と、同法第百三十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第百五十六條第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第百六十一條中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第百六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判」と、同法第百六十八條第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

特許法の準用読替後の規定

第一三二条の二① 前条（商標法第五十六條第一項で準用する特許法第一三二条）第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、当該補正が次の号に該当するときは、この限りでない。

一 商標法第四十六條第一項の審判以外の審判を請求する場合でない。
二 商標法第四十六條第一項の審判以外の審判を請求する場合に、同法第五十六條第一項において準用する特許法第百三十一條第一項第二号に掲げる請求の理由についてとされるとき。

（共同審判）

第一三二条① 同一の商標権について商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。

（審判官の除斥）

第一三九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、参加人若しくは登録異議申立人であるとき又はあつたとき。
- 二 審判官が事件の当事者、参加人若しくは登録異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。
- 三 審判官が事件の当事者、参加人又は登録異議申立人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 （略）
- 五 審判官が事件について当事者、参加人若しくは登録異議申立人の代理人であるとき又はあつたとき。
- 六・七 （略）

（審判における審理の方式）

第一四五条① 商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判は、口頭審理による。

商標法（五六条の二―五七条） 第六章 再審及び訴訟

る。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとするができる。

第一五六条① 審判長は、事件が審決するのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一六一条 （商標法第五十六條第一項で準用する特許法）第百三十四條第一項及び第三項、第百四十八條及び第百四十九條の規定は、商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判には、適用しない。

（審決の効力）

第一六七条 商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

（訴訟との関係）

第一六八条① 審判において必要があると認めるときは、登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができぬ。

（審判における費用の負担）

第一六九条① 商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもつて、職権で、定めなければならない。ただし、審判が審決による決定をもつて、職権で、定めなければならない。

③ 商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判に関する費用は、請求人の負担とする。

② 特許法第百五十五條第三項（審判の請求の取下げ）の規定は、第四十六條第一項の審判に準用する。

▼準用する特許法一三六条三項・一四四條の二の「政令」→商標令三②

（意匠法の準用）

第五六条の二 意匠法第五十一條（補正却下決定不服審判の特則）の規定は、第四十五條第一項（補正の却下の決定に対する審判）の審判に準用する。

第六章 再審及び訴訟

（再審の請求）

第五七条① 確定した取消決定及び確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。

② 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十八條第一項及び第二項並びに第三百三十九條（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

- 東京地判 平20・12・26 判時2032・11〈黒烏龍茶事件〉……………不正競争2 ㉞
 最決 平21・1・27 民集63・1・271〈液晶モニター事件〉……………特許105の4 ①
 知財高判 平21・1・27【平20ネ10055】〈ロクラクⅡ事件控訴審判決〉……………著作21 ⑤
 知財高判 平21・1・28 判時2043・117〈回路用接続部材事件〉……………特許29 ⑩
 東京地判 平21・1・29 判時2046・159〈サイゴン東西ハイウェイ建設事業事件〉……………不正競争18 ①
 東京地判 平21・2・27【平20ワ20886】〈マジコン事件〉……………不正競争2 ㉞㉞
 知財高判 平21・3・11 判時2049・50〈装飾印鑑事件〉……………特許102 ④
 大阪地判 平21・4・7 判時2065・115〈放熱シート事件〉……………特許76の後◆【実施権】 ①
 知財高判 平21・5・29 判時2047・11〈パシーフカプセル30mg事件高裁判決〉
 ………………特許67 ①. 67の3 ①. 68の2 ①
 知財高判 平21・6・29 判時2104・101〈基板処理装置等事件〉……………特許33 ③. 123 ②
 知財高判 平21・8・25 判時2059・125〈切削方法事件〉……………特許104の3 ②
 東京地判 平21・8・31【平21ワ3556】〈東証事件〉……………不正競争2 ⑤
 大阪地判 平21・9・10【平19ワ16025】〈調理レンジ事件〉……………特許70 ③
 最判 平21・10・8 判時2064・120〈チャップリン事件上告審判決〉……………著作54 ②
 大阪高判 平21・10・8【平19う461】〈Winny著作権法違反幫助事件控訴審判決〉……………著作119 ④
 東京地判 平21・11・13 判時2076・93〈TVブレイク事件一審判決〉……………著作21 ⑦
 知財高判 平21・11・26 判時2086・109〈elle et elles事件〉……………商標50 ③
 知財高判 平22・1・28 判時2073・105〈フリバンセリン事件〉……………特許36 ②
 大阪地判 平22・1・28【平20ワ10879】〈業務支援ソフトウェア事件〉……………不正競争2 ㉞
 知財高判 平22・2・24 判時2102・98〈バリ取りホルダー事件控訴審〉……………特許34 ①
 知財高判 平22・3・25 判時2086・114〈駒込大観音事件控訴審判決〉……………著作20 ㉞⑩. 60 ③. 115 ②. 116 ①
 知財高判 平22・7・15 判時2088・124〈日焼け止め剤組成物事件〉……………特許29 ⑩
 知財高判 平22・9・8 判時2115・102〈TVブレイク事件控訴審判決〉……………著作21 ⑧
 知財高判 平22・9・15 判タ1340・265〈DVDマルチドライブモータ事件〉
 ………………特許100の前◆【I 国際裁判管轄】 ①
 知財高判 平22・10・13 判時2092・135〈絵画鑑定書事件〉……………著作32 ⑤
 知財高判 平22・11・15 判時2111・109〈喜多方ラーメン事件〉……………商標7の2 ①
 大阪地判 平22・12・16 判時2118・120〈商品陳列デザイン事件〉……………不正競争2 ㉞
 最判 平23・1・18 民集65・1・121〈まねきTV事件最高裁判決〉……………著作23 ⑥
 最判 平23・1・20 民集65・1・399〈ロクラクⅡ事件上告審判決〉……………著作21 ⑥
 知財高判 平23・1・31 判時2107・131〈換気扇フィルター事件〉……………特許29 ⑩
 最判 平23・4・28 民集65・3・1654〈パシーフカプセル30mg事件最高裁判決〉……………特許67 ②
 知財高判 平23・9・14 判時2128・136〈BLUE NOTE事件〉……………商標2 ③
 最判 平23・12・8 民集65・9・3275〈北朝鮮映画事件上告審判決〉……………著作6 ②
 最決 平23・12・19 刑集65・9・1380〈Winny著作権法違反幫助事件上告審決定〉……………著作119 ⑤
 最判 平23・12・20 民集65・9・3568〈ARIKA事件〉……………商標6 ①
 知財高判 平23・12・22 判時2145・75〈東芝録画補償金事件控訴審判決〉……………著作104の5 ①
 最判 平24・1・17 判時2144・115〈暁の脱走事件上告審判決〉……………著作54 ③
 知財高判 平24・1・24【平22ネ10032】〈ソリッドゴルフボール事件〉……………特許102 ⑩
 知財大判 平24・1・27 判時2144・51〈プラバスタチンNa塩錠事件〉……………特許70 ⑥⑦
 知財高判 平24・2・8 判時2150・103〈電池式警報器事件〉……………特許178 ⑦
 知財高判 平24・2・14【平22ネ10076】〈Chupa Chups事件〉……………商標4章2節 ⑨
 東京地判 平24・5・29【平22ワ5719】〈有機EL素子事件〉……………不正競争2 ㉞
 知財高判 平24・8・8 判時2165・42〈釣り★スタ事件〉……………著作27 ⑤

- 東京地判 平18・9・12 判時1985・106〈液晶ディスプレイ用表示材料事件〉……………特許35 14
- 知財高判 平18・9・13 判時1956・148〈キャロル・ラスト・ライブ事件〉……………著作16 11
- 東京地決 平18・9・15 判時1973・131〈バルナパリンナトリウム事件〉……………特許105の4 2
- 知財高判 平18・9・26 【平18ネ10037】〈浮世絵模写作品（書籍）事件〉……………著作2 15
- 最判 平18・10・17 民集60・8・2853〈日立製作所事件最高裁判決〉……………特許35 8 9
- 知財高判 平18・10・19 【平18ネ10027】〈講習用資料事件控訴審〉……………著作15 21. 20 6
- 知財高判 平18・11・29 【平18ネ10057】〈浮世絵模写作品（豆腐パッケージ）事件〉……………著作2 16
- 京都地判 平18・12・13 判タ1229・105〈Winyy著作権法違反幫助事件一審判決〉……………著作119 3
- 知財高判 平18・12・21 判時1961・150〈ホクト2号事件控訴審〉……………特許70 14
- 知財高決 平18・12・22 【平18ラ10012】〈まねきTV事件抗告審決定〉……………著作23 4. 99の2 1
- 東京地判 平18・12・27 判タ1275・265〈ヤマト事件〉……………著作61 1
- 東京地判 平19・2・27 判タ1253・241〈多関節搬送装置事件〉……………特許104の3 1
- 大阪地判 平19・4・19 判時1983・126〈ゴーグル事件〉……………特許102 3
- 東京地判 平19・5・25 判時1979・100〈MYUTA事件〉……………著作21 4
- 東京地判 平19・5・25 判時1989・113〈ローソク事件〉……………不正競争14 1
- 知財高判 平19・5・31 判時1977・144〈スナップ写真事件控訴審〉……………著作2 19
- 知財高決 平19・6・20 判時1997・119〈水路壁面改良工法事件〉……………特許134の2 1
- 知財高判 平19・6・27 判時1984・3〈マグライト事件〉……………商標3 7 10
- 知財高判 平19・7・25 判時1988・95〈人形写真集事件〉……………著作2 20. 11 1
- 知財高判 平19・9・20 【平18行ケ10494】〈ホログラフィック・グレーティング事件〉……………特許17の2 1
- 大阪高判 平19・10・2 判タ1258・310〈ピーターラビット事件〉……………不正競争2 10
- 名古屋高金沢支判 平19・10・24 判時1992・117〈氷見うどん事件〉……………不正競争5 4
- 大阪高判 平19・10・25 判タ1259・311〈みたらし団子事件〉……………不正競争2 10
- 最判 平19・11・8 民集61・8・2989〈インクタンク事件上告審〉……………特許68 6
- 最判 平19・12・18 民集61・9・3460〈「シェーン」DVD事件〉……………著作54 1
- 東京地判 平19・12・26 【平18ワ27454】〈家庭用医療機器事件〉……………不正競争5 3
- 知財高判 平20・1・31 【平18行ケ10388】〈発光ダイオード付き商品陳列台事件〉……………意匠2 4
- 東京地判 平20・1・31 【平18ワ13803】〈パズル事件〉……………著作2 11
- 東京地判 平20・2・26 【平19ワ15231】……………著作42 2
- 東京地判 平20・3・13 判時2033・102〈祇園祭写真事件〉……………著作2 20. 27 4
- 最判 平20・4・24 民集62・5・1262〈ナイフ加工装置事件〉……………特許104の3 3 4
- 知財高判 平20・5・29 判時2018・146〈ガラス多孔体事件〉……………特許29 1
- 知財大判 平20・5・30 判時2009・47〈ソルダレジスト事件〉……………特許126 5 6
- 東京地判 平20・6・20 【平19ワ5765】〈まねきTV事件地裁判決〉……………著作23 5
- 知財高判 平20・6・24 判時2026・123〈双方向歯科治療ネットワーク事件〉……………特許2 8
- 東京地判 平20・7・4 【平19ワ19275】〈ぬいぐるみ事件〉……………不正競争19 8
- 最判 平20・7・10 民集62・7・1905〈発光ダイオード事件〉……………特許126 7
- 知財高判 平20・7・14 判時2050・137〈生海苔の異物分離除去装置事件〉……………特許125 1
- 知財高判 平20・7・17 判時2011・137〈ライブドア傍聴記事件控訴審判決〉……………著作2 9
- 知財高判 平20・8・26 判時2041・124〈対訳辞書事件〉……………特許2 9
- 最判 平20・9・8 判時2021・92〈つみのおひなっこや事件〉……………商標4 15
- 大阪高判 平20・9・17 判時2031・132〈デサフィナード事件控訴審判決〉……………著作22 2
- 東京地判 平20・9・29 判時2027・143〈半導体レーザ装置事件〉……………特許35 15
- 大阪地判 平20・10・14 判時2048・91〈マスカラ事件〉……………不正競争2 8
- 知財高判 平20・10・28 判時2023・140〈新型浄水器事件〉……………特許38 1
- 東京地判 平20・11・26 判時2040・126〈仕入先情報事件〉……………不正競争2 9
- 知財高判 平20・11・27 判時2022・137〈半導体パッケージ事件〉……………特許134の2 2
- 9 知財高判 平20・12・24 【平20ネ10011】〈北朝鮮映画事件控訴審判決〉……………著作6 1
- 大阪地決 平20・12・25 判時2035・136〈青色LEDチップ事件〉……………特許105の5 1

大阪地判 平17・2・10 判時1909・78〈標本作成用トレイ事件〉	特許102②
東京地判 平17・2・25 判時1897・98〈薬品リスト事件〉	不正競争2⑩
東京高判 平17・3・3 判時1893・126〈2ちゃんねるの小学館事件控訴審判決〉	著作23③
東京地判 平17・3・10 判時1918・67〈トンネル断面マーキング方法事件〉	特許102⑩
東京高判 平17・3・16【平16ネ2000】〈アザレ東京事件〉	不正競争2②
東京高判 平17・3・31【平16ネ405】〈ファイルログ事件控訴審判決〉	著作23②
知財高判 平17・4・13【平17行ケ10227】〈コンパクト事件〉	意匠3⑥
大阪地判 平17・4・28 判時1919・151〈変性重合体製造法事件〉	特許35⑦
東京地判 平17・5・24 判時1933・107〈マンホール用ステップ事件〉	不正競争2⑦
東京地判 平17・5・31 判時1969・108〈誘導電力分配システム事件〉	特許102⑩
知財高判 平17・6・9【平17行ケ10342】〈FLAVAN事件〉	商標3④
最判 平17・6・17 民集59・5・1074〈生体高分子安定複合体構造探索方法事件〉	特許100⑤
最判 平17・7・11 判時1907・125〈RUDOLPH VALENTINO事件〉	商標47②
最判 平17・7・14 民集59・6・1569〈船橋市西図書館事件〉	著作18の前◆【著作者の人格的利益】①
最判 平17・7・14 民集59・6・1617〈eACCESS事件〉	商標10①
最判 平17・7・22 判時1908・164〈国際自由学園事件〉	商標4③
知財高判 平17・8・30【平17行ケ10312】〈ピラゾロピリジン化合物事件〉	特許36④
知財大判 平17・9・30 判時1904・47〈一太郎事件〉	特許101②
知財高判 平17・10・6【平17ネ10049】〈ヨミウリ・オンライン事件控訴審〉	著作2⑧、10②
東京地判 平17・10・11 判時1923・92〈ジェロヴィタル化粧品事件〉	商標4章2節⑩
最判 平17・10・18 判時1914・123〈クリーニングファブリック製造方法事件〉	特許178⑥
大阪地判 平17・10・24 判時1911・65〈選撮見録事件〉	著作112⑤
知財高判 平17・10・27【平17ネ10013】〈超時空要塞マクロス事件〉	不正競争2②
知財高判 平17・10・31【平17ネ10079】〈カラビナ事件〉	意匠24①
知財大判 平17・11・11 判時1911・48〈パラメータ特許事件〉	特許36①
知財高決 平17・11・15【平17ラ10007】〈録画ネット事件抗告審決定〉	著作21③、98①
知財高判 平17・12・5【平17ネ10083】〈カットソー事件控訴審〉	不正競争2⑧
知財高判 平17・12・20 判時1922・130〈PAPA JOHN'S事件〉	商標50⑤
東京地判 平17・12・27 判時1939・120〈図形表示装置事件〉	特許70④
大阪地判 平18・1・16 判時1947・108〈マンホール事件〉	特許78②
神戸地判 平18・1・19【平16行ウ29】〈灯籠事件〉	特許100の前◆【Ⅲ 特許侵害物品の水際規制】①
最判 平18・1・20 民集60・1・137〈天理教事件〉	不正競争2⑥
知財高判 平18・1・25【平17行ケ10437】〈画像撮影装置事件〉	特許29の2①
知財大判 平18・1・31 判時1922・30〈インクタンク事件控訴審〉	特許68⑤
東京地判 平18・1・31 判時1929・92〈洗浄処理剤事件〉	特許35①
知財高判 平18・2・27【平17ネ10100】〈ジョン万次郎銅像事件控訴審〉	著作14①
東京地判 平18・3・24【平17ワ3089】〈アクティブマトリクス型表示装置事件〉	不正競争2⑩
大阪地判 平18・3・30【平16ワ1671】〈スーブラ事件〉	不正競争2⑧
知財高判 平18・3・31 判時1929・84〈コネクター接続端子事件〉	意匠2③
大阪高判 平18・4・19【平17ネ2866】〈スーブラ事件〉	不正競争2⑦⑧⑤
東京地判 平18・5・25 判時1995・125〈クレメジン事件〉	不正競争2②
知財高判 平18・6・29 判タ1229・306〈紙葉類識別装置事件〉	特許29⑩
東京地判 平18・7・6 判時1951・106〈養魚用飼料添加物事件〉	不正競争2⑩
知財高判 平18・7・11 判時2017・141〈増毛装具事件〉	特許29⑬
大阪地判 平18・7・20 判時1968・164〈台車固定装置事件〉	特許2⑩
大阪地判 平18・7・27 判タ1229・317〈正露丸事件〉	不正競争2③、19③
神戸地判 平18・8・4 判時1960・125〈ダニ捕獲器事件〉	不正競争2⑩⑩
東京地判 平18・8・8【平17ワ3056】〈ハンガー用クリップ事件〉	不正競争2⑦⑩
知財高判 平18・8・31 判時2022・144〈アイセル事件〉	著作61②

- 東京地判 平15・3・28 判時1834・95〈教科書準拠国語テスト事件〉……………著作36 ①
 最判 平15・4・11 判時1822・133〈アール・ジー・ビー・アドベンチャー事件〉……………著作15 ①
 最判 平15・4・22 民集57・4・477〈オリンパス事件〉……………特許35 ⑤
 東京地決 平15・6・11 判時1840・106〈慶應義塾大学ノグチ・ルーム事件〉……………著作20 ⑧.60 ②
 東京地判 平15・6・27 判時1840・92〈花粉のご飴事件〉……………商標38 ③
 東京地判 平15・6・27 判時1839・143〈アフト事件〉……………不正競争2 ②7
 名古屋地判 平15・7・24 判時1853・142〈刺しゅう糸色番号事件〉……………不正競争2 ②7
 大阪地判 平15・7・24 【平14ワ3162】〈顧客情報事件〉……………不正競争2 ②8
 東京地判 平15・8・28 判タ1211・259〈スイッチング回路事件〉……………特許133 ①
 東京地判 平15・8・29 判時1886・106〈エノテカ事件〉……………不正競争2 ⑤3
 東京地判 平15・9・30 判時1843・143〈ソフトウェア違法コピー事件〉……………不正競争2 ②10
 東京地判 平15・10・16 判時1874・23〈サンゴ化石粉体事件〉……………特許100の前◆【II 外国特許権に係る準拠法】③,不正競争2 ②10
 最判 平15・10・31 判時1841・143〈窒化ガリウム系化合物半導体事件〉……………特許178 ⑤
 東京高判 平15・11・20 【平14行ケ514】〈Manhattan Portage事件〉……………商標4 ①6
 東京地判 平15・11・26 判時1846・83〈影響解析装置事件〉……………特許35 ⑩
 東京地判 平15・12・26 判時1851・138〈液体充填装置ノズル事件〉……………特許102 ⑨
 東京高判 平16・1・29 判時1848・25〈日立製作所事件控訴審判決〉……………特許35 ⑫
 東京地判 平16・1・30 判時1852・36〈青色LED事件一審終局判決〉……………特許35 ⑪
 東京地判 平16・3・5 判時1854・153〈セイジョー事件〉……………不正競争19 ②
 東京地判 平16・3・11 判時1893・131〈2ちゃんねるの小学館事件一審判決〉……………著作112 ④
 東京高判 平16・3・31 判時1865・122〈流通用ハンガー事件〉……………不正競争2 ②8
 最決 平16・4・8 民集58・4・825……………不正競争3 ⑤
 東京地判 平16・4・13 判時1862・168〈イベント会社事件〉……………不正競争2 ②9
 大阪地判 平16・4・20 【平14ワ13569】〈Career-Japan事件〉……………商標4 ①1
 東京地判 平16・4・23 判時1892・89〈プリント基板用治具事件〉……………特許101 ③
 東京高判 平16・4・27 判時1872・95〈日立金属窒素磁石事件控訴審判決〉……………特許35 ⑬
 大阪地判 平16・4・27 判時1882・116〈キューピー第二次訴訟事件〉……………著作28 ②
 大阪地判 平16・5・20 【平14ワ3030】〈エレベーター保守点検会社事件〉……………不正競争2 ②0
 最判 平16・6・8 判時1867・108〈LEONARD KAMHOUT事件〉……………商標4 ④
 東京地判 平16・6・23 判時1872・109〈ブラザー事件〉……………商標4章2節 ②
 東京高判 平16・6・24 【平15行ケ163】〈動力舵取装置事件〉……………特許181 ②
 東京地判 平16・6・30 判時1874・134〈コンピュータソフトウェア「ProLesWeb」事件〉……………著作2 ⑩
 東京地判 平16・7・2 判時1890・127〈ヴォーグ事件〉……………不正競争2 ⑥6
 東京地判 平16・7・28 判時1878・129〈カルティエ事件〉……………不正競争2 ②2
 東京地判 平16・8・17 判時1873・153〈切削オーバーレイ工法事件〉……………特許100 ④
 東京高判 平16・8・31 判時1883・87〈RISOインクボトル事件〉……………商標4章2節 ⑤
 大阪地判 平16・9・13 判時1899・142〈ヌーブラ事件〉……………不正競争2 ②8
 東京高判 平16・9・16 【平16行ケ18】〈ひよこちゃん事件〉……………商標4 ①4
 東京高判 平16・9・29 判時1887・99〈油圧作動型カッター事件〉……………特許35 ①7
 大阪高判 平16・9・29 【平15ネ3575】〈積水ハウス事件控訴審判決〉……………著作2 ②9
 東京地判 平16・9・30 判時1880・84〈ステンレス鋼製缶体事件〉……………特許35 ⑥
 東京高判 平16・10・27 【平16ネ2995】〈貯留浸透タンク事件〉……………特許127 ①
 東京地判 平16・10・29 判時1902・135〈ラップフィルム摘み具事件〉……………意匠3 ⑤
 大阪地判 平16・11・9 判時1897・103〈ミーリングチャック事件〉……………不正競争2 ②10
 東京地判 平16・12・8 判時1889・110〈インクタンク事件一審〉……………特許68 ④
 東京高判 平16・12・21 判時1891・139〈回路シミュレーション方法事件〉……………特許2 ⑦
 東京地決 平17・1・31 判時1898・73……………商標36 ①
 東京地判 平17・2・10 判時1906・144〈プラニユート顆粒事件〉……………特許29 ⑧

- 東京地判 平13・4・24 判時1755・43〈J-PHONE事件〉……………不正競争2 110
- 最判 平13・6・8 民集55・4・727〈円谷プロ事件〉……………著作112の前◆【国際裁判管轄】 1
- 最判 平13・6・12 民集55・4・793〈生ゴミ処理装置事件〉……………特許33 1
- 東京高判 平13・6・21 判時1765・96〈すいかの写真事件〉……………著作2 18
- 東京高判 平13・6・27【平12行ケ422】〈MAGIC事件〉……………商標50 2
- 最判 平13・6・28 民集55・4・837〈江差追分事件〉……………著作2 31、39、27 1
- 最判 平13・7・6 判時1762・130〈PALM SPRINGS POLO CLUB事件〉……………商標4 13
- 東京高判 平13・7・17 判時1769・98〈乳酸菌飲料事件〉……………商標3 6、9
- 東京地判 平13・7・19 判時1815・148〈呉青山学院事件〉……………不正競争2 5、70
- 東京地判 平13・7・25 判時1758・137〈路線バス車体絵画事件〉……………著作46 1
- 東京地判 平13・8・31 判時1760・138〈エルメスパーキン事件〉……………不正競争2 87
- 東京地判 平13・9・6 判時1804・117〈宅配鯖事件〉……………不正競争2 74
- 東京地判 平13・9・20 判時1764・112……………特許100 2
- 東京地判 平13・9・20 判時1801・113……………不正競争2 111
- 最判 平13・10・25 判時1767・115〈キャンディ・キャンディ事件〉……………著作2 37、28 1
- 東京地判 平13・10・25 判時1786・142……………不正競争2 111
- 東京高判 平13・10・30 判時1773・127〈交通標語事件〉……………著作2 7
- 東京高判 平13・10・31【平13行ケ258】〈カンショウ乳酸事件〉……………商標3 1
- 東京高判 平13・11・29 判時1779・89〈置換プリン事件〉……………特許68 3
- 東京高判 平13・12・26 判時1788・103……………不正競争2 19
- 東京地判 平14・1・24 判時1814・145……………不正競争2 21
- 東京高判 平14・1・31 判時1804・108……………特許49 1
- 東京地判 平14・2・5 審決集48・823〈ダイコク事件〉……………不正競争2 110
- 東京高判 平14・2・18 判時1786・136〈雪月花事件〉……………著作21 2
- 最判 平14・2・22 民集56・2・348〈ETNIES事件〉……………特許132 1、商標63 1
- 最判 平14・3・25 民集56・3・574〈パチンコ装置事件〉……………特許132 2
- 大阪地判 平14・4・9 判時1826・132〈ワイヤーブラシセット事件〉……………不正競争2 75
- 東京高判 平14・4・11 判時1828・99〈医療行為事件〉……………特許29 3
- 最判 平14・4・25 民集56・4・808〈中古ゲームソフト事件〉……………著作2 45、26 2
- 東京地判 平14・4・25【平14ワ3764】〈三菱クオインタムファンド事件〉……………不正競争2 69
- 大阪地判 平14・5・23 判時1825・116……………特許33 4
- 東京高判 平14・5・31 判時1819・121〈電路支持材事件〉……………不正競争2 13
- 東京地判 平14・7・15 判時1796・145〈MP 3事件〉……………不正競争2 110
- 東京地判 平14・7・17 判時1799・155〈ブラジャー事件〉……………特許33 2
- 東京地判 平14・7・18【平14ワ8104】〈三菱ホーム事件〉……………不正競争2 68
- 東京高判 平14・9・6 判時1794・3〈記念樹事件〉……………著作2 40、27 2
- 最判 平14・9・17 判時1801・108〈mosrite事件〉……………特許153 1
- 東京地中間判 平14・9・19 判時1802・30〈青色LED事件一審中間判決〉……………特許35 16
- 最判 平14・9・26 民集56・7・1551〈FM信号復調装置事件〉……………特許100の前◆【II 外国特許権に係る準拠法】 1、2
- 東京高判 平14・9・26【平13ネ6316】〈メープルシロップ事件〉……………商標38 1
- 東京地判 平14・10・15 判時1821・132〈パドワイザー事件〉……………不正競争19 5
- 東京高判 平14・11・14 判時1811・120〈建築物の骨組構築方法事件〉……………特許178 4
- 東京地判 平15・1・20 判時1823・146〈超時空要塞マクロス事件〉……………著作2 34、29 2
- 東京地中間判 平15・1・29 判時1810・29〈ファイルログ事件一審中間判決〉……………著作23 1
- 大阪地判 平15・2・13 判時1842・120〈ヒットワン・通信カラオケ装置リース事件〉……………著作112 3
- 東京地判 平15・2・20 判時1824・106〈無洗米製造装置事件〉……………不正競争2 114
- 最判 平15・2・27 民集57・2・125〈フレッドベリー事件〉……………商標4章2節 13
- 大阪地判 平15・2・27【平13ワ10308】〈セラミックコンデンサー事件〉……………不正競争2 95

- 東京地判 平10・10・7 判時1657・122〈負荷装置システム事件〉……………特許70 ⑨. 102 ⑥
- 東京地判 平10・10・29 知的裁30・4・812〈スマップインタビュー記事事件〉……………著作2 ③③
- 東京地判 平10・10・30 判時1674・132〈血液型と性格の社会史事件〉……………著作20 ⑫. 32 ⑥. 43 ①
- 東京地判 平10・11・20 知的裁30・4・841〈アダージェット・バレエ作品振付け事件〉……………著作22 ④
- 東京地判 平10・11・30 知的裁30・4・956〈版画の写真事件〉……………著作2 ⑫
- 東京地判 平10・12・22 判時1674・152〈磁気媒体リーダー事件〉……………特許70 ②
- 東京地判 平11・1・28 判時1664・109〈徐放性ジクロロフェナクナトリウム製剤事件〉……………特許70 ⑪
- 東京地判 平11・1・28 判時1677・127〈キャディバッグ事件〉……………不正競争2 ⑦⑧⑧
- 東京地判 平11・1・29 判時1680・119〈古文単語語呂合わせ事件〉……………著作2 ⑥
- 東京地判 平11・2・25 判時1677・130〈松本清張作品映画化リスト事件〉……………著作12 ②
- 東京地判 平11・2・25 判時1682・124〈モデルガン事件〉……………不正競争2 ⑦⑨
- 東京地判 平11・2・25 判時1683・144〈広告器事件〉……………不正競争2 ⑫
- 最判 平11・3・9 民集53・3・303〈大径角形鋼管事件〉……………特許178 ②
- 最判 平11・4・16 民集53・4・627〈すい臓疾患治療剤事件〉……………特許69 ①
- 東京地判 平11・4・28 判時1691・136〈ウイルスバスター事件〉……………商標4章2節 ⑫
- 東京高判 平11・6・15 判時1697・96〈スミターマル事件〉……………特許102 ①
- 東京地判 平11・6・29 判時1693・139〈プリーツ・プリーズ事件〉……………不正競争2 ②②
- 最判 平11・7・16 民集53・6・957〈生理活性物質測定法事件〉……………特許100 ①③
- 東京地判 平11・7・16 判時1698・132〈悪路脱出具事件〉……………特許102 ⑦
- 東京地判 平11・7・23 判時1694・138……………不正競争2 ⑨⑨
- 東京地判 平11・9・28 判時1695・115〈江戸商売図絵事件〉……………著作2 ⑫
- 東京高判 平11・12・22 判時1710・147〈ドゥーセラム事件〉……………商標4 ①
- 東京地判 平12・1・17 判時1708・146……………不正競争2 ②⑤
- 最判 平12・2・18 判時1703・159〈嗜好食品事件〉……………特許132 ④
- 最決 平12・2・24 刑集54・2・67〈パチスロ事件〉……………商標4章2節 ④
- 最判 平12・2・29 民集54・2・709〈倉方黄桃事件〉……………特許2 ⑥
- 東京地判 平12・2・29 判時1715・76〈中田英寿の詩事件〉……………著作18 ①
- 東京地判 平12・3・17 判時1714・128〈タウンページデータベース事件〉……………著作12の2 ①
- 最判 平12・4・11 民集54・4・1368〈ケルビー事件〉……………特許70 ⑬
- 東京高判 平12・4・25 判時1724・124〈「脱ゴーマニズム宣言」事件〉……………著作20 ⑩. 32 ③
- 東京地判 平12・5・16 判時1751・128②〈スターデジコ事件〉……………著作96 ①
- 東京高判 平12・5・17 【平12行コ22】……………新案12 ①
- 東京高判 平12・5・23 判時1725・165〈三島由紀夫の手紙事件〉……………著作2 ⑫. 60 ①
- 東京地判 平12・6・29 判時1728・101……………不正競争2 ⑦
- 最判 平12・7・11 民集54・6・1848〈レールデュタン事件〉……………商標4 ⑫
- 東京地判 平12・7・18 判時1729・116……………不正競争2 ⑦
- 東京高判 平12・8・29 判時1737・124〈シャディ事件〉……………商標2 ②
- 東京地判 平12・8・31 【平10ワ7865】〈写ルンです事件〉……………特許68 ②
- 最判 平12・9・7 民集54・7・2481〈ゴナ書体事件〉……………著作2 ②⑧
- 大阪地判 平12・9・12 判時1748・164〈包装用かご事件〉……………意匠29 ①
- 東京地判 平12・11・13 判時1736・118……………不正競争2 ⑨④
- 東京高判 平12・11・28 判時1748・159〈おろし器事件〉……………意匠4 ①
- 富山地判 平12・12・6 判時1734・3〈JACCS事件〉……………不正競争2 ⑩⑩
- 東京地判 平12・12・7 判時1771・111……………不正競争2 ⑨⑩⑦
- 東京高判 平13・1・31 判時1743・124……………特許178 ③
- 最判 平13・2・13 民集55・1・87〈ときめきメモリアル事件〉……………著作20 ③
- 東京高判 平13・2・28 判時1749・138〈DALE CARNEGIE事件〉……………商標50 ①
- 5 最判 平13・3・2 民集55・2・185〈カラオケリース事件〉……………著作22 ⑤
- 大阪高判 平13・4・19 【平11ネ2198】〈ペン型注射器事件〉……………特許70 ⑫

- 最判 平5・12・16 判時1480・146〈アメックス事件〉……………不正競争2 ⑩
 東京高決 平5・12・24 判時1505・136……………不正競争2 ⑩⑩
 大阪地判 平6・2・24 判時1522・139〈マグアンプK事件〉……………商標4章2節 ⑥
 東京地判 平6・4・25 判時1509・130〈日本の城の基礎知識事件〉……………著作2 ④
 大阪地判 平6・4・28 判時1542・115〈マホーピン事件〉……………特許35 ③
 大阪高判 平6・5・27 知的裁26・2・356〈釣糸事件〉……………特許35 ④
 東京地判 平6・7・1 知的裁26・2・510〈101匹ワンチャン事件〉……………著作26 ①
 神戸地決 平6・12・8 知的裁26・3・1323〈ハートカップ事件〉……………不正競争19 ⑦
 最判 平7・3・7 民集49・3・944〈磁気治療器事件〉……………特許132 ③
 最決 平7・4・4 刑集49・4・563〈海賊版ビデオ販売事件〉……………著作119 ②
 東京高判 平7・4・13 判時1536・103〈衣装ケース事件〉……………意匠3 ①
 大阪地判 平7・5・30 知的裁27・2・426〈it'sシリーズ事件〉……………不正競争2 ②⑩
 東京高判 平7・9・26 知的裁27・3・682〈タイムカード事件〉……………意匠3 ③
 大阪地判 平7・9・28 知的裁27・3・580〈音羽流事件〉……………不正競争2 ⑤⑩
 東京地判 平7・10・30 判時1560・24〈システムサイエンス事件〉……………著作113 ①、114 ①
 東京高判 平7・11・8 知的裁27・4・778〈多摩市立図書館事件〉……………著作31 ①
 東京地判 平7・12・18 知的裁27・4・787〈ラストメッセージin最終号事件〉……………著作2 ⑤、二章三節五款 ①
 仙台地判 平7・12・22 判時1589・103……………不正競争2 ⑩
 東京地判 平8・2・23 知的裁28・1・54〈やっぱりブスが好き事件〉……………著作20 ④
 東京高判 平8・4・16 知的裁28・2・271〈「目覚め」事件〉……………著作113 ②、115 ①
 大阪地判 平8・4・16 知的裁28・2・300……………不正競争2 ⑨
 千葉地判 平8・4・17 判時1598・142〈「ウォークマン」事件〉……………不正競争2 ④②
 東京高判 平8・7・24 判時1597・129〈泉岳寺事件〉……………不正競争2 ⑥⑦
 神戸地判 平8・11・25 判時1603・115〈リッツ事件〉……………不正競争2 ⑥④
 東京地判 平8・12・25 知的裁28・4・821〈ドラゴン・キーホルダー事件一審〉……………不正競争2 ⑧②
 東京地判 平9・2・21 判時1617・120……………不正競争5 ②
 東京地判 平9・3・7 判時1613・134〈ピアス孔保護具事件〉……………不正競争2 ⑦⑧ ⑧
 最判 平9・3・11 民集51・3・1055〈小僧寿し事件〉……………特許102 ⑧、商標4 ⑧、26 ②、38 ②
 東京地判 平9・4・25 判時1605・136〈スモーキングスタンド等設計図事件〉……………著作2 ②③
 最判 平9・7・1 民集51・6・2299〈BBS [バーバーエス] 並行輸入事件〉……………特許68 ①⑦
 最判 平9・7・17 民集51・6・2714〈ポバイ・ネクタイ事件〉……………著作2 ⑩、51 ①
 東京高判 平9・7・17 知的裁29・3・565〈インターフェロン事件〉……………特許70 ⑤
 東京高判 平9・8・28 判時1625・96〈フジサンケイグループ事件〉……………著作75 ①
 東京地判 平9・12・12 判時1641・115〈足場板用枠事件〉……………意匠38 ①
 東京地判 平10・2・20 知的裁30・1・33〈バーンズ・コレクション展事件〉……………著作32 ④
 最判 平10・2・24 民集52・1・113〈ポールズプライン事件〉……………特許70 ⑧
 東京地判 平10・2・25 判タ973・238〈たまごっち事件〉……………不正競争2 ⑧④
 東京高判 平10・2・26 知的裁30・1・65〈ドラゴン・キーホルダー事件控訴審〉……………不正競争2 ⑧③
 東京地判 平10・3・13 判時1639・115〈高知東急事件〉……………不正競争2 ⑥⑤
 大阪高判 平10・5・22 判タ986・289〈One CUP事件〉……………不正競争2 ⑤②
 東京高判 平10・6・18 知的裁30・2・342〈自走式クレーン事件〉……………意匠3 ②
 東京高判 平10・6・30 知的裁30・2・396〈アフタヌーンティー事件〉……………商標51 ②
 最判 平10・7・17 判時1651・56〈月刊雑誌「諸君!」事件〉……………著作20 ②
 東京高判 平10・8・4 判時1667・131〈俳句の添削事件〉……………著作20 ⑤
 東京地判 平10・8・27 知的裁30・3・478〈カラオケボックスビッグエコー事件〉……………著作22 ③
 最判 平10・9・10 判時1655・160〈チャンネル事件上告審〉……………不正競争2 ⑤⑧
 大阪地判 平10・9・10 知的裁30・3・501〈小熊タオルセット事件〉……………不正競争2 ⑦③
 大阪地判 平10・9・10 判時1656・137……………不正競争2 ⑨⑥
 大阪地判 平10・9・17 知的裁30・3・570〈徐放性ジクロロフェナクナトリウム製剤事件〉……………特許70 ⑩

- 大阪地判 昭60・5・29 無体17・2・281〈症例報告書事件〉……………著作19①
- 大阪地判 昭60・6・28 判タ567・290……………不正競争5①
- 東京高判 昭60・7・30 無体17・2・344〈蛇口接続金具意匠事件〉……………特許123①
- 東京高判 昭60・10・17 無体17・3・462〈藤田嗣治絵画複製事件〉……………著作32②
- 横浜地決 昭60・10・29 判時1176・126〈花喰鳥事件〉……………著作112②
- 東京高判 昭60・11・14 無体17・3・544〈アメリカ語要語集事件〉……………著作12①
- 最判 昭61・1・23 判時1186・131〈GEORGIA事件〉……………商標3③
- 最判 昭61・4・22 判時1207・114〈ユーハイム事件〉……………商標51①
- 最判 昭61・5・30 民集40・4・725〈パロディ事件第二次上告審〉……………著作17①
- 最判 昭61・7・17 民集40・5・961〈第二次箱尺事件〉……………特許29⑥
- 最判 昭61・10・3 民集40・6・1068〈ウォーキングビーム式加熱炉事件〉……………特許79①
- 東京高判 昭61・12・25 無体18・3・579〈紙幣事件〉……………特許32①
- 東京高判 昭62・2・19 無体19・1・30〈当落予想表事件〉……………著作2①
- 神戸地判 昭62・3・25 無体19・1・72〈ホテルチャンネル事件〉……………不正競争2⑥2
- 大阪地判 昭62・5・27 無体19・2・174〈「かに道楽」事件〉……………不正競争2④1
- 大阪地判 昭62・8・26 無体19・2・268〈BOSS事件〉……………商標2①
- 最判 昭63・3・15 民集42・3・199〈クラブ・キャッツアイ事件〉……………著作22①
- 東京地判 昭63・3・23 判時1284・155〈IBM事件〉……………著作119①
- 東京高判 昭63・3・29 無体20・1・98〈「天一」事件〉……………不正競争2④5
- 東京地判 昭63・6・29 無体20・2・260〈チェレザ事件〉……………商標13①
- 最判 昭63・7・19 民集42・6・489〈アースベルト事件〉……………不正競争2⑤5、特許65①
- 東京高判 昭63・12・13 判時1311・112……………特許29⑨
- 東京高判 平元・4・27 判時1324・135〈額縁用枠材事件〉……………意匠10の2①
- 東京高判 平元・7・11 判時1325・138〈ミネフード事件〉……………商標53①
- 東京地判 平元・10・6 無体21・3・747〈レオナルド・フジタ展事件〉……………著作47①
- 東京高判 平2・2・13 判時1348・139〈錦鯉飼育法事件〉……………特許2③
- 東京地判 平2・2・28 判時1345・116……………不正競争2⑤7
- 最判 平2・7・20 民集44・5・876〈ポパイ・マフラー事件〉……………商標4章2節⑩
- 東京高判 平3・1・29 判時1379・130〈ダイジェスティブ事件〉……………商標3⑤⑧
- 最判 平3・3・8 民集45・3・123〈リパーゼ事件〉……………特許36③
- 最判 平3・3・19 民集45・3・209〈クリップ事件〉……………特許126④
- 最判 平3・4・23 民集45・4・538〈シェトア事件〉……………商標50④
- 東京高判 平3・8・29 知的裁23・2・618……………特許102⑤
- 東京高判 平3・10・1 判時1403・104……………特許29⑦
- 東京高判 平3・12・17 知的裁23・3・808〈木目化粧紙事件〉……………著作2②7
- 東京高判 平3・12・19 知的裁23・3・823〈法政大学懸賞論文事件〉……………著作20⑨
- 最判 平4・4・28 民集46・4・245〈高速旋回式バルル研磨法事件〉……………特許181①
- 大阪地判 平4・4・30 知的裁24・1・292〈丸棒矯正機事件〉……………著作2④3
- 東京地判 平4・5・27 知的裁24・2・412〈Nintendo事件〉……………商標4章2節⑦
- 大阪地判 平4・8・27 知的裁24・2・495〈静かな焔事件〉……………著作2④2
- 最判 平4・9・22 判時1437・139〈大森林事件〉……………商標4⑦
- 東京地判 平5・2・24 判時1455・143〈ワールドファイナンス事件〉……………不正競争2⑥3
- 大阪地判 平5・3・23 判時1464・139〈TBS事件〉……………著作41①
- 最判 平5・3・30 判時1461・3〈智恵子抄事件〉……………著作2③2、12③
- 最判 平5・3・30 判時1461・150……………特許39①
- 東京高判 平5・7・22 知的裁25・2・296〈ゼルダ事件〉……………商標32①
- 東京地判 平5・8・30 知的裁25・2・380〈THE WALL STREET JOURNAL事件〉……………著作12④、27③
- 3 東京高判 平5・9・9 判時1477・27〈三沢市勢映画製作事件〉……………著作29①
- 最判 平5・9・10 民集47・7・5009〈SEIKO EYE事件〉……………商標4⑨

- 東京地判 昭53・6・21 無体10・1・287 (日照権事件) …………… 著作2 ②
- 東京高判 昭53・7・26 無体10・2・369 (ターンテーブル事件) …………… 意匠2 ①
- 最判 昭53・9・7 民集32・6・1145 (ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件) …………… 著作21 ①
- 富山地判 昭53・9・22 無体10・2・454 (富山住宅地図事件) …………… 著作2 ②③⑧
- 東京高判 昭53・10・25 無体10・2・478 (マクドナルド事件) …………… 不正競争2 ④⑨
- 最判 昭54・4・10 判時927・233 (ワイキキ事件) …………… 商標3 ②
- 神戸地姫路支判 昭54・7・9 無体11・2・371 (仏壇彫刻事件) …………… 著作2 ②⑤
- 最判 昭55・1・24 民集34・1・80 (食品包装容器事件) …………… 新案47 ①
- 東京地判 昭55・3・10 無体12・1・47 (タイポス事件) …………… 不正競争2 ②③
- 東京高判 昭55・3・25 無体12・1・108 (カップヌードル事件) …………… 意匠2 ②
- 東京地決 昭55・3・26 判時968・27 (テレビニュース録画事件) …………… 著作42 ①
- 最判 昭55・3・28 民集34・3・244 (パロディ事件第一次上告審) …………… 著作20 ①, 32 ①
- 最判 昭55・5・1 民集34・3・431 (耕耘機トレーラー事件) …………… 特許126 ②
- 大阪高判 昭55・6・26 無体12・1・266 (英訳 平家物語事件) …………… 著作2 ④①
- 最判 昭55・7・4 民集34・4・570 (一眼レフカメラ事件) …………… 特許29 ⑤
- 大阪地判 昭56・1・30 無体13・1・22 (ロンシャン図柄事件) …………… 不正競争2 ①⑤
- 札幌高決 昭56・1・31 無体13・1・36 (バター飴缶事件) …………… 不正競争3 ④
- 東京高判 昭56・2・25 無体13・1・134 (香りのタイプ事件) …………… 不正競争2 ⑤⑥
- 東京地判 昭56・2・25 無体13・1・139 (交換レンズ事件) …………… 特許101 ①
- 最判 昭56・3・13 判時1001・41 …………… 特許44 ①
- 大阪地決 昭56・3・30 判時1028・83 …………… 不正競争2 ④
- 東京地判 昭56・4・20 無体13・1・432 (アメリカTシャツ事件) …………… 著作2 ②⑥
- 最判 昭56・6・30 民集35・4・848 …………… 特許70 ①⑤
- 大阪高判 昭56・7・28 無体13・2・560 …………… 不正競争2 ③④
- 大阪高決 昭56・9・28 無体13・2・630 (薬品保管庫事件) …………… 意匠3 ④
- 最判 昭56・10・13 民集35・7・1129 …………… 不正競争3 ②
- 大阪地判 昭57・2・26 無体14・1・58 (ウスキー事件) …………… 不正競争2 ⑤⑨
- 東京地判 昭57・3・8 無体14・1・97 (将門記事事件) …………… 著作2 ③⑥
- 東京地判 昭57・6・16 無体14・2・418 (山形屋海苔店事件) …………… 商標26 ①
- 東京地判 昭57・9・27 無体14・3・593 …………… 不正競争2 ①⑥
- 東京地判 昭57・10・18 判タ499・178 …………… 不正競争2 ①⑦
- 東京高判 昭57・10・28 無体14・3・759 (ヨドバシボールノ事件) …………… 不正競争2 ⑥⑩
- 最判 昭57・11・12 民集36・11・2233 (月の友事件) …………… 商標4 ②
- 最判 昭58・2・17 判時1082・125 (盛光事件) …………… 商標47 ①
- 東京高判 昭58・6・16 無体15・2・501 (DCC事件) …………… 商標4 ⑤
- 最判 昭58・10・7 民集37・8・1082 …………… 不正競争2 ④⑥⑤⑤
- 東京高判 昭58・11・15 無体15・3・720 …………… 不正競争2 ①①
- 横浜地判 昭58・12・9 無体15・3・802 (「勝烈庵」事件) …………… 不正競争2 ④④④④
- 大阪地判 昭58・12・23 無体15・3・894 …………… 不正競争2 ①④
- 東京地判 昭59・1・18 判時1101・109 (ポルノランドディズニー事件) …………… 不正競争2 ⑥①
- 最判 昭59・1・20 民集38・1・1 (顔真卿自書建中告身帖事件) …………… 著作二章三節三款 ①
- 東京地八王子支判 昭59・2・10 無体16・1・78 (ゲートボール規則書事件) …………… 著作2 ③
- 最判 昭59・3・13 判時1119・135 …………… 特許157 ①
- 最判 昭59・4・24 民集38・6・653 (耕耘機トレーラー事件) …………… 特許126 ③
- 最判 昭59・5・29 民集38・7・920 (フットボール事件) …………… 不正競争2 ①④⑦⑤④, 3 ①
- 東京地判 昭59・6・15 刑月16・5=6・459 (新薬産業スパイ事件) …………… 不正競争2 ①⑧
- 東京地判 昭59・9・28 無体16・3・676 (パックマン事件) …………… 著作2 ④④
- 最判 昭59・10・23 民集38・10・1145 (THE UNION READERS事件) …………… 商標8 ①
- 大阪地判 昭59・12・20 無体16・3・803 (ヘアブラシ意匠事件) …………… 特許78 ③, 98 ①

判例索引

本書収録の全ての判例を年月日順に掲げ、掲載箇所を法令名略語、条数、判例番号で示した。

同一法令の条数は（．）で、異なる法令の間では（，）で区切った。

- 東京高判 昭26・7・31 行裁2・8・1273（カット事件）……………新案3①
 最判 昭28・4・30 民集7・4・461（欧文字単一電報隠語作成方法事件）……………特許2①
 東京地判 昭28・10・20 下民4・10・1503（赤木屋プレイガイド事件）……………不正競争19①
 静岡地浜松支判 昭29・9・16 下民5・9・1531（山葉楽器事件）……………不正競争19④
 東京地判 昭30・3・16 下民6・3・479……………特許29②
 東京高判 昭31・12・25 行裁7・12・3157（電柱広告方法事件）……………特許2②
 最決 昭34・5・20 刑集13・5・755……………不正競争2③③
 最大判 昭35・4・6 刑集14・5・525……………不正競争2①①②
 最判 昭36・6・27 民集15・6・1730（橘正宗事件）……………商標4⑩
 東京地判 昭36・10・25 下民12・10・2583（昆虫挿絵事件）……………著作2⑬
 大阪高判 昭38・2・28 判時335・43（松前屋事件）……………不正競争2④③
 最判 昭39・8・4 民集18・7・1319（液体燃料燃焼装置事件）……………特許70①
 最判 昭40・6・4 判時414・29（ライナーピャー事件）……………不正競争2⑩⑩
 最判 昭42・4・11 民集21・3・598……………不正競争3③
 大阪地判 昭42・8・21 判時496・62（キャバレーゴールデンミカド事件）……………著作112①
 最判 昭43・2・27 民集22・2・399（永山印事件）……………商標4⑥
 最判 昭43・4・18 民集22・4・936……………特許71①
 最判 昭43・12・13 民集22・13・2972（石灰窒素の製造炉事件）……………特許35②
 最判 昭44・1・28 民集23・1・54（原子力エネルギー発生装置事件）……………特許2⑤
 東京地判 昭44・3・19 判時559・60……………不正競争19⑬⑬
 最判 昭44・10・17 民集23・10・1777（地球儀型トランジスタラジオ事件）……………特許79②
 奈良地判 昭45・10・23 下民21・9=10・1369（フォセコ事件）……………不正競争2⑩⑩
 東京高判 昭45・12・26 判タ260・338（組立て式押入タンス事件）……………不正競争2⑨⑨
 大阪地判 昭46・2・26 無体3・1・62（新阪急ホテル事件）……………不正競争2④⑧
 最決 昭46・7・20 刑集25・5・739（ハイ・ミー事件）……………商標4章2節⑧
 福岡地飯塚支判 昭46・9・17 無体3・2・317（巨峰事件）……………商標4章2節①
 大阪地判 昭46・12・22 無体3・2・414（学習机事件）……………意匠26①
 東京地判 昭47・10・11 無体4・2・538（民青の告白事件）……………著作10①
 最判 昭47・12・14 民集26・10・1888（フェノチアジン誘導体製法事件）……………特許126①
 長崎地佐世保支決 昭48・2・7 無体5・1・18（博多人形事件）……………著作2⑳
 東京地判 昭48・3・9 無体5・1・42……………不正競争2③③
 最判 昭48・4・20 民集27・3・580……………特許78①
 最判 昭49・3・19 民集28・2・308（可撓伸縮ホース事件）……………意匠3⑦
 東京高判 昭49・6・18 無体6・1・170……………特許29④
 大阪地判 昭51・2・24 無体8・1・102（ポバイ・アンダーシャツ事件）……………商標4章2節③
 最大判 昭51・3・10 民集30・2・79（メリヤス編機事件）……………特許178①
 東京地判 昭51・3・31 判タ344・291（「勝烈庵」事件）……………不正競争2③③
 最判 昭51・4・30 判タ360・148……………特許29⑭⑭
 最判 昭52・2・14 判時841・26……………特許25①
 東京地判 昭52・3・30 著研9・233（たいやき君事件）……………著作2③③
 東京地判 昭52・7・22 無体9・2・534（舞台装置設計図事件）……………著作30①
 I 最判 昭52・10・13 民集31・6・805（薬物製品事件）……………特許2④
 東京地判 昭52・12・23 無体9・2・769……………不正競争2⑩⑩

複製権……………著作21. 96. 98. 100の2
 付随対象著作物……………著作30の2
 不正競争……………不正競争2①
 プログラム……………不正競争2①[十][十一]. 2⑧,
 著作2①[十の二]. 10①[九]. 10③. 15②
 —の著作物についての権利侵害
 …著作2①[七の二]. 20②[三]. 23. 47の3. 113②
 —の著作物の登録……………著作76の2. 78の2,
 プログラム登3
 プログラム等……………特許2③[一]. 2④
 文書提出命令……………特許105, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争7, 著作114の3
 編集著作物……………著作12
 防護標章……………商標64～68
 放送……………著作2①[八]. 9. 98～100
 放送権……………著作92. 100の3
 法定通常実施権……………特許79の2, 新案26, 意匠29の3
 冒認特許権の取戻請求……………特許74
 補償金支払請求権……………特許65
 補正…特許17～17の4. 53, 新案2の2. 6の2. 14の3,
 意匠9の2. 17の2. 60の3, 商標9の4. 16の2. 68の40
 翻案権……………著作27
 翻訳権……………著作27

ま 行

マドリッド協定の議定書に基づく特例
 ………………商標68の2～68の39
 みなし侵害……………特許101, 新案28, 意匠38, 商標37,
 著作113
 無効審判……………特許123～125. 164の2, 新案37,
 意匠48. 49, 商標46～47
 名誉回復等の措置……………著作115
 模倣……………不正競争2⑤

や 行

優先権……………特許41. 43. 43の2, 新案8, 商標9の2. 9の3,
 種苗11, パリ約4
 有線放送……………著作2①[九の二][九の三]. 9の2.
 100の2～100の4
 有線放送権……………著作92. 99

ら 行

立体商標……………商標5②
 レコード…著作2①[五]～[七]. 8. 96～97の3. 113⑤
 録音権……………著作91
 録画権……………著作91

商標登録
 ——の取消しの審判……………商標50～55
 ——の要件……………商標3, 4
 商標登録出願……………商標5
 商品形態模倣……………不正競争2①〔三〕
 商品等表示……………不正競争2①〔一〕〔二〕
 商品の形態……………不正競争2④
 職務著作……………著作15
 職務発明……………特許35
 ——の相当の対価……………特許35③～⑤
 書類提出命令……………特許105, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争7, 著作114の3
 審 決
 ——の確定範囲……………特許167の2
 特許審判の——……………特許157, 160, 167
 審決等取消訴訟……………特許178～182の2, 新案47～48の2,
 意匠59, 商標63
 審決予告……………特許164
 審 判……………特許121～170, 新案37～41, 意匠46～52,
 商標44～56の2
 信用回復の措置……………特許106, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争14
 先 願……………特許39, 新案7, 意匠9, 商標8, 種苗9
 先使用権……………特許79, 新案26, 意匠29, 商標32, 32の2
 専属管轄……………特許178①, 新案47, 意匠59, 商標63①
 専用実施権……………特許77, 新案18, 意匠27
 専用使用権……………商標30
 専用利用権……………種苗25
 送信可能化権……………著作92の2, 96の2, 99の2, 100の4
 損害額の推定等……………特許102, 新案29, 意匠39, 商標38,
 不正競争5, 著作114
 損害額の認定……………特許105の3, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争9, 著作114の5

た 行

貸与権……………著作26の3, 95の3, 97の3
 団体商標……………商標7
 地域団体商標……………商標7の2
 知的財産……………知財基2①
 知的財産権……………知財基2②
 著作権……………著作21～28
 ——の保護期間……………著作51～58
 著作人人格権……………著作18～20, 50, 59, 60, 113⑥, 115,
 116
 著作人人格権……………著作102
 著作物……………著作2①〔一〕, 6, 10～13
 著作隣接権……………著作89～104
 著名表示……………不正競争2②〔二〕
 通常実施権……………特許35①, 78～83, 92, 93, 176,

新案4の2②, 19～23, 意匠28～34
 ——の対抗力……………特許99
 通常使用権……………商標31
 通常利用権……………種苗26～27
 訂正審判……………特許126～128, 165, 166
 訂正の請求……………特許134の2, 134の3
 データベース……………著作2①〔十の三〕, 12の2
 電子計算機……………著作2①〔十の二〕
 展示権……………著作25
 伝達権……………著作100, 100の5
 同一性保持権……………著作20, 90の3
 登録異議の申立て……………商標43の2
 登録商標……………商標2②
 ——の範囲……………商標27
 登録料……………新案31～36, 意匠42～45, 商標40～43
 特許協力条約に基づく国際出願
 ………………特許184の3～184の20, 新案48の3～48の16
 特許権……………特許66
 ——に基づく差止請求権……………特許100
 ——に基づく損害賠償請求……………特許102
 ——の効力……………特許68, 69
 ——の存続期間……………特許67①
 ——の放棄……………特許97
 特許原簿……………特許27
 特許公報……………特許193
 特許出願……………特許36～39
 特許出願実用新案登録に基づく——……………特許46の2
 特許審判……………特許121～170
 特許訴訟……………特許178～184の2
 特許の要件……………特許29～32
 特許料……………特許107～112
 特許を受ける権利……………特許33, 34
 ドメイン名……………不正競争2①〔十二〕, 2②

な 行

二次的著作物……………著作11
 ——に関する原著作者の権利……………著作28

は 行

発 明……………特許1, 2①
 判 定……………特許71
 半導体集積回路……………半導体2
 頒布権……………著作2①〔十九〕, 26
 秘密意匠……………意匠14
 秘密保持命令……………特許105の4～105の6, 新案30,
 意匠41, 商標39, 不正競争10～12, 著作114の6～114
 の8
 品種登録……………種苗3
 複 製……………著作2①〔十五〕

事項索引

引用条文の範囲は本書収録法令とし、掲載箇所を法令名略語、条号で示した。

同一法令の条数は（．）で、異なる法令条号の間は（，）で区切った。

あ 行

育成者権……………種苗19
 意匠……………意匠2①
 意匠権……………意匠20. 24. 38
 —の効力……………意匠23
 —の存続期間……………意匠21
 意匠公報……………意匠66
 意匠審判……………意匠46～52
 意匠登録の要件……………意匠3～5
 映画……………著作2③. 16. 26. 29. 38. 54. 91②
 —の盗撮……………盗撮防止2
 営業秘密…特許105の7, 不正競争2①[四]～[九]. 2⑥
 —の秘匿決定……………不正競争23
 演奏権……………著作22

か 行

回路配置利用権……………半導体3. 10～21
 仮専用実施権……………特許34の2. 34の4
 仮通常実施権……………特許34の3, 新案4の2, 意匠5の2
 —の対抗力……………特許34の5
 関連意匠……………意匠10. 22
 技術的制限手段……………不正競争2①[十][十一]. 2⑦
 技術的保護手段……………著作2①[二十]. 30①[二].
 120の2[一][二]
 共有
 著作権の—……………著作65
 特許権の—……………特許73
 拒絶査定不服審判……………特許121. 158～164, 意匠46,
 商標44
 拒絶の査定……………特許49, 意匠17, 商標15
 組物……………意匠8
 原状回復……………特許106, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争14, 著作115
 権利管理情報…著作2①[二十一]. 113③. 120の2[三]
 権利行使の制限（特許権者等の）……………特許104の3,
 新案30, 意匠41, 商標39
 考案……………新案2①
 公開裁判の停止……………特許105の7, 新案30, 不正競争13
 公開出願……………特許64～65
 公衆送信……………著作2①[七の二]
 公衆送信権……………著作23
 口述権……………著作24

公表権……………著作18
 国際出願……………国際出願2, 特許協力約3,
 マドリッド議定書3
 国際登録出願……………商標68の2

さ 行

再審……………特許171～176, 新案42～45, 意匠53～58,
 商標57～62
 裁定……………特許83～93, 意匠33, 著作67～70
 裁判の公開……………特許105の7, 新案30, 不正競争13
 再放送権……………著作99
 再有線放送権……………著作100の3
 差止請求権……………特許100, 新案27, 意匠37, 商標36,
 不正競争3, 著作112
 質権……………特許95, 新案25, 意匠35, 商標34, 著作66①
 実演……………著作7
 実演家人格権……………著作90の2. 90の3. 101の2. 101の3.
 102の2. 115. 116
 実用新案技術評価……………新案12. 13
 実用新案権……………新案14. 26
 —の効力……………新案16
 —の存続期間……………新案15
 実用新案原簿……………新案49
 実用新案審判……………新案37～41
 実用新案登録の要件……………新案3～4
 指定種苗……………種苗58
 私的録音録画補償金……………著作104の2～104の10
 自動複製機器……………著作30①[一]. 附5の2
 氏名表示権……………著作19. 90の2
 周知表示……………不正競争2①[一]
 出願公開……………商標12の2
 出願の分割……………特許44, 意匠10の2, 商標10
 出願の変更……………特許46, 新案10, 意匠13, 商標11
 出版権……………著作79～88
 上映権……………著作22の2
 上演権……………著作22
 譲渡権……………著作26の2. 95の2. 97の2. 113の2
 商標……………商標2①
 商標権……………商標18. 37
 —の効力……………商標25
 —の存続期間……………商標19
 商標原簿……………商標71
 商標公報……………商標75

編者紹介

おおぶち てつ や
大 渕 哲也

東京大学大学院法学政治学研究科教授

編集協力者紹介

ひらしま りゅう た
平 嶋 竜太

筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授



知的財産法判例六法

Statutes and Precedents of Intellectual Property Laws

平成 25 年 3 月 8 日 初版第 1 刷発行

編 者 大 渕 哲 也

発 行 者 江 草 貞 治

発 行 所 株 式 有 限 公 司 有 斐 閣

[101-0051] 東京都千代田区神田神保町 2-17

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

電話 六法編集部 (03)3264-1317

営 業 部 (03)3265-6811

印 刷 所 共 同 印 刷 株 式 有 限 公 司

製 本 所 共 同 印 刷 株 式 有 限 公 司

© 2013, Tetsuya Obuchi. Printed in Japan

乱丁本・落丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-00109-1

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。

はしがき

本書では、工業所有権法（産業財産権法）四法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）、不正競争防止法、著作権法を中心とし、実務上学習上参照頻度の高い法令を中心に収録した。

上記基本六法令については、以下のような工夫を行った。

第一に、判例を該当する条文に添付する形で付加した。判例付き六法として、条文に関連判例を添付させる類書は存在するが、知的財産法の法令集としては初めての試みである。

第二に、参照条文を付した。さらに、特許法において、他の産業財産権法との対照関係を示す参照条文を別建てとして設け、四法等対照で理解する学習・実務ニーズに応じられるものとした。

第三に、最新改正の箇所を明示し、重要な旧規定を併記した。

第四に、準用読替条文の読替を織り込んだ結果の内容を示した。

第五に、条文中で他の条文を準用・引用する場合にその条文の内容を簡潔に注記した。

本書の編集に当たっては、判例六法における編集協力者である平嶋竜太筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授にご協力いただいた。記してお礼申し上げます。

二〇一三年一月

大淵哲也

目次

◇ 産業財産権法

○ 知的財産基本法（平成一四法一二二）	9
● 特許法（昭和三四法一二一）	13
○ 特許法施行令（昭和三五政一六）	100
○ 特許法施行規則（昭和三五通産一〇）（抄）	103
○ 特許登録令（昭和三五政三九）	125
○ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律 （昭和五三法三〇）	132
● 実用新案法（昭和三四法一二三）	136
○ 実用新案法施行令（昭和三五政一七）	165
○ 実用新案法施行規則（昭和三五通産一一）（抜粋）	167
○ 実用新案登録令（昭和三五政四〇）	168
● 意匠法（昭和三四法一二五）	170
○ 意匠法施行令（昭和三五政一八）	195
○ 意匠法施行規則（昭和三五通産一二）（抜粋）	195
○ 意匠登録令（昭和三五政四一）	196

目次

● 商標法（昭和三四法一二七）	198
○ 商標法施行令（昭和三五政一九）	250
○ 商標法施行規則（昭和三五通産一三）（抜粋）	252
○ 商標登録令（昭和三五政四二）	254
○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 （平成二法三〇）（抄）	257
○ 弁理士法（平成一二法四九）（抄）	262
○ 種苗法（平成一〇法八三）	272
○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律 （昭和六〇法四三）（抄）	283
◇ 不正競争防止法	
● 不正競争防止法（平成五法四七）	288
○ 不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事 件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則 （平成二三最高裁規四）	310
◇ 著作権法	
● 著作権法（昭和四五法四八）	313
○ 著作権法施行令（昭和四五政三三五）（抄）	388

○映画の盗撮の防止に関する法律（平成一九法六五）	399
○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六二法六五）（抄）	400
○著作権等管理事業法（平成一二法一三二）（抄）	400
◆条約	
○工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（昭和五〇条二）（抄）	404
○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（昭和五三条一三）（抄）	410
○知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C）（平成六条一五）（抄）	422
○標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（平成一一条一八）（抄）	434
○文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（昭和五〇条四）（抄）	439

判例索引	457
事項索引	460
略称解	462

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

●特許法

(昭和三四・四・一三)
法 一 二 一

施行 昭和三五・四・一

改正

昭和三七法一四〇・法一六一、昭和三九法一四八、昭和四〇法八一、
昭和四一法九八・法一一一、昭和四五法九一、昭和四六法四二・法
九六、昭和四八法一〇〇、昭和五〇法四六、昭和五三法二七・法三〇〇
昭和五六法四五、昭和五七法八三、昭和五八法七八、昭和五九法二
三・法四四、昭和六〇法四一、昭和六二法二七、昭和六三法九一、
平成二法三〇〇、平成五法二六・法八九、平成六法一一六、平成七法
九一、平成八法六八・法二〇〇、平成一〇法五一、平成一一法四一・
法四三・法一五一・法一六〇・法二二〇、平成一三法九六、平成一
四法三四・法一〇〇〇、平成一五法四七・法六一・法一〇八、平成一
六法七六・法七九・法八四・法二二〇・法一四七、平成一七法七五・
法一〇二、平成一八法五五・法一〇九、平成二〇法一六、平成二二
法六三、平成二四法三〇

目次

第一章 総則(一条―二八条)

第二章 特許及び特許出願(二九条―四六条の二)

第三章 審査(四七条―六三条)

第三章の二 出願公開(六四条―六五条)

第四章 特許権

第一節 特許権(六六条―七六条・◆[実施権]・七七条―九九条)

第二節 権利侵害(◆[I] 国際裁判管轄・◆[II] 外国特許権に係る準
拠法・◆[III] 特許侵害物品の水際規制)・一〇〇条―一〇六条)

第三節 特許料(一〇七条―一一二条の三)

第五章 削除(一二三条―一二〇条)

第六章 審判(一二一条―一七〇条)

第七章 再審(一二七条―一七七条)

第八章 訴訟(二七八条―一八七条の二)

第九章 特許協力量約に基づく国際出願に係る特例(一八四条の三―一八四
条の二〇)

第十章 雑則(一八五条―一九五条の四)

特許法(一条―二条) 第一章 総則

第十一章 罰則(一九六条―二〇四条)

第一章 総則

第一条 (目的)

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

▽[対応規定]→新案一、意匠一、商標一、不正競争一、著作一

(定義)

第二条① この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

② この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

③ この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
一 物(プログラム等を含む。以下同じ)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ)をすする行為

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をすする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をすする行為

④ この法律で「プログラム等」とは、プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ)その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

▼[実施]→TRIPS協定二八、六八、六八の二(排他的権利の内容)・六五①、一八四の二①(補償金請求権)・TRIPS協定二八、二七、七八(実施許諾)・七九、一七六(先使用による実施権)・三五①、八〇―八三、九二、九三(他の法定実施権)・六九①(試験研究のための実施)・四八の六(優先審査)・一二三(物についての対照規定)・民八五(有体物、不正競争)⑩(プログラムを含む)〔物についての対照規定〕・新案二・七②、意匠三七②(プログラム等を含む) ④(プログラム等)についての対照規定→新案二・七②、意匠三七②(プログラム)についての対照規定→不正競争二

⑧(プログラム)についての対照規定→著作二①十の二

▽[対応規定]→新案二、意匠二、商標二

① 発明

特許に値すべき発明の本体は自然法則の利用によって一定の文化目的を達するに適する技術的考案ということにあり、何ら装置を用いず、また、自然力を利用した手段を施していない発明については、特許に値する工業的発明であるとはいえない。(旧法事件)〔最判昭28・4・30民集七・四・四六一(欧文字単一電報機語作成方法事件)特許百選(三版)一〕

② 電柱及び広告板を数個の組として電柱に付した拘止具によって、一定期間ずつ移動順回して掲示させることによって広告効果を高めようとする電柱広告方法なる特許出願について、広告板の移動順回には少しも自然力を利用するものではなく、工業的発明を構成するものということができない。(旧法事件)(東京高判昭31・12・25行裁七・二二・三二五七(電柱広告方法事件)特許百選(三版)二)

③ 特定の飼料を給餌することによって、斑文あるいは色調の色揚げ効果高めることを特徴とした錦鯉及び金魚の飼育方法なる発明の特許について、単なる自然法則の「発見」を超えて、自然法則を利用した技術的思想の創作といふ得る要素が含まれており、産業上利用できるものであるから、単なる「発見」に対してなされたものではない。(東京高判平2・2・13判時一三四八・一三九(錦鯉飼育法事件)特許百選(四版)四)

④ 本条一項における「発明」という技術的思想の技術内容としては、当該技術分野における通常の知識を有する者が反復実施して目的とする技術効果を上げることができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成されていないけれどもならないものであって、その程度にまで構成されていないものは発明として未完成のものであって、本条一項における「発明」とはいえない。(最判昭52・10・13民集三・六・八〇五(薬物製品事件)特許百選(四版)六)

⑤ 原子核分裂現象を利用するエネルギー発生装置を得ることを目的とする発明については、少なくとも定常的かつ安全にそのエネルギーを取り出せるよう作動するまでに技術的に完成したものでなければならぬものであり、発明の技術内容は、その技術分野における通常の知識・経験を持つ者であれば何人でもこれを反復実施してその目的とする技術効果を上げることができる程度にまで具体化され、客観化されていなければならないのであって、その技術内容がこの程度に構成されていないものは、発明としては未完成である。(旧法事件)〔最判昭44・1・28民集三・一・五四(原子力エネルギー発生装置事件)特許百選(四版)五〕

⑥ 本条一項にいう「自然法則を利用した」発明とは、当業者がそれを反復実施することにより同一結果を得られること、すなわち、反復可能性のあることが必要であるが、この反復可能性とは、「桃の新品種黄桃の育種増殖法」

という「植物の新品種を育種し増殖する方法」に係る発明の育種過程に關しては、その特性にかんがみ、科学的にその植物を再現することが当業者において可能であれば足り、その確率が高いことを要しない。(最判平12・2・29民集五四・二・七〇九(倉方黄桃事件)特許百選(四版)七)

⑦ 回路の特性を表す非線形連立方程式についての「連立方程式解法」なる発明について、数学的課題の解析方法自体や数学的な計算手順を示したにすぎないものは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するものでなく、特許を受けることができないと判断した事例(東京高判平16・12・21判時一八九・一三九(回路シミュレーション方法事件)特許百選(四版)一)

⑧ 特許請求の範囲に何らかの技術的手段が提示されているとしても、記載内容を全体として考察した結果、発明の本質が、精神活動それ自体に向けられている場合は、本条一項に規定する「発明」に該当しないもの、人の精神活動による行為が含まれている、又は精神活動に關連する場合であっても、発明の本質が、人の精神活動を支援する、又はこれに置き換わる技術的手段を提供するものである場合は、「発明」に当たらないとしてこれを特許の対象から排除すべきではないとして、「双方向歯科治療ネットワーク」なる発明みると、コンピュータに基づいて機能する、歯科治療を支援するための技術的手段を提供するものと理解できることから、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に当たる。(知財高判平20・6・24判時二〇二六・一三三(双方向歯科治療ネットワーク事件)特許百選(四版)二)

⑨ 技術的思想の創作が、その構成中に、人の精神活動、意思決定又は行動態様を含んでいたり、人の精神活動等と密接な関連性があったりする場合において、そのことのみを理由として、本条一項所定の「発明」であることを否定すべきではなく、特許請求の範囲の記載全体を考察し、かつ、明細書等の記載を参酌して、自然法則の利用されている技術的思想の創作が、課題解決の主要な手段として示されていると解される場合には、同項所定の「発明」に該当する。(知財高判平20・8・26判時二〇四一・一二四(対訳辞書事件)特許百選(四版)三)

⑩ 「使用」とは、発明の目的を達するような方法で当該発明に係る物を用いることをいう。(大阪地判平18・7・20判時一九六八・一六四(台車固定装置事件)一六八条)

第三條 (期間の計算)

第三条① この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、

次の規定による。

一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、曆に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

② 特許出願、請求その他特許に関する手続（以下単に「手続」という。）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、一月二十九日から翌年の一月三日までの日）に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

▼①「二」同旨規定→民一四〇 ②「二」同旨規定→民一四三
▼準用規定→新案二の五①、意匠六八①、商標七七①

（期間の延長等〔法定期間の延長〕）

第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第四十六条の二第二項第三号（実用新案登録に基づく特許出願ができる期間）、第百八条第一項（特許料の納付期限）、第百二十一条第一項（拒絶査定不服審判の請求期間）又は第百七十三条第一項（再審の請求期間）に規定する期間を延長することができる。

▼①分割出願の期間延長→四四⑤⑥ ⑥類似規定→一七八⑤
▼準用規定→新案一四の二⑤、三九の二④、四五②、五四の二⑤、意匠六八①、商標七七①

【前七—指定期間の延長、指定期日の変更】

第五条① 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

② 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

▼「審判長→一三八（審査官）→四七 ①類似規定→民訴九六① ②対照規定→民訴九三③④（請求による期日変更の事由）特許則四の二③④
▼準用規定→新案二の五①、意匠六八①、商標七七①

（法人でない社団等の手続をする能力）

第六条① 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めが

あるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一 出願審査の請求をすること。

二 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。
第百七十一条第一項（再審の請求）の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。
② 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることができない。

▼①「同旨規定→行審一〇、民訴二九（法人）→民三三 ①「二」出願審査の請求→四八の二
▼「対照規定→新案二の四（準用規定→意匠六八②、商標七七②）

（未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）

第七条① 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

② 被保佐人が手続するには、保佐人の同意を得なければならない。

③ 法定代理人が手続するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

④ 被保佐人又は法定代理人が、相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

▼「手続→③（本条違反の効果→一七③）②「手続補正命令→一八①（手続却下）→追認→一六 ①「同旨規定→民訴三一（未成年者）→民四〇、七五三（成年被後見人）→民七八（法定代理人）→民八八、八三二（未成年者）、民八三二（成年被後見人）→民五〇但③、六①、七五三 ②「同旨規定→民三三①（被保佐人）→民一一、一二（保佐人）→民八七六の二 ③「後見監督人→民八四八—八五二 ④「同旨規定→民訴三二①（審判）→二二、一五五の二（再審）→一七一
▼準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（在外者の特許管理人）

第八条① 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。

② 特許管理人は、一切の手續及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

▼⁺本条の特例→一八四の一（在外者に関する送達→一九二（在外者に関する管轄）→一五（在外者に関する期間制限の特例→一二の二①、一二の二②、一七三②）【条約の規定→パリ約三③】）【⁺手続→三②（住所→民三二）（居所→民三三）（営業所→パリ約三）【政令で定める場合→特許令（日本に滞在しているとき）】

（代理権の範囲）

第九条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手續をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項（特許出願等に基づく優先権主張）の優先権の主張若しくはその取下げ、第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の委任をすることができない。

▼⁺一般規定→民一〇三【類似規定→民訴五五②】【代理権の証明→特許則四の三】【⁺手続→三②（本条違反の効果→一七③）（⁺手続補正命令→一八①）（⁺手続却下）（⁺追認→一六②）（⁺営業所→パリ約三）（⁺復代理人→民一〇四、一〇七）

第一〇条 削除

（代理権の不消滅）

第一条 手續をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。

▼⁺一般規定→民二一【類似規定→民訴五八①】【⁺手続→三②】

（代理人の個別代理）

第二条 手續をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。

▼⁺類似規定→民訴五六【⁺手続→三②】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（代理人の改任等）

第一三条① 特許庁長官又は審判長は、手續をする者がその手續をするに適當でないと認めるときは、代理人により手續をすべきことを命ずることができ。

② 特許庁長官又は審判長は、手續をする者の代理人がその手續をするに適當でないと認めるときは、その改任を命ずることができる。

③ 特許庁長官又は審判長は、前二項の場合において、弁理士を代理人とすべきことを命ずることができる。

④ 特許庁長官又は審判長は、第一項又は第二項の規定による命令をした後に第一項の手續をする者又は第二項の代理人が特許庁に対してした手續を却下することができる。

▼⁺類似規定→民訴一五五【⁺手続→三②】⑤【弁理士→弁理士四】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（複数当事者の相互代表）

第一条 二人以上が共同して手續をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項（特許出願等に基づく優先権主張）の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手續については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

▼⁺類似規定→民訴四〇【⁺対比規定→三八（共同出願）→一三二（共同審判）【⁺手続→三②】②】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（在外者の裁判籍）

第一条 在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許管理人があるときはその住所又は居所をもつて、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもつて民事訴訟法（平成八年法律第九号）第五条第四号（日本国内に住所がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴えの管轄）の財産の所在地とみなす。

▼⁺在外者・特許管理人→八【住所→民三二】（居所→民三三）

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（手續をする能力がない場合の追認）

第一六条① 未成年者（独立して法律行為をすることができる者を除く。）又は成年被後見人がした手続は、法定代理人（本人が手続をする能力を取得したときは、本人）が追認することができる。

② 代理権がない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人が追認することができる。

③ 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、被保佐人が保佐人の同意を得て追認することができる。

④ 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

▼⁺「手続」三① ①未成年者・成年被後見人の手続能力→七① ②委任による代理の代理権の範囲→九 ③被保佐人の手続能力→七② ④法定代理人の手続と後見監督人の同意→七③

▽⁺「準用規定」新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（手続の補正）

第一七条① 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書又は第三百二十四条の二第一項（特許無効審判における訂正の請求）の訂正若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。

② 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人は、前項本文の規定にかかわらず、同条第一項の外国語書面及び外国語要約書面について補正をすることができない。

③ 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第七条第一項から第三項まで（手続能力）又は第九条（代理権の範囲）の規定に違反しているとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第九十五条第一項から第三項まで（手数料）の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

④ 手続の補正（手数料の納付を除く。）をするには、次条第二項に規定

する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。

▼⁺「手続」三① ①「特許出願・願書・明細書・特許請求の範囲・図面等」→三六「補正の時期の特例」→一八四の二① ②「類似規定」→二三三②「本項の特則」→一八四の五② ③「手続補正書の様式等」→特許則一

▽⁺「対応規定」新案二の二①、意匠六〇の三、商標六八の四〇 ②「対比」→新案六の二（実体的要件についての補正命令） ③「準用規定」→意匠六八②、商標七七② ④「対応規定」→新案二の二⑤

（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）

第一七条の二① 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条（拒絶理由の通知）の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第五十条（第五十九條第二項（拒絶査定不服審判）（第七十四条第一項）において準用する場合を含む。）及び第六十三條第二項（前置審査）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内に

するときは、

二 拒絶理由通知を受けた後第四十八條の七（文獻公知発明に係る情報の記載についての通知）の規定による通知を受けた場合において、同条の規定により指定された期間内にするとき。

三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時に

② 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。

③ 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第六項の規定により明細書、特許請求の範囲

及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)。第三十四条の二第一項(仮専用実施権)及び第三十四条の三第一項(仮通常実施権)において同じ。)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

④ 前項に規定するもののほか、第一項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第三十七条の特許請求の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。

⑤ 前二項に規定するもののほか、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第五十条の二(既に通知された拒絶理由と同である旨の通知)の規定による通知を受けた場合に限る。)において特許請求の範囲について補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 第三十六条第五項(特許請求の範囲の記載)に規定する請求項の削除
二 特許請求の範囲の減縮(第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。)

三 誤記の訂正
四 明りやうでない記載の釈明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)

⑥ 第二百二十六条第七項(独立特許要件)の規定は、前項第二号の場合に準用する。

▼①特許出願→三六「特許査定→五一「査定の送達→五二②、一九〇―一九二「本項による補正とみなされる場合→一八四の七②、一八四の八②、二二「違反の場合の措置→五三(五〇条の二の通知を受けた場合のみ)「補正却下の場合の拒絶理由通知→五四②、二三「違反の場合の措置→五三、四四「補正後の手続→一六一―一六四(前置審査)②、特則一、一八四の二②、②誤訳訂正書の様式→特許則一の一の二「誤訳訂正の他の機会→二六①②、一三四の①②③「特許公報掲載の特則→一九三②③③「違反の効果→四九①②、五三、一三三①②③④「違反の効果→四九①②③④

五三⑤「特許請求の範囲→三六⑤「既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知→五〇の二⑤⑥「違反の効果→五三
▼③「対応規定→新案二の二②

① 発明のカテゴリーを「物の発明」から「方法の発明」に変更する補正について、「物の発明」として請求していた権利とは異なる効果を有する別の権利を請求することにはならないことから、特許請求の範囲を変更するものであり、平成一八年法律第五五号による改正前の本条第四項「現五項」各号のいずれにも該当しないと判断した事例(知財高判平19・9・20「平18行ケ一〇四九四(ホログラフィック・グレーティング事件)「

(要約書の補正)

第一七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項(特許出願等)に基づく優先権主張)の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項(パリ条約による優先権主張の手続)又は第四十三条の二第一項若しくは第二項(パリ条約の例による優先権主張)の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にハーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)(第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願に第三十二条の当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第三十二条の二第二項本文(外国語書面出願の翻訳文提出)及び第六十四条第一項(出願公開)において同じ。)(から一年三月以内(出願公開の請求があつた後を除く。))に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

▼④本条の特則→一八四の二③

第一七条の四(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第一七条の四① 特許無効審判の被請求人は、第三百三十四条第一項若しく

は第二項(答弁書の提出)、第三百三十四條の二第五項(特許無効審判における訂正の請求)、第三百三十四條の三(取消しの判決があった場合における訂正の請求、第三百五十三條第二項(職権による審理)又は第三百六十四條の二第二項(特許無効審判における審判の予告)の規定により指定された期間内に限り、第三百三十四條の二第一項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。)

② 訂正審判の請求人は、(第五百五十六條第一項(審理の終結の通知)の規定による通知がある前(同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前)に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。)

(手続の却下)

第一八条① 特許庁長官は、第十七條第三項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第八條第一項(特許料の納付期限)に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を却下することができる。

② 特許庁長官は、第十七條第三項の規定により第九十五條第三項(第三者が出願審査を請求した場合の出願人の手数料納付義務)の規定による手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が第十七條第三項の規定により指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を却下することができる。

▼⁺同旨規定→二三三③【本条の特則→一八四の五③【却下処分の記載事項→特許則一の一の三【却下処分の謄本の送達→一八九、特許則一六【不服申立前置主義→一八四の一】

▼⁺対応規定→新案二の三【準用規定→意匠六八②、商標七七②】

(不適法な手続の却下)

第一八条の二① 特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする。

② 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に對し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出する機会を与えなければならない。

▼⁺類似規定→一三三の二(審判の場合)、民訴一四〇(訴訟の場合) ①【却下処分の記載事項→特許則一の一の三【却下処分の謄本の送達→一八九、特許則一六 ②【弁明書

の様式→特許則一の一の四

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

(願書等の提出の効力発生時期)

第一九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められていないものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。)第二條第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同條第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同條第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を日本郵便株式会社の営業所(郵便の業務を行うものに限る。)に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二條第三項に規定する信書便物(以下この条において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。

▼⁺一般規定→民九七①【電子情報処理組織による手続の特則→工業所有権手続特三②】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

(手続の効力の承継)

第二〇条 特許権その他の特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他の特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

▼⁺特許に関する権利→一三三、三四(特許を受ける権利)、七七(専用実施権)、「三五①、七七八—八三(通常実施権)、九五(質権)

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

(手続の続行)

第二一条 特許庁長官又は審判長は、特許庁に事件が係属している場合において、特許権その他の特許に関する権利の移転があつたときは、特許権その他特許に関する権利の承継人に對し、その事件に関する手続を続行することができる。

▼⁺類似規定→民訴四九、五〇、一二九【手続続行の通知→特許則一七

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

(手続の中断又は中止)

第二条① 特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立について、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。

② 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

▼^ヤ類似規定→民訴一・二八②
▼^ハ準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

【前同一受継命令】

第三条① 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

② 特許庁長官又は審判官は、前項の規定により指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があつたものとみなすことができる。

③ 特許庁長官又は審判官は、前項の規定により受継があつたものとみなしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

▼^イ類似規定→民訴二一九
▼^ロ準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

【前同一民事訴訟法の準用】

第四条 民事訴訟法第二百二十四条(第一項第六号を除く。)、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第三百十条、第三百十一条及び第三百十二条第二項(訴訟手続の中断及び中止)の規定は、審査、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百二十四条第二項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、審判又は再審の委任による代理人」と、同法第二百二十七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第二百二十八条第一項及び第三百十一条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第三百十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

民事訴訟法の準用語替後の規定

(審査、審判又は再審の手続の中断及び受継)

第一二四條。前項の規定は、審査、審判又は再審の委任による代理人がある間は、適用しない。

(受継の通知)

第二七条 審査、審判又は再審の手続の受継の申立てがあつた場合には、特許庁長官又は審判官は、相手方に通知しなければならない。

第二八条① 審査、審判又は再審の手続の受継の申立てがあつた場合には、特許庁長官又は審判官は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

(特許庁の職務執行不能による中止)

第三〇条 天災その他の事由によつて特許庁が職務を行うことができないときは、審査、審判又は再審の手続は、その事由が消滅するまで中止する。

(当事者の故障による中止)

第三一条① 当事者が不定期間の故障により審査、審判又は再審の手続を行うことができないときは、特許庁長官又は審判官は、決定で、その中止を命ずることができる。

② 特許庁長官又は審判官は、前項の決定を取り消すことができる。

(外国人の権利の享有)

第二五条 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。

二 その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているとき。

三 条約に別段の定があるとき。

▼^イ一般規定→民三②(住所→民二二)「居所→民二三」「営業所→パリ約三三」
▼^ロ定め例→パリ約二三、TRIPS協定一三、三(内国民待遇)
▼^ハ準用規定→新案二の五③、意匠六八③、商標七七③

特許法における相互主義と未承認国

① 特許法が外国人の権利の享有について定めた規定における「その者の属する国」とは、外交上承認された国家に限られるのではなく、また外交上の未承認国に対し相互主義の適用を認めるに当たつて政府による決定及び宣明を要するものではないとした原審判断を正当とした事例(最判昭52・2・14判時八四一・二六、特許百選(四版)九八)

(条約の効力)

第二六条 特許に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

▼^ナ一般的最恵国待遇・TRIPS協定四
▼^ニ準用規定→新案二の五④・意匠六八④・商標七七④

(特許原簿への登録)

第二七条① 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

② 特許原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

③ この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

▼^ナ特許原簿→特許登九「四」仮専用実施権→三四の二 ②「磁気テープによる調製
↓特許登二〇①（特許登録原簿）⑤「政令→特許登
▼^ニ対応規定→新案四九・意匠六一・商標七一

(特許証の交付)

第二八条① 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、第七十四

条第一項（特許を受ける権利を有する者による特許権の移転の請求）の請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

② 特許証の再交付については、経済産業省令で定める。

特許法（二六条―二九条）第二章 特許及び特許出願

第二章 特許及び特許出願

(特許の要件)

第二九条① 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

一 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施された発明

二 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

② 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

▼^ナ条約の規定→TRIPS協定二七「発明→二〇」特許出願→三六「本条の例外」
三〇「四」②「パリ約四」要件不充足の効果→四九「二」一三三①「二」
▼^ニ対応規定→新案三、意匠三、商標二

一 発明者

① 発明者とは、自然法則を利用した高度な技術的思想の創作に参与した者、すなわち、当該技術的思想を当業者が実施できる程度にまで具体的・客観的なものとして構成する創作活動に参与した者を指すものであり、例えば、管理者として、部下の研究者に対して一般的管理をした者や、一般的な助言・指導を与えた者や、補助者として、研究者の指示に従い、単にデータを取りまとめたり又は実験を行った者や、発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより、発明の完成を援助した者又は委託した者等は、発明者には当たらない。もとより、発明者となるためには、一人の者がすべての過程に参与することが必要ではなく、複数の者が共同で参与することも足りるが、課題を解決するための着想及びその具体化の過程において、一体的・連続的な協力関係の下に、それぞれが重要な貢献をなすことを要する。（知財高判平20・5・29判時二〇一八・一四六（ガラス多孔体事件）特許百選（四版）二八）

二 法人の発明能力

- ② 我が国の実用新案法においては外国の立法例中に存するような出願者主義を採っていないと同時に、実用新案の登録を受けることができるものは考案という事実行為をしたものに限定していることは明らかであり、代理人による考案、機関による考案の観念を入れて、法人の考案を認めることはできない。（東京地判昭30・3・16下民六・三・四七九、特許百選二版一）
- ③ 産業上の利用可能性
一般的にいえば、本条一項柱書における「産業」の意味を狭く解さなければならぬ理由は本来的にはないというべきであり、医療行為そのものについても特許性が認められるべきであるとする原告主張は、立法論としては傾聴すべきものを有しているものの、医師が自らの医療行為について特許権の効力が及ぶものか否かという点について懸念することを防ぐために必要な措置を講じていない現行特許法の解釈としては、医療行為そのものに対しては特許性を認めないと考えられる以外にないというべきであつて、「産業上利用することができる発明」とはしなれないものとしていと解する以外にない。（東京高判平14・4・11判時一八二八・九九九（医療行為事件）特許百選四版八）
- ④ 新規性
調査研究委託契約に基づく協力関係の終了とともに、秘密を守る義務も消滅したと認められることから、「壁式建造物の構築装置」に関する発明を實施した住宅を引き渡し、所有権を譲渡し、使用を開始したことによつて、当該発明は公然實施されたと判断した事例（東京高判昭49・6・18無体六・一・一七〇、特許百選三版一一）
- ⑤ 本条一項三号にいう「頒布された刊行物」とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体で頒布されたものを指すものであり、「公衆に対し頒布を期して公開することを目的として複製されたもの」とは、必ずしも公衆の閲覧を期待しあらかじめ公衆の要求を満たすことができるとみられる相当程度の部数があるから複製されて広く公衆に提供されているようなものに限られるものではなく、原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整っているならば、公衆からの要求を待たずその都度原本から複写して交付されるものであつても差し支えない。（最判昭55・7・4民集三四・四・五七〇（一眼レフカメラ事件）特許百選二版二二）
- ⑥ オーストラリア国における特許出願に係る明細書の原本を複製したマイクロフィルムが、同国特許庁の本庁及び支所に備え付けられ、いつでも公衆がディスプレイスクリーンを使用しその内容を閲覧し、普通紙に複写してその複写物の交付を受けることができる状態に置かれたときは、当該マイクロフィルムは、実用新案法三条一項三号にいう「外国において頒布された刊行物」に該当する。（最判昭61・7・17民集四〇・五・九六一（第二次箱尺事件）特許百選四版一一）
- ⑦ 本条一項三号にいう「刊行物に記載された」というためには、特許出願当時の技術水準を基礎として、当業者が刊行物を見るならば、特別の思考を要することなく容易にその技術的思想を實施し得る程度に技術的思想の内容が開示されていることが必要である。（東京高判平3・10・1判時一四〇三・一〇四、特許百選三版一一）
- ⑧ 公然實施については、不特定多数の者の前で實施をしたことにより当該発明の内容を知り得る状況となつたことを要するものであり、単に当該発明の実施品が存在したというだけでは、特許取得の妨げとはならないと解するのが相当であつて、当該発明が物の発明である場合には、当業者が利用可能な分析技術を用いて当該発明の実施品を分析することにより、当該発明の実施品が特許請求の範囲に記載されている物を該当するかどうかの判断が可能な状態にあることを要するとして、特許権者の製剤については、このような判断は極めて困難というべきであるとして、被告製剤が市販されていたことをもつて、公然實施に該当する事由があるといふことはできないと判断した事例（東京地判平17・2・10判時一九〇六・一四四（ラニニュート顆粒事件）特許百選四版一一）
- ⑨ 五 進歩性
ある技術につき一見構成の変更が公知技術から容易であるとき感がある場合であつても、当該構成の変更が公知技術から予測される範囲を超えた顕著な作用効果をもたらすのであれば、産業の発達に寄与するものであるから、最初にそのことに気付き作用効果の顕著性を立証し、発明として当該構成の変更を特許出願した場合に、公知技術から推考が容易でない発明として進歩性を認め特許するものが相当である。（東京高判昭63・12・13判時一三一一・一一二、特許百選三版一九）
- ⑩ 「紙葉類識別装置」に係る発明の進歩性判断につき、引用発明は、発明の課題及び目的が相違する紙葉類の積層状態検知用装置に係る技術であることから、両者は近接した技術分野としても、その差異を無視し得るものではなく、構成において、紙葉類の積層状態検知装置を紙葉類識別装置に置き換えるのが容易というためには、それなりの動機付けを要し、単なる設計変更として済ませられるものではないとして、進歩性を否定した審決を取り消した事例（知財高判平18・6・29判タ二二九・三〇六（紙葉類識別装置事件））
- ⑪ 本条二項が定める要件の充足性は、先行技術から出発して、出願に係る発明の先行技術に対する特徴点に到達することが容易であつたか否かを基準として判断されるものであるから、容易想到性の有無を客観的に判断するためには、当該発明の特徴点を的確に把握すること、すなわち、当該発明が目的

とする課題を的確に把握することが必要不可欠である。そして、容易想到性の判断の過程においては、事後分析的かつ非論理的思考を排除するために、当該発明が目的とする「課題」の中に無意識的に「解決手段」ないし「解決結果」の要素が入り込むことがないよう留意することが必要となる。「さらには、当該発明が容易想到であると判断するためには、先行技術の内容の検討に当たって、当該発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという示唆等が存在することが必要である。(知財高判平21・1・28判時二〇四三・一一七(回路用接続部材事件)特許百選四版一六)

12 本条二項が定める要件の判断について、当該発明が目的とした解決課題(作用・効果等)を的確に把握した上で、「解決課題の設定が容易であったか」及び「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であったか否か」を総合的に判断することが必要と不可欠となるが、当該発明が容易であったとするためには、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」ことのみでは十分ではなく、「解決課題の設定が容易であった」ことも必要となる場合がある。たとえば、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」としても、「解決課題の設定・着眼がユニークであった場合」には、当然には、当該発明が容易想到であるということとはできない。(知財高判平23・1・31判時二〇〇七・一三二(換気扇フィルター事件))

13 審決取消訴訟における進歩性要件充足の判断において、主たる引用発明と従たる引用発明を入れ換えた予備的主張をすることにつき、直ちに審判で審理判断された公知事実との対比の枠を超えるということではできないから、取消訴訟において常に許されないとすることはできないとして、当該予備的主張による進歩性要件充足についての判断を示した事例(知財高判平18・7・11判時二〇一七・一四一(増毛装具事件))

14 実用新案登録出願に係る考案の進歩性要件の判断に際して、当該出願当時の技術水準の認定のために、当該出願後に頒布された先行物を資料とすることは差し支えない。(最判昭51・4・30判タ三六〇・一四八、特許百選三版二二〇)

15 進歩性要件充足性の判断に当たり、「発明の効果」について、当初明細書に何らの記載がないにもかかわらず、出願後に実験結果等を提出して主張又は立証することは、特段の事情のない限りは許されないとしつつ、「発明の効果」に関し、当初明細書に当業者において「発明の効果」を認識できる程度の記載がある場合やこれを推論できる記載がある場合には、記載の範囲を超えない限り、出願の後に補充した実験結果等を参照することは許されるというべきであり、許されるか否かは、公平の観点に立つて判断すべきであるとして、審判請求理由補充書の実験結果を参照することが許され、引用発明と比較して当業者が予期し得ない格別予想外の顕著な効果を奏するものであると認められることができるとした事例(知財高判平22・7・15判時二〇八八・一二

四(日焼け止め剤組成物事件)特許百選四版一七)

【同前—公知の擬制】

第二九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項(特許権設定の登録の特許公報への掲載)の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報(以下「特許掲載公報」という。)の発行若しくは出願公開又は実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第十四条第三項(実用新案権設定の登録の実用新案公報への掲載)の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報(以下「実用新案掲載公報」という。)の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の範囲又は語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された発明又は考案(その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同じの者である場合におけるその発明又は考案を除く。)と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができる。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

▼先願—三九「出願公開」—六四—六五「願書・明細書・特許請求の範囲・実用新案登録請求の範囲・図面—三六、新案五—国際出願についての特則—一八四—一三三」
▽対応規定—新案三の二、意匠三の二

① 本条における「出願公開」という要件は、後願の出願後に先願についての「出願公開」がいれば足りるのであり、後願の査定時にいまだ先願の出願公開がされてない場合には、担当の審査官が先願の存在をたまたま知り得たとしても、その時点で査定をする限り、特許査定をしなければならぬが、その後にもその先願の出願公開がされたときは、本条所定の「出願公開」の要件を満たし、特許法一二三条一項二号に該当するものとして特許無効審判を請求することができる。(知財高判平18・1・25「平17行ケ一〇四三七」(画像撮影装置事件))

第三〇条(発明の新規性の喪失の例外)

第三〇条① 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日か

とができない。

- ▼「特許を受ける権利の原始的帰属」二九〇②「質権」民三四二―三五一・三六二―三六六「関係規定」民執一三二―三二二(差押禁止動産) 共有↓民二六四「同旨規定」七三「共同出願」三八「共同の審判請求」三三③ ④「仮専実実施権」三四②
 二「仮通常実施権」三四の三 ④「準用規定」三四の二②(仮専用実施権) ②③
 ▼「準用規定」新案一②、意匠一五② ①②③「準用規定」商標一三② ②③「準用規定」新案四の二③、意匠五の二③

一 冒認出願等の場合の移転登録請求

- ① 共同してなされた特許出願につき、特許を受ける権利の持分を有さない無権利者が、共同出願人の一人の承諾なしに、当該共同出願人の特許を受ける権利の持分を承継した旨の譲渡証書を添付し、出願人名義変更届を特許庁長官に提出したことによって、当該無権利者を共有者とする特許権の設定の登録がされた場合、当該共同出願人が特許権の設定の登録に先立って、自らの特許を受ける権利の持分を有することの確認を求め訴訟を提起しており、当該特許を受ける権利と設定登録された特許権とが同一の発明であることにつき争いが無いといった事情の下においては、当該共同出願人は、当該無権利者に対し、既に設定登録がなされた当該特許権についての持分につき移転登録手続を請求することができる。平成三三法六三による改正前の事件(最判平13・6・12民集五五・四・七九三(生ゴミ処理装置事件) 特許百選(四版)一三三)
- ② いわゆる冒認出願に係る特許発明についての発明者は原告であることを認定しつつも、特許法は、冒認出願をして特許権の設定登録を受けた場合に、当然には、発明者等から冒認出願者に対する特許権の移転登録手続を求める権利を認めているわけではなく、移転登録請求を認めた前出①と比べても、原告自ら特許出願していない点、私人間の権利変動ではなく、真の発明者が誰かという正に特許庁の専門分野に属する事項が争点とされている点、冒認出願後、原告自ら特許出願をすることによって特許権を取得する機会があった点で事実を異にするとして、移転登録請求を認めなかった事例(平成二三法六三による改正前の事件(東京地判平14・7・17判時一七九九・一五五(ブラジャー事件) 特許百選(四版)二四)
- ③ 一「冒認出願による無効審判請求における主張立証責任」
 二「冒認出願」による無効審判請求における主張立証責任
 「発明者主義」を採用する特許制度の下においては、冒認出願を理由として請求された特許無効審判における主張立証責任は、特許権者が負担すると解すべきものの、特許権者の行うべき主張、立証の内容、程度は、事実などの個別の事情により異なる。(知財高判平21・6・29判時二〇四・一〇一(基板処理装置等事件) 特許百選(四版)四一)

三 発明者名譽権の侵害と法的救済

- ④ 発明者は、発明完成と同時に、特許を受ける権利を取得するとともに、人格権としての発明者名譽権(発明者物載権)を取得し、発明者名譽権とは発明者の名譽を保護するものであって、物載権の場合と同様に排他性を有する権利である。真実は当該発明の発明者でありながら、出願人が特許出願の願書に発明者としてその氏名を記載しなかったために、特許公報や特許証にその氏名が記載されない場合には、真の発明者の発明者名譽権は侵害されたこととなり、真の発明者は、侵害者に対し、人格権たる発明者名譽権に基づいた侵害の差止めを求めることができる。(大阪地判平14・5・23判時一八二五・一六、特許百選(四版)二七)

【前同―特許を受ける権利の承継】

第三四条① 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができない。

- ② 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた者以外の者の承継は、第三者に対抗することができない。
- ③ 同一の者から承継した同一の発明及び考案についての特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利について同日に特許出願及び実用新案登録出願があつたときも、前項と同様とする。
- ④ 特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。
- ⑤ 特許を受ける権利の相続その他の一般承継があつたときは、承継人は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。
- ⑥ 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利の承継について同日に二以上の届出があつたときは、届出をした者の協議により定めた者以外の者の届出は、その効力を生じない。
- ⑦ 第三十九条第六項及び第七項(同日出願の場合の協議)の規定は、第二項、第三項及び前項の場合に準用する。

▼「権利の承継を証明する書面提出の命令」特許則五② ②③「同日出願」三九②④

- ①「対抗不能の効果」四九(七)一三①(六)「拒絶、無効の事由」 ④⑤「届出」行手二七(七)三七「名義人変更届の様式」特許則二二「権利の承継を証明する書面の提出」特許則五①「届出書への持分等の記載」特許則二七①「対応規定」種苗七②③④⑤⑥⑦「準用規定」新案一②、意匠一五② ④⑦「準用規定」商標一三②

特許を受ける権利の対抗要件

① 特許庁において審査中の被告による特許出願に係る発明につき、原告が被告に対し、原告の従業者等のした職務発明として特許を受ける権利の承継を受けたと主張し、当該特許を受ける権利を有することの確認を求めた事案において、当該特許を受ける権利の対抗要件具備につき、被告は背信的悪意者に当たり、被告行為は信義誠実の原則に反することから、原告は当該特許を受ける権利の承継を対抗できると判断した事例(知財高判平22・2・24判時二一〇二・九八(ハリ取りホルダー事件控訴審)特許百選「四版」二六……背信的悪意者ではないと判断した原審判決(東京地判平21・1・29判時二〇二・一一二)を取消し)

第三四条の二(仮専用実施権)

第三四条の二① 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、仮専用実施権を設定することができる。

② 仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、その特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、専用実施権が設定されたものとみなす。

③ 仮専用実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

④ 仮専用実施権者は、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

⑤ 仮専用実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮専用実施権が設定されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

⑥ 仮専用実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

⑦ 仮専用実施権者は、第四項又は次条第七項本文の規定による仮通常実施権者があつたときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権を放棄することができる。

⑧ 第三十三条第二項から第四項まで(特許を受ける権利)の規定は、仮専用実施権に準用する。

▼①②「特許権の設定の登録」六六「特許権」六六・九九 ③④⑤「特許を受ける権利」三三 ⑥⑦「特許出願」三六 ⑧「専用実施権」七七 ⑨「仮通常実施権」三四の三

第三四条の三(仮通常実施権)

第三四条の三① 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

② 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

③ 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権についての仮通常実施権があつたときは、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

④ 仮通常実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者(仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあつては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

⑤ 第一項若しくは前条第四項又は実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る第四十一条第一項(特許出願等に基づく優先権主張)の先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に

記載された発明に基づいて第四十一条第一項の規定による優先権の主張があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該優先権の主張を伴う特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(平成三三法六三本項追加)

⑥ 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

⑦ 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。)が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るものとの特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

⑧ 実用新案法第四条の第二十六項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六條第一項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(平成三三法六三本項追加)

⑨ 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第五条の第二項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

特許法(三四条の三) 第二章 特許及び特許出願

内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(平成三三法六三本項追加)

⑩ 仮通常実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

⑪ 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第七項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

⑫ 第三十三條第二項及び第三項(特許を受ける権利)の規定は、仮通常実施権に準用する。

第三四條の三(略)

第三四條の三(略)

② 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

③ 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

(略)

④ 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許出願に係る特許を受ける権利を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(現⑥)

⑥ 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。)が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るものとの特許出願に係る特許を受ける権利

⑨ 前に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権（以下この項において「もとの特許出願に係る仮専用実施権」という。）に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者（当該仮通常実施権を許諾した者、当該もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者）と異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。）に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。（現⑦）

⑩（略）（現⑩）

⑪ 前項に定められる場合のほか、前条第四項の規定又は第六項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。（現⑪）

⑫（略）（現⑫）

- ▼④―⑨ 特許を受ける権利―③③ ② 通常実施権―⑦八 ④ ⑦ 仮専用実施権―③④の二 ⑥⑦ 特許権―⑥六―⑥九 ⑥⑩ 特許出願―③六 ⑦ 専用実施権―⑦七 ⑧ 拒絶をすべき旨の査定―④九 ⑨ 拒絶をすべき旨の審決―①二二―①五七 ⑩ 特許権の設定の登録―⑥六六
- ▼①―③ 対応規定―新案四の二①②、意匠五の二①② ④―⑥⑧―⑩ 準用規定―新案四の二③ ④⑥⑧―⑩ 準用規定―意匠五の二③

（登録の効果）

第三四条の四① 仮専用実施権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く）、変更、消滅（混同又は第三十四条の二第六項の規定によるものを除く）又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

② 前項の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならぬ。

- ▼① 仮専用実施権―③④の二 ① 登録―①七①④①

（仮通常実施権の対抗力）

第三四条の五 仮通常実施権は、その許諾後に当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する。

第三四条の五① 仮通常実施権は、その登録をしたときは、当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

② 仮通常実施権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

- ▼① 仮通常実施権―③④の三 ① 仮専用実施権―③④の二 ② 特許を受ける権利―③③ ③ 準用規定―新案四の二③、意匠五の二③

（職務発明）

第三五条① 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明に至つた行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

② 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

③ 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

④ 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めるところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。

⑤ 前項の対価についての定めがない場合又はその定めるところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の

●商標法

(昭和三四・四・一三)
法 一 二 七

施行 昭和三五・四・一

改正 昭和三七法一四〇・法一六一、昭和三九法一四八、昭和四〇法八一、昭和四五法九一、昭和五〇法四六、昭和五三法二七・法八九、昭和五六法四五、昭和五九法二三・法二四、昭和六〇法四一、昭和六二

法二七、平成二法三〇、平成三法六五、平成五法二六・法八九、平成六法二六、平成八法六八・法一一〇、平成一〇法五一・法八三、平成一一法四一・法四三・法二六〇・法二二〇、平成一四法二四、平成一五法四七・法六一、平成一六法一一二・法二二〇・法一四七、平成一七法五六・法七五、平成一八法五〇・法五五、平成二〇法一六、平成二三法六三

目次

第一章 総則 (一条・二条)

第二章 商標登録及び商標登録出願 (三条―二三条の二)

第三章 審査 (一四条―一七条の二)

第四章 商標権

第一節 商標権 (一八条―三五条)

第二節 権利侵害 (三六条―三九条)

第三節 登録料 (四〇条―四三条)

第四章の二 登録異議の申立て (四三条の二―四三条の一五)

第五章 審判 (四四条―五六条の二)

第六章 再審及び訴訟 (五七条―六三条の二)

第七章 防護標章 (六四条―六八条)

第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく特例

第一節 国際登録出願 (六八条の二―六八条の八)

第二節 国際商標登録出願に係る特例 (六八条の九―六八条の三二)

第三節 商標登録出願等の特例 (六八条の三三―六八条の三九)

第九章 罰則 (七八条―八五条)

注 立体商標に関する判例は三条に、商標の類似に関する判例は四条に、商標の使用、権利濫用に関する判例は四章二節に掲載した。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

▼⁺対応規定↓特許一

(定義等)

第二条① この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの(前号に掲げるものを除く。)

② 前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

③ この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 商品又は商品の包装に標章を付する行為

二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

三 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。)に標章を付する行為

四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものを用いて役務を提供する行為

五 役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

者(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為

七 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識する面ができない方法をいう。次号において同じ。）により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為

八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを含める内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

④ 前項において、商品その他の物に標章を付することには、商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすることが含まれるものとする。

⑤ この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。
⑥ この法律において、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする。

▼【対応規定】特許二

一 「商品」

① 商標権者以外の者が正当な事由なくしてある物品に登録商標又は類似商標を使用している場合に、それが商標権の侵害行為となるか否かは、その物品が登録商標の指定商品と同一又は類似の商品であるか否かに関わり、その物品が登録商標の指定商品と同一又は類似ではない商品の包装物又は広告媒体等であるにすぎない場合には、商標権の侵害行為とはならない。そして、ある物品がそれ自体独立の商品であるか他の商品の包装物又は広告媒体等であるにすぎないか否かは、その物品がそれ自体交換価値を有し独立の商取引の目的物とされているものであるか否かによつて判定すべきものである。電子楽器等の製造・販売業者Yが、その宣伝、広告及び販売促進のため、電子楽器に使用している商標をTシャツ等に付して顧客に無償で配付する行為は、楽器に比すれば格段に低価格のものや右楽器の宣伝広告及び販売促進用の物品（バルティ）としてYの楽器購入者に限り一定の条件で無償配付しているにすぎず、Tシャツ等はそれ自体独立の商取引の目的物たる商品ではなく、商品たる電子楽器の単なる広告媒体にすぎないと認められるのが相当である。（大阪地判昭62・8・26無体一九・二・二六八（BOS事件）商標百選一）

二 「役務」

② 商標法にいう「役務」とは、他人のためにする労務又は便益であつて、付随的ではなく独立して取引の対象となり得るものと解すべきであり、カタログ通信販売業におけるカタログを利用したサービス業務は、商品の売上に伴い、付随的に行われる労務又は便益にすぎないとして、「役務」に該当しないこととされた事例（東京高判平12・8・29判時一七三七・一二四（シャディ事件）商標百選二）

三 小売等役務商標

③ 「Blue note」の文字の間に「音符の図形」を有する商標について、指定役務を「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」とする登録商標の商標権者Yに対し、Xがジャズレーベルとして有名な「Blue Note」の商標を引用して商標登録の無効を求めた事案。本件商標に係る指定役務は総合小売等役務と特定小売等役務からなり、特定小売等役務について有する専有権の範囲は、小売等の業務において行われる全ての役務のうち、合理的な取引通念に照らし、特定された取扱商品に係る小売等の業務との間で、目的と手段等の関係にあることが認められる役務態様に限定され、総合小売等役務について有する専有権の範囲は、小売等の業務において行われる全ての役務のうち、合理的な取引通念に照らし、「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う」小売等の業務との間で、目的と手段等の関係にあることが認められる役務態様に限定される。Xの引用商標の使用態様は、商品「レコード（CDを含む）」の販売等又は同商品を販売等する過程で行われる便益の提供に限られるものであり、本件総合小売等役務を指定役務とする本件商標をYが有することによつて保護される独占権の範囲に含まれるものではないから、Yが同商標を使用したとしても、需要者、取引者において、その役務の出所がXであると混同するおそれがあると解することはできない。（知財高判平23・9・14判時二二八・一三六（Blue Note事件）重判平23知財五）

第二章 商標登録及び商標登録出願

（商標登録の要件）

第三条① 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品又は役務について慣用されている商標

録を受けた場合を除く。又は商標登録が第四十六条第一項第三号に該当するときは、その商標登録についての同項の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

② 商標登録が第七条の二第一項（団体商標）の規定に違反した場合は（商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものでなかつた場合に限る。）であつて、商標権の設定の登録の日から五年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第四十六条第一項の審判は、請求することができない。

① 商標法四六条は商標無効理由を列挙して定め、五六条が準用する特許法一六七条は、無効の請求を排斥した確定審決の登録があつたときは、同一事実・同一証拠に基づいて無効審判を請求することができない旨を定めているのであつて、これらの規定によれば、各無効理由ごとに一個の請求があるものと解すべきであり、無効審判請求後に新たな無効理由を追加主張することは、新たな無効審判の請求を追加することになるものと解されるから、除斥期間経過後は、無効審判手続において、新たな無効理由を追加主張することは不合法である。（最判昭58・2・17判時一〇八二・一二五（盛光事件）商標百選三九）

② 商標法四一条一五号違反を理由とする商標登録の無効審判請求の除斥期間を定めた趣旨は、除斥期間経過後は商標登録がされたことにより生じた既存の継続的な状態を保護するために商標登録の有効性を争い得ないものとしたことにある、本来は商標登録を受けられなかつた商標についてその有効性を早期に確定させて商標権者を保護すべき強い要請があるわけではないから、除斥期間内に商標登録の無効の審判が請求され、審判請求者に当該商標登録が同号の規定に違反する旨の記載がありさえすれば、既存の継続的な状態は覆されたこととみることができるとして、本条所定の除斥期間を遵守したものであるというためには、除斥期間内に提出された審判請求書に、請求の理由として、当該商標登録が四一条一五号の規定に違反するものである旨の主張が記載されていることをもって足りる。（最判平17・7・11判時一九〇七・一二五（RUDOLPH VALENTINO事件）商標百選四〇）

第四八条及び第四九条 削除

商標法（四八条―五〇条） 第五章 審判

（商標登録の取消しの審判〔登録商標の不使用〕）

第五〇条① 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。）の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができず。

② 前項の審判の請求があつた場合においては、その審判の登録前三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務のいずれかについての登録商標の使用をしていることを被請求人が証明しない限り、商標権者は、その指定商品又は指定役務に係る商標登録の取消しを免れない。ただし、その指定商品又は指定役務についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

③ 第一項の審判の請求前三月からその審判の登録の日までの間に、日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をした場合であつて、その登録商標の使用がその審判の請求がされることを知つた後であることを請求人が証明したときは、その登録商標の使用は、第一項に規定する登録商標の使用に該当しないものとする。ただし、その登録商標の使用をしたことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

① 本条の適用上、「商品」というためには、市場において独立して商取引の対象として流通に供される物でなければならぬところ、専ら教育講座の教材としてのみ用いられることを予定した印刷物は、同講座を離れ独立して取引の対象とされているものではなく、商標法上の商品ということではできない。

② 本条の適用上、「商品」というためには、市場において独立して商取引の対象として流通に供される物でなければならぬところ、専ら教育講座の教材としてのみ用いられることを予定した印刷物は、同講座を離れ独立して取引の対象とされているものではなく、商標法上の商品ということではできない。

講座の教材であることを示す記載の一部分にすぎず、題号としての使用にとどまるか、役務の出所又は役務の内容を表示するものであり、当該印刷物自体の識別表示と解することはできないから、当該印刷物について商標の使用がされたということはできない。(東京高判平13・2・28判時一七四九・一三八)(DALE CANNIBER事件 商標百選四)

② Xは「MAGIC」という欧文字を横書きしてなり、化粧品等を指定商品とする商標の商標権者であり、Yが、本件商標に対し不使用による登録取消しの審判を請求し登録取消しの審決がなされたため、Xがスキンケアクリームに「ALOÉ MAGIC」という文字商標を付して販売している」とを理由に商標使用を主張し、審決の取消しを求めた事案。本件商標は、原材料に由来する「ALOÉ」の語と「魔法」を意味する「MAGIC」の語とを組み合せた「ALOÉ MAGIC」との造語によつて表されたものであって、全体として一個の商標を構成するものと認められ、使用商標が本件商標と社会通念上同一と認められる商標であるとはいえないから、本件商標の指定商品に使用商標を用いたとしても、指定商品についての本件商標の使用をしたことに当たるといふことはできない。(東京高判平13・6・27・平12行ケ四二二)(MAGIC事件 商標百選四一)

③ Yが「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とする本件商標「le d'été le」と社会通念上同一の本件表示の下に、指定商品に含まれる婦人用下着を陳列販売し、婦人用下着の広告について本件表示をしたことは、少なくとも、商標法二条三項八号にいう「商品……に関する広告……に標章を付して展示し、若しくは頒布……する行為」に該当し、Yは、指定商品に含まれる婦人用下着について、本件商標を使用したと認められる。平成一九年四月一日に小売等役務商標制度が新たに施行され、商品に係る商標と小売等役務に係る商標とが区別されているが、商標を小売等役務について使用した場合に、商品についての使用とは一切みなされないことではいえない。(知財高判平21・11・26判時二〇八六・一〇九)(le d'été le事件 重判平22知財二)

④ 商標登録の不使用取消審決の取消訴訟における当該登録商標の使用の事実の立証は、事実審の口頭弁論終結時に至るまで許される。本条二項本文は、商標登録の不使用取消審判の請求があった場合において、被請求人である商標権者が登録商標の使用の事実を証明しなければ、商標登録は取消しを免れない旨規定しているが、これは、登録商標の使用の事実をもって商標登録の取消しを免れるための要件とし、その存否の判断資料の収集につき商標権者にその責任の一端を分担させ、もつて右審判における審判官の職権による証拠調べの負担を軽減させたものであり、商標権者が審決時において右使用の事実を証明したことから、右条項の規定をもつてしても、前記判断を左右するものではない。(最判平3・4・23民集四五・四・五三八)(シエトア事件 商標百選四四)

⑤ 本条二項ただし書の「正当な理由」があるというためには、商標権者において登録商標を使用できなかったことが真にやむを得ないと認められる特別な事情が具体的に主張立証された必要があるところ、商標権者の本件商標について真摯なる使用の意思があったとする審決の認定事実によつては商標権者の責めに帰することのできない特別な事情があったと認めることはできず、また、他に上記特別の事情が存したことを認めるに足りる証拠もないとして、商標を日本において使用していないことについて本条二項ただし書の「正当な理由」があるといふことはできないとして、本条一項に基づく不使用による商標登録取消審判請求を不成立とした審決が取り消された事例(知財高判平17・12・20判時一九二・一三〇)(CARP JONES事件 商標百選四三)

【前項一商標権者による誤認混同を招来させる類似商標の使用】

第五一条① 商標権者が故意に指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

② 商標権者であつた者は、前項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができる。

▼違反の効果一五二一、四三(二一)、四六①二

① 本条一項が必要者一般を保護するという公益的性格を有するものであることはいふまでもないが、商標法四七条、一九条二項ただし書、二一条の規定においては登録を受けた商標権者の利益の方を保護すべきものとし、出所の混同の被害者である営業者や一般公衆の利益の後退させておき、このような出所の混同を生ずる商標に関する商標法の規定の趣旨をも勘案すると、商標権者Yのした自己の登録商標に類似する商標の使用がXの業務に係る商品と混同を生ずるものであつても、右使用商標がXとY間の裁判上の和解においてXがYにその使用を認めただけであり、しかも、右和解において、XがYの登録商標に対する登録異議の申立てを取り下げてそれが登録されることを認め、その対価としてYから和解金を受領し、その結果Yが右使用商標を継続

して使用したという事実がある場合は、Xが本条一項に基づき登録商標の登録を取り消すことについて審判を請求することは、信義則に反するものとして許されない。(最判昭61・4・22判時二〇七・二一四(ユーハイム事件)商標百選A6)

② 指定商品を被服・寝具類とする登録商標を有するXによる当該登録商標に類似する商標(甲商標)の使用につき、甲商標は、その使用開始時点において生活雑貨の商標として若い女性層を中心に周知となっていたYの商標(乙商標)に形態が極めて近似するものであるところ、前記商標権者が甲商標を若い女性向けの衣服等に使用すれば、その商品がX及びこれと経済的又は組織的に何らかの関係がある者の業務に係る商品ではないかとその出所について誤認混同されるおそれがあるものと認められ、Yの担当者も乙商標が若い女性層を中心に周知であることを当然知っていたものと推認できるから、同担当者は甲商標を前記商標権者の販売する被服に使用すれば、その出所について誤認混同されるおそれがあることを認識していたものと認められるとして、甲商標の使用は本条一項所定の商標登録取消事由に当たるとされた事例(東京高判平10・6・30知的裁三〇・二・三九六(アフタヌーンティー事件)商標百選四五)

【同一取消審判についての除外期間】

第五二条 前条第一項の審判は、商標権者の同項に規定する商標の使用の事実がなくなつた日から五年を経過した後は、請求することができない。

【同一商標権の移転当事者による混同を招来させる類似商標の使用】

第五二条の二 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは役務について使用する類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品又は指定役務についての登録商標の使用であつて他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

② 第五十一条第二項及び前条の規定は、前項の審判に準用する。

【同一使用権者による誤認混同を招来させる類似商標の使用】

第五三条 ① 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についての登録商標又はこれに

類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、当該商標権者がその事実を知らなかつた場合において、相当の注意をしていたときは、この限りでない。

② 当該商標権者であつた者又は専用使用権者若しくは通常使用権者であつた者であつて前項に規定する使用をしたものは、同項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審判が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

③ 第五二条の規定は、第一項の審判に準用する。

▼②違反の効果(一五二・四三の二二・四六①)二

① 本条一項の規定が、被使用許諾者が登録商標(又はこれに類似する商標)を「指定商品又はこれに類似する商品」に使用する場合において、商品の品質の誤認、あるいは他人の業務に係る商品との混同を生ずるような態様の使用をしたときは、被使用許諾者が登録商標を「不当に変更」して使用した場合にのみ適用されるものと限定する根拠はない。登録商標の被使用許諾者はミネフード、みねふと、MINERODの文字を三段に横書きしてなる登録商標のうち、その一段目のミネフードの片仮名五文字を横書きして使用しているものであり、これはMINEROD及びミネフードの文字を二段に横書きしてなる引用商標と称呼全体において紛らわしく類似の商標であり、本条一項により取り消されるべきものである。(東京高判平元・7・11判時三三三・一三八(ミネフード事件)商標百選四六)

【同一代理人等による不当登録】

第五三条の二 登録商標がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国において商標に関する権利(商標権に相当する権利に限る)を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務を指定商品又は指定役務とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の

日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

【同前】取消審判についての除外期間】

第五三条の三 前条の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

【同前】取消審判確定の効果】

第五四条① 商標登録を取り消すべき旨の審判が確定したときは、商標権は、その後消滅する。

② 前項の規定にかかわらず、第五十条第一項の審判により商標登録を取り消すべき旨の審判が確定したときは、商標権は、同項の審判の請求の登録の日以降消滅したものとみなす。

【同前】取消審判請求の通知】

第五五条 第四十六条第三項（商標登録無効の審判の請求があつた場合の専用使用権者等への通知）の規定は、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の第二項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判の請求があつた場合に準用する。

（拒絶査定に対する審判における特則）

第五五条の二① 第十五条の二及び第十五条の三の規定（拒絶理由の通知）は、第四十四条第一項（拒絶査定に対する審判）の審判において査定理由と異なる拒絶理由を発見した場合に準用する。

② 第十六条（商標登録の査定）の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十六条第一項において準用する特許法第六十条第一項（審査への差戻し）の規定によりさらに審査に付すべき旨の審判をするときは、この限りでない。

③ 第十六条の二（補正の却下）及び意匠法第七十七条の三（補正後の意匠についての新出願）の規定は、第四十四条第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第三項及び同法第十七条の三第一項中「三月」とあるのは「三十日」と、第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは「第六十三条第一項の訴えを提起したとき」と読み替へるものとする。

準用読替後の規定

（補正の却下）

第一六条の二③ 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達

があつた日から三十日を経過するまでは、当該拒絶査定に対する審判について審判をしてはならない。

④ 審判官は、商標登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第六十三条第一項の訴えを提起したときは、その訴訟の判決が確定するまでその拒絶査定に対する審判の審理を中止しなければならない。

意匠法の準用読替後の規定

（補正後の商標についての新出願）

第一七条の三① 商標登録出願人が前条（商標法第一六条の二）第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三十日以内にその補正後の商標について新たな商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

（審判の確定範囲）

第五五条の三 審判は、審判事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに請求された第四十六条第一項（商標登録の無効の審判）の審判の審決は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。（平成三三法六三本条追加）

▼*対応規定↓特許一六七の二

（特許法の準用）

第五六条① 特許法第三百一十一条第一項、第三百三十一条の二第一項（第二号及び第三号を除く）、第三百三十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条、第三百六十七号並びに第三百六十八号から第三百七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百三十一条の二第一項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは「商標法第四十六条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六条第一項において準用する特許法第三百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第三百三十二条第一項及び第三百六十七号中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第三百四十五条第一項及び第三百六十九号第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審

判」と、同法第百三十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第百五十六條第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第百六十一條中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第百六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判」と、同法第百六十八條第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

特許法の準用読替後の規定

第一三二条の二① 前条（商標法第五十六條第一項で準用する特許法第一三二条）第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、当該補正が次の号に該当するときは、この限りでない。

一 商標法第四十六條第一項の審判以外の審判を請求する場合でない。

二 同法第一項において準用する特許法第百三十一條第一項第二号に掲げる請求の理由についてとされるとき。

（共同審判）

第一三二条① 同一の商標権について商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。

（審判官の除斥）

第一三九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、参加人若しくは登録異議申立人であるとき又はあつたとき。
- 二 審判官が事件の当事者、参加人若しくは登録異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。
- 三 審判官が事件の当事者、参加人又は登録異議申立人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 （略）
- 五 審判官が事件について当事者、参加人若しくは登録異議申立人の代理人であるとき又はあつたとき。
- 六・七 （略）

（審判における審理の方式）

第一四五条① 商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判は、口頭審理による。

商標法（五六条の二一五七条） 第六章 再審及び訴訟

る。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとするができる。

第一五六条① 審判長は、事件が審決するのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一六一条 （商標法第五十六條第一項で準用する特許法）第百三十四條第一項及び第三項、第百四十八條及び第百四十九條の規定は、商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判には、適用しない。

（審決の効力）

第一六七条 商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

（訴訟との関係）

第一六八条① 審判において必要があると認めるときは、登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

（審判における費用の負担）

第一六九条① 商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもつて、職権で、定めなければならない。で終了するときは審判による決定をもつて、職権で、定めなければならない。

③ 商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判に関する費用は、請求人の負担とする。

② 特許法第百五十五條第三項（審判の請求の取下げ）の規定は、第四十六條第一項の審判に準用する。

▼準用する特許法一三六条三項・一四四條の二の「政令」→商標令三②

（意匠法の準用）

第五六条の二 意匠法第五十一条（補正却下決定不服審判の特則）の規定は、第四十五條第一項（補正の却下の決定に対する審判）の審判に準用する。

第六章 再審及び訴訟

（再審の請求）

第五七条① 確定した取消決定及び確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。

② 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十八條第一項及び第二項並びに第三百三十九條（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

- 東京地判 平20・12・26 判時2032・11〈黒烏龍茶事件〉……………不正競争2 ㉞
 最決 平21・1・27 民集63・1・271〈液晶モニター事件〉……………特許105の4 ①
 知財高判 平21・1・27【平20ネ10055】〈ロクラクⅡ事件控訴審判決〉……………著作21 ⑤
 知財高判 平21・1・28 判時2043・117〈回路用接続部材事件〉……………特許29 ⑩
 東京地判 平21・1・29 判時2046・159〈サイゴン東西ハイウェイ建設事業事件〉……………不正競争18 ①
 東京地判 平21・2・27【平20ワ20886】〈マジコン事件〉……………不正競争2 ㉞㉞
 知財高判 平21・3・11 判時2049・50〈装飾印鑑事件〉……………特許102 ④
 大阪地判 平21・4・7 判時2065・115〈放熱シート事件〉……………特許76の後◆【実施権】 ①
 知財高判 平21・5・29 判時2047・11〈パシーフカプセル30mg事件高裁判決〉
 ………………特許67 ①. 67の3 ①. 68の2 ①
 知財高判 平21・6・29 判時2104・101〈基板処理装置等事件〉……………特許33 ③. 123 ②
 知財高判 平21・8・25 判時2059・125〈切削方法事件〉……………特許104の3 ②
 東京地判 平21・8・31【平21ワ3556】〈東証事件〉……………不正競争2 ⑤
 大阪地判 平21・9・10【平19ワ16025】〈調理レンジ事件〉……………特許70 ③
 最判 平21・10・8 判時2064・120〈チャップリン事件上告審判決〉……………著作54 ②
 大阪高判 平21・10・8【平19う461】〈Winny著作権法違反幫助事件控訴審判決〉……………著作119 ④
 東京地判 平21・11・13 判時2076・93〈TVブレイク事件一審判決〉……………著作21 ⑦
 知財高判 平21・11・26 判時2086・109〈elle et elles事件〉……………商標50 ③
 知財高判 平22・1・28 判時2073・105〈フリバンセリン事件〉……………特許36 ②
 大阪地判 平22・1・28【平20ワ10879】〈業務支援ソフトウェア事件〉……………不正競争2 ㉞
 知財高判 平22・2・24 判時2102・98〈バリ取りホルダー事件控訴審〉……………特許34 ①
 知財高判 平22・3・25 判時2086・114〈駒込大観音事件控訴審判決〉……………著作20 ㉞⑩. 60 ③. 115 ②. 116 ①
 知財高判 平22・7・15 判時2088・124〈日焼け止め剤組成物事件〉……………特許29 ⑩
 知財高判 平22・9・8 判時2115・102〈TVブレイク事件控訴審判決〉……………著作21 ⑧
 知財高判 平22・9・15 判タ1340・265〈DVDマルチドライブモータ事件〉
 ………………特許100の前◆【I 国際裁判管轄】 ①
 知財高判 平22・10・13 判時2092・135〈絵画鑑定書事件〉……………著作32 ⑤
 知財高判 平22・11・15 判時2111・109〈喜多方ラーメン事件〉……………商標7の2 ①
 大阪地判 平22・12・16 判時2118・120〈商品陳列デザイン事件〉……………不正競争2 ㉞
 最判 平23・1・18 民集65・1・121〈まねきTV事件最高裁判決〉……………著作23 ⑥
 最判 平23・1・20 民集65・1・399〈ロクラクⅡ事件上告審判決〉……………著作21 ⑥
 知財高判 平23・1・31 判時2107・131〈換気扇フィルター事件〉……………特許29 ⑩
 最判 平23・4・28 民集65・3・1654〈パシーフカプセル30mg事件最高裁判決〉……………特許67 ②
 知財高判 平23・9・14 判時2128・136〈BLUE NOTE事件〉……………商標2 ③
 最判 平23・12・8 民集65・9・3275〈北朝鮮映画事件上告審判決〉……………著作6 ②
 最決 平23・12・19 刑集65・9・1380〈Winny著作権法違反幫助事件上告審決定〉……………著作119 ⑤
 最判 平23・12・20 民集65・9・3568〈ARIKA事件〉……………商標6 ①
 知財高判 平23・12・22 判時2145・75〈東芝録画補償金事件控訴審判決〉……………著作104の5 ①
 最判 平24・1・17 判時2144・115〈暁の脱走事件上告審判決〉……………著作54 ③
 知財高判 平24・1・24【平22ネ10032】〈ソリッドゴルフボール事件〉……………特許102 ⑩
 知財大判 平24・1・27 判時2144・51〈プラバスタチンNa塩錠事件〉……………特許70 ⑥⑦
 知財高判 平24・2・8 判時2150・103〈電池式警報器事件〉……………特許178 ⑦
 知財高判 平24・2・14【平22ネ10076】〈Chupa Chups事件〉……………商標4章2節 ⑨
 東京地判 平24・5・29【平22ワ5719】〈有機EL素子事件〉……………不正競争2 ㉞
 知財高判 平24・8・8 判時2165・42〈釣り★スタ事件〉……………著作27 ⑤

- 東京地判 平18・9・12 判時1985・106〈液晶ディスプレイ用表示材料事件〉……………特許35 14
- 知財高判 平18・9・13 判時1956・148〈キャロル・ラスト・ライブ事件〉……………著作16 11
- 東京地決 平18・9・15 判時1973・131〈バルナパリンナトリウム事件〉……………特許105の4 2
- 知財高判 平18・9・26 【平18ネ10037】〈浮世絵模写作品（書籍）事件〉……………著作2 15
- 最判 平18・10・17 民集60・8・2853〈日立製作所事件最高裁判決〉……………特許35 8 9
- 知財高判 平18・10・19 【平18ネ10027】〈講習用資料事件控訴審〉……………著作15 21. 20 6
- 知財高判 平18・11・29 【平18ネ10057】〈浮世絵模写作品（豆腐パッケージ）事件〉……………著作2 16
- 京都地判 平18・12・13 判タ1229・105〈Winnie著作権法違反幫助事件一審判決〉……………著作119 3
- 知財高判 平18・12・21 判時1961・150〈ホクト2号事件控訴審〉……………特許70 14
- 知財高決 平18・12・22 【平18ラ10012】〈まねきTV事件抗告審決定〉……………著作23 4. 99の2 1
- 東京地判 平18・12・27 判タ1275・265〈ヤマト事件〉……………著作61 1
- 東京地判 平19・2・27 判タ1253・241〈多関節搬送装置事件〉……………特許104の3 1
- 大阪地判 平19・4・19 判時1983・126〈ゴースト事件〉……………特許102 3
- 東京地判 平19・5・25 判時1979・100〈MYUTA事件〉……………著作21 4
- 東京地判 平19・5・25 判時1989・113〈ローソク事件〉……………不正競争14 1
- 知財高判 平19・5・31 判時1977・144〈スナップ写真事件控訴審〉……………著作2 19
- 知財高決 平19・6・20 判時1997・119〈水路壁面改良工法事件〉……………特許134の2 1
- 知財高判 平19・6・27 判時1984・3〈マグライト事件〉……………商標3 7 10
- 知財高判 平19・7・25 判時1988・95〈人形写真集事件〉……………著作2 20. 11 1
- 知財高判 平19・9・20 【平18行ケ10494】〈ホログラフィック・グレーティング事件〉……………特許17の2 1
- 大阪高判 平19・10・2 判タ1258・310〈ピーターラビット事件〉……………不正競争2 10
- 名古屋高金沢支判 平19・10・24 判時1992・117〈氷見うどん事件〉……………不正競争5 4
- 大阪高判 平19・10・25 判タ1259・311〈みたらし団子事件〉……………不正競争2 10
- 最判 平19・11・8 民集61・8・2989〈インクタンク事件上告審〉……………特許68 6
- 最判 平19・12・18 民集61・9・3460〈「シェーン」DVD事件〉……………著作54 1
- 東京地判 平19・12・26 【平18ワ27454】〈家庭用医療機器事件〉……………不正競争5 3
- 知財高判 平20・1・31 【平18行ケ10388】〈発光ダイオード付き商品陳列台事件〉……………意匠2 4
- 東京地判 平20・1・31 【平18ワ13803】〈パズル事件〉……………著作2 11
- 東京地判 平20・2・26 【平19ワ15231】……………著作42 2
- 東京地判 平20・3・13 判時2033・102〈祇園祭写真事件〉……………著作2 20. 27 4
- 最判 平20・4・24 民集62・5・1262〈ナイフ加工装置事件〉……………特許104の3 3 4
- 知財高判 平20・5・29 判時2018・146〈ガラス多孔体事件〉……………特許29 1
- 知財高判 平20・5・30 判時2009・47〈ソルダレジスト事件〉……………特許126 5 6
- 東京地判 平20・6・20 【平19ワ5765】〈まねきTV事件地裁判決〉……………著作23 5
- 知財高判 平20・6・24 判時2026・123〈双方向歯科治療ネットワーク事件〉……………特許2 8
- 東京地判 平20・7・4 【平19ワ19275】〈ぬいぐるみ事件〉……………不正競争19 8
- 最判 平20・7・10 民集62・7・1905〈発光ダイオード事件〉……………特許126 7
- 知財高判 平20・7・14 判時2050・137〈生海苔の異物分離除去装置事件〉……………特許125 1
- 知財高判 平20・7・17 判時2011・137〈ライブドア傍聴記事件控訴審判決〉……………著作2 9
- 知財高判 平20・8・26 判時2041・124〈対訳辞書事件〉……………特許2 9
- 最判 平20・9・8 判時2021・92〈つみのおひなっこや事件〉……………商標4 15
- 大阪高判 平20・9・17 判時2031・132〈デサフィナード事件控訴審判決〉……………著作22 2
- 東京地判 平20・9・29 判時2027・143〈半導体レーザ装置事件〉……………特許35 15
- 大阪地判 平20・10・14 判時2048・91〈マスカラ事件〉……………不正競争2 8
- 知財高判 平20・10・28 判時2023・140〈新型浄水器事件〉……………特許38 1
- 東京地判 平20・11・26 判時2040・126〈仕入先情報事件〉……………不正競争2 9
- 知財高判 平20・11・27 判時2022・137〈半導体パッケージ事件〉……………特許134の2 2
- 9 知財高判 平20・12・24 【平20ネ10011】〈北朝鮮映画事件控訴審判決〉……………著作6 1
- 大阪地決 平20・12・25 判時2035・136〈青色LEDチップ事件〉……………特許105の5 1

大阪地判 平17・2・10 判時1909・78〈標本作成用トレイ事件〉	特許102 ②
東京地判 平17・2・25 判時1897・98〈薬品リスト事件〉	不正競争2 ⑩
東京高判 平17・3・3 判時1893・126〈2ちゃんねるの小学館事件控訴審判決〉	著作23 ③
東京地判 平17・3・10 判時1918・67〈トンネル断面マーキング方法事件〉	特許102 ⑩
東京高判 平17・3・16【平16ネ2000】〈アザレ東京事件〉	不正競争2 ②
東京高判 平17・3・31【平16ネ405】〈ファイルログ事件控訴審判決〉	著作23 ②
知財高判 平17・4・13【平17行ケ10227】〈コンパクト事件〉	意匠3 ⑥
大阪地判 平17・4・28 判時1919・151〈変性重合体製造法事件〉	特許35 ⑦
東京地判 平17・5・24 判時1933・107〈マンホール用ステップ事件〉	不正競争2 ⑦
東京地判 平17・5・31 判時1969・108〈誘導電力分配システム事件〉	特許102 ⑪
知財高判 平17・6・9【平17行ケ10342】〈FLAVAN事件〉	商標3 ④
最判 平17・6・17 民集59・5・1074〈生体高分子安定複合体構造探索方法事件〉	特許100 ⑤
最判 平17・7・11 判時1907・125〈RUDOLPH VALENTINO事件〉	商標47 ②
最判 平17・7・14 民集59・6・1569〈船橋市西図書館事件〉	著作18の前◆【著作者の人格的利益】 ①
最判 平17・7・14 民集59・6・1617〈eACCESS事件〉	商標10 ①
最判 平17・7・22 判時1908・164〈国際自由学園事件〉	商標4 ③
知財高判 平17・8・30【平17行ケ10312】〈ピラゾロピリジン化合物事件〉	特許36 ④
知財大判 平17・9・30 判時1904・47〈一太郎事件〉	特許101 ②
知財高判 平17・10・6【平17ネ10049】〈ヨミウリ・オンライン事件控訴審〉	著作2 ⑧、10 ②
東京地判 平17・10・11 判時1923・92〈ジェロヴィタル化粧品事件〉	商標4章2節 ⑪
最判 平17・10・18 判時1914・123〈クリーニングファブリック製造方法事件〉	特許178 ⑥
大阪地判 平17・10・24 判時1911・65〈選撮見録事件〉	著作112 ⑤
知財高判 平17・10・27【平17ネ10013】〈超時空要塞マクロス事件〉	不正競争2 ②
知財高判 平17・10・31【平17ネ10079】〈カラビナ事件〉	意匠24 ①
知財大判 平17・11・11 判時1911・48〈パラメータ特許事件〉	特許36 ①
知財高決 平17・11・15【平17ラ10007】〈録画ネット事件抗告審決定〉	著作21 ③、98 ①
知財高判 平17・12・5【平17ネ10083】〈カットソー事件控訴審〉	不正競争2 ⑧
知財高判 平17・12・20 判時1922・130〈PAPA JOHN'S事件〉	商標50 ⑤
東京地判 平17・12・27 判時1939・120〈図形表示装置事件〉	特許70 ④
大阪地判 平18・1・16 判時1947・108〈マンホール事件〉	特許78 ②
神戸地判 平18・1・19【平16行ウ29】〈灯籠事件〉	特許100の前◆【Ⅲ 特許侵害物品の水際規制】 ①
最判 平18・1・20 民集60・1・137〈天理教事件〉	不正競争2 ⑥
知財高判 平18・1・25【平17行ケ10437】〈画像撮影装置事件〉	特許29の2 ①
知財大判 平18・1・31 判時1922・30〈インクタンク事件控訴審〉	特許68 ⑤
東京地判 平18・1・31 判時1929・92〈洗浄処理剤事件〉	特許35 ①
知財高判 平18・2・27【平17ネ10100】〈ジョン万次郎銅像事件控訴審〉	著作14 ①
東京地判 平18・3・24【平17ワ3089】〈アクティブマトリクス型表示装置事件〉	不正競争2 ⑩
大阪地判 平18・3・30【平16ワ1671】〈スーブラ事件〉	不正競争2 ⑧
知財高判 平18・3・31 判時1929・84〈コネクター接続端子事件〉	意匠2 ③
大阪高判 平18・4・19【平17ネ2866】〈スーブラ事件〉	不正競争2 ⑦、⑧
東京地判 平18・5・25 判時1995・125〈クレメジン事件〉	不正競争2 ②
知財高判 平18・6・29 判タ1229・306〈紙葉類識別装置事件〉	特許29 ⑩
東京地判 平18・7・6 判時1951・106〈養魚用飼料添加物事件〉	不正競争2 ⑩
知財高判 平18・7・11 判時2017・141〈増毛装具事件〉	特許29 ⑬
大阪地判 平18・7・20 判時1968・164〈台車固定装置事件〉	特許2 ⑩
大阪地判 平18・7・27 判タ1229・317〈正露丸事件〉	不正競争2 ③、19 ③
神戸地判 平18・8・4 判時1960・125〈ダニ捕獲器事件〉	不正競争2 ⑩、⑪
東京地判 平18・8・8【平17ワ3056】〈ハンガー用クリップ事件〉	不正競争2 ⑩、⑪
知財高判 平18・8・31 判時2022・144〈アイセル事件〉	著作61 ②

- 東京地判 平15・3・28 判時1834・95〈教科書準拠国語テスト事件〉……………著作36 ①
 最判 平15・4・11 判時1822・133〈アール・ジー・ビー・アドベンチャー事件〉……………著作15 ①
 最判 平15・4・22 民集57・4・477〈オリンパス事件〉……………特許35 ⑤
 東京地決 平15・6・11 判時1840・106〈慶應義塾大学ノグチ・ルーム事件〉……………著作20 ⑧、60 ②
 東京地判 平15・6・27 判時1840・92〈花粉のご飴事件〉……………商標38 ③
 東京地判 平15・6・27 判時1839・143〈アフト事件〉……………不正競争2 ②7
 名古屋地判 平15・7・24 判時1853・142〈刺しゅう糸色番号事件〉……………不正競争2 ②7
 大阪地判 平15・7・24 【平14ワ3162】〈顧客情報事件〉……………不正競争2 ②8
 東京地判 平15・8・28 判タ1211・259〈スイッチング回路事件〉……………特許133 ①
 東京地判 平15・8・29 判時1886・106〈エノテカ事件〉……………不正競争2 ⑤3
 東京地判 平15・9・30 判時1843・143〈ソフトウェア違法コピー事件〉……………不正競争2 ②10
 東京地判 平15・10・16 判時1874・23〈サンゴ化石粉体事件〉……………特許100の前◆【II 外国特許権に係る準拠法】③, 不正競争2 ②10
 最判 平15・10・31 判時1841・143〈窒化ガリウム系化合物半導体事件〉……………特許178 ⑤
 東京高判 平15・11・20 【平14行ケ514】〈Manhattan Portage事件〉……………商標4 ①6
 東京地判 平15・11・26 判時1846・83〈影響解析装置事件〉……………特許35 ⑩
 東京地判 平15・12・26 判時1851・138〈液体充填装置ノズル事件〉……………特許102 ⑨
 東京高判 平16・1・29 判時1848・25〈日立製作所事件控訴審判決〉……………特許35 ⑫
 東京地判 平16・1・30 判時1852・36〈青色LED事件一審終局判決〉……………特許35 ⑪
 東京地判 平16・3・5 判時1854・153〈セイジョー事件〉……………不正競争19 ②
 東京地判 平16・3・11 判時1893・131〈2ちゃんねるの小学館事件一審判決〉……………著作112 ④
 東京高判 平16・3・31 判時1865・122〈流通用ハンガー事件〉……………不正競争2 ②8
 最決 平16・4・8 民集58・4・825……………不正競争3 ⑤
 東京地判 平16・4・13 判時1862・168〈イベント会社事件〉……………不正競争2 ②9
 大阪地判 平16・4・20 【平14ワ13569】〈Career-Japan事件〉……………商標4 ①1
 東京地判 平16・4・23 判時1892・89〈プリント基板用治具事件〉……………特許101 ③
 東京高判 平16・4・27 判時1872・95〈日立金属窒素磁石事件控訴審判決〉……………特許35 ⑬
 大阪地判 平16・4・27 判時1882・116〈キューピー第二次訴訟事件〉……………著作28 ②
 大阪地判 平16・5・20 【平14ワ3030】〈エレベータ保守点検会社事件〉……………不正競争2 ②0
 最判 平16・6・8 判時1867・108〈LEONARD KAMHOUT事件〉……………商標4 ④
 東京地判 平16・6・23 判時1872・109〈ブラザー事件〉……………商標4章2節 ②
 東京高判 平16・6・24 【平15行ケ163】〈動力舵取装置事件〉……………特許181 ②
 東京地判 平16・6・30 判時1874・134〈コンピュータソフトウェア「ProLesWeb」事件〉……………著作2 ⑩
 東京地判 平16・7・2 判時1890・127〈ヴォーグ事件〉……………不正競争2 ⑥6
 東京地判 平16・7・28 判時1878・129〈カルティエ事件〉……………不正競争2 ②2
 東京地判 平16・8・17 判時1873・153〈切削オーバレイ工法事件〉……………特許100 ④
 東京高判 平16・8・31 判時1883・87〈RISOインクボトル事件〉……………商標4章2節 ⑤
 大阪地判 平16・9・13 判時1899・142〈ヌーブラ事件〉……………不正競争2 ②8
 東京高判 平16・9・16 【平16行ケ18】〈ひよこちゃん事件〉……………商標4 ①4
 東京高判 平16・9・29 判時1887・99〈油圧作動型カッター事件〉……………特許35 ①7
 大阪高判 平16・9・29 【平15ネ3575】〈積水ハウス事件控訴審判決〉……………著作2 ②9
 東京地判 平16・9・30 判時1880・84〈ステンレス鋼製缶体事件〉……………特許35 ⑥
 東京高判 平16・10・27 【平16ネ2995】〈貯留浸透タンク事件〉……………特許127 ①
 東京地判 平16・10・29 判時1902・135〈ラップフィルム摘み具事件〉……………意匠3 ⑤
 大阪地判 平16・11・9 判時1897・103〈ミーリングチャック事件〉……………不正競争2 ②8
 東京地判 平16・12・8 判時1889・110〈インクタンク事件一審〉……………特許68 ④
 東京高判 平16・12・21 判時1891・139〈回路シミュレーション方法事件〉……………特許2 ⑦
 東京地決 平17・1・31 判時1898・73……………商標36 ①
 東京地判 平17・2・10 判時1906・144〈プラニユート顆粒事件〉……………特許29 ⑧

- 東京地判 平13・4・24 判時1755・43〈J-PHONE事件〉……………不正競争2 110
- 最判 平13・6・8 民集55・4・727〈円谷プロ事件〉……………著作112の前◆【国際裁判管轄】 1
- 最判 平13・6・12 民集55・4・793〈生ゴミ処理装置事件〉……………特許33 1
- 東京高判 平13・6・21 判時1765・96〈すいかの写真事件〉……………著作2 18
- 東京高判 平13・6・27【平12行ケ422】〈MAGIC事件〉……………商標50 2
- 最判 平13・6・28 民集55・4・837〈江差追分事件〉……………著作2 31、39、27 1
- 最判 平13・7・6 判時1762・130〈PALM SPRINGS POLO CLUB事件〉……………商標4 13
- 東京高判 平13・7・17 判時1769・98〈乳酸菌飲料事件〉……………商標3 6、9
- 東京地判 平13・7・19 判時1815・148〈呉青山学院事件〉……………不正競争2 5、70
- 東京地判 平13・7・25 判時1758・137〈路線バス車体絵画事件〉……………著作46 1
- 東京地判 平13・8・31 判時1760・138〈エルメスバーキン事件〉……………不正競争2 87
- 東京地判 平13・9・6 判時1804・117〈宅配鮎事件〉……………不正競争2 74
- 東京地判 平13・9・20 判時1764・112……………特許100 2
- 東京地判 平13・9・20 判時1801・113……………不正競争2 111
- 最判 平13・10・25 判時1767・115〈キャンディ・キャンディ事件〉……………著作2 37、28 1
- 東京地判 平13・10・25 判時1786・142……………不正競争2 111
- 東京高判 平13・10・30 判時1773・127〈交通標語事件〉……………著作2 7
- 東京高判 平13・10・31【平13行ケ258】〈カンショウ乳酸事件〉……………商標3 1
- 東京高判 平13・11・29 判時1779・89〈置換プリン事件〉……………特許68 3
- 東京高判 平13・12・26 判時1788・103……………不正競争2 19
- 東京地判 平14・1・24 判時1814・145……………不正競争2 21
- 東京高判 平14・1・31 判時1804・108……………特許49 1
- 東京地判 平14・2・5 審決集48・823〈ダイコク事件〉……………不正競争2 110
- 東京高判 平14・2・18 判時1786・136〈雪月花事件〉……………著作21 2
- 最判 平14・2・22 民集56・2・348〈ETNIES事件〉……………特許132 1、商標63 1
- 最判 平14・3・25 民集56・3・574〈パチンコ装置事件〉……………特許132 2
- 大阪地判 平14・4・9 判時1826・132〈ワイヤーブラシセット事件〉……………不正競争2 75
- 東京高判 平14・4・11 判時1828・99〈医療行為事件〉……………特許29 3
- 最判 平14・4・25 民集56・4・808〈中古ゲームソフト事件〉……………著作2 45、26 2
- 東京地判 平14・4・25【平14ワ3764】〈三菱クオインタムファンド事件〉……………不正競争2 69
- 大阪地判 平14・5・23 判時1825・116……………特許33 4
- 東京高判 平14・5・31 判時1819・121〈電路支持材事件〉……………不正競争2 13
- 東京地判 平14・7・15 判時1796・145〈MP 3事件〉……………不正競争2 110
- 東京地判 平14・7・17 判時1799・155〈ブラジャー事件〉……………特許33 2
- 東京地判 平14・7・18【平14ワ8104】〈三菱ホーム事件〉……………不正競争2 68
- 東京高判 平14・9・6 判時1794・3〈記念樹事件〉……………著作2 40、27 2
- 最判 平14・9・17 判時1801・108〈mosrite事件〉……………特許153 1
- 東京地中間判 平14・9・19 判時1802・30〈青色LED事件一審中間判決〉……………特許35 16
- 最判 平14・9・26 民集56・7・1551〈FM信号復調装置事件〉……………特許100の前◆【II 外国特許権に係る準拠法】 1、2
- 東京高判 平14・9・26【平13ネ6316】〈メープルシロップ事件〉……………商標38 1
- 東京地判 平14・10・15 判時1821・132〈パドワイザー事件〉……………不正競争19 5
- 東京高判 平14・11・14 判時1811・120〈建築物の骨組構築方法事件〉……………特許178 4
- 東京地判 平15・1・20 判時1823・146〈超時空要塞マクロス事件〉……………著作2 34、29 2
- 東京地中間判 平15・1・29 判時1810・29〈ファイルログ事件一審中間判決〉……………著作23 1
- 大阪地判 平15・2・13 判時1842・120〈ヒットワン・通信カラオケ装置リース事件〉……………著作112 3
- 東京地判 平15・2・20 判時1824・106〈無洗米製造装置事件〉……………不正競争2 114
- 最判 平15・2・27 民集57・2・125〈フレッドベリー事件〉……………商標4章2節 13
- 大阪地判 平15・2・27【平13ワ10308】〈セラミックコンデンサー事件〉……………不正競争2 95

- 東京地判 平10・10・7 判時1657・122〈負荷装置システム事件〉……………特許70 ⑨. 102 ⑥
- 東京地判 平10・10・29 知的裁30・4・812〈スマップインタビュー記事事件〉……………著作2 ③③
- 東京地判 平10・10・30 判時1674・132〈血液型と性格の社会史事件〉……………著作20 ⑫. 32 ⑥. 43 ①
- 東京地判 平10・11・20 知的裁30・4・841〈アダージェット・バレエ作品振付け事件〉……………著作22 ④
- 東京地判 平10・11・30 知的裁30・4・956〈版画の写真事件〉……………著作2 ⑫
- 東京地判 平10・12・22 判時1674・152〈磁気媒体リーダー事件〉……………特許70 ②
- 東京地判 平11・1・28 判時1664・109〈徐放性ジクロロフェナクナトリウム製剤事件〉……………特許70 ⑪
- 東京地判 平11・1・28 判時1677・127〈キャディバッグ事件〉……………不正競争2 ⑦⑧⑧
- 東京地判 平11・1・29 判時1680・119〈古文単語語呂合わせ事件〉……………著作2 ⑥
- 東京地判 平11・2・25 判時1677・130〈松本清張作品映画化リスト事件〉……………著作12 ②
- 東京地判 平11・2・25 判時1682・124〈モデルガン事件〉……………不正競争2 ⑦⑨
- 東京地判 平11・2・25 判時1683・144〈広告器事件〉……………不正競争2 ⑫
- 最判 平11・3・9 民集53・3・303〈大径角形鋼管事件〉……………特許178 ②
- 最判 平11・4・16 民集53・4・627〈すい臓疾患治療剤事件〉……………特許69 ①
- 東京地判 平11・4・28 判時1691・136〈ウイルスバスター事件〉……………商標4章2節 ⑫
- 東京高判 平11・6・15 判時1697・96〈スミターマル事件〉……………特許102 ①
- 東京地判 平11・6・29 判時1693・139〈プリーツ・プリーズ事件〉……………不正競争2 ②②
- 最判 平11・7・16 民集53・6・957〈生理活性物質測定法事件〉……………特許100 ①③
- 東京地判 平11・7・16 判時1698・132〈悪路脱出具事件〉……………特許102 ⑦
- 東京地判 平11・7・23 判時1694・138……………不正競争2 ⑨⑨
- 東京地判 平11・9・28 判時1695・115〈江戸商売図絵事件〉……………著作2 ⑫
- 東京高判 平11・12・22 判時1710・147〈ドゥーセラム事件〉……………商標4 ①
- 東京地判 平12・1・17 判時1708・146……………不正競争2 ②⑤
- 最判 平12・2・18 判時1703・159〈嗜好食品事件〉……………特許132 ④
- 最決 平12・2・24 刑集54・2・67〈パチスロ事件〉……………商標4章2節 ④
- 最判 平12・2・29 民集54・2・709〈倉方黄桃事件〉……………特許2 ⑥
- 東京地判 平12・2・29 判時1715・76〈中田英寿の詩事件〉……………著作18 ①
- 東京地判 平12・3・17 判時1714・128〈タウンページデータベース事件〉……………著作12の2 ①
- 最判 平12・4・11 民集54・4・1368〈ケルビー事件〉……………特許70 ⑬
- 東京高判 平12・4・25 判時1724・124〈「脱ゴーマニズム宣言」事件〉……………著作20 ⑩. 32 ③
- 東京地判 平12・5・16 判時1751・128②〈スターデジコ事件〉……………著作96 ①
- 東京高判 平12・5・17 【平12行コ22】……………新案12 ①
- 東京高判 平12・5・23 判時1725・165〈三島由紀夫の手紙事件〉……………著作2 ⑫. 60 ①
- 東京地判 平12・6・29 判時1728・101……………不正競争2 ⑦
- 最判 平12・7・11 民集54・6・1848〈レールデュタン事件〉……………商標4 ⑫
- 東京地判 平12・7・18 判時1729・116……………不正競争2 ⑦
- 東京高判 平12・8・29 判時1737・124〈シャディ事件〉……………商標2 ②
- 東京地判 平12・8・31 【平10ワ7865】〈写ルンです事件〉……………特許68 ②
- 最判 平12・9・7 民集54・7・2481〈ゴナ書体事件〉……………著作2 ②⑧
- 大阪地判 平12・9・12 判時1748・164〈包装用かご事件〉……………意匠29 ①
- 東京地判 平12・11・13 判時1736・118……………不正競争2 ⑨④
- 東京高判 平12・11・28 判時1748・159〈おろし器事件〉……………意匠4 ①
- 富山地判 平12・12・6 判時1734・3〈JACCS事件〉……………不正競争2 ⑩⑩
- 東京地判 平12・12・7 判時1771・111……………不正競争2 ⑨⑩⑩
- 東京高判 平13・1・31 判時1743・124……………特許178 ③
- 最判 平13・2・13 民集55・1・87〈ときめきメモリアル事件〉……………著作20 ③
- 東京高判 平13・2・28 判時1749・138〈DALE CARNEGIE事件〉……………商標50 ①
- 5 最判 平13・3・2 民集55・2・185〈カラオケリース事件〉……………著作22 ⑤
- 大阪高判 平13・4・19 【平11ネ2198】〈ペン型注射器事件〉……………特許70 ⑫

- 最判 平5・12・16 判時1480・146〈アメックス事件〉……………不正競争2 ⑩
 東京高決 平5・12・24 判時1505・136……………不正競争2 ⑩⑩
 大阪地判 平6・2・24 判時1522・139〈マグアンプK事件〉……………商標4章2節 ⑥
 東京地判 平6・4・25 判時1509・130〈日本の城の基礎知識事件〉……………著作2 ④
 大阪地判 平6・4・28 判時1542・115〈マホーピン事件〉……………特許35 ③
 大阪高判 平6・5・27 知的裁26・2・356〈釣糸事件〉……………特許35 ④
 東京地判 平6・7・1 知的裁26・2・510〈101匹ワンチャン事件〉……………著作26 ①
 神戸地決 平6・12・8 知的裁26・3・1323〈ハートカップ事件〉……………不正競争19 ⑦
 最判 平7・3・7 民集49・3・944〈磁気治療器事件〉……………特許132 ③
 最決 平7・4・4 刑集49・4・563〈海賊版ビデオ販売事件〉……………著作119 ②
 東京高判 平7・4・13 判時1536・103〈衣装ケース事件〉……………意匠3 ①
 大阪地判 平7・5・30 知的裁27・2・426〈it'sシリーズ事件〉……………不正競争2 ②⑩
 東京高判 平7・9・26 知的裁27・3・682〈タイムカード事件〉……………意匠3 ③
 大阪地判 平7・9・28 知的裁27・3・580〈音羽流事件〉……………不正競争2 ⑤⑩
 東京地判 平7・10・30 判時1560・24〈システムサイエンス事件〉……………著作113 ①、114 ①
 東京高判 平7・11・8 知的裁27・4・778〈多摩市立図書館事件〉……………著作31 ①
 東京地判 平7・12・18 知的裁27・4・787〈ラストメッセージin最終号事件〉……………著作2 ⑤、二章三節五款 ①
 仙台地判 平7・12・22 判時1589・103……………不正競争2 ⑩
 東京地判 平8・2・23 知的裁28・1・54〈やっぱりブスが好き事件〉……………著作20 ④
 東京高判 平8・4・16 知的裁28・2・271〈「目覚め」事件〉……………著作113 ②、115 ①
 大阪地判 平8・4・16 知的裁28・2・300……………不正競争2 ⑨
 千葉地判 平8・4・17 判時1598・142〈「ウォークマン」事件〉……………不正競争2 ④②
 東京高判 平8・7・24 判時1597・129〈泉岳寺事件〉……………不正競争2 ⑥⑦
 神戸地判 平8・11・25 判時1603・115〈リッツ事件〉……………不正競争2 ⑥④
 東京地判 平8・12・25 知的裁28・4・821〈ドラゴン・キーホルダー事件一審〉……………不正競争2 ⑧②
 東京地判 平9・2・21 判時1617・120……………不正競争5 ②
 東京地判 平9・3・7 判時1613・134〈ピアス孔保護具事件〉……………不正競争2 ⑦⑧ ⑧
 最判 平9・3・11 民集51・3・1055〈小僧寿し事件〉……………特許102 ⑧、商標4 ⑧、26 ②、38 ②
 東京地判 平9・4・25 判時1605・136〈スモーキングスタンド等設計図事件〉……………著作2 ②③
 最判 平9・7・1 民集51・6・2299〈BBS [バーバーエス] 並行輸入事件〉……………特許68 ①⑦
 最判 平9・7・17 民集51・6・2714〈ポバイ・ネクタイ事件〉……………著作2 ⑩、51 ①
 東京高判 平9・7・17 知的裁29・3・565〈インターフェロン事件〉……………特許70 ⑤
 東京高判 平9・8・28 判時1625・96〈フジサンケイグループ事件〉……………著作75 ①
 東京地判 平9・12・12 判時1641・115〈足場板用枠事件〉……………意匠38 ①
 東京地判 平10・2・20 知的裁30・1・33〈バーンズ・コレクション展事件〉……………著作32 ④
 最判 平10・2・24 民集52・1・113〈ポールズプライン事件〉……………特許70 ⑧
 東京地判 平10・2・25 判タ973・238〈たまごっち事件〉……………不正競争2 ⑧④
 東京高判 平10・2・26 知的裁30・1・65〈ドラゴン・キーホルダー事件控訴審〉……………不正競争2 ⑧③
 東京地判 平10・3・13 判時1639・115〈高知東急事件〉……………不正競争2 ⑥⑤
 大阪高判 平10・5・22 判タ986・289〈One CUP事件〉……………不正競争2 ⑤②
 東京高判 平10・6・18 知的裁30・2・342〈自走式クレーン事件〉……………意匠3 ②
 東京高判 平10・6・30 知的裁30・2・396〈アフタヌーンティー事件〉……………商標51 ②
 最判 平10・7・17 判時1651・56〈月刊雑誌「諸君!」事件〉……………著作20 ②
 東京高判 平10・8・4 判時1667・131〈俳句の添削事件〉……………著作20 ⑤
 東京地判 平10・8・27 知的裁30・3・478〈カラオケボックスビッグエコー事件〉……………著作22 ③
 最判 平10・9・10 判時1655・160〈チャンネル事件上告審〉……………不正競争2 ⑤⑧
 大阪地判 平10・9・10 知的裁30・3・501〈小熊タオルセット事件〉……………不正競争2 ⑦③
 大阪地判 平10・9・10 判時1656・137……………不正競争2 ⑨⑥
 大阪地判 平10・9・17 知的裁30・3・570〈徐放性ジクロロフェナクナトリウム製剤事件〉……………特許70 ⑩

- 大阪地判 昭60・5・29 無体17・2・281〈症例報告書事件〉……………著作19①
- 大阪地判 昭60・6・28 判タ567・290……………不正競争5①
- 東京高判 昭60・7・30 無体17・2・344〈蛇口接続金具意匠事件〉……………特許123①
- 東京高判 昭60・10・17 無体17・3・462〈藤田嗣治絵画複製事件〉……………著作32②
- 横浜地決 昭60・10・29 判時1176・126〈花喰鳥事件〉……………著作112②
- 東京高判 昭60・11・14 無体17・3・544〈アメリカ語要語集事件〉……………著作12①
- 最判 昭61・1・23 判時1186・131〈GEORGIA事件〉……………商標3③
- 最判 昭61・4・22 判時1207・114〈ユーハイム事件〉……………商標51①
- 最判 昭61・5・30 民集40・4・725〈パロディ事件第二次上告審〉……………著作17①
- 最判 昭61・7・17 民集40・5・961〈第二次箱尺事件〉……………特許29⑥
- 最判 昭61・10・3 民集40・6・1068〈ウォーキングビーム式加熱炉事件〉……………特許79①
- 東京高判 昭61・12・25 無体18・3・579〈紙幣事件〉……………特許32①
- 東京高判 昭62・2・19 無体19・1・30〈当落予想表事件〉……………著作2①
- 神戸地判 昭62・3・25 無体19・1・72〈ホテルチャンネル事件〉……………不正競争2⑥
- 大阪地判 昭62・5・27 無体19・2・174〈「かに道楽」事件〉……………不正競争2④
- 大阪地判 昭62・8・26 無体19・2・268〈BOSS事件〉……………商標2①
- 最判 昭63・3・15 民集42・3・199〈クラブ・キャッツアイ事件〉……………著作22①
- 東京地判 昭63・3・23 判時1284・155〈IBM事件〉……………著作119①
- 東京高判 昭63・3・29 無体20・1・98〈「天一」事件〉……………不正競争2④
- 東京地判 昭63・6・29 無体20・2・260〈チェレザ事件〉……………商標13①
- 最判 昭63・7・19 民集42・6・489〈アースベルト事件〉……………不正競争2⑤、特許65①
- 東京高判 昭63・12・13 判時1311・112……………特許29⑨
- 東京高判 平元・4・27 判時1324・135〈額縁用枠材事件〉……………意匠10の2①
- 東京高判 平元・7・11 判時1325・138〈ミネフード事件〉……………商標53①
- 東京地判 平元・10・6 無体21・3・747〈レオナルド・フジタ展事件〉……………著作47①
- 東京高判 平2・2・13 判時1348・139〈錦鯉飼育法事件〉……………特許2③
- 東京地判 平2・2・28 判時1345・116……………不正競争2⑤
- 最判 平2・7・20 民集44・5・876〈ポパイ・マフラー事件〉……………商標4章2節⑩
- 東京高判 平3・1・29 判時1379・130〈ダイジェスティブ事件〉……………商標3⑤⑧
- 最判 平3・3・8 民集45・3・123〈リパーゼ事件〉……………特許36③
- 最判 平3・3・19 民集45・3・209〈クリップ事件〉……………特許126④
- 最判 平3・4・23 民集45・4・538〈シエトア事件〉……………商標50④
- 東京高判 平3・8・29 知的裁23・2・618……………特許102⑤
- 東京高判 平3・10・1 判時1403・104……………特許29⑦
- 東京高判 平3・12・17 知的裁23・3・808〈木目化粧紙事件〉……………著作2②
- 東京高判 平3・12・19 知的裁23・3・823〈法政大学懸賞論文事件〉……………著作20⑨
- 最判 平4・4・28 民集46・4・245〈高速旋回式バルル研磨法事件〉……………特許181①
- 大阪地判 平4・4・30 知的裁24・1・292〈丸棒矯正機事件〉……………著作2④
- 東京地判 平4・5・27 知的裁24・2・412〈Nintendo事件〉……………商標4章2節⑦
- 大阪地判 平4・8・27 知的裁24・2・495〈静かな焙事件〉……………著作2④
- 最判 平4・9・22 判時1437・139〈大森林事件〉……………商標4⑦
- 東京地判 平5・2・24 判時1455・143〈ワールドファイナンス事件〉……………不正競争2⑥
- 大阪地判 平5・3・23 判時1464・139〈TBS事件〉……………著作41①
- 最判 平5・3・30 判時1461・3〈智恵子抄事件〉……………著作2③、12③
- 最判 平5・3・30 判時1461・150……………特許39①
- 東京高判 平5・7・22 知的裁25・2・296〈ゼルダ事件〉……………商標32①
- 東京地判 平5・8・30 知的裁25・2・380〈THE WALL STREET JOURNAL事件〉……………著作12④、27③
- 3 東京高判 平5・9・9 判時1477・27〈三沢市勢映画製作事件〉……………著作29①
- 最判 平5・9・10 民集47・7・5009〈SEIKO EYE事件〉……………商標4⑨

- 東京地判 昭53・6・21 無体10・1・287 (日照権事件) …………… 著作2 ②
- 東京高判 昭53・7・26 無体10・2・369 (ターンテーブル事件) …………… 意匠2 ①
- 最判 昭53・9・7 民集32・6・1145 (ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件) …………… 著作21 ①
- 富山地判 昭53・9・22 無体10・2・454 (富山住宅地図事件) …………… 著作2 ②③⑧
- 東京高判 昭53・10・25 無体10・2・478 (マクドナルド事件) …………… 不正競争2 ④⑨
- 最判 昭54・4・10 判時927・233 (ワイキキ事件) …………… 商標3 ②
- 神戸地姫路支判 昭54・7・9 無体11・2・371 (仏壇彫刻事件) …………… 著作2 ②⑤
- 最判 昭55・1・24 民集34・1・80 (食品包装容器事件) …………… 新案47 ①
- 東京地判 昭55・3・10 無体12・1・47 (タイポス事件) …………… 不正競争2 ②③
- 東京高判 昭55・3・25 無体12・1・108 (カップヌードル事件) …………… 意匠2 ②
- 東京地決 昭55・3・26 判時968・27 (テレビニュース録画事件) …………… 著作42 ①
- 最判 昭55・3・28 民集34・3・244 (パロディ事件第一次上告審) …………… 著作20 ①, 32 ①
- 最判 昭55・5・1 民集34・3・431 (耕耘機トレーラー事件) …………… 特許126 ②
- 大阪高判 昭55・6・26 無体12・1・266 (英訳 平家物語事件) …………… 著作2 ④①
- 最判 昭55・7・4 民集34・4・570 (一眼レフカメラ事件) …………… 特許29 ⑤
- 大阪地判 昭56・1・30 無体13・1・22 (ロンシャン図柄事件) …………… 不正競争2 ①⑤
- 札幌高決 昭56・1・31 無体13・1・36 (バター飴缶事件) …………… 不正競争3 ④
- 東京高判 昭56・2・25 無体13・1・134 (香りのタイプ事件) …………… 不正競争2 ⑤⑥
- 東京地判 昭56・2・25 無体13・1・139 (交換レンズ事件) …………… 特許101 ①
- 最判 昭56・3・13 判時1001・41 …………… 特許44 ①
- 大阪地決 昭56・3・30 判時1028・83 …………… 不正競争2 ④
- 東京地判 昭56・4・20 無体13・1・432 (アメリカTシャツ事件) …………… 著作2 ②⑥
- 最判 昭56・6・30 民集35・4・848 …………… 特許70 ①⑤
- 大阪高判 昭56・7・28 無体13・2・560 …………… 不正競争2 ③④
- 大阪高決 昭56・9・28 無体13・2・630 (薬品保管庫事件) …………… 意匠3 ④
- 最判 昭56・10・13 民集35・7・1129 …………… 不正競争3 ②
- 大阪地判 昭57・2・26 無体14・1・58 (ウスキー事件) …………… 不正競争2 ⑤⑨
- 東京地判 昭57・3・8 無体14・1・97 (将門記事事件) …………… 著作2 ③⑥
- 東京地判 昭57・6・16 無体14・2・418 (山形屋海苔店事件) …………… 商標26 ①
- 東京地判 昭57・9・27 無体14・3・593 …………… 不正競争2 ①⑥
- 東京地判 昭57・10・18 判タ499・178 …………… 不正競争2 ①⑦
- 東京高判 昭57・10・28 無体14・3・759 (ヨドバシボールノ事件) …………… 不正競争2 ⑥⑩
- 最判 昭57・11・12 民集36・11・2233 (月の友事件) …………… 商標4 ②
- 最判 昭58・2・17 判時1082・125 (盛光事件) …………… 商標47 ①
- 東京高判 昭58・6・16 無体15・2・501 (DCC事件) …………… 商標4 ⑤
- 最判 昭58・10・7 民集37・8・1082 …………… 不正競争2 ④⑥⑤⑤
- 東京高判 昭58・11・15 無体15・3・720 …………… 不正競争2 ①①
- 横浜地判 昭58・12・9 無体15・3・802 (「勝烈庵」事件) …………… 不正競争2 ④④④④
- 大阪地判 昭58・12・23 無体15・3・894 …………… 不正競争2 ①④
- 東京地判 昭59・1・18 判時1101・109 (ポルノランドディズニー事件) …………… 不正競争2 ⑥①
- 最判 昭59・1・20 民集38・1・1 (顔真卿自書建中告身帖事件) …………… 著作二章三節三款 ①
- 東京地八王子支判 昭59・2・10 無体16・1・78 (ゲートボール規則書事件) …………… 著作2 ③
- 最判 昭59・3・13 判時1119・135 …………… 特許157 ①
- 最判 昭59・4・24 民集38・6・653 (耕耘機トレーラー事件) …………… 特許126 ③
- 最判 昭59・5・29 民集38・7・920 (フットボール事件) …………… 不正競争2 ①④⑦⑤④, 3 ①
- 東京地判 昭59・6・15 刑月16・5=6・459 (新薬産業スパイ事件) …………… 不正競争2 ①⑧
- 東京地判 昭59・9・28 無体16・3・676 (パックマン事件) …………… 著作2 ④④
- 最判 昭59・10・23 民集38・10・1145 (THE UNION READERS事件) …………… 商標8 ①
- 大阪地判 昭59・12・20 無体16・3・803 (ヘアブラシ意匠事件) …………… 特許78 ③, 98 ①

判例索引

本書収録の全ての判例を年月日順に掲げ、掲載箇所を法令名略語、条数、判例番号で示した。

同一法令の条数は（ ）で、異なる法令の間では（ ）で区切った。

- 東京高判 昭26・7・31 行裁2・8・1273（カット事件）……………新案3①
 最判 昭28・4・30 民集7・4・461（欧文字単一電報隠語作成方法事件）……………特許2①
 東京地判 昭28・10・20 下民4・10・1503（赤木屋プレイガイド事件）……………不正競争19①
 静岡地浜松支判 昭29・9・16 下民5・9・1531（山葉楽器事件）……………不正競争19④
 東京地判 昭30・3・16 下民6・3・479……………特許29②
 東京高判 昭31・12・25 行裁7・12・3157（電柱広告方法事件）……………特許2②
 最決 昭34・5・20 刑集13・5・755……………不正競争2③③
 最大判 昭35・4・6 刑集14・5・525……………不正競争21①②
 最判 昭36・6・27 民集15・6・1730（橘正宗事件）……………商標4⑩
 東京地判 昭36・10・25 下民12・10・2583（昆虫挿絵事件）……………著作2⑬
 大阪高判 昭38・2・28 判時335・43（松前屋事件）……………不正競争2④③
 最判 昭39・8・4 民集18・7・1319（液体燃料燃焼装置事件）……………特許70①
 最判 昭40・6・4 判時414・29（ライナーピャー事件）……………不正競争2⑩⑩
 最判 昭42・4・11 民集21・3・598……………不正競争3③
 大阪地判 昭42・8・21 判時496・62（キャバレーゴールデンミカド事件）……………著作112①
 最判 昭43・2・27 民集22・2・399（永山印事件）……………商標4⑥
 最判 昭43・4・18 民集22・4・936……………特許71①
 最判 昭43・12・13 民集22・13・2972（石灰窒素の製造炉事件）……………特許35②
 最判 昭44・1・28 民集23・1・54（原子力エネルギー発生装置事件）……………特許2⑤
 東京地判 昭44・3・19 判時559・60……………不正競争19⑥
 最判 昭44・10・17 民集23・10・1777（地球儀型トランジスタラジオ事件）……………特許79②
 奈良地判 昭45・10・23 下民21・9=10・1369（フォセコ事件）……………不正競争2⑩⑩
 東京高判 昭45・12・26 判タ260・338（組立て式押入タンス事件）……………不正競争2⑨
 大阪地判 昭46・2・26 無体3・1・62（新阪急ホテル事件）……………不正競争2④⑧
 最決 昭46・7・20 刑集25・5・739（ハイ・ミー事件）……………商標4章2節⑧
 福岡地飯塚支判 昭46・9・17 無体3・2・317（巨峰事件）……………商標4章2節①
 大阪地判 昭46・12・22 無体3・2・414（学習机事件）……………意匠26①
 東京地判 昭47・10・11 無体4・2・538（民青の告白事件）……………著作10①
 最判 昭47・12・14 民集26・10・1888（フェノチアジン誘導体製法事件）……………特許126①
 長崎地佐世保支決 昭48・2・7 無体5・1・18（博多人形事件）……………著作2②④
 東京地判 昭48・3・9 無体5・1・42……………不正競争2③③
 最判 昭48・4・20 民集27・3・580……………特許78①
 最判 昭49・3・19 民集28・2・308（可撓伸縮ホース事件）……………意匠3⑦
 東京高判 昭49・6・18 無体6・1・170……………特許29④
 大阪地判 昭51・2・24 無体8・1・102（ポバイ・アンダーシャツ事件）……………商標4章2節③
 最大判 昭51・3・10 民集30・2・79（メリヤス編機事件）……………特許178①
 東京地判 昭51・3・31 判タ344・291（「勝烈庵」事件）……………不正競争2③⑨
 最判 昭51・4・30 判タ360・148……………特許29⑭④
 最判 昭52・2・14 判時841・26……………特許25①
 東京地判 昭52・3・30 著研9・233（たいやき君事件）……………著作2③⑤
 東京地判 昭52・7・22 無体9・2・534（舞台装置設計図事件）……………著作30①
 I 最判 昭52・10・13 民集31・6・805（薬物製品事件）……………特許2④
 東京地判 昭52・12・23 無体9・2・769……………不正競争2⑩⑩

複製権……………著作21. 96. 98. 100の2
 付随対象著作物……………著作30の2
 不正競争……………不正競争2①
 プログラム……………不正競争2①[十][十一]. 2⑧,
 著作2①[十の二]. 10①[九]. 10③. 15②
 —の著作物についての権利侵害
 …著作2①[七の二]. 20②[三]. 23. 47の3. 113②
 —の著作物の登録……………著作76の2. 78の2,
 プログラム登3
 プログラム等……………特許2③[一]. 2④
 文書提出命令……………特許105, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争7, 著作114の3
 編集著作物……………著作12
 防護標章……………商標64～68
 放送……………著作2①[八]. 9. 98～100
 放送権……………著作92. 100の3
 法定通常実施権……………特許79の2, 新案26, 意匠29の3
 冒認特許権の取戻請求……………特許74
 補償金支払請求権……………特許65
 補正…特許17～17の4. 53, 新案2の2. 6の2. 14の3,
 意匠9の2. 17の2. 60の3, 商標9の4. 16の2. 68の40
 翻案権……………著作27
 翻訳権……………著作27

ま 行

マドリッド協定の議定書に基づく特例
 ………………商標68の2～68の39
 みなし侵害……………特許101, 新案28, 意匠38, 商標37,
 著作113
 無効審判……………特許123～125. 164の2, 新案37,
 意匠48. 49, 商標46～47
 名誉回復等の措置……………著作115
 模倣……………不正競争2⑤

や 行

優先権……………特許41. 43. 43の2, 新案8, 商標9の2. 9の3,
 種苗11, パリ約4
 有線放送……………著作2①[九の二][九の三]. 9の2.
 100の2～100の4
 有線放送権……………著作92. 99

ら 行

立体商標……………商標5②
 レコード…著作2①[五]～[七]. 8. 96～97の3. 113⑤
 録音権……………著作91
 録画権……………著作91

商標登録
 ——の取消しの審判……………商標50～55
 ——の要件……………商標3, 4
 商標登録出願……………商標5
 商品形態模倣……………不正競争2①[三]
 商品等表示……………不正競争2①[一][二]
 商品の形態……………不正競争2④
 職務著作……………著作15
 職務発明……………特許35
 ——の相当の対価……………特許35③～⑤
 書類提出命令……………特許105, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争7, 著作114の3
 審 決
 ——の確定範囲……………特許167の2
 特許審判の——……………特許157, 160, 167
 審決等取消訴訟……………特許178～182の2, 新案47～48の2,
 意匠59, 商標63
 審決予告……………特許164
 審 判……………特許121～170, 新案37～41, 意匠46～52,
 商標44～56の2
 信用回復の措置……………特許106, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争14
 先 願……………特許39, 新案7, 意匠9, 商標8, 種苗9
 先使用権……………特許79, 新案26, 意匠29, 商標32, 32の2
 専属管轄……………特許178①, 新案47, 意匠59, 商標63①
 専用実施権……………特許77, 新案18, 意匠27
 専用使用権……………商標30
 専用利用権……………種苗25
 送信可能化権……………著作92の2, 96の2, 99の2, 100の4
 損害額の推定等……………特許102, 新案29, 意匠39, 商標38,
 不正競争5, 著作114
 損害額の認定……………特許105の3, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争9, 著作114の5

た 行

貸与権……………著作26の3, 95の3, 97の3
 団体商標……………商標7
 地域団体商標……………商標7の2
 知的財産……………知財基2①
 知的財産権……………知財基2②
 著作権……………著作21～28
 ——の保護期間……………著作51～58
 著作人人格権……………著作18～20, 50, 59, 60, 113⑥, 115,
 116
 著作人人格権……………著作102
 著作物……………著作2①[一], 6, 10～13
 著作隣接権……………著作89～104
 著名表示……………不正競争2②[二]
 通常実施権……………特許35①, 78～83, 92, 93, 176,

新案4の2②, 19～23, 意匠28～34
 ——の対抗力……………特許99
 通常使用権……………商標31
 通常利用権……………種苗26～27
 訂正審判……………特許126～128, 165, 166
 訂正の請求……………特許134の2, 134の3
 データベース……………著作2①[十の三], 12の2
 電子計算機……………著作2①[十の二]
 展示権……………著作25
 伝達権……………著作100, 100の5
 同一性保持権……………著作20, 90の3
 登録異議の申立て……………商標43の2
 登録商標……………商標2②
 ——の範囲……………商標27
 登録料……………新案31～36, 意匠42～45, 商標40～43
 特許協力条約に基づく国際出願
 ………………特許184の3～184の20, 新案48の3～48の16
 特許権……………特許66
 ——に基づく差止請求権……………特許100
 ——に基づく損害賠償請求……………特許102
 ——の効力……………特許68, 69
 ——の存続期間……………特許67①
 ——の放棄……………特許97
 特許原簿……………特許27
 特許公報……………特許193
 特許出願……………特許36～39
 特許出願実用新案登録に基づく——……………特許46の2
 特許審判……………特許121～170
 特許訴訟……………特許178～184の2
 特許の要件……………特許29～32
 特許料……………特許107～112
 特許を受ける権利……………特許33, 34
 ドメイン名……………不正競争2①[十二], 2②

な 行

二次的著作物……………著作11
 ——に関する原著作者の権利……………著作28

は 行

発 明……………特許1, 2①
 判 定……………特許71
 半導体集積回路……………半導体2
 頒布権……………著作2①[十九], 26
 秘密意匠……………意匠14
 秘密保持命令……………特許105の4～105の6, 新案30,
 意匠41, 商標39, 不正競争10～12, 著作114の6～114
 の8
 品種登録……………種苗3
 複 製……………著作2①[十五]

事項索引

引用条文の範囲は本書収録法令とし、掲載箇所を法令名略語、条号で示した。

同一法令の条数は（．）で、異なる法令条号の間は（，）で区切った。

あ 行

育成者権……………種苗19
 意匠……………意匠2①
 意匠権……………意匠20. 24. 38
 —の効力……………意匠23
 —の存続期間……………意匠21
 意匠公報……………意匠66
 意匠審判……………意匠46～52
 意匠登録の要件……………意匠3～5
 映画……………著作2③. 16. 26. 29. 38. 54. 91②
 —の盗撮……………盗撮防止2
 営業秘密…特許105の7, 不正競争2①[四]～[九]. 2⑥
 —の秘匿決定……………不正競争23
 演奏権……………著作22

か 行

回路配置利用権……………半導体3. 10～21
 仮専用実施権……………特許34の2. 34の4
 仮通常実施権……………特許34の3, 新案4の2, 意匠5の2
 —の対抗力……………特許34の5
 関連意匠……………意匠10. 22
 技術的制限手段……………不正競争2①[十][十一]. 2⑦
 技術的保護手段……………著作2①[二十]. 30①[二].
 120の2[一][二]
 共有
 著作権の—……………著作65
 特許権の—……………特許73
 拒絶査定不服審判……………特許121. 158～164, 意匠46,
 商標44
 拒絶の査定……………特許49, 意匠17, 商標15
 組物……………意匠8
 原状回復……………特許106, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争14, 著作115
 権利管理情報…著作2①[二十一]. 113③. 120の2[三]
 権利行使の制限（特許権者等の）……………特許104の3,
 新案30, 意匠41, 商標39
 考案……………新案2①
 公開裁判の停止……………特許105の7, 新案30, 不正競争13
 公開出願……………特許64～65
 公衆送信……………著作2①[七の二]
 公衆送信権……………著作23
 口述権……………著作24

公表権……………著作18
 国際出願……………国際出願2, 特許協力約3,
 マドリッド議定書3
 国際登録出願……………商標68の2

さ 行

再審……………特許171～176, 新案42～45, 意匠53～58,
 商標57～62
 裁定……………特許83～93, 意匠33, 著作67～70
 裁判の公開……………特許105の7, 新案30, 不正競争13
 再放送権……………著作99
 再有線放送権……………著作100の3
 差止請求権……………特許100, 新案27, 意匠37, 商標36,
 不正競争3, 著作112
 質権……………特許95, 新案25, 意匠35, 商標34, 著作66①
 実演……………著作7
 実演家人格権……………著作90の2. 90の3. 101の2. 101の3.
 102の2. 115. 116
 実用新案技術評価……………新案12. 13
 実用新案権……………新案14. 26
 —の効力……………新案16
 —の存続期間……………新案15
 実用新案原簿……………新案49
 実用新案審判……………新案37～41
 実用新案登録の要件……………新案3～4
 指定種苗……………種苗58
 私的録音録画補償金……………著作104の2～104の10
 自動複製機器……………著作30①[一]. 附5の2
 氏名表示権……………著作19. 90の2
 周知表示……………不正競争2①[一]
 出願公開……………商標12の2
 出願の分割……………特許44, 意匠10の2, 商標10
 出願の変更……………特許46, 新案10, 意匠13, 商標11
 出版権……………著作79～88
 上映権……………著作22の2
 上演権……………著作22
 譲渡権……………著作26の2. 95の2. 97の2. 113の2
 商標……………商標2①
 商標権……………商標18. 37
 —の効力……………商標25
 —の存続期間……………商標19
 商標原簿……………商標71
 商標公報……………商標75

編者紹介

おおぶち てつ や
大 渕 哲也

東京大学大学院法学政治学研究科教授

編集協力者紹介

ひらしま りゅうた
平 嶋 竜太

筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授



知的財産法判例六法

Statutes and Precedents of Intellectual Property Laws

平成 25 年 3 月 8 日 初版第 1 刷発行

編 者 大 渕 哲 也

発 行 者 江 草 貞 治

発 行 所 株 式 会 社 有 斐 閣

[101-0051] 東京都千代田区神田神保町 2-17

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

電話 六法編集部 (03)3264-1317

営 業 部 (03)3265-6811

印 刷 所 共 同 印 刷 株 式 会 社

製 本 所 共 同 印 刷 株 式 会 社

© 2013, Tetsuya Obuchi. Printed in Japan

乱丁本・落丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-00109-1

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。

平成二三年には特許法等の半世紀に一度ともいわれるような大改正（通常実施権等の登録対抗制度の見直し、冒認出願等に関する救済措置の整備、再審の訴え等における主張の制限、審決の確定の範囲等に係る規定の整備等）が行われ、また、平成二四年には著作権法の大きな改正（「権利制限の一般規定」（日本版フェアユース）ともいわれる、いわゆる「映り込み」等に係る規定の整備、技術的保護手段に係る規定の整備等）も行われ、知的財産法制度は大きな変革期を迎えている。

知的財産法については、実務上も学習上も、まず法文の構造と内容を正確に理解することが重要である。そして、近年においては、法令の内容を理解するためには、裁判所が具体的事案のなかで法令を解釈適用した結果である判例の理解が欠かせないものとなっている。

有斐閣では、総合法令集として六法全書及びポケット六法を刊行しているが、これらは単純な法令集ではなく、参照条文など法令の内容や構造を体系的に理解させるための工夫が施され、それにより確固たる地位を築いている。また、平成元年より判例付きの判例六法を刊行し、条文と判例の一体的理解に役立つものとして圧倒的な支持を得てきた。このように、法令集に対するニーズも、法令を体系的に整序し、製本して提供するにとどまらず、法令に関連する周辺の情報を併せて取り込むことにより、法令の内容を有機的効率的かつわかりやすく理解することができるものに重点が移っていると思われる。

そこで、近年の知的財産法の社会的なニーズが高まるなかで、六法の編集で培われてきた様々なノウハウを生かし、知的財産法に特化した判例付きの法令集を作るというのが本書の趣旨である。

はしがき

本書では、工業所有権法（産業財産権法）四法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）、不正競争防止法、著作権法を中心とし、実務上学習上参照頻度の高い法令を中心に収録した。

上記基本六法令については、以下のような工夫を行った。

第一に、判例を該当する条文に添付する形で付加した。判例付き六法として、条文に関連判例を添付させる類書は存在するが、知的財産法の法令集としては初めての試みである。

第二に、参照条文を付した。さらに、特許法において、他の産業財産権法との対照関係を示す参照条文を別建てとして設け、四法等対照で理解する学習・実務ニーズに応じられるものとした。

第三に、最新改正の箇所を明示し、重要な旧規定を併記した。

第四に、準用読替条文の読替を織り込んだ結果の内容を示した。

第五に、条文中で他の条文を準用・引用する場合にその条文の内容を簡潔に注記した。

本書の編集に当たっては、判例六法における編集協力者である平嶋竜太筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授にご協力いただいた。記してお礼申し上げます。

二〇一三年一月

大淵哲也

目次

◇ 産業財産権法

○ 知的財産基本法（平成一四法一二二）	9
● 特許法（昭和三四法一二一）	13
○ 特許法施行令（昭和三五政一六）	100
○ 特許法施行規則（昭和三五通産一〇）（抄）	103
○ 特許登録令（昭和三五政三九）	125
○ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律 （昭和五三法三〇）	132
● 実用新案法（昭和三四法一二三）	136
○ 実用新案法施行令（昭和三五政一七）	165
○ 実用新案法施行規則（昭和三五通産一一）（抜粋）	167
○ 実用新案登録令（昭和三五政四〇）	168
● 意匠法（昭和三四法一二五）	170
○ 意匠法施行令（昭和三五政一八）	195
○ 意匠法施行規則（昭和三五通産一二）（抜粋）	195
○ 意匠登録令（昭和三五政四一）	196

目次

● 商標法（昭和三四法一二七）	198
○ 商標法施行令（昭和三五政一九）	250
○ 商標法施行規則（昭和三五通産一三）（抜粋）	252
○ 商標登録令（昭和三五政四二）	254
○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 （平成二法三〇）（抄）	257
○ 弁理士法（平成一二法四九）（抄）	262
○ 種苗法（平成一〇法八三）	272
○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律 （昭和六〇法四三）（抄）	283
◇ 不正競争防止法	
● 不正競争防止法（平成五法四七）	288
○ 不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事 件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則 （平成二三最高裁規四）	310
◇ 著作権法	
● 著作権法（昭和四五法四八）	313
○ 著作権法施行令（昭和四五政三三五）（抄）	388

○映画の盗撮の防止に関する法律（平成一九法六五）	399
○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六二法六五）（抄）	400
○著作権等管理事業法（平成一二法一三二）（抄）	400
◆条 約	
○工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（昭和五〇条二）（抄）	404
○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（昭和五三条一三）（抄）	410
○知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C）（平成六条一五）（抄）	422
○標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（平成一一条一八）（抄）	434
○文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（昭和五〇条四）（抄）	439

判例索引	457
事項索引	460
略称解	462

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

●特許法

(昭和三四・四・一三)
法 一一二

施行 昭和三五・四・一

改正 昭和三七法一四〇・法一六一、昭和三九法一四八、昭和四〇法八一、昭和四一法九八・法一一一、昭和四五法九一、昭和四六法四二・法九六、昭和四八法一〇〇、昭和五〇法四六、昭和五三法二七・法三〇〇、昭和五六法四五、昭和五七法八三、昭和五八法七八、昭和五九法二三・法四四、昭和六〇法四一、昭和六二法二七、昭和六三法九一、平成二法三〇〇、平成五法二六・法八九、平成六法一一六、平成七法九一、平成八法六八・法二〇〇、平成一〇法五一、平成一一法四一、法四三・法一五一・法一六〇・法二二〇、平成一三法九六、平成一四法三四・法一〇〇〇、平成一五法四七・法六一・法一〇八、平成一六法七六・法七九・法八四・法二二〇・法一四七、平成一七法七五・法一〇二、平成一八法五五・法一〇九、平成二〇法一六、平成二二法六三、平成二四法三〇

目次

第一章 総則(一条―二八条)

第二章 特許及び特許出願(二九条―四六条の二)

第三章 審査(四七条―六三条)

第三章の二 出願公開(六四条―六五条)

第四章 特許権

第一節 特許権(六六条―七六条・◆[実施権]・七七条―九九条)

第二節 権利侵害(◆[I] 国際裁判管轄・◆[II] 外国特許権に係る準拠法・◆[III] 特許侵害物品の水際規制・一〇〇条―一〇六条)

第三節 特許料(一〇七条―一一二条の三)

第五章 削除(一二三条―一二〇条)

第六章 審判(一二一条―一七〇条)

第七章 再審(一二七条―一七七条)

第八章 訴訟(二七八条―一八七条の二)

第九章 特許協力量約に基づく国際出願に係る特例(一八四条の三―一八四条の二〇)

第十章 雑則(一八五条―一九五条の四)

特許法(一条―二条) 第一章 総則

第十一章 罰則(一九六条―二〇四条)

第一章 総則

第一条 (目的)

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

▽[対応規定]→新案一、意匠一、商標一、不正競争一、著作一

(定義)

第二条① この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

② この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

③ この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
一 物(プログラム等を含む。以下同じ)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ)をすする行為

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をすする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をすする行為

④ この法律で「プログラム等」とは、プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ)その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

▼[実施]→TRIPS協定二八、六八、六八の二(排他的権利の内容)・六五①、一八四の二①(補償金請求権)・TRIPS協定二八、二七、七八(実施許諾)・七九、一七六(先使用による実施権)・三五①、八〇―八三、九二、九三(他の法定実施権)・六九①(試験研究のための実施)・四八の六(優先審査)・一二三(物についての対照規定)・民八五(有体物、不正競争)⑩(プログラムを含む)〔物についての対照規定〕・新案二・七②、意匠三七②(プログラム等を含む) ④(プログラム等)についての対照規定→新案二・七②、意匠三七②(プログラム)についての対照規定→不正競争二

⑧(プログラム)についての対照規定→著作二①十の二

▽[対応規定]→新案二、意匠二、商標二

特許

① 発明

特許に値すべき発明の本体は自然法則の利用によって一定の文化目的を達するに適する技術的考案ということにあり、何ら装置を用いず、また、自然力を利用した手段を施していない発明については、特許に値する工業的発明であるとはいえない。(旧法事件)【最判昭28・4・30民集七・四・四六一(欧文字単一電報機語作成方法事件)特許百選(三版)一】

② 電柱及び広告板を数個の組として電柱に付した拘止具によって、一定期間ずつ移動順回して掲示させることによって広告効果を高めようとする電柱広告方法なる特許出願について、広告板の移動順回には少しも自然力を利用するものではなく、工業的発明を構成するものということができない。(旧法事件)(東京高判昭31・12・25行裁七・二二・三二五七(電柱広告方法事件)特許百選(三版)二)

③ 特定の飼料を給餌することによって、斑文あるいは色調の色揚げ効果高めることを特徴とした錦鯉及び金魚の飼育方法なる発明の特許について、単なる自然法則の「発見」を超えて、自然法則を利用した技術的思想の創作といふ得る要素が含まれており、産業上利用できるものであるから、単なる「発見」に対してなされたものではない。(東京高判平2・2・13判時一三四八・一三九(錦鯉飼育法事件)特許百選(四版)四)

④ 本条一項における「発明」という技術的思想の技術内容としては、当該技術分野における通常の知識を有する者が反復実施して目的とする技術効果を上げることができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成されていないけれどもならないものであって、その程度にまで構成されていないものは発明として未完成のものであって、本条一項における「発明」とはいえない。(最判昭52・10・13民集三・六・八〇五(薬物製品事件)特許百選(四版)六)

⑤ 原子核分裂現象を利用するエネルギー発生装置を得ることを目的とする発明については、少なくとも定常的かつ安全にそのエネルギーを取り出せるよう作動するまでに技術的に完成したものでなければならぬものであり、発明の技術内容は、その技術分野における通常の知識・経験を持つ者であれば何人でもこれを反復実施してその目的とする技術効果を上げることができる程度にまで具体化され、客観化されていなければならないのであって、その技術内容がこの程度に構成されていないものは、発明としては未完成である。(旧法事件)【最判昭44・1・28民集三・一・五四(原子力エネルギー発生装置事件)特許百選(四版)五】

⑥ 本条一項にいう「自然法則を利用した」発明とは、当業者がそれを反復実施することにより同一結果を得られること、すなわち、反復可能性のあることが必要であるが、この反復可能性とは、「桃の新品種黄桃の育種増殖法」

という「植物の新品種を育種し増殖する方法」に係る発明の育種過程に關しては、その特性にかんがみ、科学的にその植物を再現することが当業者において可能であれば足り、その確率が高いことを要しない。(最判平12・2・29民集五四・二・七〇九(倉方黄桃事件)特許百選(四版)七)

⑦ 回路の特性を表す非線形連立方程式についての「連立方程式解法」なる発明について、数学的課題の解析方法自体や数学的な計算手順を示したにすぎないものは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するものでなく、特許を受けることができないと判断した事例(東京高判平16・12・21判時一八九・一三九(回路シミュレーション方法事件)特許百選(四版)一)

⑧ 特許請求の範囲に何らかの技術的手段が提示されているとしても、記載内容を全体として考察した結果、発明の本質が、精神活動それ自体に向けられている場合は、本条一項に規定する「発明」に該当しないもの、人の精神活動による行為が含まれている、又は精神活動に關連する場合であっても、発明の本質が、人の精神活動を支援する、又はこれに置き換わる技術的手段を提供するものである場合は、「発明」に当たらないとしてこれを特許の対象から排除すべきではないとして、「双方向歯科治療ネットワーク」なる発明みると、コンピュータに基づいて機能する、歯科治療を支援するための技術的手段を提供するものと理解できることから、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に当たる。(知財高判平20・6・24判時二〇二六・一三三(双方向歯科治療ネットワーク事件)特許百選(四版)二)

⑨ 技術的思想の創作が、その構成中に、人の精神活動、意思決定又は行動態様を含んでいたり、人の精神活動等と密接な関連性があったりする場合において、そのことのみを理由として、本条一項所定の「発明」であることを否定すべきではなく、特許請求の範囲の記載全体を考察し、かつ、明細書等の記載を参酌して、自然法則の利用されている技術的思想の創作が、課題解決の主要な手段として示されていると解される場合には、同項所定の「発明」に該当する。(知財高判平20・8・26判時二〇四一・一二四(対訳辞書事件)特許百選(四版)三)

⑩ 「使用」とは、発明の目的を達するような方法で当該発明に係る物を用いることをいう。(大阪地判平18・7・20判時一九六八・一六四(台車固定装置事件)一六八条)

第三條 (期間の計算)

第三条① この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、

次の規定による。

一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、曆に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

② 特許出願、請求その他特許に関する手続（以下単に「手続」という。）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、一月二十九日から翌年の一月三日までの日）に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

▼①「二」同旨規定→民一四〇 ②「二」同旨規定→民一四三
▼準用規定→新案二の五①、意匠六八①、商標七七①

（期間の延長等〔法定期間の延長〕）

第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第四十六条の二第二項第三号（実用新案登録に基づく特許出願ができる期間）、第百八条第一項（特許料の納付期限）、第百二十一条第一項（拒絶査定不服審判の請求期間）又は第百七十三条第一項（再審の請求期間）に規定する期間を延長することができる。

▼①分割出願の期間延長→四四⑤⑥ ⑥類似規定→一七八⑤
▼準用規定→新案一四の二⑤、三九の二④、四五②、五四の二⑤、意匠六八①、商標七七①

【前七—指定期間の延長、指定期日の変更】

第五条① 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続すべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

② 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

▼「審判長→一三八（審査官）→四七 ①類似規定→民訴九六① ②対照規定→民訴九三③④」「請求による期日変更の事由→特許則四の二③④」
▼準用規定→新案二の五①、意匠六八①、商標七七①

（法人でない社団等の手続をする能力）

第六条① 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めが

あるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一 出願審査の請求をすること。

二 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。
第百七十一条第一項（再審の請求）の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。
② 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることができない。

▼①「同旨規定→行審一〇、民訴二九」「法人→民三三 ①「二」出願審査の請求→四八の二」
▼「対照規定→新案二の四」「準用規定→意匠六八②、商標七七②」

（未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）

第七条① 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

② 被保佐人が手続するには、保佐人の同意を得なければならない。

③ 法定代理人が手続するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

④ 被保佐人又は法定代理人が、相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

▼「手続→③」「本条違反の効果→一七③」「手続補正命令→一八①（手続却下）」「追認→一六」「同旨規定→民訴三一」「未成年者→民四〇、七五三」「成年被後見人→民七八（法定代理人）→民八八、八三〇（未成年者）、民八三〇（成年被後見人）」「但」民五〇但③、六①、七五三」「同旨規定→民三三①」「被保佐人→民一一、一二」「保佐人→民八七六の二 ⑤」「後見監督人→民八四八―八五二 ④」「同旨規定→民訴三二①」「審判→二三、一一五の二（再審）→一七」
▼準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（在外者の特許管理人）

第八条① 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。

② 特許管理人は、一切の手續及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

▼⁺本条の特例→一八四の一（在外者に関する送達→一九二（在外者に関する管轄）→一五（在外者に関する期間制限の特例→一二の二①、一二の二②、一七三②）【条約の規定→パリ約三③】）【⁺手続→三②（住所→民三）（居所→民三三）（営業所→パリ約三）【政令で定める場合→特許令（日本に滞在しているとき）】

（代理権の範囲）

第九条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手續をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項（特許出願等に基づく優先権主張）の優先権の主張若しくはその取下げ、第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。

▼⁺一般規定→民一〇三【類似規定→民訴五五②】【代理権の証明→特許則四の三】【⁺手続→三②（本条違反の効果→一七③）（⁺手続補正命令→一八①）（⁺手続却下）（追認→一六②）（⁺営業所→パリ約三）（復代理人→民一〇四、一〇七）

第一〇条 削除

（代理権の不消滅）

第一条 手續をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。

▼⁺一般規定→民二一【類似規定→民訴五八①】【⁺手続→三②】

（代理人の個別代理）

第二条 手續をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。

▼⁺類似規定→民訴五六【⁺手続→三②】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（代理人の改任等）

第一三条① 特許庁長官又は審判長は、手續をする者がその手續をするに適當でないと認めるときは、代理人により手續をすべきことを命ずることができ。

② 特許庁長官又は審判長は、手續をする者の代理人がその手續をするに適當でないと認めるときは、その改任を命ずることができ。

③ 特許庁長官又は審判長は、前二項の場合において、弁理士を代理人とすべきことを命ずることができ。

④ 特許庁長官又は審判長は、第一項又は第二項の規定による命令をした後に第一項の手續をする者又は第二項の代理人が特許庁に対してした手續を却下することができ。

▼⁺類似規定→民訴一五五【⁺手続→三②】⑤【弁理士→弁理士四】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（複数当事者の相互代表）

第一条 二人以上が共同して手續をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項（特許出願等に基づく優先権主張）の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手續については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

▼⁺類似規定→民訴四〇【⁺対比規定→三八（共同出願）→一三二（共同審判）【⁺手続→三②】②】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（在外者の裁判籍）

第一条 在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許管理人があるときはその住所又は居所をもつて、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもつて民事訴訟法（平成八年法律第九号）第五条第四号（日本国内に住所がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴えの管轄）の財産の所在地とみなす。

▼⁺在外者・特許管理人→八【住所→民三二】（居所→民三三）

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（手續をする能力がない場合の追認）

第一六条① 未成年者（独立して法律行為をすることができる者を除く。）又は成年被後見人がした手続は、法定代理人（本人が手続をする能力を取得したときは、本人）が追認することができる。

② 代理権がない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人が追認することができる。

③ 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、被保佐人が保佐人の同意を得て追認することができる。

④ 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

▼¹「手続」三② ①未成年者・成年被後見人の手続能力→七① ②委任による代理の代理権の範囲→九 ③被保佐人の手続能力→七② ④法定代理人の手続と後見監督人の同意→七③

▼²「準用規定」新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（手続の補正）

第一七条① 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書又は第三百二十四条の二第一項（特許無効審判における訂正の請求）の訂正若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。

② 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人は、前項本文の規定にかかわらず、同条第一項の外国語書面及び外国語要約書面について補正をすることができない。

③ 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第七条第一項から第三項まで（手続能力）又は第九条（代理権の範囲）の規定に違反しているとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第九十五条第一項から第三項まで（手数料）の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

④ 手続の補正（手数料の納付を除く。）をするには、次条第二項に規定

する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。

▼¹「手続」三② ①「特許出願・願書・明細書・特許請求の範囲・図面等」→三六「補正の時期の特例」→一八四の二① ②「類似規定」→二三三②「本項の特則」→一八四の五② ③「手続補正書の様式等」→特許則一

▼²「対応規定」新案二の二①、意匠六〇の三、商標六八の四④ ⑤「対応規定」新案二の二④「対比」新案六の二（実体的要件についての補正命令） ⑥「準用規定」意匠六八②、商標七七② ⑦「対応規定」新案二の二⑤

（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）

第一七条の二① 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条（拒絶理由の通知）の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第五十条（第五十九條第二項（拒絶査定不服審判）（第七十四条第一項）において準用する場合を含む。）及び第六十三條第二項（前置審査）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内に

二 拒絶理由通知を受けた後第四十八條の七（文獻公知発明に係る情報の記載についての通知）の規定による通知を受けた場合において、同条の規定により指定された期間内にするとき。

三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき。

② 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。

③ 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第六項の規定により明細書、特許請求の範囲

及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)。第三十四条の二第一項(仮専用実施権)及び第三十四条の三第一項(仮通常実施権)において同じ。)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

④ 前項に規定するもののほか、第一項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第三十七条の特許請求の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。

⑤ 前二項に規定するもののほか、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第五十条の二(既に通知された拒絶理由と同である旨の通知)の規定による通知を受けた場合に限る。)において特許請求の範囲について補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 第三十六条第五項(特許請求の範囲の記載)に規定する請求項の削除
二 特許請求の範囲の減縮(第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。)

三 誤記の訂正
四 明りやうでない記載の釈明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)

⑥ 第二百二十六条第七項(独立特許要件)の規定は、前項第二号の場合に準用する。

▼①特許出願→三六「特許査定→五一「査定の送達→五二②、一九〇―一九二「本項による補正とみなされる場合→一八四の七②、一八四の八②、二二「違反の場合の措置→五三(五〇条の二の通知を受けた場合のみ)「補正却下の場合の拒絶理由通知→五四②、二三「違反の場合の措置→五三、四四「補正後の手続→六一―一六四(前置審査)②、特則一、一八四の二②、二「誤訳訂正書の様式→特許則一の一の二「誤訳訂正の他の機会→二六①②、一三四の①②③「特許公報掲載の特則→一九三②③③③「違反の効果→四九①②、五三、一三三①②③④「違反の効果→四九①②③④

五三⑤「特許請求の範囲→三六⑤「既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知→五〇の二⑤⑥「違反の効果→五三
▼③「対応規定→新案二の二②

① 発明のカテゴリーを「物の発明」から「方法の発明」に変更する補正について、「物の発明」として請求していた権利とは異なる効果を有する別の権利を請求することにはならないことから、特許請求の範囲を変更するものであり、平成一八年法律第五五号による改正前の本条第四項「現五項」各号のいずれにも該当しないと判断した事例(知財高判平19・9・20「平18行ケ一〇四九四(ホログラフィック・グレーティング事件)「

(要約書の補正)

第一七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項(特許出願等に基づく優先権主張)の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項(パリ条約による優先権主張の手続)又は第四十三条の二第一項若しくは第二項(パリ条約の例による優先権主張)の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にハーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)(第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願に第三十二条の二第二項本文(外国語書面出願の翻訳文提出)及び第六十四条第一項(出願公開)において同じ。)(から一年三月以内(出願公開の請求があつた後を除く。))に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

▼④本条の特則→一八四の二③

第一七条の四(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第一七条の四① 特許無効審判の被請求人は、第三百三十四条第一項若しく

は第二項（答弁書の提出）、第三百三十四條の二第五項（特許無効審判における訂正の請求）、第三百三十四條の三（取消しの判決があった場合における訂正の請求、第三百五十三條第二項（職権による審理）又は第三百六十四條の二第二項（特許無効審判における審判の予告）の規定により指定された期間内に限り、第三百三十四條の二第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

② 訂正審判の請求人は、第五百五十六條第一項（審理の終結の通知）の規定による通知がある前（同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

（手続の却下）

第一八条① 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第八八条第一項（特許料の納付期限）に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を却下することができる。

② 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により第九十五条第三項（第三者が出願審査を請求した場合の出願人の手数料納付義務）の規定による手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が第十七条第三項の規定により指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を却下することができる。

▼⁺同旨規定→二三三③【本条の特則→一八四の五③【却下処分の記載事項→特許則一の一の三【却下処分の謄本の送達→一八九、特許則一六【不服申立前置主義→一八四の一】

▼⁺対応規定→新案二の三【準用規定→意匠六八②、商標七七②】

（不適法な手続の却下）

第一八条の二① 特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする。

② 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に對し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出する機会を与えなければならない。

▼⁺類似規定→一三三の二【審判の場合、民訴一四〇【訴訟の場合】①【却下処分の記載事項→特許則一の一の三【却下処分の謄本の送達→一八九、特許則一六】②【弁明書

の様式→特許則一の一の四

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（願書等の提出の効力発生時期）

第一九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められていないものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。）第二條第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二條第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。

▼⁺一般規定→民九七①【電子情報処理組織による手続の特則→工業所有権手続特三②】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（手続の効力の承継）

第二〇条 特許権その他の特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他の特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

▼⁺特許に関する権利→一三三、三四（特許を受ける権利）、七七（専用実施権）、一三五①、七八—八三（通常実施権）、九五（質権）

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（手続の続行）

第二一条 特許庁長官又は審判長は、特許庁に事件が係属している場合において、特許権その他の特許に関する権利の移転があつたときは、特許権その他特許に関する権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。

▼⁺類似規定→民訴四九、五〇、一二九【手続続行の通知→特許則一七】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

② (手続の中断又は中止)

第二二条① 特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立について、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。

② 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

▼^ヤ類似規定→民訴一・二八②
▼^ハ準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

【前同―受継命令】

第二三条① 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

② 特許庁長官又は審判官は、前項の規定により指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があつたものとみなすことができる。

③ 特許庁長官又は審判官は、前項の規定により受継があつたものとみなしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

▼^ニ類似規定→民訴二一九
▼^ホ準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

【前同―民事訴訟法の準用】

第二四条 民事訴訟法第二百四十四条(第一項第六号を除く。)、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第三百十条、第三百一一条及び第三百二二条第二項(訴訟手続の中断及び中止)の規定は、審査、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、審判又は再審の委任による代理人」と、同法第二百七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第二百八条第一項及び第三百一一条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第三百十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

民事訴訟法の準用語替後の規定

(審査、審判又は再審の手続の中断及び受継)

第一二四条② 前項の規定は、審査、審判又は再審の委任による代理人がある間は、適用しない。

(受継の通知)

第二七条 審査、審判又は再審の手続の受継の申立てがあつた場合には、特許庁長官又は審判官は、相手方に通知しなければならない。

第一二八条① 審査、審判又は再審の手続の受継の申立てがあつた場合には、特許庁長官又は審判官は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

(特許庁の職務執行不能による中止)

第三〇条 天災その他の事由によつて特許庁が職務を行うことができないときは、審査、審判又は再審の手続は、その事由が消滅するまで中止する。

(当事者の故障による中止)

第三一一条① 当事者が不定期間の故障により審査、審判又は再審の手続を履行することができないときは、特許庁長官又は審判官は、決定で、その中止を命ずることができる。

▼^ニ準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

第二五条 (外国人の権利の享有)

第二五条 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。

二 その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているとき。

三 条約に別段の定があるとき。

▼^ナ一般規定→民三②(住所→民二二)〔居所→民二三〕〔営業所→パリ約三三〕〔条約の定め例→パリ約二三〕、TRIPS協定一三三、三(内国民待遇)

▼^ニ準用規定→新案二の五③、意匠六八③、商標七七③

特許法における相互主義と未承認国

① 特許法が外国人の権利の享有について定めた規定における「その者の属する国」とは、外交上承認された国家に限られるのではなく、また外交上の未承認国に対し相互主義の適用を認めるに当たつて政府による決定及び宣明を要するものではないとした原審判断を正当とした事例(最判昭52・2・14判時八四一・二六、特許百選(四版)九八)

(条約の効力)

第二六条 特許に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

▼^ナ一般的最恵国待遇・TRIPS協定四

▽^ナ準用規定→新案二の五④・意匠六八④・商標七七④

(特許原簿への登録)

第二七条① 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

② 特許原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

③ この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

▼^ナ特許原簿→特許登九 [四]仮専用実施権→三四の二 ②磁気テープによる調製

↓特許登二〇①(特許登録原簿) ⑤(政令)特許登

▽^ナ対応規定→新案四九、意匠六一、商標七一

(特許証の交付)

第二八条① 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、第七十四条第一項（特許を受ける権利を有する者による特許権の移転の請求）の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

② 特許証の再交付については、経済産業省令で定める。

特許法 (二六条―二九条) 第二章 特許及び特許出願

第二章 特許及び特許出願

(特許の要件)

第二九条① 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明

二 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

② 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

▼^ナ条約の規定→TRIPS協定二七【発明→二〇】特許出願→三六【本条の例外】三〇、四一② パリ約四【要件不充足の効果→四九二】、一三三①【一】

▽^ナ対応規定→新案三、意匠三、商標二

一 発明者

① 発明者とは、自然法則を利用した高度な技術的思想の創作に関与した者、すなわち、当該技術的思想を当業者が実施できる程度にまで具体的・客観的なものとして構成する創作活動に関与した者を指すものであり、例えば、管理者として、部下の研究者に対して一般的管理をした者や、一般的な助言・指導を与えた者や、補助者として、研究者の指示に従い、単にデータを取りまとめたり又は実験を行った者や、発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより、発明の完成を援助した者又は委託した者等は、発明者には当たらない。もとより、発明者となるためには、一人の者がすべての過程に関与することが必要ではなく、複数の者が共同で関与することも足りるが、課題を解決するための着想及びその具体化の過程において、一体的・連続的な協力関係の下に、それぞれが重要な貢献をなすことを要する。(知財高判平20・5・29判時二〇一八・一四六(ガラス多孔体事件)特許百選(四版)二八)

二 法人の発明能力

- ② 我が国の実用新案法においては外国の立法例中に存するような出願者主義を採っていないと同時に、実用新案の登録を受けることができるものは考案という事実行為をしたものに限定していることは明らかであり、代理人による考案、機関による考案の観念を入れて、法人の考案を認めることはできない。（東京地判昭30・3・16下民六・三・四七九、特許百選二版一）
- ③ 産業上の利用可能性
一般的なにいえば、本条一項柱書における「産業」の意味を狭く解さなければならぬ理由は本来的にはないというべきであり、医療行為そのものについても特許性が認められるべきであるとする原告主張は、立法論としては傾聴すべきものを有しているものの、医師が自らの医療行為について特許権の効力が及ぶものか否かという点について懸念することを防ぐために必要な措置を講じていない現行特許法の解釈としては、医療行為そのものに対しては特許性を認めないと考えられる以外にないというべきであつて、「産業上利用することができる発明」とはしれないものとしていと解する以外にない。（東京高判平14・4・11判時一八二八・九九九（医療行為事件）特許百選四版八）
- ④ 新規性
調査研究委託契約に基づく協力関係の終了とともに、秘密を守る義務も消滅したと認められることから、「壁式建造物の構築装置」に関する発明を実施した住宅を引き渡し、所有権を譲渡し、使用を開始したことによつて、当該発明は公然実施されたと判断した事例（東京高判昭49・6・18無体六・一・一七〇、特許百選三版一一）
- ⑤ 本条一項三号にいう「頒布された刊行物」とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体で頒布されたものを指すものであり、「公衆に対し頒布を期して公開することを目的として複製されたもの」とは、必ずしも公衆の閲覧を期待しあらかじめ公衆の要求を満たすことができるとみられる相当程度の部数があるから複製されて広く公衆に提供されているようなものに限られるものではなく、原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整っているならば、公衆からの要求を待つてその都度原本から複写して交付されるものであつても差し支えない。（最判昭55・7・4民集三四・四・五七〇（一眼レフカメラ事件）特許百選二版二二）
- ⑥ オーストラリア国における特許出願に係る明細書の原本を複製したマイクロフィルムが、同国特許庁の本庁及び支所に備え付けられ、いつでも公衆がディスプレイスクリーンを使用しその内容を閲覧し、普通紙に複写してその複写物の交付を受けることができる状態に置かれたときは、当該マイクロフィルムは、実用新案法三条一項三号にいう「外国において頒布された刊行物」に該当する。（最判昭61・7・17民集四〇・五・九六一（第二次箱尺事件）特許百選四版一一）
- ⑦ 本条一項三号にいう「刊行物に記載された」というためには、特許出願当時の技術水準を基礎として、当業者が刊行物を見るならば、特別の思考を要することなく容易にその技術的思想を実施し得る程度に技術的思想の内容が開示されていることが必要である。（東京高判平3・10・1判時一四〇三・一〇四、特許百選三版一一）
- ⑧ 公然実施については、不特定多数の者の前で実施をしたことにより当該発明の内容を知り得る状況となつたことを要するものであり、単に当該発明の実施品が存在したというだけでは、特許取得の妨げとはならないと解するのが相当であつて、当該発明が物の発明である場合には、当業者が利用可能な分析技術を用いて当該発明の実施品を分析することにより、当該発明の実施品が特許請求の範囲に記載されている物に該当するかどうかの判断が可能な状態にあることを要するとして、特許権者の製剤については、このような判断は極めて困難というべきであるとして、被告製剤が市販されていたことをもつて、公然実施に該当する事由があるといふことはできないと判断した事例（東京地判平17・2・10判時一九〇六・一四四（ラニニュート顆粒事件）特許百選四版一一）
- ⑨ 五 進歩性
ある技術につき一見構成の変更が公知技術から容易であるとき感がある場合であつても、当該構成の変更が公知技術から予測される範囲を超えた顕著な作用効果をもたらすのであれば、産業の発達に寄与するものであるから、最初にそのことに気付き作用効果の顕著性を立証し、発明として当該構成の変更を特許出願した場合に、公知技術から推考が容易でない発明として進歩性を認め特許するものが相当である。（東京高判昭63・12・13判時一三一一・一一二、特許百選三版一九）
- ⑩ 「紙葉類識別装置」に係る発明の進歩性判断につき、引用発明は、発明の課題及び目的が相違する紙葉類の積層状態検知用装置に係る技術であることから、両者は近接した技術分野としても、その差異を無視し得るものではなく、構成において、紙葉類の積層状態検知装置を紙葉類識別装置に置き換えるのが容易というためには、それなりの動機付けを要し、単なる設計変更として済ませられるものではないとして、進歩性を否定した審決を取り消した事例（知財高判平18・6・29判タ二二九・三〇六（紙葉類識別装置事件））
- ⑪ 本条二項が定める要件の充足性は、先行技術から出発して、出願に係る発明の先行技術に対する特徴点に到達することが容易であつたか否かを基準として判断されるものであるから、容易想到性の有無を客観的に判断するためには、当該発明の特徴点を的確に把握すること、すなわち、当該発明が目的

とする課題を的確に把握することが必要不可欠である。そして、容易想到性の判断の過程においては、事後分析的かつ非論理的思考を排除するために、当該発明が目的とする「課題」の中に無意識的に「解決手段」ないし「解決結果」の要素が入り込むことがないよう留意することが必要となる。「さらには、当該発明が容易想到であると判断するためには、先行技術の内容の検討に当たって、当該発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという示唆等が存在することが必要である。(知財高判平21・1・28判時二〇四三・一一七(回路用接続部材事件)特許百選四版一六)

12 本条二項が定める要件の判断について、当該発明が目的とした解決課題(作用・効果等)を的確に把握した上で、「解決課題の設定が容易であったか」及び「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であったか否か」を総合的に判断することが必要と不可欠となるが、当該発明が容易であったとするためには、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」ことのみでは十分ではなく、「解決課題の設定が容易であった」ことも必要となる場合がある。たとえば、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」としても、「解決課題の設定・着眼がユニークであった場合」には、当然には、当該発明が容易想到であるということとはできない。(知財高判平23・1・31判時二〇〇七・一三二(換気扇フィルター事件))

13 審決取消訴訟における進歩性要件充足の判断において、主たる引用発明と従たる引用発明を入れ換えた予備的主張をすることにつき、直ちに審判で審理判断された公知事実との対比の枠を超えるということではできないから、取消訴訟において常に許されないとすることはできないとして、当該予備的主張による進歩性要件充足についての判断を示した事例(知財高判平18・7・11判時二〇一七・一四一(増毛装具事件))

14 実用新案登録出願に係る考案の進歩性要件の判断に際して、当該出願当時の技術水準の認定のために、当該出願後に頒布された先行物を資料とすることは差し支えない。(最判昭51・4・30判タ三六〇・一四八、特許百選三版二二〇)

15 進歩性要件充足性の判断に当たり、「発明の効果」について、当初明細書に何らの記載がないにもかかわらず、出願後に実験結果等を提出して主張又は立証することは、特段の事情のない限りは許されないとしつつ、「発明の効果」に関し、当初明細書に当業者において「発明の効果」を認識できる程度の記載がある場合やこれを推論できる記載がある場合には、記載の範囲を超えない限り、出願の後に補充した実験結果等を参照することは許されるというべきであり、許されるか否かは、公平の観点に立つて判断すべきであるとして、審判請求理由補充書の実験結果を参照することが許され、引用発明と比較して当業者が予期し得ない格別予想外の顕著な効果を奏するものであると認められることができるとした事例(知財高判平22・7・15判時二〇八八・一二

四(日焼け止め剤組成物事件)特許百選四版一七)

【同前―公知の擬制】

第二九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項(特許権設定の登録の特許公報への掲載)の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報(以下「特許掲載公報」という。)の発行若しくは出願公開又は実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第十四条第三項(実用新案権設定の登録の実用新案公報への掲載)の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報(以下「実用新案掲載公報」という。)の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の範囲又は語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された発明又は考案(その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同じの者である場合におけるその発明又は考案を除く。)と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができる。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

▼先願―三九「出願公開」六四―六五「願書・明細書・特許請求の範囲・実用新案登録請求の範囲・図面」三六、新案五「国際出願」についての特則―一八四の一三
▽対応規定―新案三の二、意匠三の二

① 本条における「出願公開」という要件は、後願の出願後に先願についての「出願公開」がいれば足りるのであり、後願の査定時にいまだ先願の出願公開がされてない場合には、担当の審査官が先願の存在をたまたま知り得たとしても、その時点で査定をする限り、特許査定をしなければならぬが、その後にもその先願の出願公開がされたときは、本条所定の「出願公開」の要件を満たし、特許法一二三条一項二号に該当するものとして特許無効審判を請求することができる。(知財高判平18・1・25「平17行ケ一〇四三七」画像撮影装置事件)

第三〇条(発明の新規性の喪失の例外)

第三〇条① 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日か

とができない。

- ▼「特許を受ける権利の原始的帰属」二九〇②「質権」民三四二―三五一・三六一―三六六「関係規定」民執一三二―三二二(差押禁止動産) 共有↓民二六四「同旨規定」七三「共同出願」三八「共同の審判請求」三三③ ④「仮専実実施権」三四②
 二「仮通常実施権」三四の三 ④「準用規定」三四の二②(仮専用実施権) ②③
 ▼「準用規定」新案一②、意匠一五② ①②③「準用規定」商標一三② ②③「準用規定」新案四の二③、意匠五の二③

一 冒認出願等の場合の移転登録請求

- ① 共同してなされた特許出願につき、特許を受ける権利の持分を有さない無権利者が、共同出願人の一人の承諾なしに、当該共同出願人の特許を受ける権利の持分を承継した旨の譲渡証書を添付し、出願人名義変更届を特許庁長官に提出したことによって、当該無権利者を共有者とする特許権の設定の登録がされた場合、当該共同出願人が特許権の設定の登録に先立って、自らの特許を受ける権利の持分を有することの確認を求め訴訟を提起しており、当該特許を受ける権利と設定登録された特許権とが同一の発明であることにつき争いが無いといった事情の下においては、当該共同出願人は、当該無権利者に対し、既に設定登録がなされた当該特許権についての持分につき移転登録手続を請求することができる。平成三三法六三による改正前の事件(最判平13・6・12民集五五・四・七九三(生ゴミ処理装置事件) 特許百選(四版)一三三)
- ② いわゆる冒認出願に係る特許発明についての発明者は原告であることを認定しつつも、特許法は、冒認出願をして特許権の設定登録を受けた場合に、当然には、発明者等から冒認出願者に対する特許権の移転登録手続を求める権利を認めているわけではなく、移転登録請求を求めた前出①と比べても、原告自ら特許出願していない点、私人間の権利変動ではなく、真の発明者が誰かという正に特許庁の専門分野に属する事項が争点とされている点、冒認出願後、原告自ら特許出願をすることによって特許権を取得する機会があった点で事実を異にするとして、移転登録請求を認めなかった事例(平成二三法六三による改正前の事件(東京地判平14・7・17判時一七九九・一五五(ブラジャー事件) 特許百選(四版)二四)
- ③ 一「冒認出願による無効審判請求における主張立証責任」
 二「冒認出願」特許百選(四版)二四
 「発明者主義」を採用する特許制度の下においては、冒認出願を理由として請求された特許無効審判における主張立証責任は、特許権者が負担すると解すべきものの、特許権者の行うべき主張、立証の内容、程度は、事実などの個別の事情により異なる。(知財高判平21・6・29判時二〇四・一〇一(基板処理装置等事件) 特許百選(四版)四一)

特許法(三四条) 第二章 特許及び特許出願

三 発明者名譽権の侵害と法的救済

- ④ 発明者は、発明完成と同時に、特許を受ける権利を取得するとともに、人格権としての発明者名譽権(発明者物載権)を取得し、発明者名譽権とは発明者の名譽を保護するものであって、物載権の場合と同様に排他性を有する権利である。真実は当該発明の発明者でありながら、出願人が特許出願の願書に発明者としてその氏名を記載しなかったために、特許公報や特許証にその氏名が記載されない場合には、真の発明者の発明者名譽権は侵害されたこととなり、真の発明者は、侵害者に対し、人格権たる発明者名譽権に基づいた侵害の差止めを求めることができる。(大阪地判平14・5・23判時一八二五・一六、特許百選(四版)二七)

【前同―特許を受ける権利の承継】

- 第三四條① 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができない。
- ② 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた者以外の者の承継は、第三者に対抗することができない。
- ③ 同一の者から承継した同一の発明及び考案についての特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利について同日に特許出願及び実用新案登録出願があつたときも、前項と同様とする。
- ④ 特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。
- ⑤ 特許を受ける権利の相続その他の一般承継があつたときは、承継人は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。
- ⑥ 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利の承継について同日に二以上の届出があつたときは、届出をした者の協議により定めた者以外の者の届出は、その効力を生じない。
- ⑦ 第三十九條第六項及び第七項(同日出願の場合の協議)の規定は、第二項、第三項及び前項の場合に準用する。

- ▼「権利の承継を証明する書面提出の命令」特許則五② ②③「同日出願」三九②④
 「対抗不能の効果」四九(七)一三三①(二)「拒絶、無効の事由」④⑤「届出」行手二七(七)三七「名義人変更届の様式」特許則二二「権利の承継を証明する書面の提出」特許則五①「届出書への持分等の記載」特許則二七①「対応規定」種苗七②③④
 ▼「協議不成立の効果」四九(七)一三三①(六)「拒絶・無効の事由」
 ①②③④「準用規定」新案一②、意匠一五② ④⑦「準用規定」商標一三②

特許を受ける権利の對抗要件

① 特許庁において審査中の被告による特許出願に係る発明につき、原告が被告に対し、原告の従業者等のした職務発明として特許を受ける権利の承継を受けたと主張し、当該特許を受ける権利を有することの確認を求めた事案において、当該特許を受ける権利の對抗要件具備につき、被告は背信的悪意者に当たり、被告行為は信義誠実の原則に反することから、原告は当該特許を受ける権利の承継を對抗できると判断した事例(知財高判平22・2・24判時二一〇二・九八(ハリ取りホルダー事件控訴審)特許百選「四版」二六……背信的悪意者ではないと判断した原審判決(東京地判平21・1・29判時二〇二・一一二)を取消し)

第三四条の二(仮専用実施権)

第三四条の二① 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、仮専用実施権を設定することができる。

② 仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、その特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、専用実施権が設定されたものとみなす。

③ 仮専用実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

④ 仮専用実施権者は、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

⑤ 仮専用実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮専用実施権が設定されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

⑥ 仮専用実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

⑦ 仮専用実施権者は、第四項又は次条第七項本文の規定による仮通常実施権者があつたときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権を放棄することができる。

⑧ 第三十三条第二項から第四項まで(特許を受ける権利)の規定は、仮専用実施権に準用する。

▼①②「特許権の設定の登録」六六「特許権」六六・九九 ③④「特許を受ける権利」三三 ⑤⑥「特許出願」三六 ⑦「専用実施権」七七 ⑧「仮通常実施権」三四の三

第三四条の三(仮通常実施権)

第三四条の三① 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

② 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

③ 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権についての仮通常実施権があつたときは、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

④ 仮通常実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者(仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあつては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

⑤ 第一項若しくは前条第四項又は実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る第四十一条第一項(特許出願等に基づく優先権主張)の先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に

記載された発明に基づいて第四十一条第一項の規定による優先権の主張があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該優先権の主張を伴う特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(平成三三法六三本項追加)

⑥ 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

⑦ 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。)が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るものとの特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

⑧ 実用新案法第四条の第二十六項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六条第一項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(平成三三法六三本項追加)

⑨ 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第五条の第二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

特許法(三四条の三) 第二章 特許及び特許出願

内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(平成三三法六三本項追加)

⑩ 仮通常実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

⑪ 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第七項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

⑫ 第三十三条第二項及び第三項(特許を受ける権利)の規定は、仮通常実施権に準用する。

第三(仮通常実施権)

①(略)

② 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

③ 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

④(略)

⑤ 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許出願に係る特許を受ける権利を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(現⑥)

⑥ 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。)が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るものとの特許出願に係る特許を受ける権利

●商標法

(昭和三四・四・一三)
法 一 二 七

施行 昭和三五・四・一

改正 昭和三七法一四〇・法一六一、昭和三九法一四八、昭和四〇法八一、昭和四五法九一、昭和五〇法四六、昭和五三法二七・法八九、昭和五六法四五、昭和五九法二三・法二四、昭和六〇法四一、昭和六二

法二七、平成二法三〇、平成三法六五、平成五法二六・法八九、平成六法二六、平成八法六八・法一一〇、平成一〇法五一・法八三、平成一一法四一・法四三・法二六〇・法二二〇、平成一四法二四、平成一五法四七・法六一、平成一六法一一二・法二二〇・法一四七、平成一七法五六・法七五、平成一八法五〇・法五五、平成二〇法一六、平成二三法六三

目次

- 第一章 総則 (一条・二条)
- 第二章 商標登録及び商標登録出願 (三条―二三条の二)
- 第三章 審査 (一四条―一七条の二)
- 第四章 商標権
 - 第一節 商標権 (一八条―三五条)
 - 第二節 権利侵害 (三六条―三九条)
 - 第三節 登録料 (四〇条―四三条)
- 第四章の二 登録異議の申立て (四三条の二―四三条の一五)
- 第五章 審判 (四四条―五六条の二)
- 第六章 再審及び訴訟 (五七条―六三条の二)
- 第七章 防衛標章 (六四条―六八条)
- 第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく特例
 - 第一節 国際登録出願 (六八条の二―六八条の八)
 - 第二節 国際商標登録出願に係る特例 (六八条の九―六八条の三二)
- 第三節 商標登録出願等の特例 (六八条の三三―六八条の三九)
- 第九章 罰則 (七八条―八五条)

注 立体商標に関する判例は三条に、商標の類似に関する判例は四条に、商標の使用、権利濫用に関する判例は四章二節に掲載した。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

▼⁺対応規定↓特許一

(定義等)

第二条① この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの(前号に掲げるものを除く。)

② 前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

③ この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 商品又は商品の包装に標章を付する行為

二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

三 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。)に標章を付する行為

四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものを利用して役務を提供する行為

五 役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為

七 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識する事ができない方法をいう。次号において同じ。）により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為

八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを含める内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

④ 前項において、商品その他の物に標章を付することには、商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすることが含まれるものとする。

⑤ この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。

⑥ この法律において、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする。

▼【対応規定】特許二

一 「商品」

① 商標権者以外の者が正当な事由なくしてある物品に登録商標又は類似商標を使用している場合に、それが商標権の侵害行為となるか否かは、その物品が登録商標の指定商品と同一又は類似の商品であるか否かに関わり、その物品が登録商標の指定商品と同一又は類似ではない商品の包装物又は広告媒体等であるにすぎない場合には、商標権の侵害行為とはならない。そして、ある物品がそれ自体独立の商品であるか他の商品の包装物又は広告媒体等であるにすぎないか否かは、その物品がそれ自体交換価値を有し独立の商取引の目的物とされているものであるか否かによつて判定すべきものである。電子楽器等の製造・販売業者Yが、その宣伝、広告及び販売促進のため、電子楽器に使用している商標をTシャツ等に付して顧客に無償で配付する行為は、楽器に比すれば格段に低価格のものを右楽器の宣伝広告及び販売促進用の物品（バルティ）としてYの楽器購入者に限り一定の条件で無償配付しているにすぎず、Tシャツ等はそれ自体独立の商取引の目的物たる商品ではなく、商品たる電子楽器の単なる広告媒体にすぎないと認められるのが相当である。（大阪地判昭62・8・26無体一九・二・二六八（BOS事件）商標百選一）

二 「役務」

② 商標法にいう「役務」とは、他人のためにする労務又は便益であつて、付随的ではなく独立して取引の対象となり得るものと解すべきであり、カタログ通信販売業におけるカタログや便益を利用したサービス業務は、商品の売上に伴いといふ事例（東京高判平12・8・29判時一七三七・一二四（シャディ事件）商標百選二）

三 小売等役務商標

③ 「Blue note」の文字の間に「音符の図形」を有する商標について、指定役務を「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」とする登録商標の商標権者Yに対し、Xがジャズレーベルとして有名な「Blue note」の商標を引用して商標登録の無効を求めた事案。本件商標に係る指定役務は総合小売等役務と特定小売等役務からなり、特定小売等役務について有する専有権の範囲は、小売等の業務において行われる全ての役務のうち、合理的な取引通念に照らし、特定された取扱商品に係る小売等の業務との間で、目的と手段等の関係にあることが認められる役務態様に限定され、総合小売等役務について有する専有権の範囲は、小売等の業務において行われる全ての役務のうち、合理的な取引通念に照らし、「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う」小売等の業務との間で、目的と手段等の関係にあることが認められる役務態様に限定される。Xの引用商標の使用態様は、商品「レコード（CDを含む）」の販売等又は同商品を販売等する過程で行われる便益の提供に限られるものであり、本件総合小売等役務を指定役務とする本件商標をYが有することによつて保護される独占権の範囲に含まれるものではないから、Yが同商標を使用したとしても、需要者、取引者において、その役務の出所がXであると混同するおそれがあると解することはできない。（知財高判平23・9・14判時二二八・一三六（Blue Note事件）重判平23知財五）

第二章 商標登録及び商標登録出願

（商標登録の要件）

第三条① 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品又は役務について慣用されている商標

録を受けた場合を除く。又は商標登録が第四十六条第一項第三号に該当するときは、その商標登録についての同項の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

② 商標登録が第七条の二第一項（団体商標）の規定に違反した場合は（商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものでなかつた場合に限る。）であつて、商標権の設定の登録の日から五年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第四十六条第一項の審判は、請求することができない。

① 商標法四六条は商標無効理由を列挙して定め、五六条が準用する特許法一六七条は、無効の請求を排斥した確定審決の登録があつたときは、同一事実・同一証拠に基づいて無効審判を請求することができない旨を定めているのであつて、これらの規定によれば、各無効理由ごとに一個の請求があるものと解すべきであり、無効審判請求後に新たな無効理由を追加主張することは、新たな無効審判の請求を追加することになるものと解されるから、除斥期間経過後は、無効審判手続において、新たな無効理由を追加主張することは不合法である。（最判昭58・2・17判時一〇八二・一二五（盛光事件）商標百選三九）

② 商標法四一条一五号違反を理由とする商標登録の無効審判請求の除斥期間を定めた趣旨は、除斥期間経過後は商標登録がされたことにより生じた既存の継続的な状態を保護するために商標登録の有効性を争い得ないものとしたことにある、本来は商標登録を受けられなかつた商標についてその有効性を早期に確定させて商標権者を保護すべき強い要請があるわけではないから、除斥期間内に商標登録の無効の審判が請求され、審判請求者に当該商標登録が同号の規定に違反する旨の記載がありさえすれば、既存の継続的な状態は覆されたこととみることができるとして、本条所定の除斥期間を遵守したものであるというためには、除斥期間内に提出された審判請求書に、請求の理由として、当該商標登録が四一条一五号の規定に違反するものである旨の主張が記載されていることをもって足りる。（最判平17・7・11判時一九〇七・一二五（RUDOLPH VALENTINO事件）商標百選四〇）

第四八条及び第四九条 削除

商標法（四八条―五〇条） 第五章 審判

（商標登録の取消しの審判〔登録商標の不使用〕）

第五〇条① 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかが各指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。）の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができ、この限りでない。

② 前項の審判の請求があつた場合においては、その審判の請求の登録前三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務のいずれかについての登録商標の使用をしていることを被請求人が証明しない限り、商標権者は、その指定商品又は指定役務に係る商標登録の取消しを免れない。ただし、その指定商品又は指定役務についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

③ 第一項の審判の請求前三月からその審判の請求の日までの間に、日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をした場合であつて、その登録商標の使用がその審判の請求がされることを知つた後であることを請求人が証明したときは、その登録商標の使用は、第一項に規定する登録商標の使用に該当しないものとする。ただし、その登録商標の使用をしたことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

① 本条の適用上、「商品」というためには、市場において独立して商取引の対象として流通に供される物でなければならぬところ、専ら教育講座の教材としてのみ用いられることを予定した印刷物は、同講座を離れ独立して取引の対象とされているものではなく、商標法上の商品ということではできない。

② 本条の適用上、「商品」というためには、市場において独立して商取引の対象として流通に供される物でなければならぬところ、専ら教育講座の教材としてのみ用いられることを予定した印刷物は、同講座を離れ独立して取引の対象とされているものではなく、商標法上の商品ということではできない。

講座の教材であることを示す記載の一部分にすぎず、題号としての使用にとどまるか、役務の出所又は役務の内容を表示するものであり、当該印刷物自体の識別表示と解することはできないから、当該印刷物について商標の使用がされたということはできない。(東京高判平13・2・28判時一七四九・一三八)(DALE CANNIBER事件) 商標百選四)

- ② Xは「Magic」という欧文字を横書きしてなり、化粧品等を指定商品とする商標の商標権者であり、Yが、本件商標に対し不使用による登録取消しの審判を請求し登録取消しの審決がなされたため、Xがスキンケアクリームに「ALOÉ MAGIC」という文字商標を付して販売している」とを理由に商標使用を主張し、審決の取消しを求めた事案。本件商標は、原材料に由来する「ALOÉ」の語と「魔法」を意味する「MAGIC」の語とを組み合せた「ALOÉ MAGIC」との造語によつて表されたものであって、全体として一個の商標を構成するものと認められ、使用商標が本件商標と社会通念上同一と認められる商標であるとはいえないから、本件商標の指定商品に使用商標を用いたとしても、指定商品についての本件商標の使用をしたことに当たるといふことはできない。(東京高判平13・6・27・平12行ケ四二二)(MAGIC事件) 商標百選四一)

- ③ Yが「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とする本件商標「le d'été le」と社会通念上同一の本件表示の下に、指定商品に含まれる婦人用下着を陳列販売し、婦人用下着の広告について本件表示をしたことは、少なくとも、商標法二条三項八号にいう「商品……に関する広告……に標章を付して展示し、若しくは頒布……する行為」に該当し、Yは、指定商品に含まれる婦人用下着について、本件商標を使用したと認められる。平成一九年四月一日に小売等役務商標制度が新たに施行され、商品に係る商標と小売等役務に係る商標とが区別されているが、商標を小売等役務について使用した場合に、商品についての使用とは一切みなされないことではいえない。(知財高判平21・11・26判時二〇八六・一〇九二)(le d'été le事件) 重判平22知財二)

- ④ 商標登録の不使用取消審決の取消訴訟における当該登録商標の使用の事実の立証は、事実審の口頭弁論終結時に至るまで許される。本条二項本文は、商標登録の不使用取消審判の請求があった場合において、被請求人である商標権者が登録商標の使用の事実を証明しなければ、商標登録は取消しを免れない旨規定しているが、これは、登録商標の使用の事実をもって商標登録の取消しを免れるための要件とし、その存否の判断資料の収集につき商標権者にその責任の一端を分担させ、もつて右審判における審判官の職権による証拠調べの負担を軽減させたものであり、商標権者が審決時において右使用の事実を証明したことから、右条項の規定をもつてしても、前記判断を左右するものではない。(最判平3・4・23民集四五・四・五三八)(シエトア事件) 商標百選四四)

- ⑤ 本条二項ただし書の「正当な理由」があるというためには、商標権者において登録商標を使用できなかったことが真にやむを得ないと認められる特別な事情が具体的に主張立証された必要があるところ、商標権者の本件商標について真摯なる使用の意思があったとする審決の認定事実によつては商標権者の責めに帰することのできない特別な事情があったと認めることはできず、また、他に上記特別の事情が存したことを認めるに足りる証拠もないとして、商標を日本において使用していないことについて本条二項ただし書の「正当な理由」があるといふことはできないとして、本条一項に基づく不使用による商標登録取消審判請求を不成立とした審決が取り消された事例(知財高判平17・12・20判時一九三・一三〇)(CARP JONES事件) 商標百選四三)

【前記一商標権者による誤認混同を招来させる類似商標の使用】

- 第五一条① 商標権者が故意に指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

- ② 商標権者であつた者は、前項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができる。

▼②違反の効果一五二一、四三(二一)、四六①二】

- ① 本条一項が必要者一般を保護するという公益的性格を有するものであることはいふまでもないが、商標法四七条、一九条二項ただし書、二一条の規定においては登録を受けた商標権者の利益の方を保護すべきものとし、出所の混同の被害者である営業者や一般公衆の利益の後退させておき、このような出所の混同を生ずる商標に関する商標法の規定の趣旨をも勘案すると、商標権者Yのした自己の登録商標に類似する商標の使用がXの業務に係る商品と混同を生ずるものであつても、右使用商標がXとY間の裁判上の和解においてXがYにその使用を認めただけであり、しかも、右和解において、XがYの登録商標に対する登録異議の申立てを取り下げてそれが登録されることを認め、その対価としてYから和解金を受領し、その結果Yが右使用商標を継続

して使用したという事実がある場合は、Xが本条一項に基づき右登録商標の登録を取り消すことについて審判を請求することは、信義則に反するものとして許されない。(最判昭61・4・22判時二〇七・二一四(ユーハイム事件)商標百選A6)

② 指定商品を被服・寝具類とする登録商標を有するXによる当該登録商標に類似する商標(甲商標)の使用につき、甲商標は、その使用開始時点において生活雑貨の商標として若い女性層を中心に周知となっていたYの商標(乙商標)に形態が極めて近似するものであるところ、前記商標権者が甲商標を若い女性向けの衣服等に使用すれば、その商品がX及びこれと経済的又は組織的に何らかの関係がある者の業務に係る商品ではないかとその出所について誤認混同されるおそれがあるものと認められ、Yの担当者も乙商標が若い女性層を中心に周知であることを当然知っていたものと推認できるから、同担当者は甲商標を前記商標権者の販売する被服に使用すれば、その出所について誤認混同されるおそれがあることを認識していたものと認められるとして、甲商標の使用は本条一項所定の商標登録取消事由に当たるとされた事例(東京高判平10・6・30知的裁三〇・二・一九六(アフタヌーンティー事件)商標百選四五)

【同一取消審判についての除外期間】

第五二条 前条第一項の審判は、商標権者の同項に規定する商標の使用の事実がなくなつた日から五年を経過した後は、請求することができない。

【同一商標権の移転当事者による混同を招来させる類似商標の使用】

第五二条の二 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは役務について使用する類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品又は指定役務についての登録商標の使用であつて他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

② 第五十一条第二項及び前条の規定は、前項の審判に準用する。

【同一使用権者による誤認混同を招来させる類似商標の使用】

第五三条 ① 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についての登録商標又はこれに

類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、当該商標権者がその事実を知らなかつた場合において、相当の注意をしていたときは、この限りでない。

② 当該商標権者であつた者又は専用使用権者若しくは通常使用権者であつた者であつて前項に規定する使用をしたものは、同項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審判が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

③ 第五二条の規定は、第一項の審判に準用する。

▼②違反の効果(一五二・四三の二二・四六①)二

① 本条一項の規定が、被使用許諾者が登録商標(又はこれに類似する商標)を「指定商品又はこれに類似する商品」に使用する場合において、商品の品質の誤認、あるいは他人の業務に係る商品との混同を生ずるような態様の使用をしたときは、被使用許諾者が登録商標を「不当に変更」して使用した場合のみ適用されるものと限定する根拠はない。登録商標の被使用許諾者はミネフード、みねふと、MINERODの文字を三段に横書きしてなる登録商標のうち、その一段目のミネフードの片仮名五文字を横書きして使用しているものであり、これはMINEROD及びミネフードの文字を二段に横書きしてなる引用商標と称呼全体において紛らわしく類似の商標であり、本条一項により取り消されるべきものである。(東京高判平元・7・11判時二二三五・二三八(ミネフード事件)商標百選四六)

【同一代理人等による不当登録】

第五三条の二 登録商標がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国において商標に関する権利(商標権に相当する権利に限る)を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務を指定商品又は指定役務とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の

日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

【同前】取消審判についての除外期間】

第五三条の三 前条の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

【同前】取消審判確定の効果】

第五四条① 商標登録を取り消すべき旨の審判が確定したときは、商標権は、その後消滅する。

② 前項の規定にかかわらず、第五十条第一項の審判により商標登録を取り消すべき旨の審判が確定したときは、商標権は、同項の審判の請求の登録の日以降消滅したものとみなす。

【同前】取消審判請求の通知】

第五五条 第四十六条第三項（商標登録無効の審判の請求があつた場合の専用使用権者等への通知）の規定は、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の第二項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判の請求があつた場合に準用する。

（拒絶査定に対する審判における特則）

第五五条の二① 第十五条の二及び第十五条の三の規定（拒絶理由の通知）は、第四十四条第一項（拒絶査定に対する審判）の審判において査定理由と異なる拒絶理由を発見した場合に準用する。

② 第十六条（商標登録の査定）の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十六条第一項において準用する特許法第六十条第一項（審査への差戻し）の規定によりさらに審査に付すべき旨の審判をするときは、この限りでない。

③ 第十六条の二（補正の却下）及び意匠法第七十七条の三（補正後の意匠についての新出願）の規定は、第四十四条第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第三項及び同法第十七条の三第一項中「三月」とあるのは「三十日」と、第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは「第六十三条第一項の訴えを提起したとき」と読み替へるものとする。

準用読替後の規定

（補正の却下）

第一六条の二③ 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達

があつた日から三十日を経過するまでは、当該拒絶査定に対する審判について審判をしてはならない。

④ 審判官は、商標登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第六十三条第一項の訴えを提起したときは、その訴訟の判決が確定するまでその拒絶査定に対する審判の審理を中止しなければならない。

意匠法の準用読替後の規定

（補正後の商標についての新出願）

第一七条の三① 商標登録出願人が前条（商標法第一六条の二）第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三十日以内にその補正後の商標について新たな商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

（審判の確定範囲）

第五五条の三 審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに請求された第四十六条第一項（商標登録の無効の審判）の審判の審決は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。（平成三三法六三本条追加）

▼*対応規定↓特許一六七の二

（特許法の準用）

第五六条① 特許法第三百一十一条第一項、第三百三十一条の二第一項（第二号及び第三号を除く）、第三百三十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条、第三百六十七号並びに第三百六十八号から第三百七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百三十一条の二第一項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは「商標法第四十六条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六条第一項において準用する特許法第三百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第三百三十二条第一項及び第三百六十七号中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第三百四十五条第一項及び第三百六十九号第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審

判」と、同法第百三十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第百五十六條第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第百六十一條中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第百六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判」と、同法第百六十八條第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

特許法の準用読替後の規定

第一三二条の二① 前条（商標法第五十六條第一項で準用する特許法第一三二条）第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、当該補正が次の号に該当するときは、この限りでない。

一 商標法第四十六條第一項の審判以外の審判を請求する場合でない。

二 商標法第四十六條第一項の審判以外の審判を請求する場合に、同法第五十六條第一項において準用する特許法第百三十一條第一項第二号に掲げる請求の理由についてとされるとき。

（共同審判）

第一三二条① 同一の商標権について商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。

（審判官の除斥）

第一三九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、参加人若しくは登録異議申立人であるとき又はあつたとき。
- 二 審判官が事件の当事者、参加人若しくは登録異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。
- 三 審判官が事件の当事者、参加人又は登録異議申立人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 （略）
- 五 審判官が事件について当事者、参加人若しくは登録異議申立人の代理人であるとき又はあつたとき。
- 六・七 （略）

（審判における審理の方式）

第一四五条① 商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判は、口頭審理による。

商標法（五六条の二一五七条） 第六章 再審及び訴訟

る。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとするができる。

第一五六条① 審判長は、事件が審決するのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一六八条①（商標法第五十六條第一項で準用する特許法）第百三十四條第一項及び第三項、第百四十八條及び第百四十九條の規定は、商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判には、適用しない。

（審決の効力）

第一六七条 商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

（訴訟との関係）

第一六八条① 審判において必要があると認めるときは、登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

（審判における費用の負担）

第一六九条① 商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもつて、職権で、定めなければならない。で終了するときは審判による決定をもつて、職権で、定めなければならない。

③ 商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判に関する費用は、請求人の負担とする。

② 特許法第百五十五條第三項（審判の請求の取下げ）の規定は、第四十六條第一項の審判に準用する。

▼準用する特許法一三六条三項・一四四條の二の「政令」→商標令三②

（意匠法の準用）

第五六条の二 意匠法第五十一條（補正却下決定不服審判の特則）の規定は、第四十五條第一項（補正の却下の決定に対する審判）の審判に準用する。

第六章 再審及び訴訟

（再審の請求）

第五七条① 確定した取消決定及び確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。

② 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十八條第一項及び第二項並びに第三百三十九條（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

- 東京地判 平20・12・26 判時2032・11〈黒烏龍茶事件〉……………不正競争2 ㉞
 最決 平21・1・27 民集63・1・271〈液晶モニター事件〉……………特許105の4 ①
 知財高判 平21・1・27【平20ネ10055】〈ロクラクⅡ事件控訴審判決〉……………著作21 ⑤
 知財高判 平21・1・28 判時2043・117〈回路用接続部材事件〉……………特許29 ⑩
 東京地判 平21・1・29 判時2046・159〈サイゴン東西ハイウェイ建設事業事件〉……………不正競争18 ①
 東京地判 平21・2・27【平20ワ20886】〈マジコン事件〉……………不正競争2 ㉞㉞
 知財高判 平21・3・11 判時2049・50〈装飾印鑑事件〉……………特許102 ④
 大阪地判 平21・4・7 判時2065・115〈放熱シート事件〉……………特許76の後◆【実施権】 ①
 知財高判 平21・5・29 判時2047・11〈パシーフカプセル30mg事件高裁判決〉
 ………………特許67 ①. 67の3 ①. 68の2 ①
 知財高判 平21・6・29 判時2104・101〈基板処理装置等事件〉……………特許33 ③. 123 ②
 知財高判 平21・8・25 判時2059・125〈切削方法事件〉……………特許104の3 ②
 東京地判 平21・8・31【平21ワ3556】〈東証事件〉……………不正競争2 ⑤
 大阪地判 平21・9・10【平19ワ16025】〈調理レンジ事件〉……………特許70 ③
 最判 平21・10・8 判時2064・120〈チャップリン事件上告審判決〉……………著作54 ②
 大阪高判 平21・10・8【平19う461】〈Winny著作権法違反幫助事件控訴審判決〉……………著作119 ④
 東京地判 平21・11・13 判時2076・93〈TVブレイク事件一審判決〉……………著作21 ⑦
 知財高判 平21・11・26 判時2086・109〈elle et elles事件〉……………商標50 ③
 知財高判 平22・1・28 判時2073・105〈フリバンセリン事件〉……………特許36 ②
 大阪地判 平22・1・28【平20ワ10879】〈業務支援ソフトウェア事件〉……………不正競争2 ㉞
 知財高判 平22・2・24 判時2102・98〈バリ取りホルダー事件控訴審〉……………特許34 ①
 知財高判 平22・3・25 判時2086・114〈駒込大観音事件控訴審判決〉……………著作20 ㉚㉚. 60 ③. 115 ②. 116 ①
 知財高判 平22・7・15 判時2088・124〈日焼け止め剤組成物事件〉……………特許29 ⑯
 知財高判 平22・9・8 判時2115・102〈TVブレイク事件控訴審判決〉……………著作21 ⑧
 知財高判 平22・9・15 判タ1340・265〈DVDマルチドライブモータ事件〉
 ………………特許100の前◆【I 国際裁判管轄】 ①
 知財高判 平22・10・13 判時2092・135〈絵画鑑定書事件〉……………著作32 ⑤
 知財高判 平22・11・15 判時2111・109〈喜多方ラーメン事件〉……………商標7の2 ①
 大阪地判 平22・12・16 判時2118・120〈商品陳列デザイン事件〉……………不正競争2 ㉞
 最判 平23・1・18 民集65・1・121〈まねきTV事件最高裁判決〉……………著作23 ⑥
 最判 平23・1・20 民集65・1・399〈ロクラクⅡ事件上告審判決〉……………著作21 ⑥
 知財高判 平23・1・31 判時2107・131〈換気扇フィルター事件〉……………特許29 ⑯
 最判 平23・4・28 民集65・3・1654〈パシーフカプセル30mg事件最高裁判決〉……………特許67 ②
 知財高判 平23・9・14 判時2128・136〈BLUE NOTE事件〉……………商標2 ③
 最判 平23・12・8 民集65・9・3275〈北朝鮮映画事件上告審判決〉……………著作6 ②
 最決 平23・12・19 刑集65・9・1380〈Winny著作権法違反幫助事件上告審決定〉……………著作119 ⑤
 最判 平23・12・20 民集65・9・3568〈ARIKA事件〉……………商標6 ①
 知財高判 平23・12・22 判時2145・75〈東芝録画補償金事件控訴審判決〉……………著作104の5 ①
 最判 平24・1・17 判時2144・115〈暁の脱走事件上告審判決〉……………著作54 ③
 知財高判 平24・1・24【平22ネ10032】〈ソリッドゴルフボール事件〉……………特許102 ⑯
 知財大判 平24・1・27 判時2144・51〈プラバスタチンNa塩錠事件〉……………特許70 ⑥⑦
 知財高判 平24・2・8 判時2150・103〈電池式警報器事件〉……………特許178 ⑦
 知財高判 平24・2・14【平22ネ10076】〈Chupa Chups事件〉……………商標4章2節 ⑨
 東京地判 平24・5・29【平22ワ5719】〈有機EL素子事件〉……………不正競争2 ㉞
 知財高判 平24・8・8 判時2165・42〈釣り★スタ事件〉……………著作27 ⑤

- 東京地判 平18・9・12 判時1985・106〈液晶ディスプレイ用表示材料事件〉……………特許35 14
- 知財高判 平18・9・13 判時1956・148〈キャロル・ラスト・ライブ事件〉……………著作16 11
- 東京地決 平18・9・15 判時1973・131〈バルナパリンナトリウム事件〉……………特許105の4 2
- 知財高判 平18・9・26 【平18ネ10037】〈浮世絵模写作品（書籍）事件〉……………著作2 15
- 最判 平18・10・17 民集60・8・2853〈日立製作所事件最高裁判決〉……………特許35 8 9
- 知財高判 平18・10・19 【平18ネ10027】〈講習用資料事件控訴審〉……………著作15 21. 20 6
- 知財高判 平18・11・29 【平18ネ10057】〈浮世絵模写作品（豆腐パッケージ）事件〉……………著作2 16
- 京都地判 平18・12・13 判タ1229・105〈Winnie著作権法違反幫助事件一審判決〉……………著作119 3
- 知財高判 平18・12・21 判時1961・150〈ホクト2号事件控訴審〉……………特許70 14
- 知財高決 平18・12・22 【平18ラ10012】〈まねきTV事件抗告審決定〉……………著作23 4. 99の2 1
- 東京地判 平18・12・27 判タ1275・265〈ヤマト事件〉……………著作61 1
- 東京地判 平19・2・27 判タ1253・241〈多関節搬送装置事件〉……………特許104の3 1
- 大阪地判 平19・4・19 判時1983・126〈ゴースト事件〉……………特許102 3
- 東京地判 平19・5・25 判時1979・100〈MYUTA事件〉……………著作21 4
- 東京地判 平19・5・25 判時1989・113〈ローソク事件〉……………不正競争14 1
- 知財高判 平19・5・31 判時1977・144〈スナップ写真事件控訴審〉……………著作2 19
- 知財高決 平19・6・20 判時1997・119〈水路壁面改良工法事件〉……………特許134の2 1
- 知財高判 平19・6・27 判時1984・3〈マグライト事件〉……………商標3 7 10
- 知財高判 平19・7・25 判時1988・95〈人形写真集事件〉……………著作2 20. 11 1
- 知財高判 平19・9・20 【平18行ケ10494】〈ホログラフィック・グレーティング事件〉……………特許17の2 1
- 大阪高判 平19・10・2 判タ1258・310〈ピーターラビット事件〉……………不正競争2 10
- 名古屋高金沢支判 平19・10・24 判時1992・117〈氷見うどん事件〉……………不正競争5 4
- 大阪高判 平19・10・25 判タ1259・311〈みたらし団子事件〉……………不正競争2 10
- 最判 平19・11・8 民集61・8・2989〈インクタンク事件上告審〉……………特許68 6
- 最判 平19・12・18 民集61・9・3460〈「シェーン」DVD事件〉……………著作54 1
- 東京地判 平19・12・26 【平18ワ27454】〈家庭用医療機器事件〉……………不正競争5 3
- 知財高判 平20・1・31 【平18行ケ10388】〈発光ダイオード付き商品陳列台事件〉……………意匠2 4
- 東京地判 平20・1・31 【平18ワ13803】〈パズル事件〉……………著作2 11
- 東京地判 平20・2・26 【平19ワ15231】……………著作42 2
- 東京地判 平20・3・13 判時2033・102〈祇園祭写真事件〉……………著作2 20. 27 4
- 最判 平20・4・24 民集62・5・1262〈ナイフ加工装置事件〉……………特許104の3 3 4
- 知財高判 平20・5・29 判時2018・146〈ガラス多孔体事件〉……………特許29 1
- 知財大判 平20・5・30 判時2009・47〈ソルダレジスト事件〉……………特許126 5 6
- 東京地判 平20・6・20 【平19ワ5765】〈まねきTV事件地裁判決〉……………著作23 5
- 知財高判 平20・6・24 判時2026・123〈双方向歯科治療ネットワーク事件〉……………特許2 8
- 東京地判 平20・7・4 【平19ワ19275】〈ぬいぐるみ事件〉……………不正競争19 8
- 最判 平20・7・10 民集62・7・1905〈発光ダイオード事件〉……………特許126 7
- 知財高判 平20・7・14 判時2050・137〈生海苔の異物分離除去装置事件〉……………特許125 1
- 知財高判 平20・7・17 判時2011・137〈ライブドア傍聴記事件控訴審判決〉……………著作2 9
- 知財高判 平20・8・26 判時2041・124〈対訳辞書事件〉……………特許2 9
- 最判 平20・9・8 判時2021・92〈つみのおひなっこや事件〉……………商標4 15
- 大阪高判 平20・9・17 判時2031・132〈デサフィナード事件控訴審判決〉……………著作22 2
- 東京地判 平20・9・29 判時2027・143〈半導体レーザ装置事件〉……………特許35 15
- 大阪地判 平20・10・14 判時2048・91〈マスカラ事件〉……………不正競争2 8
- 知財高判 平20・10・28 判時2023・140〈新型浄水器事件〉……………特許38 1
- 東京地判 平20・11・26 判時2040・126〈仕入先情報事件〉……………不正競争2 9
- 知財高判 平20・11・27 判時2022・137〈半導体パッケージ事件〉……………特許134の2 2
- 9 知財高判 平20・12・24 【平20ネ10011】〈北朝鮮映画事件控訴審判決〉……………著作6 1
- 大阪地決 平20・12・25 判時2035・136〈青色LEDチップ事件〉……………特許105の5 1

大阪地判 平17・2・10 判時1909・78〈標本作成用トレイ事件〉	特許102②
東京地判 平17・2・25 判時1897・98〈薬品リスト事件〉	不正競争2⑩
東京高判 平17・3・3 判時1893・126〈2ちゃんねるの小学館事件控訴審判決〉	著作23③
東京地判 平17・3・10 判時1918・67〈トンネル断面マーキング方法事件〉	特許102⑩
東京高判 平17・3・16【平16ネ2000】〈アザレ東京事件〉	不正競争2②
東京高判 平17・3・31【平16ネ405】〈ファイルログ事件控訴審判決〉	著作23②
知財高判 平17・4・13【平17行ケ10227】〈コンパクト事件〉	意匠3⑥
大阪地判 平17・4・28 判時1919・151〈変性重合体製造法事件〉	特許35⑦
東京地判 平17・5・24 判時1933・107〈マンホール用ステップ事件〉	不正競争2⑦
東京地判 平17・5・31 判時1969・108〈誘導電力分配システム事件〉	特許102⑩
知財高判 平17・6・9【平17行ケ10342】〈FLAVAN事件〉	商標3④
最判 平17・6・17 民集59・5・1074〈生体高分子安定複合体構造探索方法事件〉	特許100⑤
最判 平17・7・11 判時1907・125〈RUDOLPH VALENTINO事件〉	商標47②
最判 平17・7・14 民集59・6・1569〈船橋市西図書館事件〉	著作18の前◆【著作者の人格的利益】①
最判 平17・7・14 民集59・6・1617〈eACCESS事件〉	商標10①
最判 平17・7・22 判時1908・164〈国際自由学園事件〉	商標4③
知財高判 平17・8・30【平17行ケ10312】〈ピラゾロピリジン化合物事件〉	特許36④
知財大判 平17・9・30 判時1904・47〈一太郎事件〉	特許101②
知財高判 平17・10・6【平17ネ10049】〈ヨミウリ・オンライン事件控訴審〉	著作2⑧、10②
東京地判 平17・10・11 判時1923・92〈ジェロヴィタル化粧品事件〉	商標4章2節⑩
最判 平17・10・18 判時1914・123〈クリーニングファブリック製造方法事件〉	特許178⑥
大阪地判 平17・10・24 判時1911・65〈選撮見録事件〉	著作112⑤
知財高判 平17・10・27【平17ネ10013】〈超時空要塞マクロス事件〉	不正競争2②
知財高判 平17・10・31【平17ネ10079】〈カラビナ事件〉	意匠24①
知財大判 平17・11・11 判時1911・48〈パラメータ特許事件〉	特許36①
知財高決 平17・11・15【平17ラ10007】〈録画ネット事件抗告審決定〉	著作21③、98①
知財高判 平17・12・5【平17ネ10083】〈カットソー事件控訴審〉	不正競争2⑧
知財高判 平17・12・20 判時1922・130〈PAPA JOHN'S事件〉	商標50⑤
東京地判 平17・12・27 判時1939・120〈図形表示装置事件〉	特許70④
大阪地判 平18・1・16 判時1947・108〈マンホール事件〉	特許78②
神戸地判 平18・1・19【平16行ウ29】〈灯籠事件〉	特許100の前◆【Ⅲ 特許侵害物品の水際規制】①
最判 平18・1・20 民集60・1・137〈天理教事件〉	不正競争2⑥
知財高判 平18・1・25【平17行ケ10437】〈画像撮影装置事件〉	特許29の2①
知財大判 平18・1・31 判時1922・30〈インクタンク事件控訴審〉	特許68⑤
東京地判 平18・1・31 判時1929・92〈洗浄処理剤事件〉	特許35①
知財高判 平18・2・27【平17ネ10100】〈ジョン万次郎銅像事件控訴審〉	著作14①
東京地判 平18・3・24【平17ワ3089】〈アクティブマトリクス型表示装置事件〉	不正競争2⑩
大阪地判 平18・3・30【平16ワ1671】〈スーブラ事件〉	不正競争2⑧
知財高判 平18・3・31 判時1929・84〈コネクター接続端子事件〉	意匠2③
大阪高判 平18・4・19【平17ネ2866】〈スーブラ事件〉	不正競争2⑦⑧⑤
東京地判 平18・5・25 判時1995・125〈クレメジン事件〉	不正競争2②
知財高判 平18・6・29 判タ1229・306〈紙葉類識別装置事件〉	特許29⑩
東京地判 平18・7・6 判時1951・106〈養魚用飼料添加物事件〉	不正競争2⑩
知財高判 平18・7・11 判時2017・141〈増毛装具事件〉	特許29⑬
大阪地判 平18・7・20 判時1968・164〈台車固定装置事件〉	特許2⑩
大阪地判 平18・7・27 判タ1229・317〈正露丸事件〉	不正競争2③、19③
神戸地判 平18・8・4 判時1960・125〈ダニ捕獲器事件〉	不正競争2⑩⑩
東京地判 平18・8・8【平17ワ3056】〈ハンガー用クリップ事件〉	不正競争2⑩⑩
知財高判 平18・8・31 判時2022・144〈アイセル事件〉	著作61②

- 東京地判 平15・3・28 判時1834・95〈教科書準拠国語テスト事件〉……………著作36 ①
 最判 平15・4・11 判時1822・133〈アール・ジー・ビー・アドベンチャー事件〉……………著作15 ①
 最判 平15・4・22 民集57・4・477〈オリンパス事件〉……………特許35 ⑤
 東京地決 平15・6・11 判時1840・106〈慶應義塾大学ノグチ・ルーム事件〉……………著作20 ⑧、60 ②
 東京地判 平15・6・27 判時1840・92〈花粉のご飴事件〉……………商標38 ③
 東京地判 平15・6・27 判時1839・143〈アフト事件〉……………不正競争2 ②7
 名古屋地判 平15・7・24 判時1853・142〈刺しゅう糸色番号事件〉……………不正競争2 ②7
 大阪地判 平15・7・24 【平14ワ3162】〈顧客情報事件〉……………不正競争2 ②8
 東京地判 平15・8・28 判タ1211・259〈スイッチング回路事件〉……………特許133 ①
 東京地判 平15・8・29 判時1886・106〈エノテカ事件〉……………不正競争2 ⑤3
 東京地判 平15・9・30 判時1843・143〈ソフトウェア違法コピー事件〉……………不正競争2 ②10
 東京地判 平15・10・16 判時1874・23〈サンゴ化石粉体事件〉……………特許100の前◆【II 外国特許権に係る準拠法】③, 不正競争2 ②10
 最判 平15・10・31 判時1841・143〈窒化ガリウム系化合物半導体事件〉……………特許178 ⑤
 東京高判 平15・11・20 【平14行ケ514】〈Manhattan Portage事件〉……………商標4 ①6
 東京地判 平15・11・26 判時1846・83〈影響解析装置事件〉……………特許35 ⑩
 東京地判 平15・12・26 判時1851・138〈液体充填装置ノズル事件〉……………特許102 ⑨
 東京高判 平16・1・29 判時1848・25〈日立製作所事件控訴審判決〉……………特許35 ⑫
 東京地判 平16・1・30 判時1852・36〈青色LED事件一審終局判決〉……………特許35 ⑪
 東京地判 平16・3・5 判時1854・153〈セイジョー事件〉……………不正競争19 ②
 東京地判 平16・3・11 判時1893・131〈2ちゃんねるの小学館事件一審判決〉……………著作112 ④
 東京高判 平16・3・31 判時1865・122〈流通用ハンガー事件〉……………不正競争2 ②8
 最決 平16・4・8 民集58・4・825……………不正競争3 ⑤
 東京地判 平16・4・13 判時1862・168〈イベント会社事件〉……………不正競争2 ②9
 大阪地判 平16・4・20 【平14ワ13569】〈Career-Japan事件〉……………商標4 ①1
 東京地判 平16・4・23 判時1892・89〈プリント基板用治具事件〉……………特許101 ③
 東京高判 平16・4・27 判時1872・95〈日立金属窒素磁石事件控訴審判決〉……………特許35 ⑬
 大阪地判 平16・4・27 判時1882・116〈キューピー第二次訴訟事件〉……………著作28 ②
 大阪地判 平16・5・20 【平14ワ3030】〈エレベータ保守点検会社事件〉……………不正競争2 ②0
 最判 平16・6・8 判時1867・108〈LEONARD KAMHOUT事件〉……………商標4 ④
 東京地判 平16・6・23 判時1872・109〈ブラザー事件〉……………商標4章2節 ②
 東京高判 平16・6・24 【平15行ケ163】〈動力舵取装置事件〉……………特許181 ②
 東京地判 平16・6・30 判時1874・134〈コンピュータソフトウェア「ProLesWeb」事件〉……………著作2 ⑩
 東京地判 平16・7・2 判時1890・127〈ヴォーグ事件〉……………不正競争2 ⑥6
 東京地判 平16・7・28 判時1878・129〈カルティエ事件〉……………不正競争2 ②2
 東京地判 平16・8・17 判時1873・153〈切削オーバレイ工法事件〉……………特許100 ④
 東京高判 平16・8・31 判時1883・87〈RISOインクボトル事件〉……………商標4章2節 ⑤
 大阪地判 平16・9・13 判時1899・142〈ヌーブラ事件〉……………不正競争2 ②8
 東京高判 平16・9・16 【平16行ケ18】〈ひよこちゃん事件〉……………商標4 ①4
 東京高判 平16・9・29 判時1887・99〈油圧作動型カッター事件〉……………特許35 ①7
 大阪高判 平16・9・29 【平15ネ3575】〈積水ハウス事件控訴審判決〉……………著作2 ②9
 東京地判 平16・9・30 判時1880・84〈ステンレス鋼製缶体事件〉……………特許35 ⑥
 東京高判 平16・10・27 【平16ネ2995】〈貯留浸透タンク事件〉……………特許127 ①
 東京地判 平16・10・29 判時1902・135〈ラップフィルム摘み具事件〉……………意匠3 ⑤
 大阪地判 平16・11・9 判時1897・103〈ミーリングチャック事件〉……………不正競争2 ②8
 東京地判 平16・12・8 判時1889・110〈インクタンク事件一審〉……………特許68 ④
 東京高判 平16・12・21 判時1891・139〈回路シミュレーション方法事件〉……………特許2 ⑦
 7 東京地決 平17・1・31 判時1898・73……………商標36 ①
 東京地判 平17・2・10 判時1906・144〈プラニユート顆粒事件〉……………特許29 ⑧

- 東京地判 平13・4・24 判時1755・43〈J-PHONE事件〉……………不正競争2 110
- 最判 平13・6・8 民集55・4・727〈円谷プロ事件〉……………著作112の前◆【国際裁判管轄】 1
- 最判 平13・6・12 民集55・4・793〈生ゴミ処理装置事件〉……………特許33 1
- 東京高判 平13・6・21 判時1765・96〈すいかの写真事件〉……………著作2 18
- 東京高判 平13・6・27【平12行ケ422】〈MAGIC事件〉……………商標50 2
- 最判 平13・6・28 民集55・4・837〈江差追分事件〉……………著作2 31、39、27 1
- 最判 平13・7・6 判時1762・130〈PALM SPRINGS POLO CLUB事件〉……………商標4 13
- 東京高判 平13・7・17 判時1769・98〈乳酸菌飲料事件〉……………商標3 6、9
- 東京地判 平13・7・19 判時1815・148〈呉青山学院事件〉……………不正競争2 5、70
- 東京地判 平13・7・25 判時1758・137〈路線バス車体絵画事件〉……………著作46 1
- 東京地判 平13・8・31 判時1760・138〈エルメスバーキン事件〉……………不正競争2 87
- 東京地判 平13・9・6 判時1804・117〈宅配鯖事件〉……………不正競争2 74
- 東京地判 平13・9・20 判時1764・112……………特許100 2
- 東京地判 平13・9・20 判時1801・113……………不正競争2 111
- 最判 平13・10・25 判時1767・115〈キャンディ・キャンディ事件〉……………著作2 37、28 1
- 東京地判 平13・10・25 判時1786・142……………不正競争2 111
- 東京高判 平13・10・30 判時1773・127〈交通標語事件〉……………著作2 7
- 東京高判 平13・10・31【平13行ケ258】〈カンショウ乳酸事件〉……………商標3 1
- 東京高判 平13・11・29 判時1779・89〈置換プリン事件〉……………特許68 3
- 東京高判 平13・12・26 判時1788・103……………不正競争2 19
- 東京地判 平14・1・24 判時1814・145……………不正競争2 21
- 東京高判 平14・1・31 判時1804・108……………特許49 1
- 東京地判 平14・2・5 審決集48・823〈ダイコク事件〉……………不正競争2 110
- 東京高判 平14・2・18 判時1786・136〈雪月花事件〉……………著作21 2
- 最判 平14・2・22 民集56・2・348〈ETNIES事件〉……………特許132 1、商標63 1
- 最判 平14・3・25 民集56・3・574〈パチンコ装置事件〉……………特許132 2
- 大阪地判 平14・4・9 判時1826・132〈ワイヤーブラシセット事件〉……………不正競争2 75
- 東京高判 平14・4・11 判時1828・99〈医療行為事件〉……………特許29 3
- 最判 平14・4・25 民集56・4・808〈中古ゲームソフト事件〉……………著作2 45、26 2
- 東京地判 平14・4・25【平14ワ3764】〈三菱クオインタムファンド事件〉……………不正競争2 69
- 大阪地判 平14・5・23 判時1825・116……………特許33 4
- 東京高判 平14・5・31 判時1819・121〈電路支持材事件〉……………不正競争2 13
- 東京地判 平14・7・15 判時1796・145〈MP 3事件〉……………不正競争2 110
- 東京地判 平14・7・17 判時1799・155〈ブラジャー事件〉……………特許33 2
- 東京地判 平14・7・18【平14ワ8104】〈三菱ホーム事件〉……………不正競争2 68
- 東京高判 平14・9・6 判時1794・3〈記念樹事件〉……………著作2 40、27 2
- 最判 平14・9・17 判時1801・108〈mosrite事件〉……………特許153 1
- 東京地中間判 平14・9・19 判時1802・30〈青色LED事件一審中間判決〉……………特許35 16
- 最判 平14・9・26 民集56・7・1551〈FM信号復調装置事件〉……………特許100の前◆【II 外国特許権に係る準拠法】 1、2
- 東京高判 平14・9・26【平13ネ6316】〈メープルシロップ事件〉……………商標38 1
- 東京地判 平14・10・15 判時1821・132〈パドワイザー事件〉……………不正競争19 5
- 東京高判 平14・11・14 判時1811・120〈建築物の骨組構築方法事件〉……………特許178 4
- 東京地判 平15・1・20 判時1823・146〈超時空要塞マクロス事件〉……………著作2 34、29 2
- 東京地中間判 平15・1・29 判時1810・29〈ファイルログ事件一審中間判決〉……………著作23 1
- 大阪地判 平15・2・13 判時1842・120〈ヒットワン・通信カラオケ装置リース事件〉……………著作112 3
- 東京地判 平15・2・20 判時1824・106〈無洗米製造装置事件〉……………不正競争2 114
- 最判 平15・2・27 民集57・2・125〈フレッドベリー事件〉……………商標4章2節 13
- 大阪地判 平15・2・27【平13ワ10308】〈セラミックコンデンサー事件〉……………不正競争2 95

- 東京地判 平10・10・7 判時1657・122〈負荷装置システム事件〉……………特許70 ⑨. 102 ⑥
- 東京地判 平10・10・29 知的裁30・4・812〈スマップインタビュー記事事件〉……………著作2 ③③
- 東京地判 平10・10・30 判時1674・132〈血液型と性格の社会史事件〉……………著作20 ⑫. 32 ⑥. 43 ①
- 東京地判 平10・11・20 知的裁30・4・841〈アダージェット・バレエ作品振付け事件〉……………著作22 ④
- 東京地判 平10・11・30 知的裁30・4・956〈版画の写真事件〉……………著作2 ⑫
- 東京地判 平10・12・22 判時1674・152〈磁気媒体リーダー事件〉……………特許70 ②
- 東京地判 平11・1・28 判時1664・109〈徐放性ジクロフェナクナトリウム製剤事件〉……………特許70 ⑪
- 東京地判 平11・1・28 判時1677・127〈キャディバッグ事件〉……………不正競争2 ⑦⑧⑧
- 東京地判 平11・1・29 判時1680・119〈古文単語語呂合わせ事件〉……………著作2 ⑥
- 東京地判 平11・2・25 判時1677・130〈松本清張作品映画化リスト事件〉……………著作12 ②
- 東京地判 平11・2・25 判時1682・124〈モデルガン事件〉……………不正競争2 ⑦⑨
- 東京地判 平11・2・25 判時1683・144〈広告器事件〉……………不正競争2 ⑫
- 最判 平11・3・9 民集53・3・303〈大径角形鋼管事件〉……………特許178 ②
- 最判 平11・4・16 民集53・4・627〈すい臓疾患治療剤事件〉……………特許69 ①
- 東京地判 平11・4・28 判時1691・136〈ウイルスバスター事件〉……………商標4章2節 ⑫
- 東京高判 平11・6・15 判時1697・96〈スミターマル事件〉……………特許102 ①
- 東京地判 平11・6・29 判時1693・139〈プリーツ・プリーズ事件〉……………不正競争2 ②②
- 最判 平11・7・16 民集53・6・957〈生理活性物質測定法事件〉……………特許100 ①③
- 東京地判 平11・7・16 判時1698・132〈悪路脱出具事件〉……………特許102 ⑦
- 東京地判 平11・7・23 判時1694・138……………不正競争2 ⑨⑨
- 東京地判 平11・9・28 判時1695・115〈江戸商売図絵事件〉……………著作2 ⑫
- 東京高判 平11・12・22 判時1710・147〈ドゥーセラム事件〉……………商標4 ①
- 東京地判 平12・1・17 判時1708・146……………不正競争2 ②⑤
- 最判 平12・2・18 判時1703・159〈嗜好食品事件〉……………特許132 ④
- 最決 平12・2・24 刑集54・2・67〈パチスロ事件〉……………商標4章2節 ④
- 最判 平12・2・29 民集54・2・709〈倉方黄桃事件〉……………特許2 ⑥
- 東京地判 平12・2・29 判時1715・76〈中田英寿の詩事件〉……………著作18 ①
- 東京地判 平12・3・17 判時1714・128〈タウンページデータベース事件〉……………著作12の2 ①
- 最判 平12・4・11 民集54・4・1368〈ケルビー事件〉……………特許70 ⑬
- 東京高判 平12・4・25 判時1724・124〈「脱ゴーマニズム宣言」事件〉……………著作20 ⑩. 32 ③
- 東京地判 平12・5・16 判時1751・128②〈スターデジコ事件〉……………著作96 ①
- 東京高判 平12・5・17 【平12行コ22】……………新案12 ①
- 東京高判 平12・5・23 判時1725・165〈三島由紀夫の手紙事件〉……………著作2 ⑫. 60 ①
- 東京地判 平12・6・29 判時1728・101……………不正競争2 ⑦
- 最判 平12・7・11 民集54・6・1848〈レールデュタン事件〉……………商標4 ⑫
- 東京地判 平12・7・18 判時1729・116……………不正競争2 ⑦
- 東京高判 平12・8・29 判時1737・124〈シャディ事件〉……………商標2 ②
- 東京地判 平12・8・31 【平10ワ7865】〈写ルンです事件〉……………特許68 ②
- 最判 平12・9・7 民集54・7・2481〈ゴナ書体事件〉……………著作2 ②⑧
- 大阪地判 平12・9・12 判時1748・164〈包装用かご事件〉……………意匠29 ①
- 東京地判 平12・11・13 判時1736・118……………不正競争2 ⑨④
- 東京高判 平12・11・28 判時1748・159〈おろし器事件〉……………意匠4 ①
- 富山地判 平12・12・6 判時1734・3〈JACCS事件〉……………不正競争2 ⑩⑩
- 東京地判 平12・12・7 判時1771・111……………不正競争2 ⑨⑩⑩
- 東京高判 平13・1・31 判時1743・124……………特許178 ③
- 最判 平13・2・13 民集55・1・87〈ときめきメモリアル事件〉……………著作20 ③
- 東京高判 平13・2・28 判時1749・138〈DALE CARNEGIE事件〉……………商標50 ①
- 5 最判 平13・3・2 民集55・2・185〈カラオケリース事件〉……………著作22 ⑤
- 大阪高判 平13・4・19 【平11ネ2198】〈ペン型注射器事件〉……………特許70 ⑫

- 最判 平5・12・16 判時1480・146〈アメックス事件〉……………不正競争2 ⑩
 東京高決 平5・12・24 判時1505・136……………不正競争2 ⑩⑩
 大阪地判 平6・2・24 判時1522・139〈マグアンプK事件〉……………商標4章2節 ⑥
 東京地判 平6・4・25 判時1509・130〈日本の城の基礎知識事件〉……………著作2 ④
 大阪地判 平6・4・28 判時1542・115〈マホーピン事件〉……………特許35 ③
 大阪高判 平6・5・27 知的裁26・2・356〈釣糸事件〉……………特許35 ④
 東京地判 平6・7・1 知的裁26・2・510〈101匹ワンチャン事件〉……………著作26 ①
 神戸地決 平6・12・8 知的裁26・3・1323〈ハートカップ事件〉……………不正競争19 ⑦
 最判 平7・3・7 民集49・3・944〈磁気治療器事件〉……………特許132 ③
 最決 平7・4・4 刑集49・4・563〈海賊版ビデオ販売事件〉……………著作119 ②
 東京高判 平7・4・13 判時1536・103〈衣装ケース事件〉……………意匠3 ①
 大阪地判 平7・5・30 知的裁27・2・426〈it'sシリーズ事件〉……………不正競争2 ②⑩
 東京高判 平7・9・26 知的裁27・3・682〈タイムカード事件〉……………意匠3 ③
 大阪地判 平7・9・28 知的裁27・3・580〈音羽流事件〉……………不正競争2 ⑤⑩
 東京地判 平7・10・30 判時1560・24〈システムサイエンス事件〉……………著作113 ①、114 ①
 東京高判 平7・11・8 知的裁27・4・778〈多摩市立図書館事件〉……………著作31 ①
 東京地判 平7・12・18 知的裁27・4・787〈ラストメッセージin最終号事件〉……………著作2 ⑤、二章三節五款 ①
 仙台地判 平7・12・22 判時1589・103……………不正競争2 ⑩
 東京地判 平8・2・23 知的裁28・1・54〈やっぱりブスが好き事件〉……………著作20 ④
 東京高判 平8・4・16 知的裁28・2・271〈「目覚め」事件〉……………著作113 ②、115 ①
 大阪地判 平8・4・16 知的裁28・2・300……………不正競争2 ⑨
 千葉地判 平8・4・17 判時1598・142〈「ウォークマン」事件〉……………不正競争2 ④②
 東京高判 平8・7・24 判時1597・129〈泉岳寺事件〉……………不正競争2 ⑥⑦
 神戸地判 平8・11・25 判時1603・115〈リッツ事件〉……………不正競争2 ⑥④
 東京地判 平8・12・25 知的裁28・4・821〈ドラゴン・キーホルダー事件一審〉……………不正競争2 ⑧②
 東京地判 平9・2・21 判時1617・120……………不正競争5 ②
 東京地判 平9・3・7 判時1613・134〈ピアス孔保護具事件〉……………不正競争2 ⑦⑧ ⑧
 最判 平9・3・11 民集51・3・1055〈小僧寿し事件〉……………特許102 ⑧、商標4 ⑧、26 ②、38 ②
 東京地判 平9・4・25 判時1605・136〈スモーキングスタンド等設計図事件〉……………著作2 ②③
 最判 平9・7・1 民集51・6・2299〈BBS [バーバーエス] 並行輸入事件〉……………特許68 ①⑦
 最判 平9・7・17 民集51・6・2714〈ポバイ・ネクタイ事件〉……………著作2 ⑩、51 ①
 東京高判 平9・7・17 知的裁29・3・565〈インターフェロン事件〉……………特許70 ⑤
 東京高判 平9・8・28 判時1625・96〈フジサンケイグループ事件〉……………著作75 ①
 東京地判 平9・12・12 判時1641・115〈足場板用枠事件〉……………意匠38 ①
 東京地判 平10・2・20 知的裁30・1・33〈バーンズ・コレクション展事件〉……………著作32 ④
 最判 平10・2・24 民集52・1・113〈ポールズプライン事件〉……………特許70 ⑧
 東京地判 平10・2・25 判タ973・238〈たまごっち事件〉……………不正競争2 ⑧④
 東京高判 平10・2・26 知的裁30・1・65〈ドラゴン・キーホルダー事件控訴審〉……………不正競争2 ⑧③
 東京地判 平10・3・13 判時1639・115〈高知東急事件〉……………不正競争2 ⑥⑤
 大阪高判 平10・5・22 判タ986・289〈One CUP事件〉……………不正競争2 ⑤②
 東京高判 平10・6・18 知的裁30・2・342〈自走式クレーン事件〉……………意匠3 ②
 東京高判 平10・6・30 知的裁30・2・396〈アフタヌーンティー事件〉……………商標51 ②
 最判 平10・7・17 判時1651・56〈月刊雑誌「諸君!」事件〉……………著作20 ②
 東京高判 平10・8・4 判時1667・131〈俳句の添削事件〉……………著作20 ⑤
 東京地判 平10・8・27 知的裁30・3・478〈カラオケボックスビッグエコー事件〉……………著作22 ③
 最判 平10・9・10 判時1655・160〈チャンネル事件上告審〉……………不正競争2 ⑤⑧
 大阪地判 平10・9・10 知的裁30・3・501〈小熊タオルセット事件〉……………不正競争2 ⑦③
 大阪地判 平10・9・10 判時1656・137……………不正競争2 ⑨⑥
 大阪地判 平10・9・17 知的裁30・3・570〈徐放性ジクロロフェナクナトリウム製剤事件〉……………特許70 ⑩

- 大阪地判 昭60・5・29 無体17・2・281〈症例報告書事件〉……………著作19①
- 大阪地判 昭60・6・28 判タ567・290……………不正競争5①
- 東京高判 昭60・7・30 無体17・2・344〈蛇口接続金具意匠事件〉……………特許123①
- 東京高判 昭60・10・17 無体17・3・462〈藤田嗣治絵画複製事件〉……………著作32②
- 横浜地決 昭60・10・29 判時1176・126〈花喰鳥事件〉……………著作112②
- 東京高判 昭60・11・14 無体17・3・544〈アメリカ語要語集事件〉……………著作12①
- 最判 昭61・1・23 判時1186・131〈GEORGIA事件〉……………商標3③
- 最判 昭61・4・22 判時1207・114〈ユーハイム事件〉……………商標51①
- 最判 昭61・5・30 民集40・4・725〈パロディ事件第二次上告審〉……………著作17①
- 最判 昭61・7・17 民集40・5・961〈第二次箱尺事件〉……………特許29⑥
- 最判 昭61・10・3 民集40・6・1068〈ウォーキングビーム式加熱炉事件〉……………特許79①
- 東京高判 昭61・12・25 無体18・3・579〈紙幣事件〉……………特許32①
- 東京高判 昭62・2・19 無体19・1・30〈当落予想表事件〉……………著作2①
- 神戸地判 昭62・3・25 無体19・1・72〈ホテルチャンネル事件〉……………不正競争2⑥
- 大阪地判 昭62・5・27 無体19・2・174〈「かに道楽」事件〉……………不正競争2④
- 大阪地判 昭62・8・26 無体19・2・268〈BOSS事件〉……………商標2①
- 最判 昭63・3・15 民集42・3・199〈クラブ・キャッツアイ事件〉……………著作22①
- 東京地判 昭63・3・23 判時1284・155〈IBM事件〉……………著作119①
- 東京高判 昭63・3・29 無体20・1・98〈「天一」事件〉……………不正競争2④
- 東京地判 昭63・6・29 無体20・2・260〈チェレザ事件〉……………商標13①
- 最判 昭63・7・19 民集42・6・489〈アースベルト事件〉……………不正競争2⑤、特許65①
- 東京高判 昭63・12・13 判時1311・112……………特許29⑨
- 東京高判 平元・4・27 判時1324・135〈額縁用枠材事件〉……………意匠10の2①
- 東京高判 平元・7・11 判時1325・138〈ミネフード事件〉……………商標53①
- 東京地判 平元・10・6 無体21・3・747〈レオナルド・フジタ展事件〉……………著作47①
- 東京高判 平2・2・13 判時1348・139〈錦鯉飼育法事件〉……………特許2③
- 東京地判 平2・2・28 判時1345・116……………不正競争2⑤
- 最判 平2・7・20 民集44・5・876〈ポパイ・マフラー事件〉……………商標4章2節⑩
- 東京高判 平3・1・29 判時1379・130〈ダイジェスティブ事件〉……………商標3⑤⑧
- 最判 平3・3・8 民集45・3・123〈リパーゼ事件〉……………特許36③
- 最判 平3・3・19 民集45・3・209〈クリップ事件〉……………特許126④
- 最判 平3・4・23 民集45・4・538〈シェトア事件〉……………商標50④
- 東京高判 平3・8・29 知的裁23・2・618……………特許102⑤
- 東京高判 平3・10・1 判時1403・104……………特許29⑦
- 東京高判 平3・12・17 知的裁23・3・808〈木目化粧紙事件〉……………著作2②
- 東京高判 平3・12・19 知的裁23・3・823〈法政大学懸賞論文事件〉……………著作20⑨
- 最判 平4・4・28 民集46・4・245〈高速旋回式バルル研磨法事件〉……………特許181①
- 大阪地判 平4・4・30 知的裁24・1・292〈丸棒矯正機事件〉……………著作2④
- 東京地判 平4・5・27 知的裁24・2・412〈Nintendo事件〉……………商標4章2節⑦
- 大阪地判 平4・8・27 知的裁24・2・495〈静かな焙事件〉……………著作2④
- 最判 平4・9・22 判時1437・139〈大森林事件〉……………商標4⑦
- 東京地判 平5・2・24 判時1455・143〈ワールドファイナンス事件〉……………不正競争2⑥
- 大阪地判 平5・3・23 判時1464・139〈TBS事件〉……………著作41①
- 最判 平5・3・30 判時1461・3〈智恵子抄事件〉……………著作2③、12③
- 最判 平5・3・30 判時1461・150……………特許39①
- 東京高判 平5・7・22 知的裁25・2・296〈ゼルダ事件〉……………商標32①
- 東京地判 平5・8・30 知的裁25・2・380〈THE WALL STREET JOURNAL事件〉……………著作12④、27③
- 3 東京高判 平5・9・9 判時1477・27〈三沢市勢映画製作事件〉……………著作29①
- 最判 平5・9・10 民集47・7・5009〈SEIKO EYE事件〉……………商標4⑨

- 東京地判 昭53・6・21 無体10・1・287 (日照権事件) …… 著作2 ②
- 東京高判 昭53・7・26 無体10・2・369 (ターンテーブル事件) …… 意匠2 ①
- 最判 昭53・9・7 民集32・6・1145 (ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件) …… 著作21 ①
- 富山地判 昭53・9・22 無体10・2・454 (富山住宅地図事件) …… 著作2 ②③
- 東京高判 昭53・10・25 無体10・2・478 (マクドナルド事件) …… 不正競争2 ④
- 最判 昭54・4・10 判時927・233 (ワイキキ事件) …… 商標3 ②
- 神戸地姫路支判 昭54・7・9 無体11・2・371 (仏壇彫刻事件) …… 著作2 ②
- 最判 昭55・1・24 民集34・1・80 (食品包装容器事件) …… 新案47 ①
- 東京地判 昭55・3・10 無体12・1・47 (タイポス事件) …… 不正競争2 ③
- 東京高判 昭55・3・25 無体12・1・108 (カップヌードル事件) …… 意匠2 ②
- 東京地決 昭55・3・26 判時968・27 (テレビニュース録画事件) …… 著作42 ①
- 最判 昭55・3・28 民集34・3・244 (パロディ事件第一次上告審) …… 著作20 ①, 32 ①
- 最判 昭55・5・1 民集34・3・431 (耕耘機トレーラー事件) …… 特許126 ②
- 大阪高判 昭55・6・26 無体12・1・266 (英訳 平家物語事件) …… 著作2 ④
- 最判 昭55・7・4 民集34・4・570 (一眼レフカメラ事件) …… 特許29 ⑤
- 大阪地判 昭56・1・30 無体13・1・22 (ロンシャン図柄事件) …… 不正競争2 ①
- 札幌高決 昭56・1・31 無体13・1・36 (バター缶事件) …… 不正競争3 ④
- 東京高判 昭56・2・25 無体13・1・134 (香りのタイプ事件) …… 不正競争2 ⑤
- 東京地判 昭56・2・25 無体13・1・139 (交換レンズ事件) …… 特許101 ①
- 最判 昭56・3・13 判時1001・41 …… 特許44 ①
- 大阪地決 昭56・3・30 判時1028・83 …… 不正競争2 ④
- 東京地判 昭56・4・20 無体13・1・432 (アメリカTシャツ事件) …… 著作2 ②
- 最判 昭56・6・30 民集35・4・848 …… 特許70 ①
- 大阪高判 昭56・7・28 無体13・2・560 …… 不正競争2 ③
- 大阪高決 昭56・9・28 無体13・2・630 (薬品保管庫事件) …… 意匠3 ④
- 最判 昭56・10・13 民集35・7・1129 …… 不正競争3 ②
- 大阪地判 昭57・2・26 無体14・1・58 (ウスキー事件) …… 不正競争2 ⑤
- 東京地判 昭57・3・8 無体14・1・97 (将門記事事件) …… 著作2 ③
- 東京地判 昭57・6・16 無体14・2・418 (山形屋海苔店事件) …… 商標26 ①
- 東京地判 昭57・9・27 無体14・3・593 …… 不正競争2 ①
- 東京地判 昭57・10・18 判タ499・178 …… 不正競争2 ①
- 東京高判 昭57・10・28 無体14・3・759 (ヨドバシボールノ事件) …… 不正競争2 ⑥
- 最判 昭57・11・12 民集36・11・2233 (月の友事件) …… 商標4 ②
- 最判 昭58・2・17 判時1082・125 (盛光事件) …… 商標47 ①
- 東京高判 昭58・6・16 無体15・2・501 (DCC事件) …… 商標4 ⑤
- 最判 昭58・10・7 民集37・8・1082 …… 不正競争2 ④
- 東京高判 昭58・11・15 無体15・3・720 …… 不正競争2 ①
- 横浜地判 昭58・12・9 無体15・3・802 (「勝烈庵」事件) …… 不正競争2 ④
- 大阪地判 昭58・12・23 無体15・3・894 …… 不正競争2 ④
- 東京地判 昭59・1・18 判時1101・109 (ポルノランドディズニー事件) …… 不正競争2 ⑥
- 最判 昭59・1・20 民集38・1・1 (顔真卿自書建中告身帖事件) …… 著作二章三節三款 ①
- 東京地八王子支判 昭59・2・10 無体16・1・78 (ゲートボール規則書事件) …… 著作2 ③
- 最判 昭59・3・13 判時1119・135 …… 特許157 ①
- 最判 昭59・4・24 民集38・6・653 (耕耘機トレーラー事件) …… 特許126 ③
- 最判 昭59・5・29 民集38・7・920 (フットボール事件) …… 不正競争2 ①
- 東京地判 昭59・6・15 刑月16・5=6・459 (新薬産業スパイ事件) …… 不正競争2 ⑧
- 東京地判 昭59・9・28 無体16・3・676 (パックマン事件) …… 著作2 ④
- 最判 昭59・10・23 民集38・10・1145 (THE UNION READERS事件) …… 商標8 ①
- 大阪地判 昭59・12・20 無体16・3・803 (ヘアブラシ意匠事件) …… 特許78 ③, 98 ①

判例索引

本書収録の全ての判例を年月日順に掲げ、掲載箇所を法令名略語、条数、判例番号で示した。

同一法令の条数は（．）で、異なる法令の間では（，）で区切った。

- 東京高判 昭26・7・31 行裁2・8・1273（カット事件）……………新案3①
 最判 昭28・4・30 民集7・4・461（欧文字単一電報隠語作成方法事件）……………特許2①
 東京地判 昭28・10・20 下民4・10・1503（赤木屋プレイガイド事件）……………不正競争19①
 静岡地浜松支判 昭29・9・16 下民5・9・1531（山葉楽器事件）……………不正競争19④
 東京地判 昭30・3・16 下民6・3・479……………特許29②
 東京高判 昭31・12・25 行裁7・12・3157（電柱広告方法事件）……………特許2②
 最決 昭34・5・20 刑集13・5・755……………不正競争2③③
 最大判 昭35・4・6 刑集14・5・525……………不正競争21①②
 最判 昭36・6・27 民集15・6・1730（橘正宗事件）……………商標4⑩
 東京地判 昭36・10・25 下民12・10・2583（昆虫挿絵事件）……………著作2⑬
 大阪高判 昭38・2・28 判時335・43（松前屋事件）……………不正競争2④③
 最判 昭39・8・4 民集18・7・1319（液体燃料燃焼装置事件）……………特許70①
 最判 昭40・6・4 判時414・29（ライナーピャー事件）……………不正競争2⑩⑩
 最判 昭42・4・11 民集21・3・598……………不正競争3③
 大阪地判 昭42・8・21 判時496・62（キャバレーゴールデンミカド事件）……………著作112①
 最判 昭43・2・27 民集22・2・399（永山印事件）……………商標4⑥
 最判 昭43・4・18 民集22・4・936……………特許71①
 最判 昭43・12・13 民集22・13・2972（石灰窒素の製造炉事件）……………特許35②
 最判 昭44・1・28 民集23・1・54（原子力エネルギー発生装置事件）……………特許2⑤
 東京地判 昭44・3・19 判時559・60……………不正競争19⑥
 最判 昭44・10・17 民集23・10・1777（地球儀型トランジスタラジオ事件）……………特許79②
 奈良地判 昭45・10・23 下民21・9=10・1369（フォセコ事件）……………不正競争2⑩⑩
 東京高判 昭45・12・26 判タ260・338（組立て式押入タンス事件）……………不正競争2⑨
 大阪地判 昭46・2・26 無体3・1・62（新阪急ホテル事件）……………不正競争2④⑧
 最決 昭46・7・20 刑集25・5・739（ハイ・ミー事件）……………商標4章2節⑧
 福岡地飯塚支判 昭46・9・17 無体3・2・317（巨峰事件）……………商標4章2節①
 大阪地判 昭46・12・22 無体3・2・414（学習机事件）……………意匠26①
 東京地判 昭47・10・11 無体4・2・538（民青の告白事件）……………著作10①
 最判 昭47・12・14 民集26・10・1888（フェノチアジン誘導体製法事件）……………特許126①
 長崎地佐世保支決 昭48・2・7 無体5・1・18（博多人形事件）……………著作2②④
 東京地判 昭48・3・9 無体5・1・42……………不正競争2③③
 最判 昭48・4・20 民集27・3・580……………特許78①
 最判 昭49・3・19 民集28・2・308（可撓伸縮ホース事件）……………意匠3⑦
 東京高判 昭49・6・18 無体6・1・170……………特許29④
 大阪地判 昭51・2・24 無体8・1・102（ポバイ・アンダーシャツ事件）……………商標4章2節③
 最大判 昭51・3・10 民集30・2・79（メリヤス編機事件）……………特許178①
 東京地判 昭51・3・31 判タ344・291（「勝烈庵」事件）……………不正競争2③⑨
 最判 昭51・4・30 判タ360・148……………特許29⑭④
 最判 昭52・2・14 判時841・26……………特許25①
 東京地判 昭52・3・30 著研9・233（たいやき君事件）……………著作2③⑤
 東京地判 昭52・7・22 無体9・2・534（舞台装置設計図事件）……………著作30①
 I 最判 昭52・10・13 民集31・6・805（薬物製品事件）……………特許2④
 東京地判 昭52・12・23 無体9・2・769……………不正競争2⑩⑩

複製権……………著作21. 96. 98. 100の2
 付随対象著作物……………著作30の2
 不正競争……………不正競争2①
 プログラム……………不正競争2①[十][十一]. 2⑧,
 著作2①[十の二]. 10①[九]. 10③. 15②
 —の著作物についての権利侵害
 …著作2①[七の二]. 20②[三]. 23. 47の3. 113②
 —の著作物の登録……………著作76の2. 78の2,
 プログラム登3
 プログラム等……………特許2③[一]. 2④
 文書提出命令……………特許105, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争7, 著作114の3
 編集著作物……………著作12
 防護標章……………商標64～68
 放送……………著作2①[八]. 9. 98～100
 放送権……………著作92. 100の3
 法定通常実施権……………特許79の2, 新案26, 意匠29の3
 冒認特許権の取戻請求……………特許74
 補償金支払請求権……………特許65
 補正…特許17～17の4. 53, 新案2の2. 6の2. 14の3,
 意匠9の2. 17の2. 60の3, 商標9の4. 16の2. 68の40
 翻案権……………著作27
 翻訳権……………著作27

ま 行

マドリッド協定の議定書に基づく特例
 ………………商標68の2～68の39
 みなし侵害……………特許101, 新案28, 意匠38, 商標37,
 著作113
 無効審判……………特許123～125. 164の2, 新案37,
 意匠48. 49, 商標46～47
 名誉回復等の措置……………著作115
 模倣……………不正競争2⑤

や 行

優先権……………特許41. 43. 43の2, 新案8, 商標9の2. 9の3,
 種苗11, パリ約4
 有線放送……………著作2①[九の二][九の三]. 9の2.
 100の2～100の4
 有線放送権……………著作92. 99

ら 行

立体商標……………商標5②
 レコード…著作2①[五]～[七]. 8. 96～97の3. 113⑤
 録音権……………著作91
 録画権……………著作91

商標登録
 ——の取消しの審判……………商標50～55
 ——の要件……………商標3, 4
 商標登録出願……………商標5
 商品形態模倣……………不正競争2①[三]
 商品等表示……………不正競争2①[一][二]
 商品の形態……………不正競争2④
 職務著作……………著作15
 職務発明……………特許35
 ——の相当の対価……………特許35③～⑤
 書類提出命令……………特許105, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争7, 著作114の3
 審 決
 ——の確定範囲……………特許167の2
 特許審判の——……………特許157, 160, 167
 審決等取消訴訟……………特許178～182の2, 新案47～48の2,
 意匠59, 商標63
 審決予告……………特許164
 審 判……………特許121～170, 新案37～41, 意匠46～52,
 商標44～56の2
 信用回復の措置……………特許106, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争14
 先 願……………特許39, 新案7, 意匠9, 商標8, 種苗9
 先使用権……………特許79, 新案26, 意匠29, 商標32, 32の2
 専属管轄……………特許178①, 新案47, 意匠59, 商標63①
 専用実施権……………特許77, 新案18, 意匠27
 専用使用権……………商標30
 専用利用権……………種苗25
 送信可能化権……………著作92の2, 96の2, 99の2, 100の4
 損害額の推定等……………特許102, 新案29, 意匠39, 商標38,
 不正競争5, 著作114
 損害額の認定……………特許105の3, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争9, 著作114の5

た 行

貸与権……………著作26の3, 95の3, 97の3
 団体商標……………商標7
 地域団体商標……………商標7の2
 知的財産……………知財基2①
 知的財産権……………知財基2②
 著作権……………著作21～28
 ——の保護期間……………著作51～58
 著作人格権……………著作18～20, 50, 59, 60, 113⑥, 115,
 116
 著作人格権……………著作102
 著作物……………著作2①[一], 6, 10～13
 著作隣接権……………著作89～104
 著名表示……………不正競争2②[二]
 通常実施権……………特許35①, 78～83, 92, 93, 176,

新案4の2②, 19～23, 意匠28～34
 ——の対抗力……………特許99
 通常使用権……………商標31
 通常利用権……………種苗26～27
 訂正審判……………特許126～128, 165, 166
 訂正の請求……………特許134の2, 134の3
 データベース……………著作2①[十の三], 12の2
 電子計算機……………著作2①[十の二]
 展示権……………著作25
 伝達権……………著作100, 100の5
 同一性保持権……………著作20, 90の3
 登録異議の申立て……………商標43の2
 登録商標……………商標2②
 ——の範囲……………商標27
 登録料……………新案31～36, 意匠42～45, 商標40～43
 特許協力条約に基づく国際出願
 ………………特許184の3～184の20, 新案48の3～48の16
 特許権……………特許66
 ——に基づく差止請求権……………特許100
 ——に基づく損害賠償請求……………特許102
 ——の効力……………特許68, 69
 ——の存続期間……………特許67①
 ——の放棄……………特許97
 特許原簿……………特許27
 特許公報……………特許193
 特許出願……………特許36～39
 特許出願実用新案登録に基づく——……………特許46の2
 特許審判……………特許121～170
 特許訴訟……………特許178～184の2
 特許の要件……………特許29～32
 特許料……………特許107～112
 特許を受ける権利……………特許33, 34
 ドメイン名……………不正競争2①[十二], 2②

な 行

二次的著作物……………著作11
 ——に関する原著作者の権利……………著作28

は 行

発 明……………特許1, 2①
 判 定……………特許71
 半導体集積回路……………半導体2
 頒布権……………著作2①[十九], 26
 秘密意匠……………意匠14
 秘密保持命令……………特許105の4～105の6, 新案30,
 意匠41, 商標39, 不正競争10～12, 著作114の6～114
 の8
 品種登録……………種苗3
 複 製……………著作2①[十五]

事項索引

引用条文の範囲は本書収録法令とし、掲載箇所を法令名略語、条号で示した。

同一法令の条数は（．）で、異なる法令条号の間は（，）で区切った。

あ 行

育成者権……………種苗19
 意匠……………意匠2①
 意匠権……………意匠20. 24. 38
 —の効力……………意匠23
 —の存続期間……………意匠21
 意匠公報……………意匠66
 意匠審判……………意匠46～52
 意匠登録の要件……………意匠3～5
 映画……………著作2③. 16. 26. 29. 38. 54. 91②
 —の盗撮……………盗撮防止2
 営業秘密…特許105の7, 不正競争2①[四]～[九]. 2⑥
 —の秘匿決定……………不正競争23
 演奏権……………著作22

か 行

回路配置利用権……………半導体3. 10～21
 仮専用実施権……………特許34の2. 34の4
 仮通常実施権……………特許34の3, 新案4の2, 意匠5の2
 —の対抗力……………特許34の5
 関連意匠……………意匠10. 22
 技術的制限手段……………不正競争2①[十][十一]. 2⑦
 技術的保護手段……………著作2①[二十]. 30①[二].
 120の2[一][二]
 共有
 著作権の—……………著作65
 特許権の—……………特許73
 拒絶査定不服審判……………特許121. 158～164, 意匠46,
 商標44
 拒絶の査定……………特許49, 意匠17, 商標15
 組物……………意匠8
 原状回復……………特許106, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争14, 著作115
 権利管理情報…著作2①[二十一]. 113③. 120の2[三]
 権利行使の制限（特許権者等の）……………特許104の3,
 新案30, 意匠41, 商標39
 考案……………新案2①
 公開裁判の停止……………特許105の7, 新案30, 不正競争13
 公開出願……………特許64～65
 公衆送信……………著作2①[七の二]
 公衆送信権……………著作23
 口述権……………著作24

公表権……………著作18
 国際出願……………国際出願2, 特許協力約3,
 マドリッド議定書3
 国際登録出願……………商標68の2

さ 行

再審……………特許171～176, 新案42～45, 意匠53～58,
 商標57～62
 裁定……………特許83～93, 意匠33, 著作67～70
 裁判の公開……………特許105の7, 新案30, 不正競争13
 再放送権……………著作99
 再有線放送権……………著作100の3
 差止請求権……………特許100, 新案27, 意匠37, 商標36,
 不正競争3, 著作112
 質権……………特許95, 新案25, 意匠35, 商標34, 著作66①
 実演……………著作7
 実演家人格権……………著作90の2. 90の3. 101の2. 101の3.
 102の2. 115. 116
 実用新案技術評価……………新案12. 13
 実用新案権……………新案14. 26
 —の効力……………新案16
 —の存続期間……………新案15
 実用新案原簿……………新案49
 実用新案審判……………新案37～41
 実用新案登録の要件……………新案3～4
 指定種苗……………種苗58
 私的録音録画補償金……………著作104の2～104の10
 自動複製機器……………著作30①[一]. 附5の2
 氏名表示権……………著作19. 90の2
 周知表示……………不正競争2①[一]
 出願公開……………商標12の2
 出願の分割……………特許44, 意匠10の2, 商標10
 出願の変更……………特許46, 新案10, 意匠13, 商標11
 出版権……………著作79～88
 上映権……………著作22の2
 上演権……………著作22
 譲渡権……………著作26の2. 95の2. 97の2. 113の2
 商標……………商標2①
 商標権……………商標18. 37
 —の効力……………商標25
 —の存続期間……………商標19
 商標原簿……………商標71
 商標公報……………商標75

編者紹介

おおぶち てつ や
大 渕 哲也

東京大学大学院法学政治学研究科教授

編集協力者紹介

ひらしま りゅう た
平 嶋 竜太

筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授



知的財産法判例六法

Statutes and Precedents of Intellectual Property Laws

平成 25 年 3 月 8 日 初版第 1 刷発行

編 者 大 渕 哲 也

発 行 者 江 草 貞 治

発 行 所 株 式 会 社 有 斐 閣

[101-0051] 東京都千代田区神田神保町 2-17

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

電話 六法編集部 (03)3264-1317

営 業 部 (03)3265-6811

印 刷 所 共 同 印 刷 株 式 会 社

製 本 所 共 同 印 刷 株 式 会 社

© 2013, Tetsuya Obuchi. Printed in Japan

乱丁本・落丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-00109-1

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。

はしがき

本書では、工業所有権法（産業財産権法）四法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）、不正競争防止法、著作権法を中心とし、実務上学習上参照頻度の高い法令を中心に収録した。

上記基本六法令については、以下のような工夫を行った。

第一に、判例を該当する条文に添付する形で付加した。判例付き六法として、条文に関連判例を添付させる類書は存在するが、知的財産法の法令集としては初めての試みである。

第二に、参照条文を付した。さらに、特許法において、他の産業財産権法との対照関係を示す参照条文を別建てとして設け、四法等対照で理解する学習・実務ニーズに応じられるものとした。

第三に、最新改正の箇所を明示し、重要な旧規定を併記した。

第四に、準用読替条文の読替を織り込んだ結果の内容を示した。

第五に、条文中で他の条文を準用・引用する場合にその条文の内容を簡潔に注記した。

本書の編集に当たっては、判例六法における編集協力者である平嶋竜太筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授にご協力いただいた。記してお礼申し上げます。

二〇一三年一月

大淵哲也

目次

◇ 産業財産権法

○ 知的財産基本法（平成一四法一二二）	9
● 特許法（昭和三四法一二一）	13
○ 特許法施行令（昭和三五政一六）	100
○ 特許法施行規則（昭和三五通産一〇）（抄）	103
○ 特許登録令（昭和三五政三九）	125
○ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律 （昭和五三法三〇）	132
● 実用新案法（昭和三四法一二三）	136
○ 実用新案法施行令（昭和三五政一七）	165
○ 実用新案法施行規則（昭和三五通産一一）（抜粋）	167
○ 実用新案登録令（昭和三五政四〇）	168
● 意匠法（昭和三四法一二五）	170
○ 意匠法施行令（昭和三五政一八）	195
○ 意匠法施行規則（昭和三五通産一二）（抜粋）	195
○ 意匠登録令（昭和三五政四一）	196

目次

● 商標法（昭和三四法一二七）	198
○ 商標法施行令（昭和三五政一九）	250
○ 商標法施行規則（昭和三五通産一三）（抜粋）	252
○ 商標登録令（昭和三五政四二）	254
○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 （平成二法三〇）（抄）	257
○ 弁理士法（平成一二法四九）（抄）	262
○ 種苗法（平成一〇法八三）	272
○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律 （昭和六〇法四三）（抄）	283
◇ 不正競争防止法	
● 不正競争防止法（平成五法四七）	288
○ 不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事 件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則 （平成二三最高裁規四）	310
◇ 著作権法	
● 著作権法（昭和四五法四八）	313
○ 著作権法施行令（昭和四五政三三五）（抄）	388

○映画の盗撮の防止に関する法律（平成一九法六五）	399
○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六二法六五）（抄）	400
○著作権等管理事業法（平成一二法一三二）（抄）	400
◆条 約	
○工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（昭和五〇条二）（抄）	404
○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（昭和五三条一三）（抄）	410
○知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C）（平成六条一五）（抄）	422
○標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（平成一一条一八）（抄）	434
○文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（昭和五〇条四）（抄）	439

判例索引	457
事項索引	460
略称解	462

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

●特許法

(昭和三四・四・一三)
法 一一二

施行 昭和三五・四・一

改正

昭和三七法一四〇・法一六一、昭和三九法一四八、昭和四〇法八一、昭和四一法九八・法一一一、昭和四五法九一、昭和四六法四二・法九六、昭和四八法一〇〇、昭和五〇法四六、昭和五三法二七・法三〇〇、昭和五六法四五、昭和五七法八三、昭和五八法七八、昭和五九法二三・法四四、昭和六〇法四一、昭和六二法二七、昭和六三法九一、平成二法三〇〇、平成五法二六・法八九、平成六法一一六、平成七法九一、平成八法六八・法二〇〇、平成一〇法五一、平成一一法四一、法四三・法一五一・法一六〇・法二二〇、平成一三法九六、平成一四法三四・法一〇〇〇、平成一五法四七・法六一・法一〇八、平成一六法七六・法七九・法八四・法二二〇・法一四七、平成一七法七五・法一〇二、平成一八法五五・法一〇九、平成二〇法一六、平成二二法六三、平成二四法三〇

目次

第一章 総則(一条―二八条)

第二章 特許及び特許出願(二九条―四六条の二)

第三章 審査(四七条―六三条)

第三章の二 出願公開(六四条―六五条)

第四章 特許権

第一節 特許権(六六条―七六条・◆〔実施権〕・七七条―九九条)

第二節 権利侵害(◆〔I〕 国際裁判管轄・◆〔II〕 外国特許権に係る準拠法・◆〔III〕 特許侵害物品の水際規制・一〇〇条―一〇六条)

第三節 特許料(一〇七条―一一二条の三)

第五章 削除(一二三条―一二〇条)

第六章 審判(一二一条―一七〇条)

第七章 再審(一二七条―一七七条)

第八章 訴訟(二七八条―一八七条の二)

第九章 特許協力量約に基づく国際出願に係る特例(一八四条の三―一八四条の二〇)

第十章 雑則(一八五条―一九五条の四)

特許法(一条―二条) 第一章 総則

第十一章 罰則(一九六条―二〇四条)

第一章 総則

第一条 (目的)

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

▽〔対応規定〕新案一、意匠一、商標一、不正競争一、著作一

(定義)

第二条① この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

② この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

③ この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
一 物(プログラム等を含む。以下同じ)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ)をすする行為

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をすする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をすする行為

④ この法律で「プログラム等」とは、プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ)その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

▼〔実施〕TRIPS協定二八、六八、六八の二(排他的権利の内容)・六五①、一八四の二①(補償金請求権)・TRIPS協定二八、七七、七八(実施許諾)・七九、一七六(先使用による実施権)・三五①、八〇―八三、九二、九三(他の法定実施権)・六九①(試験研究のための実施)・四八の六(優先審査)・一二三(物についての対照規定)・民八五(有体物、不正競争)⑩(プログラムを含む)〔物についての対照規定〕新案二・七②、意匠三七②(プログラム等を含む) ④(プログラム等)についての対照規定・新案二・七②、意匠三七②(プログラム)についての対照規定・不正競争二

⑧(プログラム)についての対照規定・著作二①十の二

▽〔対応規定〕新案二、意匠二、商標二

特許

① 発明

特許に値すべき発明の本体は自然法則の利用によって一定の文化目的を達するに適する技術的考案ということにあり、何ら装置を用いず、また、自然力を利用した手段を施していない発明については、特許に値する工業的発明であるとはいえない。(旧法事件)【最判昭28・4・30民集七・四・四六一(欧文字単一電報機語作成方法事件)特許百選(三版)一】

② 電柱及び広告板を数個の組として電柱に付した拘止具によって、一定期間ずつ移動順回して掲示させることによって広告効果を高めようとする電柱広告方法なる特許出願について、広告板の移動順回には少しも自然力を利用するものではなく、工業的発明を構成するものということができない。(旧法事件)(東京高判昭31・12・25行裁七・二二・三二五七(電柱広告方法事件)特許百選(三版)二)

③ 特定の飼料を給餌することによって、斑文あるいは色調の色揚げ効果高めることを特徴とした錦鯉及び金魚の飼育方法なる発明の特許について、単なる自然法則の「発見」を超えて、自然法則を利用した技術的思想の創作といふ得る要素が含まれており、産業上利用できるものであるから、単なる「発見」に対してなされたものではない。(東京高判平2・2・13判時一三四八・一三九(錦鯉飼育法事件)特許百選(四版)四)

④ 本条一項における「発明」という技術的思想の技術内容としては、当該技術分野における通常の知識を有する者が反復実施して目的とする技術効果を上げることができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成されていないけれどもならないものであって、その程度にまで構成されていないものは発明として未完成のものであって、本条一項における「発明」とはいえない。(最判昭52・10・13民集三・六・八〇五(薬物製品事件)特許百選(四版)六)

⑤ 原子核分裂現象を利用するエネルギー発生装置を得ることを目的とする発明については、少なくとも定常的かつ安全にそのエネルギーを取り出せるよう作動するまでに技術的に完成したものでなければならぬものであり、発明の技術内容は、その技術分野における通常の知識・経験を持つ者であれば何人でもこれを反復実施してその目的とする技術効果を上げることができる程度にまで具体化され、客観化されていなければならないのであって、その技術内容がこの程度に構成されていないものは、発明としては未完成である。(旧法事件)【最判昭44・1・28民集三・一・五四(原子力エネルギー発生装置事件)特許百選(四版)五】

⑥ 本条一項にいう「自然法則を利用した」発明とは、当業者がそれを反復実施することにより同一結果を得られること、すなわち、反復可能性のあることが必要であるが、この反復可能性とは、「桃の新品種黄桃の育種増殖法」

という「植物の新品種を育種し増殖する方法」に係る発明の育種過程に關しては、その特性にかんがみ、科学的にその植物を再現することが当業者において可能であれば足り、その確率が高いことを要しない。(最判平12・2・29民集五四・二・七〇九(倉方黄桃事件)特許百選(四版)七)

⑦ 回路の特性を表す非線形連立方程式についての「連立方程式解法」なる発明について、数学的課題の解析方法自体や数学的な計算手順を示したにすぎないものは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するものでなく、特許を受けることができないと判断した事例(東京高判平16・12・21判時一八九・一三九(回路シミュレーション方法事件)特許百選(四版)一)

⑧ 特許請求の範囲に何らかの技術的手段が提示されているとしても、記載内容を全体として考察した結果、発明の本質が、精神活動それ自体に向けられている場合は、本条一項に規定する「発明」に該当しないもの、人の精神活動による行為が含まれている、又は精神活動に關連する場合であっても、発明の本質が、人の精神活動を支援する、又はこれに置き換わる技術的手段を提供するものである場合は、「発明」に当たらないとしてこれを特許の対象から排除すべきではないとして、「双方向歯科治療ネットワーク」なる発明みると、コンピュータに基づいて機能する、歯科治療を支援するための技術的手段を提供するものと理解できることから、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に当たる。(知財高判平20・6・24判時二〇二六・一三三(双方向歯科治療ネットワーク事件)特許百選(四版)二)

⑨ 技術的思想の創作が、その構成中に、人の精神活動、意思決定又は行動態様を含んでいたり、人の精神活動等と密接な関連性があったりする場合において、そのことのみを理由として、本条一項所定の「発明」であることを否定すべきではなく、特許請求の範囲の記載全体を考察し、かつ、明細書等の記載を参酌して、自然法則の利用されている技術的思想の創作が、課題解決の主要な手段として示されていると解される場合には、同項所定の「発明」に該当する。(知財高判平20・8・26判時二〇四一・一二四(対訳辞書事件)特許百選(四版)三)

⑩ 「使用」とは、発明の目的を達するような方法で当該発明に係る物を用いることをいう。(大阪地判平18・7・20判時一九六八・一六四(台車固定装置事件)一六八条)

第三條 (期間の計算)

第三条① この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、

次の規定による。

一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、曆に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

② 特許出願、請求その他特許に関する手続（以下単に「手続」という。）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、一月二十九日から翌年の一月三日までの日）に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

▼①「二」同旨規定→民一四〇 ②「二」同旨規定→民一四三
▼準用規定→新案二の五①、意匠六八①、商標七七①

（期間の延長等〔法定期間の延長〕）

第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第四十六条の二第二項第三号（実用新案登録に基づく特許出願ができる期間）、第百八条第一項（特許料の納付期限）、第百二十一条第一項（拒絶査定不服審判の請求期間）又は第百七十三条第一項（再審の請求期間）に規定する期間を延長することができる。

▼①分割出願の期間延長→四四⑤⑥ ⑥類似規定→一七八⑤
▼準用規定→新案一四の二⑤、三九の二④、四五②、五四の二⑤、意匠六八①、商標七七①

【前七—指定期間の延長、指定期日の変更】

第五条① 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

② 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

▼「審判長→一三八」審査官→四七 ①類似規定→民訴九六① ②対照規定→民訴九三③④ ③「請求による期日変更の事由→特許則四の二③④」
▼準用規定→新案二の五①、意匠六八①、商標七七①

（法人でない社団等の手続をする能力）

第六条① 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めが

あるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一 出願審査の請求をすること。

二 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。
第百七十一条第一項（再審の請求）の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。
② 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることができない。

▼①「同旨規定→行審一〇、民訴二九」法人→民三三 ①「二」出願審査の請求→四八の二
▼「対照規定→新案二の四」準用規定→意匠六八②、商標七七②

（未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）

第七条① 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

② 被保佐人が手続するには、保佐人の同意を得なければならない。

③ 法定代理人が手続するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

④ 被保佐人又は法定代理人が、相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

▼「手続→三」本条違反の効果→一七③②「手続補正命令→一八①」手続却下→「追認→一六」同旨規定→民訴三一「未成年者→民四〇、七五三」成年被後見人→民七八「法定代理人→民八八、八三〇」未成年者→民八三〇「成年被後見人→但」民五〇但③、六①、七五三 ①「同旨規定→民三三①」被保佐人→民一一、一二「保佐人→民八七六の二」後見監督人→民八四八—八五二 ①「同旨規定→民訴三二①」審判→二二、一一五の二「再審→一七一」
▼準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（在外者の特許管理人）

第八条① 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。

② 特許管理人は、一切の手續及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

▼⁺本条の特例→一八四の二「在外者に関する送達→一九二」在外者に関する管轄
 ↓一五「在外者に関する期間制限の特例→一二の二①、一二の二②、一七三②」条約の規定→パリ約三③
 ①「手続→三②」「住所→民三三」「居所→民三三」「営業所→パリ約三」政令で定める場合→特許令「日本に滞在しているとき」
 ▼⁺「準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②」

（代理権の範囲）

第九条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手續をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項（特許出願等）に基づく優先権主張の優先権の主張若しくはその取下げ、第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の委任をすることができない。

▼⁺「一般規定→民一〇三」類似規定→民訴五五②「代理権の証明→特許則四の三」
 統一三②「本条違反の効果→一七③」「手続補正命令→一八①」手続却下」追認→
 一六②「営業所→パリ約三」「復代理人→民一〇四、一〇七」
 ▼⁺「準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②」

第一〇条 削除

（代理権の不消滅）

第一条 手續をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。

▼⁺「一般規定→民一一」類似規定→民訴五八①「手続→三②」
 ▼⁺「準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②」

（代理人の個別代理）

第二条 手續をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。

▼⁺「類似規定→民訴五六」「手続→三②」

▼⁺「準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②」

（代理人の改任等）

第一三条① 特許庁長官又は審判長は、手續をする者がその手續をするに適當でないと認めるときは、代理人により手續をすべきことを命ずることができ。

② 特許庁長官又は審判長は、手續をする者の代理人がその手續をするに適當でないと認めるときは、その改任を命ずることができる。

③ 特許庁長官又は審判長は、前二項の場合において、弁理士を代理人とすべきことを命ずることができる。

④ 特許庁長官又は審判長は、第一項又は第二項の規定による命令をした後に第一項の手續をする者又は第二項の代理人が特許庁に対してした手續を却下することができる。

▼⁺「類似規定→民訴一五五」手続→三②
 ⑤「弁理士→弁理士四」
 ▼⁺「準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②」

（複数当事者の相互代表）

第一条 二人以上が共同して手續をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項（特許出願等）に基づく優先権主張の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手續については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

▼⁺「類似規定→民訴四〇」対比規定→三八「共同出願→一、三二」共同審判「手続→三②」
 ②「代表者選定の届出→特許則八」
 ▼⁺「準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②」

（在外者の裁判籍）

第一条 在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許管理人があるときはその住所又は居所をもつて、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもつて民事訴訟法（平成八年法律第九号）第五条第四号（日本国内に住所がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴えの管轄）の財産の所在地とみなす。

▼⁺「在外者→特許管理人→八」「住所→民三二」「居所→民三三」
 ▼⁺「準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②」

（手續をする能力がない場合の追認）

第一六条① 未成年者（独立して法律行為をすることができる者を除く。）又は成年被後見人がした手続は、法定代理人（本人が手続をする能力を取得したときは、本人）が追認することができる。

② 代理権がない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人が追認することができる。

③ 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、被保佐人が保佐人の同意を得て追認することができる。

④ 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

▼¹「手続」三② ①未成年者・成年被後見人の手続能力→七① ②委任による代理の代理権の範囲→九 ③被保佐人の手続能力→七② ④法定代理人の手続と後見監督人の同意→七③

▼²「準用規定」新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（手続の補正）

第一七条① 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書又は第三百二十四条の二第一項（特許無効審判における訂正の請求）の訂正若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。

② 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人は、前項本文の規定にかかわらず、同条第一項の外国語書面及び外国語要約書面について補正をすることができない。

③ 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第七条第一項から第三項まで（手続能力）又は第九条（代理権の範囲）の規定に違反しているとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第九十五条第一項から第三項まで（手数料）の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

④ 手続の補正（手数料の納付を除く。）をするには、次条第二項に規定

する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。

▼¹「手続」三② ①「特許出願・願書・明細書・特許請求の範囲・図面等」三六「補正の時期の特例」一八四の二① ②「類似規定」二三三②「本項の特則」一八四の五② ③「手続補正書の様式等」特許則一

▼²「対応規定」新案二の二①、意匠六〇の三、商標六八の四〇 ③「対応規定」新案二の二④「対比」新案六の二（実体的要件についての補正命令） ④「準用規定」意匠六八②、商標七七② ⑤「対応規定」新案二の二⑤

（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）

第一七条の二① 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条（拒絶理由の通知）の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第五十条（第五十九条第二項（拒絶査定不服審判）（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項（前置審査）において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内に

するときは、

二 拒絶理由通知を受けた後第四十八条の七（文獻公知発明に係る情報の記載についての通知）の規定による通知を受けた場合において、同条の規定により指定された期間内にするとき。

三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時に

にするとき。

② 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。

③ 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第六項の規定により明細書、特許請求の範囲

及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)。第三十四条の二第一項(仮専用実施権)及び第三十四条の三第一項(仮通常実施権)において同じ。)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

④ 前項に規定するもののほか、第一項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第三十七条の特許請求の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。

⑤ 前二項に規定するもののほか、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第五十条の二(既に通知された拒絶理由と同である旨の通知)の規定による通知を受けた場合に限る。)において特許請求の範囲について補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 第三十六条第五項(特許請求の範囲の記載)に規定する請求項の削除
二 特許請求の範囲の減縮(第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。)

三 誤記の訂正
四 明りやうでない記載の釈明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)

⑥ 第二百二十六条第七項(独立特許要件)の規定は、前項第二号の場合に準用する。

▼①特許出願→三六「特許査定→五一「査定の送達→五二②、一九〇―一九二「本項による補正とみなされる場合→一八四の七②、一八四の八②、二二「違反の場合の措置→五三(五〇条の二の通知を受けた場合のみ)「補正却下の場合の拒絶理由通知→五四②、二三「違反の場合の措置→五三、四四「補正後の手続→一六一―一六四(前置審査)②、特則一、一八四の二②、二「誤訳訂正書の様式→特許則一の一の二「誤訳訂正の他の機会→二六①②、一三四の①②③「特許公報掲載の特則→一九三②③③「違反の効果→四九①②、五三、一三三①②、一四「違反の効果→四九①②、

五三⑤「特許請求の範囲→三六⑤「既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知→五〇の二⑤⑥「違反の効果→五三
▼③「対応規定→新案二の二②

① 発明のカテゴリーを「物の発明」から「方法の発明」に変更する補正について、「物の発明」として請求していた権利とは異なる効果を有する別の権利を請求することにはならないことから、特許請求の範囲を変更するものであり、平成一八年法律第五五号による改正前の本条第四項「現五項」各号のいずれにも該当しないと判断した事例(知財高判平19・9・20「平18行ケ一〇四九四(ホログラフィック・グレーティング事件)「

(要約書の補正)

第一七条の三 特許出願人は、特許出願の日(第四十一条第一項(特許出願等に基づく優先権主張)の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項(パリ条約による優先権主張の手続)又は第四十三条の二第一項若しくは第二項(パリ条約の例による優先権主張)の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にハーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)(第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願に第三十二条の当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第三十二条の二第二項本文(外国語書面出願の翻訳文提出)及び第六十四条第一項(出願公開)において同じ。)(から一年三月以内(出願公開の請求があつた後を除く。))に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

▼④本条の特則→一八四の二③

第一(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第一七条の四① 特許無効審判の被請求人は、第二百三十四条第一項若しく

は第二項（答弁書の提出）、第三百三十四條の二第五項（特許無効審判における訂正の請求）、第三百三十四條の三（取消しの判決があった場合における訂正の請求、第三百五十三條第二項（職権による審理）又は第三百六十四條の二第二項（特許無効審判における審判の予告）の規定により指定された期間内に限り、第三百三十四條の二第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができ）。

② 訂正審判の請求人は、第五百五十六條第一項（審理の終結の通知）の規定による通知がある前（同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができ）。

（手続の却下）

第一八条① 特許庁長官は、第十七條第三項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第八八條第一項（特許料の納付期限）に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を却下することができる。

② 特許庁長官は、第十七條第三項の規定により第九十五條第三項（第三者が出願審査を請求した場合の出願人の手数料納付義務）の規定による手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が第十七條第三項の規定により指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を却下することができる。

▼⁺同旨規定→二三三③【本条の特則→一八四の五③【却下処分の記載事項→特許則一〇一の三【却下処分の謄本の送達→一八九、特許則一六【不服申立前置主義→一八四の二】

▼⁺対応規定→新案二の三【準用規定→意匠六八②、商標七七②】

（不適法な手続の却下）

第一八条の二① 特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする。

② 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に對し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出する機会を与えなければならない。

▼⁺類似規定→一三三の二【審判の場合、民訴一四〇【訴訟の場合】①【却下処分の記載事項→特許則一〇一の三【却下処分の謄本の送達→一八九、特許則一六】②【弁明書

の様式→特許則一〇一の四

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（願書等の提出の効力発生時期）

第一九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められていないものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。）第二條第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二條第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。

▼⁺一般規定→民九七①【電子情報処理組織による手続の特則→工業所有権手続特三②】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（手続の効力の承継）

第二〇条 特許権その他の特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他の特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

▼⁺特許に関する権利→一三三、三四（特許を受ける権利）、七七（専用実施権）、一三五①、七八—八三（通常実施権）、九五（質権）

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

（手続の続行）

第二一条 特許庁長官又は審判長は、特許庁に事件が係属している場合において、特許権その他の特許に関する権利の移転があつたときは、特許権その他特許に関する権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。

▼⁺類似規定→民訴四九、五〇、一二九【手続続行の通知→特許則一七】

▼⁺準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

② (手続の中断又は中止)

第二二条① 特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立について、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。

② 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

▼^ヤ類似規定→民訴一・二八②
▼^チ準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

【前同―受継命令】

第二三条① 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

② 特許庁長官又は審判官は、前項の規定により指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があつたものとみなすことができる。

③ 特許庁長官又は審判官は、前項の規定により受継があつたものとみなしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

▼^イ類似規定→民訴二一九
▼^ロ準用規定→新案二の五②、意匠六八②、商標七七②

【前同―民事訴訟法の準用】

第二四条 民事訴訟法第二百二十四条(第一項第六号を除く。)、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第三百十条、第三百十一条及び第三百十二条第二項(訴訟手続の中断及び中止)の規定は、審査、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百二十四条第二項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、審判又は再審の委任による代理人」と、同法第二百二十七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第二百二十八条第一項及び第三百十一条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第三百十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

民事訴訟法の準用語替後の規定

(審査、審判又は再審の手続の中断及び受継)

第一二四条② 前項の規定は、審査、審判又は再審の委任による代理人がある間は、適用しない。

(受継の通知)

第二七条 審査、審判又は再審の手続の受継の申立てがあつた場合には、特許庁長官又は審判官は、相手方に通知しなければならない。

第一二八条① 審査、審判又は再審の手続の受継の申立てがあつた場合には、特許庁長官又は審判官は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

(特許庁の職務執行不能による中止)

第三〇条 天災その他の事由によつて特許庁が職務を行うことができないときは、審査、審判又は再審の手続は、その事由が消滅するまで中止する。

(当事者の故障による中止)

第三一条① 当事者が不定期間の故障により審査、審判又は再審の手続を履行することができないときは、特許庁長官又は審判官は、決定で、その中止を命ずることができる。

② 特許庁長官又は審判官は、前項の決定を取り消すことができる。

第二五条 (外国人の権利の享有)

第二五条 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。

二 その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているとき。

三 条約に別段の定があるとき。

▼^イ一般規定→民三②(住所→民二二)〔居所→民二三〕〔営業所→パリ約三三〕〔条約の定め例→パリ約二三〕、TRIPS協定一三三、三(内国民待遇)
▼^ロ準用規定→新案二の五③、意匠六八③、商標七七③

特許法における相互主義と未承認国

① 特許法が外国人の権利の享有について定めた規定における「その者の属する国」とは、外交上承認された国家に限られるのではなく、また外交上の未承認国に対し相互主義の適用を認めるに当たつて政府による決定及び宣明を要するものではないとした原審判断を正当とした事例(最判昭52・2・14判時八四一・二六、特許百選(四版)九八)

(条約の効力)

第二六条 特許に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

- ▼^ナ一般的最恵国待遇→TRIPS協定四
 ▼^ニ準用規定→新案二の五④、意匠六八④、商標七七④

(特許原簿への登録)

第二七条① 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

- 一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限
- 二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 四 仮専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
 三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限
 四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

② 特許原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

③ この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

- ▼^ナ特許原簿→特許登九 [四]仮専用実施権→三四の二 ②磁気テープによる調製
 ↓特許登二〇①(特許登録原簿) ⑤政令→特許登
 ▼^ナ対応規定→新案四九、意匠六一、商標七一

(特許証の交付)

第二八条① 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、第七十四条第一項（特許を受ける権利を有する者による特許権の移転の請求）の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

② 特許証の再交付については、経済産業省令で定める。

特許法 (二六条―二九条) 第二章 特許及び特許出願

第二章 特許及び特許出願

(特許の要件)

第二九条① 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施された発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明
- 三 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

- ▼^ナ条約の規定→TRIPS協定二七【発明→二〇】特許出願→三六【本条の例外】
 三〇、四一②、パリ約四【要件不充足の効果→四九二】、一三三①【一】
 ▼^ナ対応規定→新案三、意匠三、商標二

一 発明者

① 発明者とは、自然法則を利用した高度な技術的思想の創作に関与した者、すなわち、当該技術的思想を当業者が実施できる程度にまで具体的・客観的なものとして構成する創作活動に関与した者を指すものであり、例えば、管理者として、部下の研究者に対して一般的管理をした者や、一般的な助言・指導を与えた者や、補助者として、研究者の指示に従い、単にデータを取りまとめた者又は実験を行った者や、発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより、発明の完成を援助した者又は委託した者等は、発明者に当たらない。もとより、発明者となるためには、一人の者がすべての過程に関与することが必要ではなく、複数の者が共同で関与することも足りるが、課題を解決するための着想及びその具体化の過程において、一体的・連続的な協力関係の下に、それぞれが重要な貢献をなすことを要する。(知財高判平20・5・29判時二〇一八・一四六(ガラス多孔体事件)特許百選(四版)二八)

二 法人の発明能力

特許

- ② 我が国の実用新案法においては外国の立法例中に存するような出願者主義を採っていないと同時に、実用新案の登録を受けることができるものは考案という事実行為をしたものに限定していることは明らかであり、代理人による考案、機関による考案の観念を入れて、法人の考案を認めることはできない。(東京地判昭30・3・16下民六・三・四七九、特許百選二版一三二)
- ③ 産業上の利用可能性
一般的にいえば、本条一項柱書における「産業」の意味を狭く解さなければならぬ理由は本来的にはないというべきであり、医療行為そのものについても特許性が認められるべきであるとする原告主張は、立法論としては傾聴すべきものを有しているものの、医師が自らの医療行為について特許権の効力が及ぶものか否かという点について懸念することを防ぐために必要な措置を講じていない現行特許法の解釈としては、医療行為そのものに対しては特許性を認めないと考えられる以外にないというべきであつて、「産業上利用することができる発明」とはしれないものとしていと解する以外にない。(東京高判平14・4・11判時一八二八・九九九(医療行為事件) 特許百選四版八)
- ④ 新規性
調査研究委託契約に基づく協力関係の終了とともに、秘密を守る義務も消滅したと認められることから、「壁式建造物の構築装置」に関する発明を実施した住宅を引き渡し、所有権を譲渡し、使用を開始したことによつて、当該発明は公然実施されたと判断した事例(東京高判昭49・6・18無体六・一・一七〇、特許百選三版一一)
- ⑤ 本条一項三号にいう「頒布された刊行物」とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体で頒布されたものを指すものであり、「公衆に対し頒布を期して公開することを目的として複製されたもの」とは、必ずしも公衆の閲覧を期待しあらかじめ公衆の要求を満たすことができるとみられる相当程度の部数があるから複製されて広く公衆に提供されているようなものに限られるものではなく、原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整っているならば、公衆からの要求を待たずその都度原本から複写して交付されるものであつても差し支えない。(最判昭55・7・4民集三四・四・五七〇(一眼レフカメラ事件) 特許百選二版二二)
- ⑥ オーストラリア国における特許出願に係る明細書の原本を複製したマイクロフィルムが、同国特許庁の本庁及び支所に備え付けられ、いつでも公衆がディスプレイスクリーンを使用しその内容を閲覧し、普通紙に複写してその複写物の交付を受けることができる状態に置かれたときは、当該マイクロフィルムは、実用新案法三条一項三号にいう「外国において頒布された刊行物」に該当する。(最判昭61・7・17民集四〇・五・九六一(第二次箱尺事件) 特許百選四版一一)
- ⑦ 本条一項三号にいう「刊行物に記載された」というためには、特許出願当時の技術水準を基礎として、当業者が刊行物を見るならば、特別の思考を要することなく容易にその技術的思想を実施し得る程度に技術的思想の内容が開示されていることが必要である。(東京高判平3・10・1判時一四〇三・一〇四、特許百選三版一一)
- ⑧ 公然実施については、不特定多数の者の前で実施をしたことにより当該発明の内容を知り得る状況となつたことを要するものであり、単に当該発明の実施品が存在したというだけでは、特許取得の妨げとはならないと解するのが相当であつて、当該発明が物の発明である場合には、当業者が利用可能な分析技術を用いて当該発明の実施品を分析することにより、当該発明の実施品が特許請求の範囲に記載されている物を該当するかどうかの判断が可能な状態にあることを要するとして、特許権者の製剤については、このような判断は極めて困難というべきであるとして、被告製剤が市販されていたことをもつて、公然実施に該当する事由があるといふことはできないと判断した事例(東京地判平17・2・10判時一九〇六・一四四(ラニエート顆粒事件) 特許百選四版一一)
- ⑨ 五 進歩性
ある技術につき一見構成の変更が公知技術から容易であるとき感がある場合であつても、当該構成の変更が公知技術から予測される範囲を超えた顕著な作用効果をもたらすのであれば、産業の発達に寄与するものであるから、最初にそのことに気付き作用効果の顕著性を立証し、発明として当該構成の変更を特許出願した場合に、公知技術から推考が容易でない発明として進歩性を認め特許するものが相当である。(東京高判昭63・12・13判時一三一一・一一二、特許百選三版一九)
- ⑩ 「紙葉類識別装置」に係る発明の進歩性判断につき、引用発明は、発明の課題及び目的が相違する紙葉類の積層状態検知用装置に係る技術であることから、両者は近接した技術分野としても、その差異を無視し得るものではなく、構成において、紙葉類の積層状態検知装置を紙葉類識別装置に置き換えるのが容易というためには、それなりの動機付けを要し、単なる設計変更として済ませられるものではないとして、進歩性を否定した審決を取り消した事例(知財高判平18・6・29判タ二二九・三〇六(紙葉類識別装置事件))
- ⑪ 本条二項が定める要件の充足性は、先行技術から出発して、出願に係る発明の先行技術に対する特徴点に到達することが容易であつたか否かを基準として判断されるものであるから、容易想到性の有無を客観的に判断するためには、当該発明の特徴点を的確に把握すること、すなわち、当該発明が目的

とする課題を的確に把握することが必要不可欠である。そして、容易想到性の判断の過程においては、事後分析的かつ非論理的思考を排除するために、当該発明が目的とする「課題」の中に無意識的に「解決手段」ないし「解決結果」の要素が入り込むことがないよう留意することが必要となる。「さらには、当該発明が容易想到であると判断するためには、先行技術の内容の検討に当たって、当該発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという示唆等が存在することが必要である。(知財高判平21・1・28判時二〇四三・一一七(回路用接続部材事件)特許百選四版一六)

12 本条二項が定める要件の判断について、当該発明が目的とした解決課題(作用・効果等)を的確に把握した上で、「解決課題の設定が容易であったか」及び「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であったか否か」を総合的に判断することが必要と不可欠となるが、当該発明が容易であったとするためには、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」ことのみでは十分ではなく、「解決課題の設定が容易であった」ことも必要となる場合がある。たとえば、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」としても、「解決課題の設定・着眼がユニークであった場合」には、当然には、当該発明が容易想到であるということとはできない。(知財高判平23・1・31判時二〇〇七・一三二(換気扇フィルター事件))

13 審決取消訴訟における進歩性要件充足の判断において、主たる引用発明と従たる引用発明を入れ換えた予備的主張をすることにつき、直ちに審判で審理判断された公知事実との対比の枠を超えるということではできないから、取消訴訟において常に許されないとすることはできないとして、当該予備的主張による進歩性要件充足についての判断を示した事例(知財高判平18・7・11判時二〇一七・一四一(増毛装具事件))

14 実用新案登録出願に係る考案の進歩性要件の判断に際して、当該出願当時の技術水準の認定のために、当該出願後に頒布された先行物を資料とすることは差し支えない。(最判昭51・4・30判タ三六〇・一四八、特許百選三版二二〇)

15 進歩性要件充足性の判断に当たり、「発明の効果」について、当初明細書に何らの記載がないにもかかわらず、出願後に実験結果等を提出して主張又は立証することは、特段の事情のない限りは許されないとしつつ、「発明の効果」に関し、当初明細書に当業者において「発明の効果」を認識できる程度の記載がある場合やこれを推論できる記載がある場合には、記載の範囲を超えない限り、出願の後に補充した実験結果等を参酌することは許されるというべきであり、許されるか否かは、公平の観点に立つて判断すべきであるとして、審判請求理由補充書の実験結果を参酌することが許され、引用発明と比較して当業者が予期し得ない格別予想外の顕著な効果を奏するものであると認められることができるとした事例(知財高判平22・7・15判時二〇八八・一二

四(日焼け止め剤組成物事件)特許百選四版一七)

【同前—公知の擬制】

第二九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項(特許権設定の登録の特許公報への掲載)の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報(以下「特許掲載公報」という。)の発行若しくは出願公開又は実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第十四条第三項(実用新案権設定の登録の実用新案公報への掲載)の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報(以下「実用新案掲載公報」という。)の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の範囲又は語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された発明又は考案(その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同じ一者である場合におけるその発明又は考案を除く。)と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができる。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一一者であるときは、この限りでない。

▼先願—三九「出願公開」—六四—六五「願書・明細書・特許請求の範囲・実用新案登録請求の範囲・図面—三六、新案五—国際出願についての特則—一八四—一三三」
▽対応規定—新案三の二、意匠三の二

① 本条における「出願公開」という要件は、後願の出願後に先願についての「出願公開」がいなければ足りるのであり、後願の査定時にいまだ先願の出願公開がされてない場合には、担当の審査官が先願の存在をたまたま知り得たとしても、その時点で査定をする限り、特許査定をしなければならぬが、その後にもその先願の出願公開がされたときは、本条所定の「出願公開」の要件を満たし、特許法一二三条一項二号に該当するものとして特許無効審判を請求することができる。(知財高判平18・1・25「平17行ケ一〇四三七」(画像撮影装置事件))

第三〇条(発明の新規性の喪失の例外)

第三〇条① 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日か

とができない。

- ▼「特許を受ける権利の原始的帰属」二九〇②「質権」民三四二―三五一・三六二―三六六「関係規定」民執一三二―三二二(差押禁止動産) 共有↓民二六四「同旨規定」七三「共同出願」三八「共同の審判請求」三三③ ④「仮専実実施権」三四②
 二「仮通常実施権」三四の三 ④「準用規定」三四の二②(仮専用実施権) ②③
 ▼「準用規定」新案一②、意匠一五② ①②③「準用規定」商標一三② ②③「準用規定」新案四の二③、意匠五の二③

一 冒認出願等の場合の移転登録請求

- ① 共同してなされた特許出願につき、特許を受ける権利の持分を有さない無権利者が、共同出願人の一人の承諾なしに、当該共同出願人の特許を受ける権利の持分を承継した旨の譲渡証書を添付し、出願人名義変更届を特許庁長官に提出したことによって、当該無権利者を共有者とする特許権の設定の登録がされた場合、当該共同出願人が特許権の設定の登録に先立って、自らの特許を受ける権利の持分を有することの確認を求め訴訟を提起しており、当該特許を受ける権利と設定登録された特許権とが同一の発明であることにつき争いが無いといった事情の下においては、当該共同出願人は、当該無権利者に対し、既に設定登録がなされた当該特許権についての持分につき移転登録手続を請求することができる。平成三三法六三による改正前の事件(最判平13・6・12民集五五・四・七九三(生ゴミ処理装置事件) 特許百選(四版)一三三)
- ② いわゆる冒認出願に係る特許発明についての発明者は原告であることを認定しつつも、特許法は、冒認出願をして特許権の設定登録を受けた場合に、当然には、発明者等から冒認出願者に対する特許権の移転登録手続を求める権利を認めているわけではなく、移転登録請求を認めた前出①と比べても、原告自ら特許出願していない点、私人間の権利変動ではなく、真の発明者が誰かという正に特許庁の専門分野に属する事項が争点とされている点、冒認出願後、原告自ら特許出願をすることによって特許権を取得する機会があった点で事実を異にするとして、移転登録請求を認めなかった事例(平成二三法六三による改正前の事件(東京地判平14・7・17判時一七九九・一五五(ブラジャー事件) 特許百選(四版)二四)
- ③ 一「冒認出願による無効審判請求における主張立証責任」
 二「冒認出願」特許百選(四版)二四
 「発明者主義」を採用する特許制度の下においては、冒認出願を理由として請求された特許無効審判における主張立証責任は、特許権者が負担すると解すべきものの、特許権者の行うべき主張、立証の内容、程度は、事実などの個別の事情により異なる。(知財高判平21・6・29判時二〇四・一〇一(基板処理装置等事件) 特許百選(四版)四一)

特許法(三四条) 第二章 特許及び特許出願

三 発明者名譽権の侵害と法的救済

- ④ 発明者は、発明完成と同時に、特許を受ける権利を取得するとともに、人格権としての発明者名譽権(発明者物載権)を取得し、発明者名譽権とは発明者の名譽を保護するものであって、物載権の場合と同様に排他性を有する権利である。真実は当該発明の発明者でありながら、出願人が特許出願の願書に発明者としてその氏名を記載しなかったために、特許公報や特許証にその氏名が記載されない場合には、真の発明者の発明者名譽権は侵害されたこととなり、真の発明者は、侵害者に対し、人格権たる発明者名譽権に基づいた侵害の差止めを求めることができる。(大阪地判平14・5・23判時一八二五・一六、特許百選(四版)二七)

【前同―特許を受ける権利の承継】

- 第三四条① 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができない。
 ② 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた者以外の者の承継は、第三者に対抗することができない。
 ③ 同一の者から承継した同一の発明及び考案についての特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利について同日に特許出願及び実用新案登録出願があつたときも、前項と同様とする。
 ④ 特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。
 ⑤ 特許を受ける権利の相続その他の一般承継があつたときは、承継人は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。
 ⑥ 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利の承継について同日に二以上の届出があつたときは、届出をした者の協議により定めた者以外の者の届出は、その効力を生じない。

- ⑦ 第三十九条第六項及び第七項(同日出願の場合の協議)の規定は、第二項、第三項及び前項の場合に準用する。

- ▼「権利の承継を証明する書面提出の命令」特許則五② ②③「同日出願」三九②④
 「対抗不能の効果」四九(七)一三三①(二)「拒絶、無効の事由」④⑤「届出」行手二七(七)三七「名義人変更届の様式」特許則二二「権利の承継を証明する書面の提出」特許則五①「届出書への持分等の記載」特許則二七①「対応規定」種苗七②③④
 「協議不成立の効果」四九(七)一三三①(六)「拒絶・無効の事由」

- ▽①②③④「準用規定」新案一②、意匠一五② ④⑦「準用規定」商標一三②

特許を受ける権利の對抗要件

① 特許庁において審査中の被告による特許出願に係る発明につき、原告が被告に対し、原告の従業者等のした職務発明として特許を受ける権利の承継を受けたと主張し、当該特許を受ける権利を有することの確認を求めた事案において、当該特許を受ける権利の對抗要件具備につき、被告は背信的悪意者に当たり、被告行為は信義誠実の原則に反することから、原告は当該特許を受ける権利の承継を對抗できると判断した事例(知財高判平22・2・24判時二一〇二・九八(ハリ取りホルダー事件控訴審) 特許百選 四版 二六六…背信的悪意者ではないと判断した原審判決(東京地判平21・1・29判時二〇二・一一二))を取消し)

第三四条の二(仮専用実施権)

第三四条の二① 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、仮専用実施権を設定することができる。

② 仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、その特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、専用実施権が設定されたものとみなす。

③ 仮専用実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

④ 仮専用実施権者は、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

⑤ 仮専用実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮専用実施権が設定されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

⑥ 仮専用実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

⑦ 仮専用実施権者は、第四項又は次条第七項本文の規定による仮通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権を放棄することができる。

⑧ 第三十三条第二項から第四項まで(特許を受ける権利)の規定は、仮専用実施権に準用する。

▼①②特許権の設定の登録(六六)特許権(六六)一九九 ③④特許を受ける権利(三三) ⑤⑥特許出願(三六) ⑦⑧専用実施権(七七) ⑨⑩仮通常実施権(三四)の三

第三四条の三(仮通常実施権)

第三四条の三① 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

② 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

③ 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権についての仮通常実施権があつたときは、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

④ 仮通常実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者(仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあつては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

⑤ 第一項若しくは前条第四項又は実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る第四十一条第一項(特許出願等に基づく優先権主張)の先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に

記載された発明に基づいて第四十一条第一項の規定による優先権の主張があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該優先権の主張を伴う特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(平成三三法六三本項追加)

⑥ 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

⑦ 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。)が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るものとの特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

⑧ 実用新案法第四条の第二十六項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六條第一項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(平成三三法六三本項追加)

⑨ 意匠法(昭和三十四年法律第九十五号)第五条の第二項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六條第二項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

特許法(三四条の三) 第二章 特許及び特許出願

内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(平成三三法六三本項追加)

⑩ 仮通常実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

⑪ 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第七項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

⑫ 第三十三條第二項及び第三項(特許を受ける権利)の規定は、仮通常実施権に準用する。

第三(仮通常実施権)

①(略)

② 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

③ 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

④(略)

⑤ 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許出願に係る特許を受ける権利を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。(現⑥)

⑥ 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。)が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るものとの特許出願に係る特許を受ける権

⑨ 前に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権（以下この項において「もとの特許出願に係る仮専用実施権」という。）に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者（当該仮通常実施権を許諾した者、当該もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者）と異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。）に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。（現⑦）

⑩（略）（現⑩）

⑪ 前項に定められる場合のほか、前条第四項の規定又は第六項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。（現⑪）

⑫（略）（現⑫）

- ▼④―⑨ 特許を受ける権利―三三 ② 通常実施権―七八 ④ ⑦ 仮専用実施権―三四の二 ⑥ ⑦ 特許権―六六―九九 ⑥ ⑩ 特許出願―三六 ⑦ 専用実施権―七七 ⑧ 拒絶をすべき旨の査定―四九 ⑧ 拒絶をすべき旨の審決―一一一、一五七 ⑪ 特許権の設定の登録―六六
- ▼①―③ 対応規定―新案四の二①②、意匠五の二①② ④―⑥ ⑧―⑩ 準用規定―新案四の二③ ④ ⑥ ⑧―⑩ 準用規定―意匠五の二③

（登録の効果）

第三四条の四① 仮専用実施権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く）、変更、消滅（混同又は第三十四条の二第六項の規定によるものを除く）又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

② 前項の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならぬ。

- ▼① 仮専用実施権―三四の二 ① 登録―二七① ④ ⑦

（仮通常実施権の対抗力）

第三四条の五 仮通常実施権は、その許諾後に当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する。

第三四条の五① 仮通常実施権は、その登録をしたときは、当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

② 仮通常実施権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

- ▼① 仮通常実施権―三四の三 ① 仮専用実施権―三四の二 ② 特許を受ける権利―三三 ③ 準用規定―新案四の二③、意匠五の二③

（職務発明）

第三五条① 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明に至つた行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

② 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

③ 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

④ 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めるところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。

⑤ 前項の対価についての定めがない場合又はその定めるところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の

●商標法

(昭和三四・四・一三)
法 一 二 七

施行 昭和三五・四・一

改正 昭和三七法一四〇・法一六一、昭和三九法一四八、昭和四〇法八一、昭和四五法九一、昭和五〇法四六、昭和五三法二七・法八九、昭和五六法四五、昭和五九法二三・法二四、昭和六〇法四一、昭和六二

法二七、平成二法三〇、平成三法六五、平成五法二六・法八九、平成六法二六、平成八法六八・法一一〇、平成一〇法五一・法八三、平成一一法四一・法四三・法二六〇・法二二〇、平成一四法二四、平成一五法四七・法六一、平成一六法一一二・法二二〇・法一四七、平成一七法五六・法七五、平成一八法五〇・法五五、平成二〇法一六、平成二三法六三

目次

第一章 総則 (一条・二条)

第二章 商標登録及び商標登録出願 (三条―二三条の二)

第三章 審査 (一四条―一七条の二)

第四章 商標権

第一節 商標権 (一八条―三五条)

第二節 権利侵害 (三六条―三九条)

第三節 登録料 (四〇条―四三条)

第四章の二 登録異議の申立て (四三条の二―四三条の一五)

第五章 審判 (四四条―五六条の二)

第六章 再審及び訴訟 (五七条―六三条の二)

第七章 防護標章 (六四条―六八条)

第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく特例

第一節 国際登録出願 (六八条の二―六八条の八)

第二節 国際商標登録出願に係る特例 (六八条の九―六八条の三二)

第三節 商標登録出願等の特例 (六八条の三三―六八条の三九)

第九章 罰則 (七八条―八五条)

注 立体商標に関する判例は三条に、商標の類似に関する判例は四条に、商標の使用、権利濫用に関する判例は四章二節に掲載した。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

▼⁺対応規定↓特許一

(定義等)

第二条① この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの(前号に掲げるものを除く。)

② 前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

③ この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 商品又は商品の包装に標章を付する行為

二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

三 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。)に標章を付する行為

四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものを利用して役務を提供する行為

五 役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

五 役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為

七 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識する面ができない方法をいう。次号において同じ。）により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為

八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを含める内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

④ 前項において、商品その他の物に標章を付することには、商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすることが含まれるものとする。

⑤ この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。
 ⑥ この法律において、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする。

▼【対応規定】特許二

一 「商品」

① 商標権者以外の者が正当な事由なくしてある物品に登録商標又は類似商標を使用している場合に、それが商標権の侵害行為となるか否かは、その物品が登録商標の指定商品と同一又は類似の商品であるか否かに関わり、その物品が登録商標の指定商品と同一又は類似ではない商品の包装物又は広告媒体等であるにすぎない場合には、商標権の侵害行為とはならない。そして、ある物品がそれ自体独立の商品であるか他の商品の包装物又は広告媒体等であるにすぎないか否かは、その物品がそれ自体交換価値を有し独立の商取引の目的物とされているものであるか否かによつて判定すべきものである。電子楽器等の製造・販売業者Yが、その宣伝、広告及び販売促進のため、電子楽器に使用している商標をTシャツ等に付して顧客に無償で配付する行為は、楽器に比すれば格段に低価格のものを右楽器の宣伝広告及び販売促進用の物品（バルティ）としてYの楽器購入者に限り一定の条件で無償配付しているにすぎず、Tシャツ等はそれ自体独立の商取引の目的物たる商品ではなく、商品たる電子楽器の単なる広告媒体にすぎないと認められるのが相当である。（大阪地判昭62・8・26無体一九・二・二六八（BOS事件）商標百選一）

二 「役務」

② 商標法にいう「役務」とは、他人のためにする労務又は便益であつて、付随的ではなく独立して取引の対象となり得るものと解すべきであり、カタログ通信販売業におけるカタログを利用したサービス業務は、商品の売上に伴い、付随的に行われる労務又は便益にすぎないとして、「役務」に該当しないとされた事例（東京高判平12・8・29判時一七三七・一二四（シャディ事件）商標百選二）

三 小売等役務商標

③ 「Blue note」の文字の間に「音符の図形」を有する商標について、指定役務を「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」とする登録商標の商標権者Yに対し、Xがジャズレーベルとして有名な「Blue Note」の商標を引用して商標登録の無効を求めた事案。本件商標に係る指定役務は総合小売等役務と特定小売等役務からなり、特定小売等役務について有する専有権の範囲は、小売等の業務において行われる全ての役務のうち、合理的な取引通念に照らし、特定された取扱商品に係る小売等の業務との間で、目的と手段等の関係にあることが認められる役務態様に限定され、総合小売等役務について有する専有権の範囲は、小売等の業務において行われる全ての役務のうち、合理的な取引通念に照らし、「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う」小売等の業務との間で、目的と手段等の関係にあることが認められる役務態様に限定される。Xの引用商標の使用態様は、商品「レコード（CDを含む）」の販売等又は同商品を販売等する過程で行われる便益の提供に限られるものであり、本件総合小売等役務を指定役務とする本件商標をYが有することによつて保護される独占権の範囲に含まれるものではないから、Yが同商標を使用したとしても、需要者、取引者において、その役務の出所がXであると混同するおそれがあると解することはできない。（知財高判平23・9・14判時二二八・一三六（Blue Note事件）重判平23知財五）

第二章 商標登録及び商標登録出願

（商標登録の要件）

第三条① 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品又は役務について慣用されている商標

録を受けた場合を除く。又は商標登録が第四十六条第一項第三号に該当するときは、その商標登録についての同項の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

② 商標登録が第七條の二第一項（団体商標）の規定に違反した場合は（商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものでなかつた場合に限る。）であつて、商標権の設定の登録の日から五年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第四十六条第一項の審判は、請求することができない。

① 商標法四六条は商標無効理由を列挙して定め、五六条が準用する特許法一六七条は、無効の請求を排斥した確定審決の登録があつたときは、同一事実・同一証拠に基づいて無効審判を請求することができない旨を定めているのであつて、これらの規定によれば、各無効理由ごとに一個の請求があるものと解すべきであり、無効審判請求後に新たな無効理由を追加主張することは、新たな無効審判の請求を追加することになるものと解されるから、除斥期間経過後は、無効審判手続において、新たな無効理由を追加主張することは不合法である。（最判昭58・2・17判時一〇八二・一二五（盛光事件）商標百選三九）

② 商標法四一条一五号違反を理由とする商標登録の無効審判請求の除斥期間を定めた趣旨は、除斥期間経過後は商標登録がされたことにより生じた既存の継続的な状態を保護するために商標登録の有効性を争い得ないものとしたことにある、本来は商標登録を受けられなかつた商標についてその有効性を早期に確定させて商標権者を保護すべき強い要請があるわけではないから、除斥期間内に商標登録の無効の審判が請求され、審判請求者に当該商標登録が同号の規定に違反する旨の記載がありさえすれば、既存の継続的な状態は覆されたこととみることができるとして、本条所定の除斥期間を遵守したものであるというためには、除斥期間内に提出された審判請求書に、請求の理由として、当該商標登録が四一条一五号の規定に違反するものである旨の主張が記載されていることをもって足りる。（最判平17・7・11判時一九〇七・一二五（RUDOLPH VALENTINO事件）商標百選四〇）

第四八条及び第四九条 削除

商標法（四八条―五〇条） 第五章 審判

（商標登録の取消しの審判〔登録商標の不使用〕）

第五〇条① 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上一つと認められる商標を含む。以下この条において同じ。）の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができ、この限りでない。

② 前項の審判の請求があつた場合においては、その審判の登録前三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務のいずれかについての登録商標の使用をしていることを被請求人が証明しない限り、商標権者は、その指定商品又は指定役務に係る商標登録の取消しを免れない。ただし、その指定商品又は指定役務についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

③ 第一項の審判の請求前三月からその審判の登録の日までの間に、日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をした場合であつて、その登録商標の使用がその審判の請求がされることを知つた後であることを請求人が証明したときは、その登録商標の使用は、第一項に規定する登録商標の使用に該当しないものとする。ただし、その登録商標の使用をしたことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

① 本条の適用上、「商品」というためには、市場において独立して商取引の対象として流通に供される物でなければならぬところ、専ら教育講座の教材としてのみ用いられることを予定した印刷物は、同講座を離れ独立して取引の対象とされているものではなく、商標法上の商品ということではできない。

② 本条の適用上、「商品」というためには、市場において独立して商取引の対象として流通に供される物でなければならぬところ、専ら教育講座の教材としてのみ用いられることを予定した印刷物は、同講座を離れ独立して取引の対象とされているものではなく、商標法上の商品ということではできない。

講座の教材であることを示す記載の一部分にすぎず、題号としての使用にとどまるか、役務の出所又は役務の内容を表示するものであり、当該印刷物自体の識別表示と解することはできないから、当該印刷物について商標の使用がされたということはできない。(東京高判平13・2・28判時一七四九・一三八(DALE CANNIBER事件) 商標百選四)

② Xは「Magic」という欧文字を横書きしてなり、化粧品等を指定商品とする商標の商標権者であり、Yが、本件商標に対し不使用による登録取消の審判を請求し登録取消の審決がなされたため、Xがスキンケアクリームに「ALOÉ MAGIC」という文字商標を付して販売している」とを理由に商標使用を主張し、審決の取消を求めた事案。本件商標は、原材料に由来する「ALOÉ」の語と「魔法」を意味する「MAGIC」の語とを組み合せた「ALOÉ MAGIC」との造語によつて表されたものであって、全体として一個の商標を構成するものと認められ、使用商標が本件商標と社会通念上同一と認められる商標であるとはいえないから、本件商標の指定商品に使用商標を用いたとしても、指定商品についての本件商標の使用をしたことに当たるといふことはできない。(東京高判平13・6・27・平12行ケ四二二(MAGIC事件) 商標百選四一)

③ Yが「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とする本件商標「le d'été le」と社会通念上同一の本件表示の下に、指定商品に含まれる婦人用下着を陳列販売し、婦人用下着の広告について本件表示をしたことは、少なくとも、商標法二条三項八号にいう「商品……に関する広告……に標章を付して展示し、若しくは頒布……する行為」に該当し、Yは、指定商品に含まれる婦人用下着について、本件商標を使用したと認められる。平成一九年四月一日に小売等役務商標制度が新たに施行され、商品に係る商標と小売等役務に係る商標とが区別されているが、商標を小売等役務について使用した場合に、商品についての使用とは一切みなされないことではいえない。(知財高判平21・11・26判時二〇八六・一〇九(せきまき事件) 重判平22知財二)

④ 商標登録の不使用取消審決の取消訴訟における当該登録商標の使用の事実の立証は、事実審の口頭弁論終結時に至るまで許される。本条二項本文は、商標登録の不使用取消審判の請求があった場合において、被請求人である商標権者が登録商標の使用の事実を証明しなければ、商標登録は取消しを免れない旨規定しているが、これは、登録商標の使用の事実をもって商標登録の取消しを免れるための要件とし、その存否の判断資料の収集につき商標権者にその責任の一端を分担させ、もつて右審判における審判官の職権による証拠調べの負担を軽減させたものであり、商標権者が審決時において右使用の事実を証明したことから、右条項の規定をもつてしても、前記判断を左右するものではない。(最判平3・4・23民集四五・四・五三八(シエトア事件) 商標百選四四)

⑤ 本条二項ただし書の「正当な理由」があるというためには、商標権者において登録商標を使用できなかったことが真にやむを得ないと認められる特別な事情が具体的に主張立証された必要があるところ、商標権者の本件商標について真摯なる使用の意思があったとする審決の認定事実によつては商標権者の責めに帰すことのできない特別な事情があったと認めることはできず、また、他に上記特別の事情が存したことを認めるに足りる証拠もないとして、商標を日本において使用していないことについて本条二項ただし書の「正当な理由」があるといふことはできないとして、本条一項に基づく不使用による商標登録取消審判請求を不成立とした審決が取り消された事例(知財高判平17・12・20判時一九三・一三〇(CARP JONES事件) 商標百選四三)

【前記一商標権者による誤認混同を招かせる類似商標の使用】

第五一条① 商標権者が故意に指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

② 商標権者であつた者は、前項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができる。

▼違反の効果一五二一、四三(二一)、四六①二

① 本条一項が必要者一般を保護するという公益的性格を有するものであることはいうまでもないが、商標法四七条、一九条二項ただし書、二一条の規定においては登録を受けた商標権者の利益の方を保護すべきものとし、出所の混同の被害者である営業者や一般公衆の利益の後退させておき、このような出所の混同を生ずる商標に関する商標法の規定の趣旨をも勘案すると、商標権者Yのした自己の登録商標に類似する商標の使用がXの業務に係る商品と混同を生ずるものであつても、右使用商標がXとY間の裁判上の和解においてXがYにその使用を認めただけであり、しかも、右和解において、XがYの登録商標に対する登録異議の申立てを取り下げてそれが登録されることを認め、その対価としてYから和解金を受領し、その結果Yが右使用商標を継続

して使用したという事実がある場合は、Xが本条一項に基づき右登録商標の登録を取り消すことについて審判を請求することは、信義則に反するものとして許されない。(最判昭61・4・22判時二〇七・二一四(ユーハイム事件)商標百選A6)

② 指定商品を被服・寝具類とする登録商標を有するXによる当該登録商標に類似する商標(甲商標)の使用につき、甲商標は、その使用開始時点において生活雑貨の商標として若い女性層を中心に周知となっていたYの商標(乙商標)に形態が極めて近似するものであるところ、前記商標権者が甲商標を若い女性向けの衣服等に使用すれば、その商品がX及びこれと経済的又は組織的に何らかの関係がある者の業務に係る商品ではないかとその出所について誤認混同されるおそれがあるものと認められ、Yの担当者も乙商標が若い女性層を中心に周知であることを当然知っていたものと推認できるから、同担当者は甲商標を前記商標権者の販売する被服に使用すれば、その出所について誤認混同されるおそれがあることを認識していたものと認められるとして、甲商標の使用は本条一項所定の商標登録取消事由に当たるとされた事例(東京高判平10・6・30知的裁三〇・二・一九六(アフタヌーンティー事件)商標百選四五)

【同一取消審判についての除外期間】

第五二条 前条第一項の審判は、商標権者の同項に規定する商標の使用の事実がなくなつた日から五年を経過した後は、請求することができない。

【同一商標権の移転当事者による混同を招来させる類似商標の使用】

第五二条の二 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは役務について使用する類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品又は指定役務についての登録商標の使用であつて他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

② 第五十一条第二項及び前条の規定は、前項の審判に準用する。

【同一使用権者による誤認混同を招来させる類似商標の使用】

第五三条 ① 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についての登録商標又はこれに

類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、当該商標権者がその事実を知らなかつた場合において、相当の注意をしていたときは、この限りでない。

② 当該商標権者であつた者又は専用使用権者若しくは通常使用権者であつた者であつて前項に規定する使用をしたものは、同項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審判が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

③ 第五二条の規定は、第一項の審判に準用する。

▼②違反の効果(一五二・四三の二二・四六①)二

① 本条一項の規定が、被使用許諾者が登録商標(又はこれに類似する商標)を「指定商品又はこれに類似する商品」に使用する場合において、商品の品質の誤認、あるいは他人の業務に係る商品との混同を生ずるような態様の使用をしたときは、被使用許諾者が登録商標を「不当に変更」して使用した場合にのみ適用されるものと限定する根拠はない。登録商標の被使用許諾者はミネフード、みねふと、MINERODの文字を三段に横書きしてなる登録商標のうち、その一段目のミネフードの片仮名五文字を横書きして使用しているものであり、これはMINEROD及びミネフードの文字を二段に横書きしてなる引用商標と称呼全体において紛らわしく類似の商標であり、本条一項により取り消されるべきものである。(東京高判平元・7・11判時二二三五・二三八(ミネフード事件)商標百選四六)

【同一代理人等による不当登録】

第五三条の二 登録商標がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国において商標に関する権利(商標権に相当する権利に限る)を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務を指定商品又は指定役務とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の

日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

【同前】取消審判についての除外期間】

第五三条の三 前条の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

【同前】取消審判確定の効果】

第五四条① 商標登録を取り消すべき旨の審判が確定したときは、商標権は、その後消滅する。

② 前項の規定にかかわらず、第五十条第一項の審判により商標登録を取り消すべき旨の審判が確定したときは、商標権は、同項の審判の請求の登録の日以降消滅したものとみなす。

【同前】取消審判請求の通知】

第五五条 第四十六条第三項（商標登録無効の審判の請求があつた場合の専用使用権者等への通知）の規定は、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の第二項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判の請求があつた場合に準用する。

（拒絶査定に対する審判における特則）

第五五条の二① 第十五条の二及び第十五条の三の規定（拒絶理由の通知）は、第四十四条第一項（拒絶査定に対する審判）の審判において査定理由と異なる拒絶理由を発見した場合に準用する。

② 第十六条（商標登録の査定）の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十六条第一項において準用する特許法第六十条第一項（審査への差戻し）の規定によりさらに審査に付すべき旨の審判をするときは、この限りでない。

③ 第十六条の二（補正の却下）及び意匠法第七十七条の三（補正後の意匠についての新出願）の規定は、第四十四条第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第三項及び同法第十七条の三第一項中「三月」とあるのは「三十日」と、第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは「第六十三条第一項の訴えを提起したとき」と読み替へるものとする。

準用読替後の規定

（補正の却下）

第一六条の二③ 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達

があつた日から三十日を経過するまでは、当該拒絶査定に対する審判について審判をしてはならない。

④ 審判官は、商標登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第六十三条第一項の訴えを提起したときは、その訴訟の判決が確定するまでその拒絶査定に対する審判の審理を中止しなければならない。

意匠法の準用読替後の規定

（補正後の商標についての新出願）

第一七条の三① 商標登録出願人が前条（商標法第一六条の二）第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三十日以内にその補正後の商標について新たな商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

（審判の確定範囲）

第五五条の三 審判は、審判事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに請求された第四十六条第一項（商標登録の無効の審判）の審判の審決は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。（平成三三法六三本条追加）

▼*対応規定↓特許一六七の二

（特許法の準用）

第五六条① 特許法第三百一十一条第一項、第三百三十一条の二第一項（第二号及び第三号を除く）、第三百三十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条、第三百六十七号並びに第三百六十八号から第三百七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百三十一条の二第一項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは「商標法第四十六条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六条第一項において準用する特許法第三百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第三百三十二条第一項及び第三百六十七号中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第三百四十五条第一項及び第三百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審

判」と、同法第百三十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第百五十六條第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第百六十一條中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第百六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判」と、同法第百六十八條第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

特許法の準用読替後の規定

第一三二条の二① 前条（商標法第五十六條第一項で準用する特許法第一三二条）第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、当該補正が次の号に該当するときは、この限りでない。

一 商標法第四十六條第一項の審判以外の審判を請求する場合でない。

二 同法第一項において準用する特許法第百三十一條第一項第二号に掲げる請求の理由についてとされるとき。

（共同審判）

第一三二条① 同一の商標権について商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。

（審判官の除斥）

第一三九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、参加人若しくは登録異議申立人であるとき又はあつたとき。
- 二 審判官が事件の当事者、参加人若しくは登録異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。
- 三 審判官が事件の当事者、参加人又は登録異議申立人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 （略）
- 五 審判官が事件について当事者、参加人若しくは登録異議申立人の代理人であるとき又はあつたとき。
- 六・七 （略）

（審判における審理の方式）

第一四五条① 商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判は、口頭審理による。

商標法（五六条の二一五七条） 第六章 再審及び訴訟

る。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとするができる。

第一五六条① 審判長は、事件が審決するのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一六八条①（商標法第五十六條第一項で準用する特許法）第百三十四條第一項及び第三項、第百四十八條及び第百四十九條の規定は、商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判には、適用しない。

（審決の効力）

第一六七条 商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

（訴訟との関係）

第一六八条① 審判において必要があると認めるときは、登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

（審判における費用の負担）

第一六九条① 商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもつて、職権で、定めなければならない。で終了するときは審判による決定をもつて、職権で、定めなければならない。

③ 商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項の審判に関する費用は、請求人の負担とする。

② 特許法第百五十五條第三項（審判の請求の取下げ）の規定は、第四十六條第一項の審判に準用する。

▼準用する特許法一三六条三項・一四四條の二の「政令」→商標令三②

（意匠法の準用）

第五六条の二 意匠法第五十一條（補正却下決定不服審判の特則）の規定は、第四十五條第一項（補正の却下の決定に対する審判）の審判に準用する。

第六章 再審及び訴訟

（再審の請求）

第五七条① 確定した取消決定及び確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。

② 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十八條第一項及び第二項並びに第三百三十九條（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

- 東京地判 平20・12・26 判時2032・11〈黒烏龍茶事件〉……………不正競争2 ㉒
 最決 平21・1・27 民集63・1・271〈液晶モニター事件〉……………特許105の4 ①
 知財高判 平21・1・27 【平20ネ10055】〈ロクラクⅡ事件控訴審判決〉……………著作21 ⑤
 知財高判 平21・1・28 判時2043・117〈回路用接続部材事件〉……………特許29 ⑩
 東京地判 平21・1・29 判時2046・159〈サイゴン東西ハイウェイ建設事業事件〉……………不正競争18 ①
 東京地判 平21・2・27 【平20ワ20886】〈マジコン事件〉……………不正競争2 ㉒㉓
 知財高判 平21・3・11 判時2049・50〈装飾印鑑事件〉……………特許102 ④
 大阪地判 平21・4・7 判時2065・115〈放熱シート事件〉……………特許76の後◆【実施権】 ①
 知財高判 平21・5・29 判時2047・11〈パシーフカプセル30mg事件高裁判決〉
 ………………特許67 ①. 67の3 ①. 68の2 ①
 知財高判 平21・6・29 判時2104・101〈基板処理装置等事件〉……………特許33 ③. 123 ②
 知財高判 平21・8・25 判時2059・125〈切削方法事件〉……………特許104の3 ②
 東京地判 平21・8・31 【平21ワ3556】〈東証事件〉……………不正競争2 ⑤
 大阪地判 平21・9・10 【平19ワ16025】〈調理レンジ事件〉……………特許70 ③
 最判 平21・10・8 判時2064・120〈チャップリン事件上告審判決〉……………著作54 ②
 大阪高判 平21・10・8 【平19う461】〈Winny著作権法違反幫助事件控訴審判決〉……………著作119 ④
 東京地判 平21・11・13 判時2076・93〈TVブレイク事件一審判決〉……………著作21 ⑦
 知財高判 平21・11・26 判時2086・109〈elle et elles事件〉……………商標50 ③
 知財高判 平22・1・28 判時2073・105〈フリバンセリン事件〉……………特許36 ②
 大阪地判 平22・1・28 【平20ワ10879】〈業務支援ソフトウェア事件〉……………不正競争2 ㉒
 知財高判 平22・2・24 判時2102・98〈バリ取りホルダー事件控訴審〉……………特許34 ①
 知財高判 平22・3・25 判時2086・114〈駒込大観音事件控訴審判決〉……………著作20 ㉗㉘. 60 ③. 115 ②. 116 ①
 知財高判 平22・7・15 判時2088・124〈日焼け止め剤組成物事件〉……………特許29 ⑯
 知財高判 平22・9・8 判時2115・102〈TVブレイク事件控訴審判決〉……………著作21 ⑧
 知財高判 平22・9・15 判タ1340・265〈DVDマルチドライブモータ事件〉
 ………………特許100の前◆【I 国際裁判管轄】 ①
 知財高判 平22・10・13 判時2092・135〈絵画鑑定書事件〉……………著作32 ⑤
 知財高判 平22・11・15 判時2111・109〈喜多方ラーメン事件〉……………商標7の2 ①
 大阪地判 平22・12・16 判時2118・120〈商品陳列デザイン事件〉……………不正競争2 ③
 最判 平23・1・18 民集65・1・121〈まねきTV事件最高裁判決〉……………著作23 ⑥
 最判 平23・1・20 民集65・1・399〈ロクラクⅡ事件上告審判決〉……………著作21 ⑥
 知財高判 平23・1・31 判時2107・131〈換気扇フィルター事件〉……………特許29 ⑫
 最判 平23・4・28 民集65・3・1654〈パシーフカプセル30mg事件最高裁判決〉……………特許67 ②
 知財高判 平23・9・14 判時2128・136〈BLUE NOTE事件〉……………商標2 ③
 最判 平23・12・8 民集65・9・3275〈北朝鮮映画事件上告審判決〉……………著作6 ②
 最決 平23・12・19 刑集65・9・1380〈Winny著作権法違反幫助事件上告審決定〉……………著作119 ⑤
 最判 平23・12・20 民集65・9・3568〈ARIKA事件〉……………商標6 ①
 知財高判 平23・12・22 判時2145・75〈東芝録画補償金事件控訴審判決〉……………著作104の5 ①
 最判 平24・1・17 判時2144・115〈暁の脱走事件上告審判決〉……………著作54 ③
 知財高判 平24・1・24 【平22ネ10032】〈ソリッドゴルフボール事件〉……………特許102 ⑫
 知財大判 平24・1・27 判時2144・51〈プラバスタチンNa塩錠事件〉……………特許70 ⑥⑦
 知財高判 平24・2・8 判時2150・103〈電池式警報器事件〉……………特許178 ⑦
 知財高判 平24・2・14 【平22ネ10076】〈Chupa Chups事件〉……………商標4章2節 ⑨
 東京地判 平24・5・29 【平22ワ5719】〈有機EL素子事件〉……………不正競争2 ㉒
 知財高判 平24・8・8 判時2165・42〈釣り★スタ事件〉……………著作27 ⑤

- 東京地判 平18・9・12 判時1985・106〈液晶ディスプレイ用表示材料事件〉……………特許35 14
- 知財高判 平18・9・13 判時1956・148〈キャロル・ラスト・ライブ事件〉……………著作16 11
- 東京地決 平18・9・15 判時1973・131〈バルナパリンナトリウム事件〉……………特許105の4 2
- 知財高判 平18・9・26【平18ネ10037】〈浮世絵模写作品（書籍）事件〉……………著作2 15
- 最判 平18・10・17 民集60・8・2853〈日立製作所事件最高裁判決〉……………特許35 8 9
- 知財高判 平18・10・19【平18ネ10027】〈講習用資料事件控訴審〉……………著作15 21. 20 6
- 知財高判 平18・11・29【平18ネ10057】〈浮世絵模写作品（豆腐パッケージ）事件〉……………著作2 16
- 京都地判 平18・12・13 判タ1229・105〈Winnie著作権法違反幫助事件一審判決〉……………著作119 3
- 知財高判 平18・12・21 判時1961・150〈ホクト2号事件控訴審〉……………特許70 14
- 知財高決 平18・12・22【平18ラ10012】〈まねきTV事件抗告審決定〉……………著作23 4. 99の2 1
- 東京地判 平18・12・27 判タ1275・265〈ヤマト事件〉……………著作61 1
- 東京地判 平19・2・27 判タ1253・241〈多関節搬送装置事件〉……………特許104の3 1
- 大阪地判 平19・4・19 判時1983・126〈ゴーグル事件〉……………特許102 3
- 東京地判 平19・5・25 判時1979・100〈MYUTA事件〉……………著作21 4
- 東京地判 平19・5・25 判時1989・113〈ローソク事件〉……………不正競争14 1
- 知財高判 平19・5・31 判時1977・144〈スナップ写真事件控訴審〉……………著作2 19
- 知財高決 平19・6・20 判時1997・119〈水路壁面改良工法事件〉……………特許134の2 1
- 知財高判 平19・6・27 判時1984・3〈マグライト事件〉……………商標3 7 10
- 知財高判 平19・7・25 判時1988・95〈人形写真集事件〉……………著作2 20. 11 1
- 知財高判 平19・9・20【平18行ケ10494】〈ホログラフィック・グレーティング事件〉……………特許17の2 1
- 大阪高判 平19・10・2 判タ1258・310〈ピーターラビット事件〉……………不正競争2 10
- 名古屋高金沢支判 平19・10・24 判時1992・117〈氷見うどん事件〉……………不正競争5 4
- 大阪高判 平19・10・25 判タ1259・311〈みたらし団子事件〉……………不正競争2 10
- 最判 平19・11・8 民集61・8・2989〈インクタンク事件上告審〉……………特許68 6
- 最判 平19・12・18 民集61・9・3460〈「シェーン」DVD事件〉……………著作54 1
- 東京地判 平19・12・26【平18ワ27454】〈家庭用医療機器事件〉……………不正競争5 3
- 知財高判 平20・1・31【平18行ケ10388】〈発光ダイオード付き商品陳列台事件〉……………意匠2 4
- 東京地判 平20・1・31【平18ワ13803】〈パズル事件〉……………著作2 11
- 東京地判 平20・2・26【平19ワ15231】……………著作42 2
- 東京地判 平20・3・13 判時2033・102〈祇園祭写真事件〉……………著作2 20. 27 4
- 最判 平20・4・24 民集62・5・1262〈ナイフ加工装置事件〉……………特許104の3 3 4
- 知財高判 平20・5・29 判時2018・146〈ガラス多孔体事件〉……………特許29 1
- 知財大判 平20・5・30 判時2009・47〈ソルダレジスト事件〉……………特許126 5 6
- 東京地判 平20・6・20【平19ワ5765】〈まねきTV事件地裁判決〉……………著作23 5
- 知財高判 平20・6・24 判時2026・123〈双方向歯科治療ネットワーク事件〉……………特許2 8
- 東京地判 平20・7・4【平19ワ19275】〈ぬいぐるみ事件〉……………不正競争19 8
- 最判 平20・7・10 民集62・7・1905〈発光ダイオード事件〉……………特許126 7
- 知財高判 平20・7・14 判時2050・137〈生海苔の異物分離除去装置事件〉……………特許125 1
- 知財高判 平20・7・17 判時2011・137〈ライブドア傍聴記事件控訴審判決〉……………著作2 9
- 知財高判 平20・8・26 判時2041・124〈対訳辞書事件〉……………特許2 9
- 最判 平20・9・8 判時2021・92〈つみのおひなっこや事件〉……………商標4 15
- 大阪高判 平20・9・17 判時2031・132〈デサフィナード事件控訴審判決〉……………著作22 2
- 東京地判 平20・9・29 判時2027・143〈半導体レーザ装置事件〉……………特許35 15
- 大阪地判 平20・10・14 判時2048・91〈マスカラ事件〉……………不正競争2 8
- 知財高判 平20・10・28 判時2023・140〈新型浄水器事件〉……………特許38 1
- 東京地判 平20・11・26 判時2040・126〈仕入先情報事件〉……………不正競争2 9
- 知財高判 平20・11・27 判時2022・137〈半導体パッケージ事件〉……………特許134の2 2
- 9 知財高判 平20・12・24【平20ネ10011】〈北朝鮮映画事件控訴審判決〉……………著作6 1
- 大阪地決 平20・12・25 判時2035・136〈青色LEDチップ事件〉……………特許105の5 1

大阪地判 平17・2・10 判時1909・78〈標本作成用トレイ事件〉	特許102 ②
東京地判 平17・2・25 判時1897・98〈薬品リスト事件〉	不正競争2 ⑩
東京高判 平17・3・3 判時1893・126〈2ちゃんねるの小学館事件控訴審判決〉	著作23 ③
東京地判 平17・3・10 判時1918・67〈トンネル断面マーキング方法事件〉	特許102 ⑩
東京高判 平17・3・16【平16ネ2000】〈アザレ東京事件〉	不正競争2 ②
東京高判 平17・3・31【平16ネ405】〈ファイルログ事件控訴審判決〉	著作23 ②
知財高判 平17・4・13【平17行ケ10227】〈コンパクト事件〉	意匠3 ⑥
大阪地判 平17・4・28 判時1919・151〈変性重合体製造法事件〉	特許35 ⑦
東京地判 平17・5・24 判時1933・107〈マンホール用ステップ事件〉	不正競争2 ⑦
東京地判 平17・5・31 判時1969・108〈誘導電力分配システム事件〉	特許102 ⑩
知財高判 平17・6・9【平17行ケ10342】〈FLAVAN事件〉	商標3 ④
最判 平17・6・17 民集59・5・1074〈生体高分子安定複合体構造探索方法事件〉	特許100 ⑤
最判 平17・7・11 判時1907・125〈RUDOLPH VALENTINO事件〉	商標47 ②
最判 平17・7・14 民集59・6・1569〈船橋市西図書館事件〉	著作18の前◆【著作者の人格的利益】 ①
最判 平17・7・14 民集59・6・1617〈eACCESS事件〉	商標10 ①
最判 平17・7・22 判時1908・164〈国際自由学園事件〉	商標4 ③
知財高判 平17・8・30【平17行ケ10312】〈ピラゾロピリジン化合物事件〉	特許36 ④
知財大判 平17・9・30 判時1904・47〈一太郎事件〉	特許101 ②
知財高判 平17・10・6【平17ネ10049】〈ヨミウリ・オンライン事件控訴審〉	著作2 ⑧、10 ②
東京地判 平17・10・11 判時1923・92〈ジェロヴィタル化粧品事件〉	商標4章2節 ⑩
最判 平17・10・18 判時1914・123〈クリーニングファブリック製造方法事件〉	特許178 ⑥
大阪地判 平17・10・24 判時1911・65〈選撮見録事件〉	著作112 ⑤
知財高判 平17・10・27【平17ネ10013】〈超時空要塞マクロス事件〉	不正競争2 ②
知財高判 平17・10・31【平17ネ10079】〈カラビナ事件〉	意匠24 ①
知財大判 平17・11・11 判時1911・48〈パラメータ特許事件〉	特許36 ①
知財高決 平17・11・15【平17ラ10007】〈録画ネット事件抗告審決定〉	著作21 ③、98 ①
知財高判 平17・12・5【平17ネ10083】〈カットソー事件控訴審〉	不正競争2 ⑧
知財高判 平17・12・20 判時1922・130〈PAPA JOHN'S事件〉	商標50 ⑤
東京地判 平17・12・27 判時1939・120〈図形表示装置事件〉	特許70 ④
大阪地判 平18・1・16 判時1947・108〈マンホール事件〉	特許78 ②
神戸地判 平18・1・19【平16行ウ29】〈灯籠事件〉	特許100の前◆【Ⅲ 特許侵害物品の水際規制】 ①
最判 平18・1・20 民集60・1・137〈天理教事件〉	不正競争2 ⑥
知財高判 平18・1・25【平17行ケ10437】〈画像撮影装置事件〉	特許29の2 ①
知財大判 平18・1・31 判時1922・30〈インクタンク事件控訴審〉	特許68 ⑤
東京地判 平18・1・31 判時1929・92〈洗浄処理剤事件〉	特許35 ①
知財高判 平18・2・27【平17ネ10100】〈ジョン万次郎銅像事件控訴審〉	著作14 ①
東京地判 平18・3・24【平17ワ3089】〈アクティブマトリクス型表示装置事件〉	不正競争2 ⑩
大阪地判 平18・3・30【平16ワ1671】〈スーブラ事件〉	不正競争2 ⑧
知財高判 平18・3・31 判時1929・84〈コネクター接続端子事件〉	意匠2 ③
大阪高判 平18・4・19【平17ネ2866】〈スーブラ事件〉	不正競争2 ⑦、⑧
東京地判 平18・5・25 判時1995・125〈クレメジン事件〉	不正競争2 ②
知財高判 平18・6・29 判タ1229・306〈紙葉類識別装置事件〉	特許29 ⑩
東京地判 平18・7・6 判時1951・106〈養魚用飼料添加物事件〉	不正競争2 ⑩
知財高判 平18・7・11 判時2017・141〈増毛装具事件〉	特許29 ⑬
大阪地判 平18・7・20 判時1968・164〈台車固定装置事件〉	特許2 ⑩
大阪地判 平18・7・27 判タ1229・317〈正露丸事件〉	不正競争2 ③、19 ③
神戸地判 平18・8・4 判時1960・125〈ダニ捕獲器事件〉	不正競争2 ⑩、⑪
東京地判 平18・8・8【平17ワ3056】〈ハンガー用クリップ事件〉	不正競争2 ⑩、⑪
知財高判 平18・8・31 判時2022・144〈アイセル事件〉	著作61 ②

- 東京地判 平15・3・28 判時1834・95〈教科書準拠国語テスト事件〉……………著作36 ①
 最判 平15・4・11 判時1822・133〈アール・ジー・ビー・アドベンチャー事件〉……………著作15 ①
 最判 平15・4・22 民集57・4・477〈オリンパス事件〉……………特許35 ⑤
 東京地決 平15・6・11 判時1840・106〈慶應義塾大学ノグチ・ルーム事件〉……………著作20 ⑧、60 ②
 東京地判 平15・6・27 判時1840・92〈花粉のご飴事件〉……………商標38 ③
 東京地判 平15・6・27 判時1839・143〈アフト事件〉……………不正競争2 ②7
 名古屋地判 平15・7・24 判時1853・142〈刺しゅう糸色番号事件〉……………不正競争2 ②7
 大阪地判 平15・7・24 【平14ワ3162】〈顧客情報事件〉……………不正競争2 ②8
 東京地判 平15・8・28 判タ1211・259〈スイッチング回路事件〉……………特許133 ①
 東京地判 平15・8・29 判時1886・106〈エノテカ事件〉……………不正競争2 ⑤3
 東京地判 平15・9・30 判時1843・143〈ソフトウェア違法コピー事件〉……………不正競争2 ①11
 東京地判 平15・10・16 判時1874・23〈サンゴ化石粉体事件〉……………特許100の前◆【II 外国特許権に係る準拠法】③, 不正競争2 ①18
 最判 平15・10・31 判時1841・143〈窒化ガリウム系化合物半導体事件〉……………特許178 ⑤
 東京高判 平15・11・20 【平14行ケ514】〈Manhattan Portage事件〉……………商標4 ①6
 東京地判 平15・11・26 判時1846・83〈影響解析装置事件〉……………特許35 ⑩
 東京地判 平15・12・26 判時1851・138〈液体充填装置ノズル事件〉……………特許102 ⑨
 東京高判 平16・1・29 判時1848・25〈日立製作所事件控訴審判決〉……………特許35 ⑫
 東京地判 平16・1・30 判時1852・36〈青色LED事件一審終局判決〉……………特許35 ①1
 東京地判 平16・3・5 判時1854・153〈セイジョー事件〉……………不正競争19 ②
 東京地判 平16・3・11 判時1893・131〈2ちゃんねるの小学館事件一審判決〉……………著作112 ④
 東京高判 平16・3・31 判時1865・122〈流通用ハンガー事件〉……………不正競争2 ②8
 最決 平16・4・8 民集58・4・825……………不正競争3 ⑤
 東京地判 平16・4・13 判時1862・168〈イベント会社事件〉……………不正競争2 ②9
 大阪地判 平16・4・20 【平14ワ13569】〈Career-Japan事件〉……………商標4 ①1
 東京地判 平16・4・23 判時1892・89〈プリント基板用治具事件〉……………特許101 ③
 東京高判 平16・4・27 判時1872・95〈日立金属素磁石事件控訴審判決〉……………特許35 ⑬
 大阪地判 平16・4・27 判時1882・116〈キューピー第二次訴訟事件〉……………著作28 ②
 大阪地判 平16・5・20 【平14ワ3030】〈エレベータ保守点検会社事件〉……………不正競争2 ①0
 最判 平16・6・8 判時1867・108〈LEONARD KAMHOUT事件〉……………商標4 ④
 東京地判 平16・6・23 判時1872・109〈ブラザー事件〉……………商標4章2節 ②
 東京高判 平16・6・24 【平15行ケ163】〈動力舵取装置事件〉……………特許181 ②
 東京地判 平16・6・30 判時1874・134〈コンピュータソフトウェア「ProLesWeb」事件〉……………著作2 ⑩
 東京地判 平16・7・2 判時1890・127〈ヴォーグ事件〉……………不正競争2 ⑥6
 東京地判 平16・7・28 判時1878・129〈カルティエ事件〉……………不正競争2 ②2
 東京地判 平16・8・17 判時1873・153〈切削オーバーレイ工法事件〉……………特許100 ④
 東京高判 平16・8・31 判時1883・87〈RISOインクボトル事件〉……………商標4章2節 ⑤
 大阪地判 平16・9・13 判時1899・142〈ヌーブラ事件〉……………不正競争2 ②8
 東京高判 平16・9・16 【平16行ケ18】〈ひよこちゃん事件〉……………商標4 ①4
 東京高判 平16・9・29 判時1887・99〈油圧作動型カッター事件〉……………特許35 ①7
 大阪高判 平16・9・29 【平15ネ3575】〈積水ハウス事件控訴審判決〉……………著作2 ②9
 東京地判 平16・9・30 判時1880・84〈ステンレス鋼製缶体事件〉……………特許35 ⑥
 東京高判 平16・10・27 【平16ネ2995】〈貯留浸透タンク事件〉……………特許127 ①
 東京地判 平16・10・29 判時1902・135〈ラップフィルム摘み具事件〉……………意匠3 ⑤
 大阪地判 平16・11・9 判時1897・103〈ミーリングチャック事件〉……………不正競争2 ①2
 東京地判 平16・12・8 判時1889・110〈インクタンク事件一審〉……………特許68 ④
 東京高判 平16・12・21 判時1891・139〈回路シミュレーション方法事件〉……………特許2 ⑦
 7 東京地決 平17・1・31 判時1898・73……………商標36 ①
 東京地判 平17・2・10 判時1906・144〈プラニユート顆粒事件〉……………特許29 ⑧

- 東京地判 平13・4・24 判時1755・43〈J-PHONE事件〉……………不正競争2 110
- 最判 平13・6・8 民集55・4・727〈円谷プロ事件〉……………著作112の前◆【国際裁判管轄】 1
- 最判 平13・6・12 民集55・4・793〈生ゴミ処理装置事件〉……………特許33 1
- 東京高判 平13・6・21 判時1765・96〈すいかの写真事件〉……………著作2 18
- 東京高判 平13・6・27【平12行ケ422】〈MAGIC事件〉……………商標50 2
- 最判 平13・6・28 民集55・4・837〈江差追分事件〉……………著作2 31、39、27 1
- 最判 平13・7・6 判時1762・130〈PALM SPRINGS POLO CLUB事件〉……………商標4 13
- 東京高判 平13・7・17 判時1769・98〈乳酸菌飲料事件〉……………商標3 6、9
- 東京地判 平13・7・19 判時1815・148〈呉青山学院事件〉……………不正競争2 5、70
- 東京地判 平13・7・25 判時1758・137〈路線バス車体絵画事件〉……………著作46 1
- 東京地判 平13・8・31 判時1760・138〈エルメスバーキン事件〉……………不正競争2 87
- 東京地判 平13・9・6 判時1804・117〈宅配鮎事件〉……………不正競争2 74
- 東京地判 平13・9・20 判時1764・112……………特許100 2
- 東京地判 平13・9・20 判時1801・113……………不正競争2 110
- 最判 平13・10・25 判時1767・115〈キャンディ・キャンディ事件〉……………著作2 37、28 1
- 東京地判 平13・10・25 判時1786・142……………不正競争2 110
- 東京高判 平13・10・30 判時1773・127〈交通標語事件〉……………著作2 7
- 東京高判 平13・10・31【平13行ケ258】〈カンショウ乳酸事件〉……………商標3 1
- 東京高判 平13・11・29 判時1779・89〈置換プリン事件〉……………特許68 3
- 東京高判 平13・12・26 判時1788・103……………不正競争2 19
- 東京地判 平14・1・24 判時1814・145……………不正競争2 21
- 東京高判 平14・1・31 判時1804・108……………特許49 1
- 東京地判 平14・2・5 審決集48・823〈ダイコク事件〉……………不正競争2 110
- 東京高判 平14・2・18 判時1786・136〈雪月花事件〉……………著作21 2
- 最判 平14・2・22 民集56・2・348〈ETNIES事件〉……………特許132 1、商標63 1
- 最判 平14・3・25 民集56・3・574〈パチンコ装置事件〉……………特許132 2
- 大阪地判 平14・4・9 判時1826・132〈ワイヤーブラシセット事件〉……………不正競争2 75
- 東京高判 平14・4・11 判時1828・99〈医療行為事件〉……………特許29 3
- 最判 平14・4・25 民集56・4・808〈中古ゲームソフト事件〉……………著作2 45、26 2
- 東京地判 平14・4・25【平14ワ3764】〈三菱クオインタムファンド事件〉……………不正競争2 69
- 大阪地判 平14・5・23 判時1825・116……………特許33 4
- 東京高判 平14・5・31 判時1819・121〈電路支持材事件〉……………不正競争2 13
- 東京地判 平14・7・15 判時1796・145〈MP 3事件〉……………不正競争2 110
- 東京地判 平14・7・17 判時1799・155〈ブラジャー事件〉……………特許33 2
- 東京地判 平14・7・18【平14ワ8104】〈三菱ホーム事件〉……………不正競争2 68
- 東京高判 平14・9・6 判時1794・3〈記念樹事件〉……………著作2 40、27 2
- 最判 平14・9・17 判時1801・108〈mosrite事件〉……………特許153 1
- 東京地中間判 平14・9・19 判時1802・30〈青色LED事件一審中間判決〉……………特許35 16
- 最判 平14・9・26 民集56・7・1551〈FM信号復調装置事件〉……………特許100の前◆【II 外国特許権に係る準拠法】 1、2
- 東京高判 平14・9・26【平13ネ6316】〈メープルシロップ事件〉……………商標38 1
- 東京地判 平14・10・15 判時1821・132〈パドワイザー事件〉……………不正競争19 5
- 東京高判 平14・11・14 判時1811・120〈建築物の骨組構築方法事件〉……………特許178 4
- 東京地判 平15・1・20 判時1823・146〈超時空要塞マクロス事件〉……………著作2 34、29 2
- 東京地中間判 平15・1・29 判時1810・29〈ファイルログ事件一審中間判決〉……………著作23 1
- 大阪地判 平15・2・13 判時1842・120〈ヒットワン・通信カラオケ装置リース事件〉……………著作112 3
- 東京地判 平15・2・20 判時1824・106〈無洗米製造装置事件〉……………不正競争2 114
- 最判 平15・2・27 民集57・2・125〈フレッドベリー事件〉……………商標4章2節 13
- 大阪地判 平15・2・27【平13ワ10308】〈セラミックコンデンサー事件〉……………不正競争2 95

- 東京地判 平10・10・7 判時1657・122〈負荷装置システム事件〉……………特許70 ⑨. 102 ⑥
- 東京地判 平10・10・29 知的裁30・4・812〈スマップインタビュー記事事件〉……………著作2 ③③
- 東京地判 平10・10・30 判時1674・132〈血液型と性格の社会史事件〉……………著作20 ⑫. 32 ⑥. 43 ①
- 東京地判 平10・11・20 知的裁30・4・841〈アダージェット・バレエ作品振付け事件〉……………著作22 ④
- 東京地判 平10・11・30 知的裁30・4・956〈版画の写真事件〉……………著作2 ⑫
- 東京地判 平10・12・22 判時1674・152〈磁気媒体リーダー事件〉……………特許70 ②
- 東京地判 平11・1・28 判時1664・109〈徐放性ジクロロフェナクナトリウム製剤事件〉……………特許70 ⑪
- 東京地判 平11・1・28 判時1677・127〈キャディバッグ事件〉……………不正競争2 ⑦⑧⑧
- 東京地判 平11・1・29 判時1680・119〈古文単語語呂合わせ事件〉……………著作2 ⑥
- 東京地判 平11・2・25 判時1677・130〈松本清張作品映画化リスト事件〉……………著作12 ②
- 東京地判 平11・2・25 判時1682・124〈モデルガン事件〉……………不正競争2 ⑦⑨
- 東京地判 平11・2・25 判時1683・144〈広告器事件〉……………不正競争2 ⑫
- 最判 平11・3・9 民集53・3・303〈大径角形鋼管事件〉……………特許178 ②
- 最判 平11・4・16 民集53・4・627〈すい臓疾患治療剤事件〉……………特許69 ①
- 東京地判 平11・4・28 判時1691・136〈ウイルスバスター事件〉……………商標4章2節 ⑫
- 東京高判 平11・6・15 判時1697・96〈スミターマル事件〉……………特許102 ①
- 東京地判 平11・6・29 判時1693・139〈プリーツ・プリーズ事件〉……………不正競争2 ②②
- 最判 平11・7・16 民集53・6・957〈生理活性物質測定法事件〉……………特許100 ①③
- 東京地判 平11・7・16 判時1698・132〈悪路脱出具事件〉……………特許102 ⑦
- 東京地判 平11・7・23 判時1694・138……………不正競争2 ⑨⑨
- 東京地判 平11・9・28 判時1695・115〈江戸商売図絵事件〉……………著作2 ⑫
- 東京高判 平11・12・22 判時1710・147〈ドゥーセラム事件〉……………商標4 ①
- 東京地判 平12・1・17 判時1708・146……………不正競争2 ②⑤
- 最判 平12・2・18 判時1703・159〈嗜好食品事件〉……………特許132 ④
- 最決 平12・2・24 刑集54・2・67〈パチスロ事件〉……………商標4章2節 ④
- 最判 平12・2・29 民集54・2・709〈倉方黄桃事件〉……………特許2 ⑥
- 東京地判 平12・2・29 判時1715・76〈中田英寿の詩事件〉……………著作18 ①
- 東京地判 平12・3・17 判時1714・128〈タウンページデータベース事件〉……………著作12の2 ①
- 最判 平12・4・11 民集54・4・1368〈ケルビー事件〉……………特許70 ⑬
- 東京高判 平12・4・25 判時1724・124〈「脱ゴーマニズム宣言」事件〉……………著作20 ⑩. 32 ③
- 東京地判 平12・5・16 判時1751・128②〈スターデジコ事件〉……………著作96 ①
- 東京高判 平12・5・17【平12行コ22】……………新案12 ①
- 東京高判 平12・5・23 判時1725・165〈三島由紀夫の手紙事件〉……………著作2 ⑫. 60 ①
- 東京地判 平12・6・29 判時1728・101……………不正競争2 ⑦
- 最判 平12・7・11 民集54・6・1848〈レールデュタン事件〉……………商標4 ⑫
- 東京地判 平12・7・18 判時1729・116……………不正競争2 ⑦
- 東京高判 平12・8・29 判時1737・124〈シャディ事件〉……………商標2 ②
- 東京地判 平12・8・31【平10ワ7865】〈写ルンです事件〉……………特許68 ②
- 最判 平12・9・7 民集54・7・2481〈ゴナ書体事件〉……………著作2 ②⑧
- 大阪地判 平12・9・12 判時1748・164〈包装用かご事件〉……………意匠29 ①
- 東京地判 平12・11・13 判時1736・118……………不正競争2 ⑨④
- 東京高判 平12・11・28 判時1748・159〈おろし器事件〉……………意匠4 ①
- 富山地判 平12・12・6 判時1734・3〈JACCS事件〉……………不正競争2 ⑩⑩
- 東京地判 平12・12・7 判時1771・111……………不正競争2 ⑨⑩⑩
- 東京高判 平13・1・31 判時1743・124……………特許178 ③
- 最判 平13・2・13 民集55・1・87〈ときめきメモリアル事件〉……………著作20 ③
- 東京高判 平13・2・28 判時1749・138〈DALE CARNEGIE事件〉……………商標50 ①
- 5 最判 平13・3・2 民集55・2・185〈カラオケリース事件〉……………著作22 ⑤
- 大阪高判 平13・4・19【平11ネ2198】〈ペン型注射器事件〉……………特許70 ⑫

- 最判 平5・12・16 判時1480・146〈アメックス事件〉……………不正競争2 ⑩
 東京高決 平5・12・24 判時1505・136……………不正競争2 ⑩⑩
 大阪地判 平6・2・24 判時1522・139〈マグアンプK事件〉……………商標4章2節 ⑥
 東京地判 平6・4・25 判時1509・130〈日本の城の基礎知識事件〉……………著作2 ④
 大阪地判 平6・4・28 判時1542・115〈マホーピン事件〉……………特許35 ③
 大阪高判 平6・5・27 知的裁26・2・356〈釣糸事件〉……………特許35 ④
 東京地判 平6・7・1 知的裁26・2・510〈101匹ワンチャン事件〉……………著作26 ①
 神戸地決 平6・12・8 知的裁26・3・1323〈ハートカップ事件〉……………不正競争19 ⑦
 最判 平7・3・7 民集49・3・944〈磁気治療器事件〉……………特許132 ③
 最決 平7・4・4 刑集49・4・563〈海賊版ビデオ販売事件〉……………著作119 ②
 東京高判 平7・4・13 判時1536・103〈衣装ケース事件〉……………意匠3 ①
 大阪地判 平7・5・30 知的裁27・2・426〈it'sシリーズ事件〉……………不正競争2 ②⑩
 東京高判 平7・9・26 知的裁27・3・682〈タイムカード事件〉……………意匠3 ③
 大阪地判 平7・9・28 知的裁27・3・580〈音羽流事件〉……………不正競争2 ⑤⑩
 東京地判 平7・10・30 判時1560・24〈システムサイエンス事件〉……………著作113 ①、114 ①
 東京高判 平7・11・8 知的裁27・4・778〈多摩市立図書館事件〉……………著作31 ①
 東京地判 平7・12・18 知的裁27・4・787〈ラストメッセージin最終号事件〉……………著作2 ⑤、二章三節五款 ①
 仙台地判 平7・12・22 判時1589・103……………不正競争2 ⑩
 東京地判 平8・2・23 知的裁28・1・54〈やっぱりブスが好き事件〉……………著作20 ④
 東京高判 平8・4・16 知的裁28・2・271〈「目覚め」事件〉……………著作113 ②、115 ①
 大阪地判 平8・4・16 知的裁28・2・300……………不正競争2 ⑨
 千葉地判 平8・4・17 判時1598・142〈「ウォークマン」事件〉……………不正競争2 ④②
 東京高判 平8・7・24 判時1597・129〈泉岳寺事件〉……………不正競争2 ⑥⑦
 神戸地判 平8・11・25 判時1603・115〈リッツ事件〉……………不正競争2 ⑥④
 東京地判 平8・12・25 知的裁28・4・821〈ドラゴン・キーホルダー事件一審〉……………不正競争2 ⑧②
 東京地判 平9・2・21 判時1617・120……………不正競争5 ②
 東京地判 平9・3・7 判時1613・134〈ピアス孔保護具事件〉……………不正競争2 ⑦⑧ ⑧
 最判 平9・3・11 民集51・3・1055〈小僧寿し事件〉……………特許102 ⑧、商標4 ⑧、26 ②、38 ②
 東京地判 平9・4・25 判時1605・136〈スモーキングスタンド等設計図事件〉……………著作2 ②③
 最判 平9・7・1 民集51・6・2299〈BBS [バーバーエス] 並行輸入事件〉……………特許68 ①⑦
 最判 平9・7・17 民集51・6・2714〈ポパイ・ネクタイ事件〉……………著作2 ⑩、51 ①
 東京高判 平9・7・17 知的裁29・3・565〈インターフェロン事件〉……………特許70 ⑤
 東京高判 平9・8・28 判時1625・96〈フジサンケイグループ事件〉……………著作75 ①
 東京地判 平9・12・12 判時1641・115〈足場板用枠事件〉……………意匠38 ①
 東京地判 平10・2・20 知的裁30・1・33〈バーンズ・コレクション展事件〉……………著作32 ④
 最判 平10・2・24 民集52・1・113〈ポルシェブライン事件〉……………特許70 ⑧
 東京地判 平10・2・25 判タ973・238〈たまごっち事件〉……………不正競争2 ⑧④
 東京高判 平10・2・26 知的裁30・1・65〈ドラゴン・キーホルダー事件控訴審〉……………不正競争2 ⑧③
 東京地判 平10・3・13 判時1639・115〈高知東急事件〉……………不正競争2 ⑥⑤
 大阪高判 平10・5・22 判タ986・289〈One CUP事件〉……………不正競争2 ⑤②
 東京高判 平10・6・18 知的裁30・2・342〈自走式クレーン事件〉……………意匠3 ②
 東京高判 平10・6・30 知的裁30・2・396〈アフタヌーンティー事件〉……………商標51 ②
 最判 平10・7・17 判時1651・56〈月刊雑誌「諸君!」事件〉……………著作20 ②
 東京高判 平10・8・4 判時1667・131〈俳句の添削事件〉……………著作20 ⑤
 東京地判 平10・8・27 知的裁30・3・478〈カラオケボックスビッグエコー事件〉……………著作22 ③
 最判 平10・9・10 判時1655・160〈チャンネル事件上告審〉……………不正競争2 ⑤⑧
 大阪地判 平10・9・10 知的裁30・3・501〈小熊タオルセット事件〉……………不正競争2 ⑦③
 大阪地判 平10・9・10 判時1656・137……………不正競争2 ⑨⑥
 大阪地判 平10・9・17 知的裁30・3・570〈徐放性ジクロロフェナクナトリウム製剤事件〉……………特許70 ⑩

- 大阪地判 昭60・5・29 無体17・2・281〈症例報告書事件〉……………著作19①
- 大阪地判 昭60・6・28 判タ567・290……………不正競争5①
- 東京高判 昭60・7・30 無体17・2・344〈蛇口接続金具意匠事件〉……………特許123①
- 東京高判 昭60・10・17 無体17・3・462〈藤田嗣治絵画複製事件〉……………著作32②
- 横浜地決 昭60・10・29 判時1176・126〈花喰鳥事件〉……………著作112②
- 東京高判 昭60・11・14 無体17・3・544〈アメリカ語要語集事件〉……………著作12①
- 最判 昭61・1・23 判時1186・131〈GEORGIA事件〉……………商標3③
- 最判 昭61・4・22 判時1207・114〈ユーハイム事件〉……………商標51①
- 最判 昭61・5・30 民集40・4・725〈パロディ事件第二次上告審〉……………著作17①
- 最判 昭61・7・17 民集40・5・961〈第二次箱尺事件〉……………特許29⑥
- 最判 昭61・10・3 民集40・6・1068〈ウォーキングビーム式加熱炉事件〉……………特許79①
- 東京高判 昭61・12・25 無体18・3・579〈紙幣事件〉……………特許32①
- 東京高判 昭62・2・19 無体19・1・30〈当落予想表事件〉……………著作2①
- 神戸地判 昭62・3・25 無体19・1・72〈ホテルチャンネル事件〉……………不正競争2⑥
- 大阪地判 昭62・5・27 無体19・2・174〈「かに道楽」事件〉……………不正競争2④
- 大阪地判 昭62・8・26 無体19・2・268〈BOSS事件〉……………商標2①
- 最判 昭63・3・15 民集42・3・199〈クラブ・キャッツアイ事件〉……………著作22①
- 東京地判 昭63・3・23 判時1284・155〈IBM事件〉……………著作119①
- 東京高判 昭63・3・29 無体20・1・98〈「天一」事件〉……………不正競争2④
- 東京地判 昭63・6・29 無体20・2・260〈チェレザ事件〉……………商標13①
- 最判 昭63・7・19 民集42・6・489〈アースベルト事件〉……………不正競争2⑤、特許65①
- 東京高判 昭63・12・13 判時1311・112……………特許29⑨
- 東京高判 平元・4・27 判時1324・135〈額縁用枠材事件〉……………意匠10の2①
- 東京高判 平元・7・11 判時1325・138〈ミネフード事件〉……………商標53①
- 東京地判 平元・10・6 無体21・3・747〈レオナルド・フジタ展事件〉……………著作47①
- 東京高判 平2・2・13 判時1348・139〈錦鯉飼育法事件〉……………特許2③
- 東京地判 平2・2・28 判時1345・116……………不正競争2⑤
- 最判 平2・7・20 民集44・5・876〈ポパイ・マフラー事件〉……………商標4章2節⑩
- 東京高判 平3・1・29 判時1379・130〈ダイジェスティブ事件〉……………商標3⑤⑧
- 最判 平3・3・8 民集45・3・123〈リパーゼ事件〉……………特許36③
- 最判 平3・3・19 民集45・3・209〈クリップ事件〉……………特許126④
- 最判 平3・4・23 民集45・4・538〈シェトア事件〉……………商標50④
- 東京高判 平3・8・29 知的裁23・2・618……………特許102⑤
- 東京高判 平3・10・1 判時1403・104……………特許29⑦
- 東京高判 平3・12・17 知的裁23・3・808〈木目化粧紙事件〉……………著作2②
- 東京高判 平3・12・19 知的裁23・3・823〈法政大学懸賞論文事件〉……………著作20⑨
- 最判 平4・4・28 民集46・4・245〈高速旋回式バルル研磨法事件〉……………特許181①
- 大阪地判 平4・4・30 知的裁24・1・292〈丸棒矯正機事件〉……………著作2④
- 東京地判 平4・5・27 知的裁24・2・412〈Nintendo事件〉……………商標4章2節⑦
- 大阪地判 平4・8・27 知的裁24・2・495〈静かな焙事件〉……………著作2④
- 最判 平4・9・22 判時1437・139〈大森林事件〉……………商標4⑦
- 東京地判 平5・2・24 判時1455・143〈ワールドファイナンス事件〉……………不正競争2⑥
- 大阪地判 平5・3・23 判時1464・139〈TBS事件〉……………著作41①
- 最判 平5・3・30 判時1461・3〈智恵子抄事件〉……………著作2③、12③
- 最判 平5・3・30 判時1461・150……………特許39①
- 東京高判 平5・7・22 知的裁25・2・296〈ゼルダ事件〉……………商標32①
- 東京地判 平5・8・30 知的裁25・2・380〈THE WALL STREET JOURNAL事件〉……………著作12④、27③
- 3 東京高判 平5・9・9 判時1477・27〈三沢市勢映画製作事件〉……………著作29①
- 最判 平5・9・10 民集47・7・5009〈SEIKO EYE事件〉……………商標4⑨

- 東京地判 昭53・6・21 無体10・1・287 (日照権事件) …………… 著作2 ②
- 東京高判 昭53・7・26 無体10・2・369 (ターンテーブル事件) …………… 意匠2 ①
- 最判 昭53・9・7 民集32・6・1145 (ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件) …………… 著作21 ①
- 富山地判 昭53・9・22 無体10・2・454 (富山住宅地図事件) …………… 著作2 ②③⑧
- 東京高判 昭53・10・25 無体10・2・478 (マクドナルド事件) …………… 不正競争2 ④⑨
- 最判 昭54・4・10 判時927・233 (ワイキキ事件) …………… 商標3 ②
- 神戸地姫路支判 昭54・7・9 無体11・2・371 (仏壇彫刻事件) …………… 著作2 ②⑤
- 最判 昭55・1・24 民集34・1・80 (食品包装容器事件) …………… 新案47 ①
- 東京地判 昭55・3・10 無体12・1・47 (タイポス事件) …………… 不正競争2 ②③
- 東京高判 昭55・3・25 無体12・1・108 (カップヌードル事件) …………… 意匠2 ②
- 東京地決 昭55・3・26 判時968・27 (テレビニュース録画事件) …………… 著作42 ①
- 最判 昭55・3・28 民集34・3・244 (パロディ事件第一次上告審) …………… 著作20 ①, 32 ①
- 最判 昭55・5・1 民集34・3・431 (耕耘機トレーラー事件) …………… 特許126 ②
- 大阪高判 昭55・6・26 無体12・1・266 (英訳 平家物語事件) …………… 著作2 ④①
- 最判 昭55・7・4 民集34・4・570 (一眼レフカメラ事件) …………… 特許29 ⑤
- 大阪地判 昭56・1・30 無体13・1・22 (ロンシャン図柄事件) …………… 不正競争2 ①⑤
- 札幌高決 昭56・1・31 無体13・1・36 (バター缶事件) …………… 不正競争3 ④
- 東京高判 昭56・2・25 無体13・1・134 (香りのタイプ事件) …………… 不正競争2 ⑤⑥
- 東京地判 昭56・2・25 無体13・1・139 (交換レンズ事件) …………… 特許101 ①
- 最判 昭56・3・13 判時1001・41 …………… 特許44 ①
- 大阪地決 昭56・3・30 判時1028・83 …………… 不正競争2 ④
- 東京地判 昭56・4・20 無体13・1・432 (アメリカTシャツ事件) …………… 著作2 ②⑥
- 最判 昭56・6・30 民集35・4・848 …………… 特許70 ①⑤
- 大阪高判 昭56・7・28 無体13・2・560 …………… 不正競争2 ③④
- 大阪高決 昭56・9・28 無体13・2・630 (薬品保管庫事件) …………… 意匠3 ④
- 最判 昭56・10・13 民集35・7・1129 …………… 不正競争3 ②
- 大阪地判 昭57・2・26 無体14・1・58 (ウスキー事件) …………… 不正競争2 ⑤⑨
- 東京地判 昭57・3・8 無体14・1・97 (将門記事事件) …………… 著作2 ③⑥
- 東京地判 昭57・6・16 無体14・2・418 (山形屋海苔店事件) …………… 商標26 ①
- 東京地判 昭57・9・27 無体14・3・593 …………… 不正競争2 ①⑥
- 東京地判 昭57・10・18 判タ499・178 …………… 不正競争2 ①⑦
- 東京高判 昭57・10・28 無体14・3・759 (ヨドバシボールノ事件) …………… 不正競争2 ⑥⑩
- 最判 昭57・11・12 民集36・11・2233 (月の友事件) …………… 商標4 ②
- 最判 昭58・2・17 判時1082・125 (盛光事件) …………… 商標47 ①
- 東京高判 昭58・6・16 無体15・2・501 (DCC事件) …………… 商標4 ⑤
- 最判 昭58・10・7 民集37・8・1082 …………… 不正競争2 ④⑥⑤⑤
- 東京高判 昭58・11・15 無体15・3・720 …………… 不正競争2 ①①
- 横浜地判 昭58・12・9 無体15・3・802 (「勝烈庵」事件) …………… 不正競争2 ④④④④
- 大阪地判 昭58・12・23 無体15・3・894 …………… 不正競争2 ①④
- 東京地判 昭59・1・18 判時1101・109 (ポルノランドディズニー事件) …………… 不正競争2 ⑥①
- 最判 昭59・1・20 民集38・1・1 (顔真卿自書建中告身帖事件) …………… 著作二章三節三款 ①
- 東京地八王子支判 昭59・2・10 無体16・1・78 (ゲートボール規則書事件) …………… 著作2 ③
- 最判 昭59・3・13 判時1119・135 …………… 特許157 ①
- 最判 昭59・4・24 民集38・6・653 (耕耘機トレーラー事件) …………… 特許126 ③
- 最判 昭59・5・29 民集38・7・920 (フットボール事件) …………… 不正競争2 ①④⑦⑤④, 3 ①
- 東京地判 昭59・6・15 刑月16・5=6・459 (新薬産業スパイ事件) …………… 不正競争2 ①⑧
- 東京地判 昭59・9・28 無体16・3・676 (パックマン事件) …………… 著作2 ④④
- 最判 昭59・10・23 民集38・10・1145 (THE UNION READERS事件) …………… 商標8 ①
- 大阪地判 昭59・12・20 無体16・3・803 (ヘアブラシ意匠事件) …………… 特許78 ③, 98 ①

判例索引

本書収録の全ての判例を年月日順に掲げ、掲載箇所を法令名略語、条数、判例番号で示した。

同一法令の条数は（ ）で、異なる法令の間では（ ）で区切った。

- 東京高判 昭26・7・31 行裁2・8・1273（カット事件）……………新案3①
 最判 昭28・4・30 民集7・4・461（欧文字単一電報隠語作成方法事件）……………特許2①
 東京地判 昭28・10・20 下民4・10・1503（赤木屋プレイガイド事件）……………不正競争19①
 静岡地浜松支判 昭29・9・16 下民5・9・1531（山葉楽器事件）……………不正競争19④
 東京地判 昭30・3・16 下民6・3・479……………特許29②
 東京高判 昭31・12・25 行裁7・12・3157（電柱広告方法事件）……………特許2②
 最決 昭34・5・20 刑集13・5・755……………不正競争2③③
 最大判 昭35・4・6 刑集14・5・525……………不正競争21①②
 最判 昭36・6・27 民集15・6・1730（橘正宗事件）……………商標4⑩
 東京地判 昭36・10・25 下民12・10・2583（昆虫挿絵事件）……………著作2⑬
 大阪高判 昭38・2・28 判時335・43（松前屋事件）……………不正競争2④③
 最判 昭39・8・4 民集18・7・1319（液体燃料燃焼装置事件）……………特許70①
 最判 昭40・6・4 判時414・29（ライナーピャー事件）……………不正競争2⑩⑩
 最判 昭42・4・11 民集21・3・598……………不正競争3③
 大阪地判 昭42・8・21 判時496・62（キャバレーゴールデンミカド事件）……………著作112①
 最判 昭43・2・27 民集22・2・399（永山印事件）……………商標4⑥
 最判 昭43・4・18 民集22・4・936……………特許71①
 最判 昭43・12・13 民集22・13・2972（石灰窒素の製造炉事件）……………特許35②
 最判 昭44・1・28 民集23・1・54（原子力エネルギー発生装置事件）……………特許2⑤
 東京地判 昭44・3・19 判時559・60……………不正競争19⑥
 最判 昭44・10・17 民集23・10・1777（地球儀型トランジスタラジオ事件）……………特許79②
 奈良地判 昭45・10・23 下民21・9=10・1369（フォセコ事件）……………不正競争2⑩⑩
 東京高判 昭45・12・26 判タ260・338（組立て式押入タンス事件）……………不正競争2⑨
 大阪地判 昭46・2・26 無体3・1・62（新阪急ホテル事件）……………不正競争2④⑧
 最決 昭46・7・20 刑集25・5・739（ハイ・ミー事件）……………商標4章2節⑧
 福岡地飯塚支判 昭46・9・17 無体3・2・317（巨峰事件）……………商標4章2節①
 大阪地判 昭46・12・22 無体3・2・414（学習机事件）……………意匠26①
 東京地判 昭47・10・11 無体4・2・538（民青の告白事件）……………著作10①
 最判 昭47・12・14 民集26・10・1888（フェノチアジン誘導体製法事件）……………特許126①
 長崎地佐世保支決 昭48・2・7 無体5・1・18（博多人形事件）……………著作2②④
 東京地判 昭48・3・9 無体5・1・42……………不正競争2③③
 最判 昭48・4・20 民集27・3・580……………特許78①
 最判 昭49・3・19 民集28・2・308（可撓伸縮ホース事件）……………意匠3⑦
 東京高判 昭49・6・18 無体6・1・170……………特許29④
 大阪地判 昭51・2・24 無体8・1・102（ポバイ・アンダーシャツ事件）……………商標4章2節③
 最大判 昭51・3・10 民集30・2・79（メリヤス編機事件）……………特許178①
 東京地判 昭51・3・31 判タ344・291（「勝烈庵」事件）……………不正競争2③⑨
 最判 昭51・4・30 判タ360・148……………特許29⑭④
 最判 昭52・2・14 判時841・26……………特許25①
 東京地判 昭52・3・30 著研9・233（たいやき君事件）……………著作2③⑤
 東京地判 昭52・7・22 無体9・2・534（舞台装置設計図事件）……………著作30①
 I 最判 昭52・10・13 民集31・6・805（薬物製品事件）……………特許2④
 東京地判 昭52・12・23 無体9・2・769……………不正競争2⑩⑩

複製権……………著作21. 96. 98. 100の2
 付随対象著作物……………著作30の2
 不正競争……………不正競争2①
 プログラム……………不正競争2①[十][十一]. 2⑧,
 著作2①[十の二]. 10①[九]. 10③. 15②
 —の著作物についての権利侵害
 …著作2①[七の二]. 20②[三]. 23. 47の3. 113②
 —の著作物の登録……………著作76の2. 78の2,
 プログラム登3
 プログラム等……………特許2③[一]. 2④
 文書提出命令……………特許105, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争7, 著作114の3
 編集著作物……………著作12
 防護標章……………商標64～68
 放送……………著作2①[八]. 9. 98～100
 放送権……………著作92. 100の3
 法定通常実施権……………特許79の2, 新案26, 意匠29の3
 冒認特許権の取戻請求……………特許74
 補償金支払請求権……………特許65
 補正…特許17～17の4. 53, 新案2の2. 6の2. 14の3,
 意匠9の2. 17の2. 60の3, 商標9の4. 16の2. 68の40
 翻案権……………著作27
 翻訳権……………著作27

ま 行

マドリッド協定の議定書に基づく特例
 ………………商標68の2～68の39
 みなし侵害……………特許101, 新案28, 意匠38, 商標37,
 著作113
 無効審判……………特許123～125. 164の2, 新案37,
 意匠48. 49, 商標46～47
 名誉回復等の措置……………著作115
 模倣……………不正競争2⑤

や 行

優先権……………特許41. 43. 43の2, 新案8, 商標9の2. 9の3,
 種苗11, パリ約4
 有線放送……………著作2①[九の二][九の三]. 9の2.
 100の2～100の4
 有線放送権……………著作92. 99

ら 行

立体商標……………商標5②
 レコード…著作2①[五]～[七]. 8. 96～97の3. 113⑤
 録音権……………著作91
 録画権……………著作91

商標登録
 ——の取消しの審判……………商標50～55
 ——の要件……………商標3, 4
 商標登録出願……………商標5
 商品形態模倣……………不正競争2①〔三〕
 商品等表示……………不正競争2①〔一〕〔二〕
 商品の形態……………不正競争2④
 職務著作……………著作15
 職務発明……………特許35
 ——の相当の対価……………特許35③～⑤
 書類提出命令……………特許105, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争7, 著作114の3
 審 決
 ——の確定範囲……………特許167の2
 特許審判の——……………特許157, 160, 167
 審決等取消訴訟……………特許178～182の2, 新案47～48の2,
 意匠59, 商標63
 審決予告……………特許164
 審 判……………特許121～170, 新案37～41, 意匠46～52,
 商標44～56の2
 信用回復の措置……………特許106, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争14
 先 願……………特許39, 新案7, 意匠9, 商標8, 種苗9
 先使用権……………特許79, 新案26, 意匠29, 商標32, 32の2
 専属管轄……………特許178①, 新案47, 意匠59, 商標63①
 専用実施権……………特許77, 新案18, 意匠27
 専用使用権……………商標30
 専用利用権……………種苗25
 送信可能化権……………著作92の2, 96の2, 99の2, 100の4
 損害額の推定等……………特許102, 新案29, 意匠39, 商標38,
 不正競争5, 著作114
 損害額の認定……………特許105の3, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争9, 著作114の5

た 行

貸与権……………著作26の3, 95の3, 97の3
 団体商標……………商標7
 地域団体商標……………商標7の2
 知的財産……………知財基2①
 知的財産権……………知財基2②
 著作権……………著作21～28
 ——の保護期間……………著作51～58
 著作人人格権……………著作18～20, 50, 59, 60, 113⑥, 115,
 116
 著作人人格権……………著作102
 著作物……………著作2①〔一〕, 6, 10～13
 著作隣接権……………著作89～104
 著名表示……………不正競争2②〔二〕
 通常実施権……………特許35①, 78～83, 92, 93, 176,

新案4の2②, 19～23, 意匠28～34
 ——の対抗力……………特許99
 通常使用権……………商標31
 通常利用権……………種苗26～27
 訂正審判……………特許126～128, 165, 166
 訂正の請求……………特許134の2, 134の3
 データベース……………著作2①〔十の三〕, 12の2
 電子計算機……………著作2①〔十の二〕
 展示権……………著作25
 伝達権……………著作100, 100の5
 同一性保持権……………著作20, 90の3
 登録異議の申立て……………商標43の2
 登録商標……………商標2②
 ——の範囲……………商標27
 登録料……………新案31～36, 意匠42～45, 商標40～43
 特許協力条約に基づく国際出願
 ………………特許184の3～184の20, 新案48の3～48の16
 特許権……………特許66
 ——に基づく差止請求権……………特許100
 ——に基づく損害賠償請求……………特許102
 ——の効力……………特許68, 69
 ——の存続期間……………特許67①
 ——の放棄……………特許97
 特許原簿……………特許27
 特許公報……………特許193
 特許出願……………特許36～39
 特許出願実用新案登録に基づく——……………特許46の2
 特許審判……………特許121～170
 特許訴訟……………特許178～184の2
 特許の要件……………特許29～32
 特許料……………特許107～112
 特許を受ける権利……………特許33, 34
 ドメイン名……………不正競争2①〔十二〕, 2②

な 行

二次的著作物……………著作11
 ——に関する原著作者の権利……………著作28

は 行

発 明……………特許1, 2①
 判 定……………特許71
 半導体集積回路……………半導体2
 頒布権……………著作2①〔十九〕, 26
 秘密意匠……………意匠14
 秘密保持命令……………特許105の4～105の6, 新案30,
 意匠41, 商標39, 不正競争10～12, 著作114の6～114
 の8
 品種登録……………種苗3
 複 製……………著作2①〔十五〕

事項索引

引用条文の範囲は本書収録法令とし、掲載箇所を法令名略語、条号で示した。

同一法令の条数は（．）で、異なる法令条号の間は（，）で区切った。

あ 行

育成者権……………種苗19
 意匠……………意匠2①
 意匠権……………意匠20. 24. 38
 —の効力……………意匠23
 —の存続期間……………意匠21
 意匠公報……………意匠66
 意匠審判……………意匠46～52
 意匠登録の要件……………意匠3～5
 映画……………著作2③. 16. 26. 29. 38. 54. 91②
 —の盗撮……………盗撮防止2
 営業秘密…特許105の7, 不正競争2①[四]～[九]. 2⑥
 —の秘匿決定……………不正競争23
 演奏権……………著作22

か 行

回路配置利用権……………半導体3. 10～21
 仮専用実施権……………特許34の2. 34の4
 仮通常実施権……………特許34の3, 新案4の2, 意匠5の2
 —の対抗力……………特許34の5
 関連意匠……………意匠10. 22
 技術的制限手段……………不正競争2①[十][十一]. 2⑦
 技術的保護手段……………著作2①[二十]. 30①[二].
 120の2[一][二]
 共有
 著作権の—……………著作65
 特許権の—……………特許73
 拒絶査定不服審判……………特許121. 158～164, 意匠46,
 商標44
 拒絶の査定……………特許49, 意匠17, 商標15
 組物……………意匠8
 原状回復……………特許106, 新案30, 意匠41, 商標39,
 不正競争14, 著作115
 権利管理情報…著作2①[二十一]. 113③. 120の2[三]
 権利行使の制限（特許権者等の）……………特許104の3,
 新案30, 意匠41, 商標39
 考案……………新案2①
 公開裁判の停止……………特許105の7, 新案30, 不正競争13
 公開出願……………特許64～65
 公衆送信……………著作2①[七の二]
 公衆送信権……………著作23
 口述権……………著作24

公表権……………著作18
 国際出願……………国際出願2, 特許協力約3,
 マドリッド議定書3
 国際登録出願……………商標68の2

さ 行

再審……………特許171～176, 新案42～45, 意匠53～58,
 商標57～62
 裁定……………特許83～93, 意匠33, 著作67～70
 裁判の公開……………特許105の7, 新案30, 不正競争13
 再放送権……………著作99
 再有線放送権……………著作100の3
 差止請求権……………特許100, 新案27, 意匠37, 商標36,
 不正競争3, 著作112
 質権……………特許95, 新案25, 意匠35, 商標34, 著作66①
 実演……………著作7
 実演家人格権……………著作90の2. 90の3. 101の2. 101の3.
 102の2. 115. 116
 実用新案技術評価……………新案12. 13
 実用新案権……………新案14. 26
 —の効力……………新案16
 —の存続期間……………新案15
 実用新案原簿……………新案49
 実用新案審判……………新案37～41
 実用新案登録の要件……………新案3～4
 指定種苗……………種苗58
 私的録音録画補償金……………著作104の2～104の10
 自動複製機器……………著作30①[一]. 附5の2
 氏名表示権……………著作19. 90の2
 周知表示……………不正競争2①[一]
 出願公開……………商標12の2
 出願の分割……………特許44, 意匠10の2, 商標10
 出願の変更……………特許46, 新案10, 意匠13, 商標11
 出版権……………著作79～88
 上映権……………著作22の2
 上演権……………著作22
 譲渡権……………著作26の2. 95の2. 97の2. 113の2
 商標……………商標2①
 商標権……………商標18. 37
 —の効力……………商標25
 —の存続期間……………商標19
 商標原簿……………商標71
 商標公報……………商標75

編者紹介

おおぶち てつ や
大 渕 哲也

東京大学大学院法学政治学研究科教授

編集協力者紹介

ひらしま りゅうた
平 嶋 竜太

筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授



知的財産法判例六法

Statutes and Precedents of Intellectual Property Laws

平成 25 年 3 月 8 日 初版第 1 刷発行

編 者 大 渕 哲 也

発 行 者 江 草 貞 治

発 行 所 株 式 有 限 公 司 有 斐 閣

[101-0051] 東京都千代田区神田神保町 2-17

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

電話 六法編集部 (03)3264-1317

営 業 部 (03)3265-6811

印 刷 所 共 同 印 刷 株 式 有 限 公 司

製 本 所 共 同 印 刷 株 式 有 限 公 司

© 2013, Tetsuya Obuchi. Printed in Japan

乱丁本・落丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-00109-1

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。